

アフリカ地域

司法アクセス向上・ネットワーク構築にかかる 情報収集・確認調査

ファイナル・レポート

2022年1月

独立行政法人
国際協力機構（JICA）

株式会社 オリエンタルコンサルタンツグローバル

ガ平
JR
22-022

アフリカ地域

司法アクセス向上・ネットワーク構築にかかる 情報収集・確認調査

ファイナル・レポート

2022年1月

独立行政法人
国際協力機構（JICA）

株式会社 オリエンタルコンサルタンツグローバル

目次

第 1 章	調査概要	1
1.1	調査の背景	1
1.2	業務の目的	3
1.3	調査対象地域	3
1.4	調査の方法	4
1.5	最終報告書の概要	5
第 2 章	ケニア国に関する調査結果	12
2.1	サマリー	12
2.2	ガバナンス／司法セクター概要	13
2.3	法的な紛争を解決するための制度とそのプロセス	15
2.4	法律実務家に関する基礎情報	18
2.5	司法アクセスにかかるニーズ	20
2.6	司法アクセスに関する国家の制度及び政策	23
2.7	司法アクセスを支えるインフラ及び広報ツール	29
2.8	司法制度における ICT の導入	32
2.9	ドナー分析	35
2.10	司法アクセスの制度の課題	36
2.11	JICA の支援方策と当該方策に関する評価、留意点	37
第 3 章	タンザニア国に関する調査結果	39
3.1	サマリー	39
3.2	ガバナンス／司法セクター概要	40
3.3	法的な紛争を解決するための制度とそのプロセス	42
3.4	法律実務家に関する基礎情報	46
3.5	司法アクセスにかかるニーズ	47
3.6	司法アクセスに関する国家の制度及び政策	50
3.7	司法アクセスを支えるインフラ及び広報ツール	53
3.8	司法制度における ICT の導入	55
3.9	ドナー分析	57
3.10	司法アクセスの制度の課題	58
3.11	JICA の支援方策と当該方策に関する評価、留意点	59
第 4 章	ルワンダ国に関する調査結果	61
4.1	サマリー	61
4.2	ガバナンス／司法セクター概要	62
4.3	法的な紛争を解決するための制度とそのプロセス	63
4.4	法律実務家に関する基礎情報	65
4.5	司法アクセスにかかるニーズ	67
4.6	司法アクセスに関する国家の制度及び政策	69
4.7	司法アクセスを支えるインフラ及び広報ツール	73

4.8	司法制度における ICT の導入.....	75
4.9	ドナー分析.....	76
4.10	司法アクセスの制度の課題.....	77
4.11	JICA の支援方策と当該方策に関する評価、留意点.....	78
第 5 章	ザンビア国に関する調査結果.....	79
5.1	サマリー.....	79
5.2	ガバナンス／司法セクター概要.....	80
5.3	法的な紛争を解決するための制度とそのプロセス.....	81
5.4	法律実務家に関する基礎情報.....	83
5.5	司法アクセスにかかるニーズ.....	87
5.6	司法アクセスに関する国家の制度及び政策.....	89
5.7	司法アクセスを支えるインフラ及び広報ツール.....	94
5.8	司法制度における ICT の導入.....	96
5.9	ドナー分析.....	98
5.10	司法アクセスに関してザンビア国が抱える課題.....	100
5.11	JICA の支援方策と当該方策に関する評価、留意点.....	101
第 6 章	マラウイ国に関する調査結果.....	103
6.1	サマリー.....	103
6.2	ガバナンス／司法セクター概要.....	104
6.3	法的な紛争を解決するための制度とそのプロセス.....	104
6.4	法律実務家に関する基礎情報.....	108
6.5	司法アクセスにかかるニーズ.....	110
6.6	司法アクセスに関する国家の制度及び政策.....	112
6.7	司法アクセスを支えるインフラ及び広報ツール.....	117
6.8	司法制度における ICT の導入.....	120
6.9	ドナー分析.....	121
6.10	司法アクセスに関してマラウイ国が抱える課題.....	123
6.11	JICA の支援方策と当該方策に関する評価、留意点.....	125
第 7 章	コートジボワール国に関する調査結果.....	126
7.1	サマリー.....	126
7.2	ガバナンス／司法セクター概要.....	127
7.3	法的な紛争を解決するための制度とそのプロセス.....	128
7.4	法律実務家に関する基礎情報.....	130
7.5	司法アクセスにかかるニーズ.....	132
7.6	司法アクセスに関する国家の制度及び政策.....	134
7.7	司法アクセスを支えるインフラ及び広報ツール.....	139
7.8	司法制度における ICT の導入.....	141
7.9	ドナー分析.....	142
7.10	司法アクセスの制度の課題.....	144
7.11	JICA の支援方策と当該方策に関する評価、留意点.....	145

第 8 章	ニジェール国に関する調査結果.....	147
8.1	サマリー.....	147
8.2	ガバナンス／司法セクター概要.....	148
8.3	法的な紛争を解決するための制度とそのプロセス.....	149
8.4	法律実務家に関する基礎情報.....	152
8.5	司法アクセスにかかるニーズ.....	154
8.6	司法アクセスに関する国家の制度及び政策.....	156
8.7	司法アクセスを支えるインフラ及び広報ツール.....	161
8.8	司法制度における ICT の導入.....	163
8.9	ドナー分析.....	163
8.10	司法アクセスの制度の課題.....	165
8.11	JICA の支援方策と当該方策に関する評価、留意点.....	166
第 9 章	セネガル国に関する調査結果.....	168
9.1	サマリー.....	168
9.2	ガバナンス／司法セクター概要.....	169
9.3	法的な紛争を解決するための制度とそのプロセス.....	170
9.4	法律実務家に関する基礎情報.....	172
9.5	司法アクセスにかかるニーズ.....	174
9.6	司法アクセスに関する国家の制度及び政策.....	176
9.7	司法アクセスを支えるインフラ及び広報ツール.....	179
9.8	司法制度における ICT の導入.....	181
9.9	ドナー分析.....	182
9.10	司法アクセスの制度の課題.....	182
9.11	JICA の支援方策と当該方策に関する評価、留意点.....	184
第 10 章	司法 ICT 化試行的トレーニング.....	185
10.1	背景と目的.....	185
10.2	活動内容.....	186
10.3	今後の展開に向けた課題.....	196
第 11 章	地域ワークショップ.....	198
11.1	目的.....	198
11.2	西部ワークショップ.....	198
11.3	東部・南部ワークショップ.....	202
第 12 章	調査総括.....	208
12.1	アフリカにおける司法アクセスの現状と課題.....	208
12.2	JICA の司法アクセス改善に向けた案件形成に関する提案.....	209
第 13 章	別添資料.....	230
13.1	調査対象国の選定経緯.....	230
13.2	JICA 支援素案リスト.....	234

表番号

表 1-1	調査団の構成.....	4
表 1-2	法律扶助に係る基本情報の整理.....	11
表 2-1	裁判官・検察官・弁護士の数.....	18
表 2-2	司法機関の人員数（女性）.....	18
表 2-3	ケニアの調査対象地の概要.....	21
表 2-4	法律扶助の予算及び裁判所の事件数.....	24
表 2-5	コールセンターの概要.....	29
表 2-6	関係政府機関のホームページ情報.....	31
表 2-7	ICT化に必要な予算積算と執行実績.....	32
表 2-8	ICT化の概要.....	34
表 3-1	タンザニアの調査対象地の概要.....	48
表 3-2	事件の申請数（6/25時点）.....	51
表 4-1	研修モジュールの内容.....	65
表 4-2	ルワンダの調査対象地の概要.....	67
表 4-3	法律扶助提供状況.....	72
表 4-4	コールセンター対応のテーマ及び利用数.....	73
表 4-5	法学部のカリキュラム.....	74
表 5-1	2019年の調停統計.....	82
表 5-2	パラリーガルの業務内容、資格及びトレーニングの基準.....	86
表 5-3	ザンビアの調査対象地の概要.....	87
表 5-4	市民の典型的な紛争.....	88
表 5-5	弁護補助員、パラリーガル、CSO及び大学の資格、業務範囲.....	90
表 5-6	法律扶助の申請及びサービス提供の状況.....	91
表 5-7	法学部の受講科目.....	95
表 5-8	高等法務教育研究所のコース内容.....	95
表 6-1	紛争解決の手数料.....	107
表 6-2	マラウイの調査対象地の概要.....	110
表 6-3	主な紛争課題.....	111
表 6-4	設置費・運営費.....	117
表 6-5	法学部のカリキュラムの概要.....	118
表 6-6	研修コースの概要.....	119
表 7-1	コートジボワールの調査対象地の概要.....	133
表 7-2	主な紛争課題.....	134
表 7-3	コールセンターの受電数.....	138
表 7-4	UFHBの法学学士過程のカリキュラムの概要.....	140
表 7-5	UFHBの法学修士課程のカリキュラムの概要.....	140
表 8-1	ニジェールの調査対象地の概要.....	155
表 8-2	主な紛争課題.....	155

表 8-3	アブドゥウ・ムムニ・ニアメ大学の法学学士過程のカリキュラムの概要	161
表 8-4	アブドゥウ・ムムニ・ニアメ大学の法学修士課程のカリキュラムの概要	162
表 9-1	セネガルの調査対象地の概要	174
表 9-2	主な紛争課題	175
表 9-3	司法ハウスの利用件数	178
表 9-4	シエク・アンタ・ジョップ・ダカール大学の法学学士過程のカリキュラムの概要	180
表 9-5	シエク・アンタ・ジョップ・ダカール大学の法学修士課程のカリキュラムの概要	180
表 10-1	本パイロットの活動内容	186
表 10-2	ケース登録情報	188
表 10-3	ICT ワークショップのプログラム	195
表 11-1	西部地域ワークショップアジェンダ	198
表 11-2	西部ワークショップ参加者	200
表 11-3	東・南部地域ワークショップアジェンダ	202
表 11-4	東・南部ワークショップ参加者	204
表 12-1	パラリーガルの支援案リスト	210
表 12-2	ICT 化に関する支援案リスト	211
表 12-3	モバイルリーガルクリニックの支援案	212
表 12-4	ワンストップセンターの支援案	212
表 12-5	ケニアの支援案リスト	215
表 12-6	タンザニアの支援案リスト	215
表 12-7	ルワンダの支援案リスト	216
表 12-8	ザンビアの支援案リスト	217
表 12-9	マラウイの支援案リスト	218
表 12-10	コートジボワールの支援案リスト	219
表 12-11	ニジェールの支援案リスト	220
表 12-12	セネガルの支援案リスト	220
表 12-13	国レベルの協力素案（ケニア）	221
表 12-14	国レベルの協力素案（ザンビア）	223
表 12-15	国レベルの協力素案（コートジボワール）	224
表 12-16	地域レベルの支援案リスト	225
表 12-17	地域レベルの協力素案（パラリーガル）	226
表 12-18	地域レベルの協力素案（コールセンター）	227
表 12-19	地域レベルの協力素案（ICT 化）	228
表 13-1	評価項目	230
表 13-2	対象国選定のための評価結果	231
表 13-3	司法プロセス（裁判）の ICT 化の観点	232
表 13-4	司法プロセス（裁判）の ICT 化の評価結果	232

図番号

図 1.1	調査行程.....	5
図 2.1	調査対象地.....	12
図 2.2	司法機関の構造.....	14
図 2.3	司法機関中の人員配置.....	14
図 2.4	ケニアの調査対象地.....	20
図 2.5	紛争解決ルート.....	22
図 2.6	2020年のインターネットユーザーのソーシャルメディア利用の割合.....	30
図 3.1	調査対象地.....	39
図 3.2	憲法・法務省の組織図.....	41
図 3.3	司法機関の組織図.....	42
図 3.4	タンザニアの調査対象地.....	48
図 4.1	調査対象地.....	61
図 4.2	司法省の組織図.....	62
図 4.3	ルワンダの調査対象地.....	67
図 5.1	調査対象地.....	79
図 5.2	司法機関の組織図.....	80
図 5.3	裁判所の構造.....	81
図 5.4	ザンビアの調査対象地.....	87
図 6.1	調査対象地.....	103
図 6.2	マラウイの調査対象地.....	110
図 7.1	調査対象地.....	126
図 7.2	司法・人権省組織図.....	127
図 7.3	コートジボワールの裁判制度.....	129
図 7.4	コートジボワールの調査対象地.....	133
図 8.1	調査対象地.....	147
図 8.2	司法・人権省組織図.....	149
図 8.3	ニジェールの裁判制度.....	150
図 8.4	ニジェールの調査対象地.....	154
図 9.1	調査対象地.....	168
図 9.2	司法省組織図.....	169
図 9.3	セネガルの裁判制度.....	170
図 9.4	セネガルの調査対象地.....	174
図 10.1	トップ画面.....	188
図 10.2	ケース登録・更新画面.....	188
図 10.3	ケースのアサイン画面.....	189
図 10.4	関連文書の検索、コミュニティスペース画面.....	189
図 10.5	法律扶助サービス受益者の内訳.....	193
図 10.6	法律扶助サービス提供による結果.....	194

略語表

【共通】

ADR	Alternative Dispute Resolution	裁判所以外の紛争解決制度
AJS	Alternative Justice System	裁判所以外の紛争解決システム
CBC	Competence based Curriculum	資質・能力ベースのカリキュラム
CPD	Continuing Professional Development	継続的な能力開発
CPD	Country Programme Document	国別プログラム文書
CPI	Corruption Perceptions Index	腐敗認識指数
CSO	Civil Society Organization	市民社会組織
DANIDA	Danish International Development Agency	デンマーク国際開発援助活動
DFID	Department for International Development	イギリス国際開発省
DIHR	Danish Institute for Human Rights	デンマーク人権研究所
DPP	Director of Public Prosecutions	検察局長
DV	Domestic Violence	家庭内暴力
EU	European Union	ヨーロッパ連合
FGM	Female Genital Mutilation	女性性器切除
FIDH	Fédération internationale des ligues des droits de l'homme	国際人権連盟
GBV	Gender Based Violence	ジェンダーに基づく暴力
GIZ	Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit	ドイツ国際協力公社
ICT	Information and Communication Technology	情報通信技術
ICF	Investment Climate Facility for Africa	アフリカ投資環境ファシリティ
IDLO	International Development Law Organization	国際開発法機構
IECMS	Integrated Electronic Case Management System	統合電子事件ファイリングシステム
IOM	International Organization for Migration	国際移住機関
IVR	Interventional Radiology	インターベンショナルラジオロジー
KOICA	Korea International Cooperation Agency	韓国国際協力団
LLB	-	法学学位
LLM	-	法学修士
LSF	Legal Service Facility	リーガルサービスファシリティ
NGO	Non-Governmental Organization	非政府組織
OHADA	Organisation pour l'Harmonisation en Afrique du Droit des Affaires	アフリカ商事法調和化機構
OSC	One Stop Center	ワンストップセンター
SGBV	Sexual and Gender-based Violence	性とジェンダーに基づく暴力
UEMOA	Union Economique et Monétaire Ouest Africaine	西アフリカ通貨同盟
UNFPA	United Nations Population Fund	国連人口基金
UNICEF	United Nations Children's Fund	国連児童基金
UNESCO	United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization	国際連合教育科学文化機関

UNHCR	United Nations High Commissioner for Refugees	国連難民高等弁務官事務所
UNDOC	United Nations Office on Drugs and Crime	国連薬物犯罪事務所
UNDP	United Nation Development Programme	国連開発計画
UNFPA	United Nations Population Fund	国際連合人口基金
UNV	United Nations Volunteers	国連ボランティア計画
UN Women	United Nations Women	国連女性機関
USAID	United States Agency for International Development	米国国際開発庁
USSD	Unstructured Supplementary Service Data	非構造化補助サービスデータ
WB	World Bank	世界銀行

【ケニア】

CEDGG	Centre for Enhancing Democracy and Good Governance	民主主義・ガバナンス強化センター
CBC	Competence based Curriculum	資質・能力ベースのカリキュラム
CRADLE	CRADLE - The Children's Foundation	子供支援組織クラドル
FIDA	Federation International De Abogadas	国際女性弁護士会
FOLLAP	Egerton University Faculty of Law Legal Aid Project	エガトン大学法学部・法律扶助プロジェクト
ICJ	International Commission of Jurists	国際法家委員会
IRCK	Inter-Religious Council of Kenya	ケニア宗教委員会
KLRC	Kenya Law Reform Commission	ケニア法改正委員会
LSK	Law Society of Kenya	ケニア弁護士会
MTI	Mediation Training Institute	調停トレーニング機関
MOCLA	Ministry of Constitutional and Legal Affairs	憲法・法務省
NCKK	National Council of Churches of Kenya	ケニア国家教会協議会
NLAS	National Legal Aid Service	国家法律扶助サービス
ODPP	Office of the Director of Public Prosecutions	検察機構
PMMU	Performance Management and Measurement Understandings	業績マネジメント・評価・理解
PLI	Public Law Institute	公法協会
SIRD	Supporting Inclusive Resource Development	インクルーシブな資源開発支援
SUPKEM	Supreme Council of Kenya Muslims	ケニアムスリム最高評議会

【タンザニア】

CHRAGG	Commission for Human Rights and Good Governance	人権・グッドガバナンス委員会
IAE	Institute of Adult Education	成人教育機関
JSDS	Judiciary Statistical Dashboard System	司法統計ダッシュボードシステム
LHRC	Legal and Human Rights Centre	法的権利と人権センター
MOCLA	Ministry of Constitutional and Legal Affairs	憲法・法務省

TAMS	Tanzania Advocates Management System	タンザニア弁護士事件管理システム
TAWLA	Tanzania Women Lawyers Association	タンガニーカ女性法律家協会
TTCL	Tanzania Telecommunication Company Limited	タンザニア通信社

【ルワンダ】

EDPRES	Economic Development and Poverty Reduction Strategy	経済開発貧困削減戦略
GLIHD	Great Lakes Initiative for Human Rights and Development	人権と開発イニシアティブ (NGO)
JRLOS	Justice, Reconciliation, Law and Order Sector	司法、和解、法と秩序セクター
LAF	Legal Aid Forum	法律扶助フォーラム
MAJ	Maison d'Accès à la Justice	司法アクセス局
MINEMA	Ministry in Charge of Emergency Management	政府危機管理省
RBA	Rwanda Broadcasting Agency	ルワンダ放送協会
RBJ	Rwanda Bridges to Justice	ルワンダ司法への架け橋 (NGO)
RCS	Rwanda Correctional Service	ルワンダ矯正サービス
RIB	Rwanda Investigation Bureau	ルワンダ捜査局

【ザンビア】

LAB	Legal Aid Board	法律扶助局
LAZ	Law Association of Zambia	ザンビア法律協会
LPQE	Legal Practitioners' Qualifying Examination	法務実務者資格試験
LRF	Legal Resource Foundation	法律リソース基金
MOJ	Ministry of Justice	司法省
NLACW	National Legal Aid Clinic for Women	女性のための国家法律扶助クリニック
NPA	National Prosecution Agency	検察庁
PAN	Paralegal Alliance Network	パラリーガルアライアンスネットワーク
PFF	Prisoners' Future Foundation	受刑者の未来の財団 (NGO)
TEVETA	Technical Education, Vocational and Entrepreneurship Training Authority	技術教育、職業及び起業家トレーニング機関
VSU	Victims Service Unit	被害者支援ユニット
ZAPD	Zambia Agency for Persons with Disabilities	ザンビア障害者局
ZIALE	Zambia Institute of Advanced Legal Education	ザンビア高等法学教育研究所

【マラウイ】

ACB	Anti-Corruption Bureau	腐敗防止局
CCJP	Catholic Commission for Justice and Peace	カトリック正義と平和協議会 (NGO)
CHREEA	Centre for Human Rights Education Advice and	人権教育助言・支援センター (NGO)

	Assistance	
DC	District Commissioner	県長官
LAB	Legal Aid Bureau	法律扶助局
MACRA	Malawi Communications and Regulatory Authority	マラウイ通信規制当局
MHRC	Malawi Human Rights Commission	マラウイ人権委員会
MILE	Malawi Legal Information Institute	マラウイ法律教育研究所
MLS	Malawi Law Society	マラウイ弁護士会
MOJ	Ministry of Justice and Constitutional Affairs	法務・憲法省
MSCE	Malawi School Certificate of Education	マラウイ学校教育証明書
PASI	Paralegal Advisory Service Institute	パラリーガルアドバイザーサービス機関 (NGO)
TA	Traditional Authority	伝統的な首長
VSU	Victims Service Unit	被害者支援ユニット
WOLREC	Women's Legal Resources Centre	女性法律リソースセンター (NGO)

【コートジボワール】

AFJCI	Association de Femmes Juristes de Côte d'Ivoire	コートジボワール女性法律家協会
BLAJ	Bureau Local de l'Assistance Judiciaire	法律扶助事務局
C2D	Contrat de Désendettement et de Développement	債務免除・開発契約
CAPA	Certificat d'Aptitude à la Profession d'Avocat	弁護士職適格証書
CCJA	Cour Commune de Justice et d'Arbitrage	司法仲裁裁判所
CNDH	Conseil National des Droits de l'Homme	国家人権評議会
DACP	Direction des Affaires Civiles et Pénales	民事・刑事局
EDHC	Éducation aux Droits de l'Homme et à la Citoyenneté	人権・公民権教育
INFJ	Institute National de la Formation Judiciaire	国家司法研修所
PAPS	Plan d'actions du secteur de la justice	司法セクターアクションプラン
UFHB	Université Félix Houphouët-Boigny	フェリックス・ウフェボアニ大学

【ニジェール】

ANDDH	Association Nigérienne de Défense des Droits de l'Homme	ニジェール人権擁護協会
ANAJJ	Agence Nationale de l'Assistance Juridique et Judiciaire	国家司法支援・法律扶助事務局
AIN	Association Islamique du Niger:	ニジェールイスラム教協会
CAPA	Certificat d'Aptitude à la Profession d'Avocat	弁護士職適格証書
CNDH	Commission Nationale des Droits Humains :	国家人権委員会
CMAN	Centre de Médiation et d'Arbitrage du Niger	ニジェール調停・仲裁センター
DCO	Défenseurs Commis d'Office	パラリーガル
EFJN	Ecole de Formation Judiciaire du Niger	ニジェール司法研修校

ENAM	Ecole Nationale Administrative et de Magistrature	国立行政・司法院
PDES	Plan de Développement Économique et Social	司法・人権国家政策
PNJDH	Politique Nationale Justice et Droits Humains	国家政策：司法・人権国家政策
TGI	Tribunal de Grande Instance	大審裁判所
TAC	Tribunal d'Arrondissement Communal	コミューン区裁判所
TI	Tribunal d'Instance	小審裁判所

【セネガル】

BIJ	Bureaux d'Information du Justiciable	司法情報提供事務所
CAMAD	Centre de Médiation et d'arbitrage de Dakar	ダカール調停・仲裁センター
CAPA	Certificat d'Aptitude à la Profession d'Avocat	弁護士職適格証書
CFJ	Centre de Formation Judiciaire	司法研修センター
CSDH	Comité Sénégalais des Droits de l'Homme	セネガル人権委員会
DDASJ	Direction de la Dématérialisation et de l'Automatisation des Services judiciaires	デジタル化・司法サービス自動化局
DJPPAD	Direction de la Justice de Proximité et de la Promotion de l'Accès au Droit	司法アクセス促進とコミュニティジャスティス局
ONDH	Organisation Nationale des Droits de l'Homme	国家人権機関
RCCM	Reistre du Commerce et du Crédit Mobilie	商業登記簿
TGI	Tribunal de Grande Instance	大審裁判所
TI	Tribunal d'Instance	小審裁判所

【貨幣単位】

KES	Kenyan Shilling	ケニアシリング
TZS	Tanzanian Shilling	タンザニアシリング
RWF	Rwandan Franc	ルワンダ
ZMW	Zambian Kwacha	ザンビアクワチャ
MWK	Malawian Kwacha	マラウイクワチャ
FCFA	Franc CFA	セーファーフラン

※換算レート：2021年8月 JICA レートを参照

第1章 調査概要

1.1 調査の背景

2015年9月の国連サミットにおいて、国際社会での共通の開発分野における目標として“SDGs”持続可能な開発目標17ゴールが掲げられた。そのうち、ゴール16「平和と公正をすべての人に」のSDGターゲット16.3では「国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、全ての人々に司法への平等なアクセスを提供する」が挙げられ、司法アクセス（Access to Justice¹）は重要なゴール・ターゲットのひとつとなっている。

司法への平等なアクセスは、紛争を適正に解決するための手段を、人々が実質的に利用できるようにするための取り組み、又はそのための制度である。司法アクセスが満たされるためには、紛争処理機関（裁判所など）が整備されるとともにそれが人々によって利用できるようになっていくことが重要である。近年になって、後者の重要性が強調されるようになり、コールセンターといったサービスデリバリーの向上に繋がる活動がなされるようになった。また、各種調査により、適切な紛争処理機関にアクセスすることができず、適正な紛争解決に至らずに諦めてしまう場合も多いということも明らかになっている。

アフリカを含む多くの開発途上国では、地域によっては不安定な政情、偏った産業構造とそれらを支える労働環境、とくに女性・子ども・障害者などの脆弱層の存在、十分に行き届かない教育、さらには気候変動などがもたらす自然災害などを起因とした各種紛争が生じているが、それを適正に解決するメカニズムは、以下のとおり、必ずしも整備されていない。

アフリカにおける司法アクセスについては、司法制度の未整備や腐敗、国民の法的知識の不足、司法サービスを受けるための資金面での課題、司法サービスへの物理的なアクセスの難しさなど、司法アクセスを妨げている事情が多く存在し、適切に紛争が解決されず、権利の保障や実現から取り残されている人びとが多数存在する。さらに総体としては、司法サービス提供機関の予算・人材等の制約から司法アクセスを達成する取り組みが十分に行われていない。

アフリカ諸国の中には、紛争地域・国内外からの避難民を抱える国々も多く、**平和構築・紛争処理**に関連する争い、あるいは伝統的に**水・土地・森林**をめぐる権利の争いなどがこれらの国々が抱える典型的な紛争であり、このような紛争の解決に対する市民のニーズは高い。同じく女性・子ども・障害者・避難民など**社会脆弱層**については、権利擁護、社会包摂との観点からも司法アクセスの機会・手段が十分に与えられているとは見えない。これらに加えて、我が国とは、社会環境・習慣・宗教・文化などの相違もあるが、**家庭**をとりまく司法課題、たとえば財産・相続、夫婦・男女関係・DV（家庭内暴力）、債務問題、労働問題、住・生活環境などの課題は、今後の経済社会発展に伴い司法課題としての重要性が増加してくるものとみられる。

加えて各国では政府による紛争解決あるいは裁判を通じた**フォーマルな紛争解決手続き**に加え、裁判以外に伝統的な村落の慣習に基づく調停や宗教指導者による裁定が行われることもある。これらは日

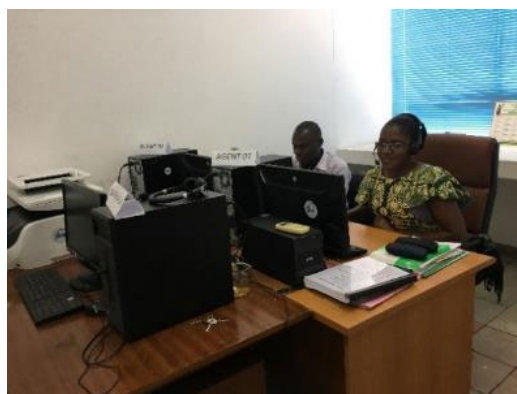
¹ Access to Justice の訳は、司法アクセスが一般的であるが、本来は、Justice（正義・公正）へのアクセスという意味。

本の近年の司法手続きとは大きく異なるものであることの認識も併せ持つとともに、司法行政と伝統・慣習による司法課題の解決方法について、実態の理解が求められる。

司法及び法と権利に関する知識の不足を解決するためには、国民への司法教育の内容と質が重要である。各国とも初等から高等教育に至る教育プログラムが用意されているが、司法教育が充実しているかどうかは確認する必要がある。また、識字率が一般的に低いレベルにあることも踏まえて、どのように成人の法及び権利などへの理解を促し、司法アクセスを改善していくかに関し、各国及び主要国際ドナー等による、政策・施策・制度へのアプローチが行われている。

この、**司法に関する知識の普及・深化**にあたっては、各国司法省と国民との**コミュニケーション手段**が重要となる。アフリカ各国では一般的な官報による告知、メディアなどを活用した普及活動が実施され、さらには電話相談を受けるコールセンターが導入されているところもある。最近ではインターネット普及も各国で進みつつあり、通話・通信機能を活かしたソーシャルメディアも広まってきてはいるものの、司法分野での利活用度合いは十分とはみられない。

コートジボワール「コールセンター」は、日本司法支援センターの法テラス・サポートダイヤルを参考に、法情報提供機関として、2016年 JICA の支援により開設された。司法サービスへのアクセスが困難な一般市民が求める法律情報を、電話で容易に入手できるようにすることで、コートジボワールにおける一般市民の司法アクセス向上を目的に運用されている。2018年には、仏語圏アフリカ刑事司法研修業務の一環で本提案者チームのうち、3名が参加し、運用開始後1年ほど経過した同センターの運用状況・相談内容・課題などをレビューしている。その後さらに数年を経過し、現在の状況・課題などとともに、今後の改善の方向、あるいは他国への応用可能性などの把握が求められる。



コートジボワールのコールセンター
(2018年撮影)

このコールセンターは、**他のアフリカ諸国でも導入**されており、たとえばウガンダ、南アフリカでは無料法律相談センター、あるいはセネガルでは Maison de Justice 司法ハウス と言った機関もあるが、活動実態・有効性・持続性などについては必ずしも明確ではない。財源が不足し通信インフラが限られているなかでの現地の実態等を明らかにし、各国での応用・展開可能性について検討することが求められる。

司法アクセス向上のための施策としては、法律相談サービスや法律扶助制度の導入等、その他の手段及びその組み合わせの実施が考えられる。たとえば弁護士の紹介及び費用扶助を行っているアフリカ諸国も多いが、その費用扶助の内容・活用度合い・有益性など現地事情は十分明らかではなく、現地事情調査の必要がある。少額訴訟や調停等の制度導入・改善も、金銭の貸し借りや遺産相続等の市民の生活に密着した紛争の解決に寄与できるものと考えられる。当該制度の導入等の状況やその有用性、実現可能性について検討する必要がある。

司法アクセスのための施策・施設・情報提供などを人材・財源が不足している環境下で、どのようにフィジブルに維持・持続させていくかについても、各国・国際ドナーによる人材・財源確保取組みの実態に関する机上調査のみでは把握が難しい。人材面での外部有識者の活用、あるいは安定財源の確保、民間・NGOからの支援など、各国政府及び現地で活動する国際ドナーの声を収集することも求められる。

さらに、今般、アフリカ地域を含む全世界において COVID-19 が広がる中、ICT の活用などによる非接触による司法へのアクセスの確保の必要性が急速に高まっており、さらに一部の国々では、刑事司法分野等において裁判手続き等の ICT 化にかかる新たな取組が国際機関又は国際 NGO 等の協力の下で試行されつつある。

このように、司法アクセス向上に向けて、各国の取組みは、国家開発計画に盛り込まれるなど前向きとはみられるが、その手段・手法などには国によりばらつきがみられる。また国際ドナー諸機関の活動もガバナンス・人権擁護といった観点から、活発に行われているが、アフリカ広域連携も想定したものは見られない。その意味で、司法関係者間のアフリカ広域でのネットワーク構築を通じた知見の共有の可能性を調査することは有意義であると考えられる。

司法分野人材・財源が不足し通信インフラが限られているアフリカ各国において、市民が利用しやすく、持続可能な施策及び施設と手法の検討、ならびに司法にかかわる教育、さらにはアフリカ広域でのネットワーク構築による知見の共有が求められている。

1.2 業務の目的

本調査ではこれらのアフリカ各地域の状況を背景とし、司法アクセスの重要性に鑑み、アフリカ地域における今後の協力について検討するために、アフリカ地域における司法アクセスの現状と課題に関する情報収集・ヒアリングを行い、司法アクセス向上に資する協力可能分野を特定しつつ、今後のコールセンターモデルの展開や司法の ICT 化を含むその他の施策について検討することを目的とする。

1.3 調査対象地域

調査対象国は、以下の通り、東部アフリカ 3 カ国、南部アフリカ 2 カ国、西部アフリカ 3 カ国の合計 8 カ国とした。調査対象国の選定経緯については、第 13 章別添資料 13.1 に記載した。

- 東部アフリカ：タンザニア、ケニア、ルワンダ
- 南部アフリカ：マラウイ、ザンビア
- 西部アフリカ：コートジボワール、ニジェール、セネガル

本調査の後半に、司法 ICT 化試行的トレーニングをルワンダで実施した。また、現地調査を踏まえ、今後の協力の可能性や司法アクセス向上にかかるネットワーク形成も考慮し、東・南アフリカの 1 カ国、西アフリカの 1 カ国の合計 2 カ国でワークショップの開催を計画した。

1.4 調査の方法

本調査では、各国の司法制度・組織を理解し、現状の司法アクセスのニーズと法律支援サービス提供のギャップを調査した。また、ドナー支援内容も調査しつつ、日本の制度・取組を活かした司法アクセス向上のための支援方法を検討する流れで実施した。

調査団の構成は、表 1-1 のとおり。業務主任者の下に、調査団員を東アフリカ、南アフリカ、西アフリカ担当に分け、それぞれの対象地域・言語に精通した要員を配置した。

調査体制としては、効率化のため、司法制度に一定の知識のあるローカルコンサルタントを各国に配置した。また、COVID-19 の感染拡大を受け、現地渡航の開始時期が延期となったことから、ローカルコンサルタントを通じた調査を行い、定期的にウェブ会議で進捗確認を行いながら遠隔調査を進めた。現地渡航再開後、ローカルコンサルタントの調査を補足する形で、関係者との協議を行い、今後の協力の方向性などについて議論した。

表 1-1 調査団の構成

担当業務		従事者名
1	業務主任者／司法アクセス・制度分析	泉 泰雄
2	司法アクセス・ニーズ分析 1／ガバナンス・ドナー分析 1	服部 智子
3	司法アクセス・ニーズ分析 2／ガバナンス・ドナー分析 2／制度・組織分析 2	藤山 真由美
4	制度・組織分析 1／ワークショップ準備・実施 1	原口 侑子
5	ワークショップ準備・実施 2 (1)	服部 圭介
6	ワークショップ準備・実施 2 (2)	サラ・エイド
国名	ローカルコンサルタント名	
1	ケニア	Maryanne KIMANI / Jeniffer NJAMBI
2	タンザニア	Paul Jackson WARIOBA / Hillaly BALLONZI
3	ルワンダ	Joelle KABAGAMBE / Deborah TWAHIRWA / Ronald SERWANGA / Jean-Pierre HITABABYAYE
4	ザンビア	Chimuka MUCHINDU / Sandra CHILALA
5	マラウイ	Dumisani MLAUSI / Kelvin MSISKA
6	コートジボワール	KONAN Kouakou Blaise/ GOLI Yao Edmond
7	ニジェール	ALI Issa Djibo / NIANDOU Mossi Mahamadou / HAIDARA Mohamed Ibrahim
8	セネガル	SEKONGO Nakpatcho Jeanne / SOUGNABE KABE Evêché / CAMARA Abdoulaye

調査スケジュールは、図 1.1 のとおり。

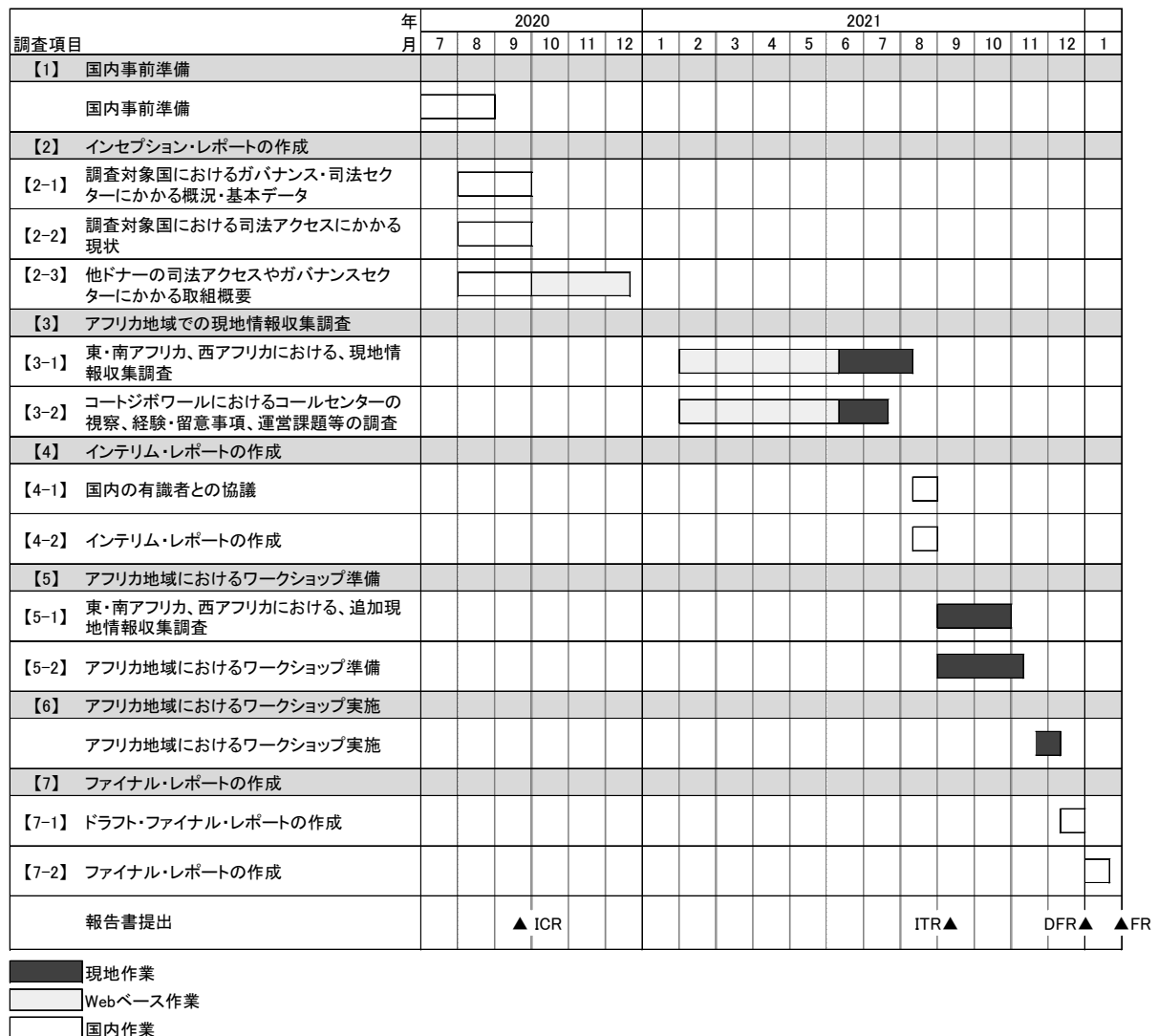


図 1.1 調査行程

1.5 最終報告書の概要

本稿は、本報告提出までに実施した調査につき、各国に配置した現地コンサルタントからの報告書、及び現地コンサルタントとともに現地調査を実施した国々でのヒアリング・意見交換の結果をまとめて概観する。

なお、現地コンサルタントによる調査については、本年2月の契約以降、原則として月2回程度のペースで各コンサルタントから内容・進捗・課題などの報告を受けながら、対話を通じて各国の現状を把握するとともに課題を抽出した。現地調査では、調査団各担当が主要内容につき、さらに確認・補完・深化を行う方式を採用した。

第2章以降に各国報告をまとめたが、それらの主要課題は以下の諸点である。各記述は代表的な事例を取り上げたものであり、詳しくは各国編を参照されたい。

(1) 司法システムの特徴及び地域の差

調査対象 8 か国は主として英米法系司法システムを採用する東・南部 5 か国と、フランスの大陸法系司法システムを採用する西部 3 か国とに分かれる。なお、ルワンダは旧ベルギー領国であったが、2000 年代（2004 年）以降、英米法系司法システムへの転換を図っており、現在は大陸法系と英米法系のハイブリッド型システムである。また、特に地方部では司法アクセスにおける宗教リーダー及び伝統的チーフの役割が大きいという特徴がある。例えば、文化・宗教的背景について、東・南部のキリスト教を主とする文化圏と西部のイスラム教が主体の文化圏とで、司法アクセス手段が異なる。さらに、通信環境の整備がそれなりに進む東部と、未だ不十分な西部、その中間の南部とで司法アクセスに大きな差異がみられる。

(2) フォーマル・ジャスティス²は、“遠い・遅い・高い・イメージが悪い”

フォーマル・ジャスティス制度については、各国とも定着はしているものの、裁判所への距離が遠く十分な数がない、手続きが遅く時間がかかる、そして裁判費用が高いといった、“遠い・遅い・高い”という制度的な課題と、“イメージが悪い”“インフォーマル・ジャスティスに比べて馴染みがない”という社会文化的課題を主たる要因とし、かつ住民がフォーマル・ジャスティスに対する知識を持たないこともあり、十分に浸透しているとは言えない。また司法側からも、予算・人員が不足、とくに西部諸国ではインターネット普及も進まず、いわゆる紙ベースでの裁判等が実施されている状況にあり、フォーマル・ジャスティスへのアクセスが進まない状況に拍車をかけていると言えよう。

本調査は司法への国民・住民からのアクセス（Access to Justice）という視点から調査を行ったが、同時に司法システム内における課題（Access in Justice）、および司法システムのネットワークが未整備であること、また司法システムからの法令等の整備状況ならびに周知に係る行政からのアプローチの不足（Access from Justice）も大きな課題であるとの認識に至った。

特に、以下に示す通り、地方での司法過疎は深刻な課題である。

- **タンザニア**では、高等裁判所が 26 州中 13 か所しかなく、初等裁判所は県に 1、2 か所程度である（県はひとつにつきルワンダの半分程度の面積がある）。これにより特に地方部の司法アクセスが阻害されている。
- **マラウイ**では、将来的には全県に法律扶助局の事務所が設立される計画があるが、現状では 28 県中 13 県に留まっている。また予算・人材不足により、地方事務所で対応できるのは申請数の半分程度である。
- **コートジボワール**では、2016 年に法律扶助地方事務局が設置された。法律扶助のほぼすべては弁護士費用の立替であるが、弁護士が地方を訪問する際の交通費・宿泊費が支給されないことから、地方での扶助は機能していない。

² 本報告書では、「フォーマル・ジャスティス」は、裁判制度による紛争解決システムを示し、「インフォーマル・ジャスティス」は、裁判外紛争処理（ADR）システムと同義で使用し、コミュニティレベルでの伝統的な紛争処理システムも含む概念として定義する。

(3) インフォーマル・ジャスティスは、フォーマルと相互補完的

司法過疎を補完するシステムとして、各国でインフォーマル・ジャスティスが機能している。これは植民地化および独立の歴史をたどった各国で、それ以前から伝統的に成立し維持されていたシステムをベースとしているものである。独立後に制定・導入されたフォーマル・ジャスティスシステムが抱える課題への対応として各国で機能してきている。

- このインフォーマル・ジャスティスの担い手としては、**マラウイ**に代表されるように、村レベルでは村長、村の調停人、宗教リーダー、警察などが紛争解決の窓口となる。特に、村の調停人は、NGO やドナーにより育成されたコミュニティのボランティアであり、村民のファーストコンタクト先として機能し、軽微な紛争解決を担っている。
- **ニジェール**においても、都市・農村ともに、地区レベルに存在する地区チーフ、キリスト教やイスラム教指導者による紛争解決が行われている。このように、裁判所以外の紛争解決システム（Alternative Justice System : AJS）が、フォーマル・ジャスティスを相互補完する役割を果たしている。AJS の手法としては、調停 (Mediation)、和解 (Reconciliation)、仲裁 (Arbitration) の手続きがフォーマル・ジャスティスと相互補完的に使われている。
- **ケニア**においては、AJS は憲法上、「裁判外紛争解決メカニズム (Alternative dispute resolution mechanisms)」として明記されている。また、**ケニア**のマサイ族に代表されるように、地域によっては AJS 偏重の制度により基本的人権の侵害が継続的にみられることも指摘したい。GBV や子供の人権など、文化社会的背景から AJS では適切な対応がなされない課題に対しては、フォーマル・ジャスティスの介入が必要である。

(4) 法律扶助サービスの担い手としてのパラリーガル

パラリーガル (Paralegal) は、米国で発達した概念で、弁護士の資格は有さないが専門的業務に携わる法律事務所のスタッフを指し、アメリカ法曹協会のガイドラインによれば、一定の条件のもとで弁護士とほぼ同等の業務を担当できるとしている。具体的には、法律文書の起案、期日管理、法律調査、事件記録の管理などである。また日本においても、日本弁護士連合会によると、国家資格は必要ないが法律に関する専門的な知識が要求されると解説している。法律業務に付随する翻訳・書類作成・文献調査・資料収集・資料分析などに従事することが多い。

このパラリーガルについて、フォーマルならびにインフォーマル・ジャスティスの人材プール拡充、サービスの質的向上を目的として、多くの国々でパラリーガルの養成・研修などが実施されている。特にタンザニア、ザンビア、ニジェールでは、以下のとおり制度化されている。

- **タンザニア**では、草の根レベルの司法アクセス達成のために、パラリーガルの制度整備、人材養成に全国的に注力している。4,000 人以上のパラリーガルが存在。2021 年 9 月から、司法省・ロースクール・UNDP などが協働してパラリーガルの資格（及びカリキュラム）作成を予定していたが、2021 年末段階でも未だ準備中とのことである。
- **ザンビア**では、2018 年から政府研修機関が GIZ などの支援を受け、全国で統一されたパラリーガル研修カリキュラム及び認定制度を確立させている。2021 年の法律扶助法では、法律

扶助の担い手として、弁護補助員、パラリーガル、CSO 及び大学のそれぞれの資格及び業務範囲が正式に規定されている。

- ニジェールでは、教員ないしは法学専攻の学生により構成されるパラリーガル制度を設け、地方で裁判書類の作成支援に加え一部裁判で弁護活動に当たらせている。

(5) 法の知識・理解不足は、単なる知識不足のみではなく、司法行政側の周知不徹底も

法の知識・理解不足は、すなわち人々の法や権利への無関心、アクセス手段の不足・未整備等、つまり”Access to Justice”に係る点の議論が多いが、一方、行政・司法の側からの、しばしば難解とされる法に係る内容についての国民の理解の促進、伝達の仕方の工夫など司法の周知”Access from Justice”も含めた概念としても整理できよう。

- コートジボワールのケースに代表されるように、裁判所で用いられる言語はフランス語であるが、一般的にも法律用語は難解で、非識字者に限らず、法律や法的手続きを理解するのは困難である。言語的障壁は、フォーマル・ジャスティスに対する抵抗感を高め、司法へのアクセスを阻害する一因と考えられる。
- また、国民の識字率が低いことが知識不足に繋がっている点が挙げられ、この課題に対してはラジオを中心に各種メディアを活用した周知が行われている。特に言語の壁もあるが、ルワンダ、マラウイ、ニジェールなどでは、部族言語による放送を行っているコミュニティラジオの役割が大きいことが確認できた国々もある。

このように、**法律と法律扶助システムに関する情報の周知**が出来ておらず、法的問題に直面した際に、支援を求める機関や手段についての知識が不足している側面も大きい。特に各国とも司法システムおよび司法行政の国内ネットワーク整備が十分とはいえず、地方部では一般市民からのアクセスが難しいケースが多い。これに対して伝統的に活用されている手段にモバイルリーガルクリニック (Mobile Legal Clinic) を取り入れている国々が多いが、まだ十分に配備されていると言えない。

- ザンビアでは、2021年に法律扶助改正法により、警察や刑務所等の法執行官が被疑者や受刑者に対して法律扶助を受ける権利を知らせる必要があることが明記された。
- ケニアをはじめ各国では、インターネット網整備が進んでいない地方部において、トラックあるいはコンテナを改造した **Mobile Legal Clinic** で移動型簡易法律相談所が配備されているケースもある。
- ルワンダでは、さらに伝統的な開発ツールとして我が国が教育・保健などの分野で活用してきている”紙芝居”も司法アクセスに活用されているなどの工夫も見られている。

(6) ICT 活用

裁判の ICT 化は各国に大きなばらつきがあり、通信環境の整備がそれなりに進む東部と、未だ不十分な西部、その中間の南部とで大きな差異がみられる。

タンザニア及びケニアの一部ではオンライン裁判も導入されているが、インフラ未整備、キャパシティ不足、通信の不安定が課題である。一方、西部諸国では通信環境が未整備であり、裁判・扶助など各分野で紙ベースでの処理・取り扱いが主流である。

また、各国の地方部は交通インフラとしての道路も未整備な状況にあり、たとえば裁判所までのアクセスも困難な状況の中、裁判所への移動に要する時間、交通費を大幅に削減できる ICT 化は強く求められている。また、ビデオ会議を活用した e-court 導入は、裁判関係者の地方への移動が不要となることから、そのメリットが大きい。

(7) コールセンターは、コートジボワールでさらに発展、各国興味大

2016 年よりオペレーションを開始したコートジボワールのコールセンターは、その後 UNDP や GIZ からの支援を受け設備等も増強されている。さらに 2021 年からは Facebook も活用した相談受けも実施中と、その活用範囲を広げつつあり、複数のメディアを活用する ICT 化の参考になり得る。コールセンターについては、本調査対象国のほぼ各国から興味ありとの反応があり、とくにインターネット整備の遅れている西部及び各国の地方部では関心が高い。

(8) ワンストップセンターの必要性

司法アクセスの難しさに加えて、課題・内容によっては単に司法分野にとどまらず、保健・医療、精神衛生、社会福祉などの観点からのサポートが必要となることが多い。とくに GBV 分野における被害者保護・支援は、これら関係者が包括的にサポートをするモデルが各国で整備されつつある。

- **タンザニア**では、統合司法センター (Integrated Justice Center : IJC) という課題別ワンストップセンターの建物が高等裁判所のイニシアティブで 7 か所に設置されており、その中には GBV デスクや家族紛争デスクがある。
- **ザンビア**では UNDP による支援プログラムとして、村レベルの GBV ワンストップセンター (OSC) を設立し、GBV に関する啓発活動や他機関への照会などを行い、NGO との連携による法律扶助サービスを行っている。
- **マラウイ**においては、ジェンダー省と保健省のイニシアティブにより、GBV の被害者を支援するため、2009 年から各県のディストリクト病院に OSC が設置され、医療、カウンセリング、意識向上キャンペーン、家庭と裁判所の両方での事件のフォローアップが実施されている。場合によっては、OSC のスタッフが、被害者が法廷に出廷するのを支援することもあり、法律扶助を行う CSO が被害者の司法アクセス向上に繋げる役割も果たしている。

(9) 国際機関ドナーでは EU、UNDP、GIZ の役割と存在感大

司法アクセス分野において、国際機関ドナーや NGO が活発に活動している。なかでも UNDP は調査対象各国で積極的に活動をおこなっており、脆弱層の法的キャパシティ強化や法律扶助提供、など司法アクセスプログラムを実施中あるいは実績を有する。主要ドナーの活動分野は多岐にわたるが各国における活動を概観すると、その主なものは以下のようにまとめられ、よっては今後の連携・協働の可能性もあるとみる。

- ケニアにおいては、UNDP は、法律扶助法（Legal Aid Act 2016）に基づき設立された司法省の傘下の国家法律扶助サービス（National Legal Aid Service : NLAS）とともに、法律扶助の施策を実行している。UNDP とも協働し、司法過疎・貧困の問題となっている北部を中心に主に 12 州でサービス提供をしているが、未だ地域間格差は存在する。
- タンザニアでは、UNDP は DFID、DANIDA などと共に、人権擁護・強化プロジェクトを実施している。また、憲法・法務省（MOCLA）、検察庁とも連携し、収容施設のインスペクションなどの実施や、勾留者の保釈、保護観察といった課題についてもアドボカシーを行っている。
- ザンビアでは、EU/GIZ が法律扶助政策の策定や法律の作成支援から、パラリーガルの制度化および研修・認定制度の整備支援などを行っている。また司法関係機関の能力強化や NGO を通じた法律扶助サービス強化を行うなど、包括的な支援を継続している。
- ニジェール、マラウイ含むアフリカ 9 カ国³において、UNDP は UNFPA、UNICEF などと共同で、Spotlight と略称される GBV に特化したプロジェクトを実施中である。UNDP は、①法律相談・法律扶助、②刑事司法人材の能力強化、③司法省・裁判所の ICT 化を支援している。

(10) 司法アクセスに係る持続性

各国で大きな課題となっているのが持続性である。法律扶助制度を持続的に運営していくためには、司法省が必要な予算を確保し、特に弁護士報酬を引き上げることが重要である。国際機関ドナーの支援プロジェクト終了後に資金が途絶えたケースもある。また、司法クリニックは脆弱層の法律相談、一般市民への法の啓発、法律扶助の申請支援などで大きな役割を果たしているが、運営費はドナーの資金に依存している。持続性を担保するための方策の検討は喫緊の課題とみる。加えて民間セクターとの接点・協調による持続性の確保については、引き続きその方策を模索する必要がある。

(11) 司法アクセスに係る各国及び地域の特徴

法律扶助に係る基本情報を表 1-2 のように整理すると、人口当たりの弁護士は、東部に比べて南・西部では人数が少なく、特にニジェールでの弁護士人数不足は顕著である。また、日本と比較して弁護士が首都圏に集中しているのが特徴で、地方の司法過疎が大きな課題となっている。弁護士不足を補完するため、裁判所外での紛争解決を担うパラリーガル及び調停人の活用が各国で進められているが、特に、東・南部で調停人の制度化が進んでいる。なお、法律扶助予算については、特にケニアの予算規模と南・西部では大きな開きがある。

³ Spotlight Initiative ウェブサイト [url](#)

表 1-2 法律扶助に係る基本情報の整理

国名	人口*1 (万人)	弁護士の数 (人)	弁護士一人 当たりの人 口 (千人)	首都の弁護士 の割合	法律扶助の 予算 (万米ドル)	パラリーガル 活用の制度化	調停人の制 度化
ケニア	5,377	18,000	3	70%	1,657	X	○
タンザニア	5,973	10,113	6	-	-	○	○
ルワンダ	1,295	1,324	10	-	-	X	○
ザンビア	1,838	1,290	14	-	224	○	○
マラウイ	1,913	588	33	-	87	X	△*2
コートジボワール	2,638	593	44	99%	30	X	X
ニジェール	2,421	133	182	99%	7	○	X
セネガル	1,722	325	53	90%	90	X	○
日本	12,530	43,126	3	48%	2,929*3	X	○

出典：JICA 調査団

*1 World Development Indicator Population in 2020

*2 村レベルで調停人の育成や活用がなされているが、文書化されていない。

*3 2019 年の法テラス予算 (321 億円)。

第2章 ケニア国に関する調査結果

2.1 サマリー

(1) 調査対象地

ケニアの行政単位はカウンティ政府法⁴によって各カウンティ (County) の下にサブ・カウンティ (sub-county)、区 (ward)、村 (village) などの下位行政区分が設置されている⁵。本調査では、都市2カ所 (ナイロビ、キアンプ)、地方4カ所 (キリフィ、カジアド、ラキピア、キスム) を対象に調査を実施した。

(2) 調査概要

フォーマル・ジャスティス：法体系は旧宗主国のイギリスと同様に判例法 (Common Law) で、裁判制度として最高裁判所、上訴裁判所、高等裁判所 (上級裁判所) のほか、治安判事裁判所、イスラム法裁判所 (下級裁判所) などが置かれている。

都市部ではフォーマル・ジャスティスもある程度使われているが、農村部では、裁判所への距離が遠く十分な数がないこと、手続に時間がかかり費用が高いこと、住民がフォーマル・ジャスティスに関する知識を持たないこと、社会的・文化的に当事者同士の話し合いによる和解を好む傾向にあることなどから、インフォーマル・ジャスティスの方が市民には身近な存在である。なお、「フォーマル・ジャスティスは手続に時間がかかり費用が高い」という点は都市部・農村部共通の課題である。

インフォーマル・ジャスティス：裁判所以外の紛争解決システム (Alternative Justice System : AJS) が憲法に明記されており、全国的に調停、和解、仲裁 (ビジネス分野) がそれぞれ確立している。フォーマル・ジャスティスと相互補完的に使われているが、GBV や子供の人権など、AJS が機能しないためフォーマル・ジャスティスの介入が必要な分野も存在する。

地方部では、村長 (Chief) や村長の評議会 (Chief's Council)、宗教リーダー (教会・モスクなど)、地方自治体が紛争解決を行う。また、近隣住民が「隣組」を組むニュンバクミ (Nyumba Kumi) という制度があり、近隣同士の、主に刑事事件を解決する地域もある。

AJS の担い手の質の担保が課題であり、調停トレーニングセンター・仲裁トレーニングセンターなどでキャパシティビルディングが議論されている。



出典：JICA 調査団

図 2.1 調査対象地

⁴ County Governments Act No.17 of 2012

⁵ 2010年新憲法が制定され、独立以来続いてきた州を基本とする中央政府主導の国家体制から47のカウンティ (County) を地方行政の単位とすることが決定された (地方分権化)。

法律扶助サービス：司法省の傘下の国家法律扶助サービス（National Legal Aid Service : NLAS）が法律扶助法（Legal Aid Act 2016）に基づき設立されて法律扶助の施策を実行している。UNDP とも協働し、司法過疎・貧困の問題となっている北部で主にサービス提供をしているが、未だ地域間格差は存在する。

ICT の活用：裁判の ICT 化は司法機関でも開始されており、オンライン裁判（e-court）も行われている。ただし運営側のキャパシティ不足、一般向けの情報提供不足（最高裁判所）、インフラ未整備（刑務所）など課題は多い。ICT 化から取り残される人々のケアが必要とされており、コールセンターの活用可能性もここにある。

司法アクセスにかかるネットワーク：東アフリカ法律扶助提供者会議（East Africa Legal Aid Providers Network）の第一回チェアをケニアの NLAS が担い、今はタンザニアにチェアを譲っている。

司法アクセスの課題：法律扶助予算及び司法の ICT 化予算の不足、フォーマル・ジャスティスの人材不足、法の知識・理解不足、地域間格差、刑事司法の人権問題や弁護士代理不足など、他国と共通の課題があるほか、AJS の人材育成が十分でないこと、地域によっては AJS 偏重の制度により基本的人権の問題が継続していること（マサイ族の女性ははまだ土地の所有権を認められない、民族慣習が公的機関との協力・連携を阻害するケースもある）などが課題として明らかになった。また、一般市民向けの司法教育、啓発活動は UNDP をはじめとしたドナーが盛んに行っているものの、まだ十分とは言えない。

2.2 ガバナンス／司法セクター概要

2.2.1 司法制度

ケニアの司法制度は、英国法制度に基づいた判例法（Common Law）制度をもとにした判例法・衡平法制度と、慣習法（Customary Law）の二重構造からなる。慣習法による紛争解決は、憲法上でも認められ（2020 年憲法 159 条における「裁判外紛争解決手続（alternative dispute resolution mechanisms）」の明記）、ケニア社会に大きな影響力を持っている。

2.2.2 組織体制

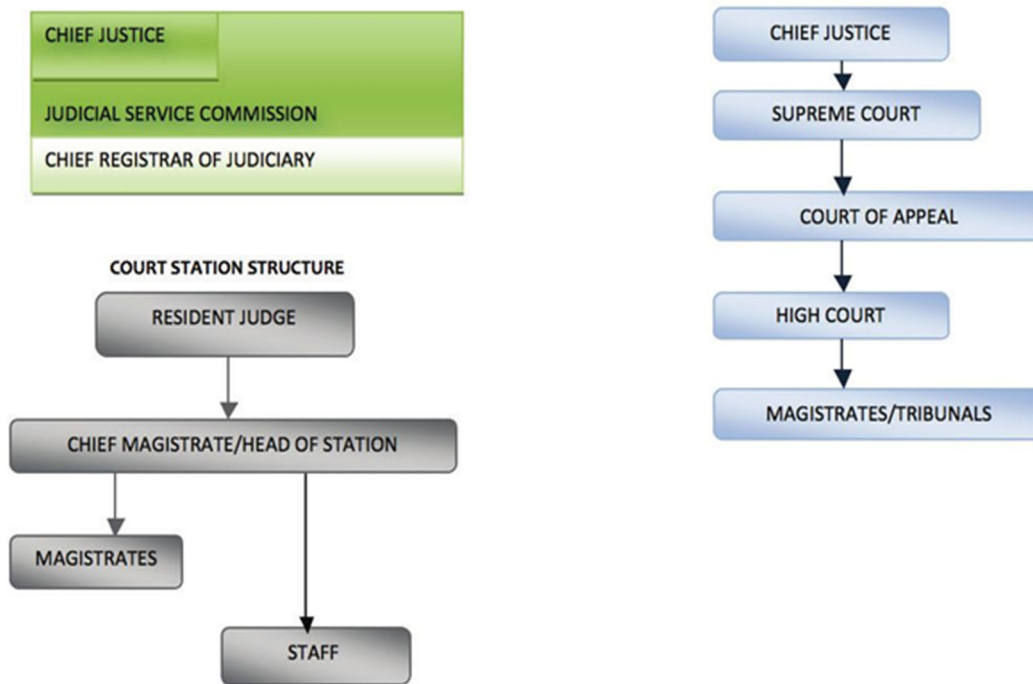
法務部門を管轄するのは、法務長官室・司法省（Office of the Attorney General and Department of Justice）であり、Department of Justice が司法省である。国家法律扶助サービス（National Legal Aid Service : NLAS）もその傘下にある⁶。下記の部局に分かれている。

- Civil Litigation
- Legislative Drafting
- Registrar General
- Registrar of Marriages
- Registrar of Societies
- Registrar of Coat of Arms
- Public Trustee

⁶ [Home - The Statelaw Office and Department of Justice](#)

- Advocates Complaints Commission
- International Law
- Legal Advisory and Research Division
- Government Transactions

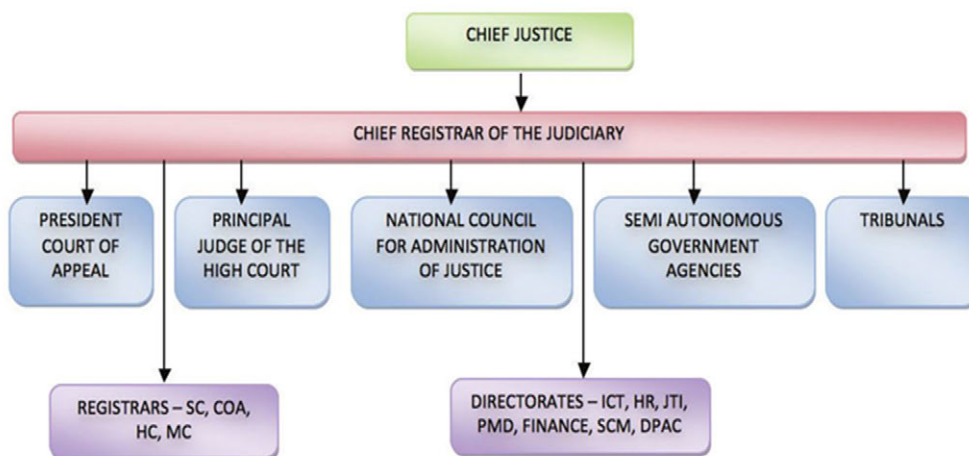
司法機関の構造は以下に示すとおり。



出典：司法機関ホームページ及び戦略計画

図 2.2 司法機関の構造

また、司法機関の中の人員配置は以下のとおりである。



出典：司法機関ホームページ及び戦略計画

図 2.3 司法機関の中の人員配置

2.3 法的な紛争を解決するための制度とそのプロセス

2.3.1 裁判制度

公的な裁判制度は2010年憲法に根拠を置き、4つの段階からなる。上級裁判所としてはヒエラルキー上位から1) 最高裁判所 (Supreme court)、2) 上訴裁判所 (Court of Appeal)、3) 高等裁判所 (High Court) があるほか、特別裁判所として労働事件を扱う産業裁判所 (Industrial court) 及び、土地・環境紛争を扱う環境・土地裁判所 (Environmental and Land court) が存在する。



最高裁判所

下級裁判所は4) 治安判事裁判所 (Magistrate court) は訴額によっておよそ5段階に分かれているが、ほぼすべての民事・刑事事件を担当する。軍人向けの軍法裁判所 (Court Martial) 及びイスラム法裁判所 (Kadhi court) も存在する。2019年段階でケニア人の85.5%はキリスト教徒、11%がイスラム教徒である⁷。

2019-2020年のデータによると、高等裁判所は39のカウンティにあり、治安判事裁判所は127の支部を持つ。また、モバイルコート (治安判事が地方部に赴く) は59か所が機能している。

なお、法律に基づいて作られた準司法機関の審判裁判所 (Tribunal court) は、刑事事件は扱わず、政治裁判や環境裁判、スポーツ、HIV/AIDS、官民連携 (PPP)、交通ライセンス、司法教育など限定した分野の事件を扱う。

また、司法サービス委員会 (Judicial Service Commission) が司法機関の人員配置を決定する。

2.3.2 裁判所以外の紛争解決制度

(1) 調停

2020年憲法は、「裁判外紛争解決メカニズム (Alternative Dispute Resolution Mechanisms)」を明記している (159条)。また、民事訴訟手続法 (Civil Procedure Act Kenya) は裁判前に裁判外手続をとることを推奨している。

その一環として、すでに裁判調停 (Court annexed mediation) が始まっている。新件があるとまず調停に付すべきかが検討され、調停に付された場合は調停合意が裁判所の命令と同じ効力を持つ。なお、調停時に弁護士をつけることはできるが代理はできず、調停合意を行うのは当事者である。合意に至らなかった場合には裁判に回される。

調停によるスクリーニングについては、家族紛争 (離婚など)、労働事件、民事事件の一部など、感情が絡む紛争は調停前置のプロセスがあり、高等裁判所下の副事務局長 (Deputy Registrar of Kenya) の管轄下で行われる。

⁷ 2020 International Religious Freedom

裁判所調停人 (Court mediator) は、調停トレーニング機関 (Mediation Training Institute : MTI) でトレーニングを受けてプロボノ活動を所定時間 (通常 50 時間) 行えば資格を取得できる (高校卒業程度の資格があれば受講可能)。MTI はオランダ、ハーグに本拠をおく国際調停機関 (International Mediation Institute) のケニア支部で、東部アフリカ各国の MTC を束ねる立場にある。

一つの調停につき報酬は 2 万 KES (約 200 米ドル) で、期間は 60 日程度。4~5 セッションで終わることもあるが、期間については案件次第で変動する。

現在、調停人との調整はオンライン (email で調停人を紹介する) へ移行中である。課題として、①当事者の中にはオンラインツールを使えない者もいること (特に地方)、②一般市民に制度や手続きに関する知識がないので、調停が友好的な紛争解決だという理解が広がっていないこと、③裁判所が調停報酬を滞納するなどがある。

(2) インフォーマル・ジャスティス

1) 村長 (Chief)

地方部では、村長や村長の評議会 (Chief's Council) などが、紛争解決に対して (特に家族紛争において) 大きな役割を果たしている。村長などが解決できなかった刑事事件が警察へ持ち込まれる。また、地方自治体も ADR や友好的紛争解決を行うものとされている⁸。

2) 宗教リーダー

宗教リーダーである教会・モスクの長も同様に、地域住民の紛争解決に対する役割を果たす。また、宗教リーダーを束ねる宗教団体として、キリスト教会のケニア国家教会協議会 (National Council of Churches of Kenya : NCKK)、イスラム教徒向けのケニアムスリム最高評議会 (Supreme Council of Kenya Muslims : SUPKEM)、異なる宗教間の調整団体としてケニア宗教委員会 (Inter-Religious Council of Kenya : IRCK)⁹なども存在する。

なお、宗教団体の中にはケニア弁護士会 (Law Society of Kenya : LSK) と連携して法律扶助クリニックを運営する団体もある (Christ Is the Answer Ministry Church など)。

3) 民族ルールによる処理 (マサイ族など)

ケニアには 40 以上の異なる民族が暮らし、民族独自のルールによって裁定が行われることも多い。特にケニア南部からタンザニア北部にかけての地域で牧畜遊牧民として暮らすマサイ族は、独自のルールを持ち、民事・刑事事件ともに酋長を中心としてマサイ族ルールで紛争解決を行っている (殺人罪は 49 頭の牛で償うなど)¹⁰。マサイ族にとっては一次的な紛争解決は部族のルールに則って行うものであり、公式な裁判制度の方が二次



マサイ族リーダーの会合

⁸ Inter-governmental Relations Act of Kenya, 2012

⁹ Baseline Study: Tradition- & Faith-Oriented Insider Mediators (TFIMs) as Crucial Actors in Conflict Transformation

¹⁰ Oloitokitok, Kajiado County にてインタビュー (6/5 2021)

的な紛争解決手段として補助的に使われているに過ぎない（子供の事件などは裁判に持ち込まれることもある）。

しかし、マサイ女性 NGO によると、マサイ族の伝統的な制度の問題（①女性に土地財産分与の権利がない（Community Land Act）、②紛争解決を行うチーフ（Chief）や長老（Elder）は原則として男性でありマサイの村の中での治世権も持っている（3 権が分立していないなど））によって女性・子供への圧迫が大きい分野では AJS は十分に機能しない。GBV や性的暴力、児童婚など脆弱層の保護が求められるイシューには、公的な機関の介入が必要であるなどの課題が挙げられた。

ただし、慣習法・部族ルールでの解決にどれほど依拠するかは部族によって程度がかなり異なり、ルオ族やカレンジン族は部族のルールと憲法上のルールのバランスを取るためにパラリーガルのアドバイスも受けながら紛争解決を進めているようである。ルオ族¹¹・カレンジン族¹²の長老・長老委員会（Elders' Council）の中には女性の長老もあり、カレンジン族では調停にも関わっていた。

なお、カレンジン族の長老によるコミュニティ調停（Kipgaa session）を 2 件傍聴した。両当事者が出席し、スワヒリ語で行われていた。1 件目は近隣住民による土地の境界紛争であり、長老は 8 名おり、うち 2 名が女性であったが、チェアマンは男性であった。パラリーガルが 3 名同席した（うち 2 名が女性）。両当事者による事情説明の後に長老から質問がなされ、チェアマンが取得時効の期間を誤った際にパラリーガルが訂正を求めるなど適宜、法的助言を行っていた。2 件目は家族紛争（養育費の支払いをめぐるもの）で、治安裁判所（Assistant Magistrate Chief）への申し立て、子供担当局（Children Department）への申し立てを経て解決しなかったため、長老によるコミュニティ調停に持ち込まれたということであった。



カレンジン族の調停

（左）窓際に並ぶ 5 人が長老（右）ゼッケンをつけているのがアドバイザー役のパラリーガル

4) ニュンバクミ

ケニア各地に近隣住民が「隣組」を組むニュンバクミ（Nyumba Kumi）という制度があり、近隣同士の（主に）刑事事件を解決する仕組みになっている。治安維持が目的で、無報酬である。

¹¹ 2021/9/20 Kisumu にてインタビュー

¹² 2021/9/21 Eldoret にてインタビュー及び調停見学

なお、UNDP はインフォーマル・ジャスティス強化プロジェクトの一環として、チーフ向けのトレーニングも行っている。西部のキスムでは、警察・ニュンバクミと協働して、人権擁護委員 (Human Rights Defender) と呼ばれるパラリーガルがボランティアベースで刑事事件のサポートを行っている。まず警察にレポートした後に、ADR を行うこともあるという¹³。

5) パラリーガル

パラリーガルは 2016 年法律扶助法で承認された法律扶助の担い手であり、コミュニティにおいて調停や法的助言、法的情報提供、文書作成の支援などの法律支援を行い、インフォーマル・ジャスティスの一つの役割を果たしている。また、裁判所における司法手続きの支援も行うため、フォーマルな制度とインフォーマル・ジャスティスを架橋する機能も果たす。そのほか、コミュニティにおける法の啓発や司法教育も担う。詳細は 2.6.3 (3) 「法律相談の提供状況と担い手・利用者層」の中で説明する。

2.4 法律実務家に関する基礎情報

2.4.1 法律実務家の数

弁護士数はおよそ 18,000 人 (2019 年末時点)。なお、ケニア全体の弁護士数 2 万人のうち 70% がナイロビと近郊に集中している¹⁴。調査団がヒアリングを行ったナイロビ近郊の町ティカを束ねるティカ弁護士会には、ナイロビ及び近郊の弁護士のうち 300 名が所属している。

法曹三者である裁判官・検察官・弁護士の数については、国際開発法機構 (International Development Law Organization : IDLO) が、下表のとおり定員と現状の人数についての報告書を出している¹⁵。

表 2-1 裁判官・検察官・弁護士の数

	定員	2019 年時点での人数	男性	女性
裁判官 (上訴裁判所)	30	19	12	7
裁判官 (高等裁判所)	150	160	97	63
治安判事	-	455 ¹⁶	284	238
検察官	927 ¹⁷ (適正人数)	630	-	-
弁護士	-	約 18,000	-	-

出典：国際開発法機構 (2020)

また、司法機関の人員数及び女性の比率は以下の通りである。

表 2-2 司法機関の人員数 (女性)

	2012-2013 年	2018 年
裁判官	45 (38%)	64 (41%)
治安判事&法務官	255 (48%)	215 (42%)
司法スタッフ	1,703 (45%)	2,423 (49%)

出典：国際開発法機構 (2020)

¹³ 2021/9/20 Kisumu にてインタビュー

¹⁴ Thika にてインタビュー (6/4 2021)

¹⁵ <https://www.idlo.int/publications/womens-professional-participation-kenyas-justice-sector-barriers-and-pathways>

¹⁶ According to the judiciary website: <https://www.judiciary.go.ke/courts/>. The disparity clearly points to poor updating of the Judiciary website.

¹⁷ https://www.odpp.go.ke/wp-content/uploads/2020/10/ODPP-Newsletter-2020-OCTOBER-10-ISSUE-III_compressed.pdf at p. 14

2.4.2 資格

法曹資格取得につき、法学位を持つ者（大学卒業レベル）は弁護士（Lawyer）を名乗ることが出来るが、法廷弁護士（Advocate）を名乗るためには、ロースクール（The Kenya School of Law）を修了して法学修士（LLM）を取得し、大学・ロースクールの教育を規制する司法教育委員会（Council of Legal Education : CLE）の試験をクリアする必要がある。CLEは、司法教育法（Legal Education Act, 2012）に基づいて2013年に創設された法律資格の認定機関¹⁸であり、大学の法学位、ロースクールの弁護士資格、パラリーガル資格のカリキュラムを策定している。また、リーガルエイドクリニックの認定も行う。なお、CLEが規制する大学の中には法律扶助クリニックなどが含まれており、今後「大学内クリニックをオンラインで行うプラットフォームを作りたい」「ケニア全国の大学に対して統一的な中央のプログラムを作りたい」という要望が出ている¹⁹。

なお、タンザニア・ウガンダ・ルワンダ・ブルンジまたはコモンウェルスの高等裁判所で法廷弁護士の経験があればLLB（法学位）を取得したことになるが、LLMが必要な場合は別途試験をクリアする必要がある。

2.4.3 研修

ケニア弁護士会は、継続教育のプログラム（Continuous Professional Development : CPD）を持つ。

2.4.4 弁護士の紛争解決への関与

(1) 弁護士の紛争解決への関与

弁護士は裁判所内外で、様々なレベルで紛争解決に関与している。依頼者への法的助言のほか、裁判所においては訴訟を代理し、裁判外では調停や和解をサポートし、仲裁人の場合は仲裁に関与する。弁護士の義務には、守秘義務や合理的な報酬を請求する義務、適切に依頼人を代理する義務などが含まれる。

(2) 報酬体系

弁護士は、事件や相談、関与した手続に応じて報酬を受け取ることが出来る。弁護士報酬は、法廷弁護士（報酬）令（Advocates (Remuneration) Order）に最低額が定められており、これに従う。なお、弁護士による広告・宣伝は、法廷弁護士（マーケティング及び広告）規則（Advocates (Marketing and Advertising) Rules, 2018）によって原則的には禁止されている。

プロボノ活動は推奨されているが、「法律扶助」と「プロボノ活動」の区別は、法律扶助法（Legal Aid Act No. 6 of 2016）の上でもあいまいである。「法律扶助」活動を行うと国家法律扶助サービス（NLAS）からクレジットを与えられる。また、継続教育（Continuing Professional Development : CPD）のポイントが与えられる。なお、CPDのポイントはケニア弁護士会（LSK）の継続教育委員会によって、法廷弁護士（CPD）規則（Advocates (Continuing Professional Development) Rules, 2014）に従って決定される。

¹⁸ <https://cle.or.ke/>

¹⁹ 2021/12/14CLE インタビュー

無料法律サービスの提供については、規定はない。一般的にはプロボノは無料で提供されているが、3万 KES（約280米ドル）のプロボノフィーが払われることもある。

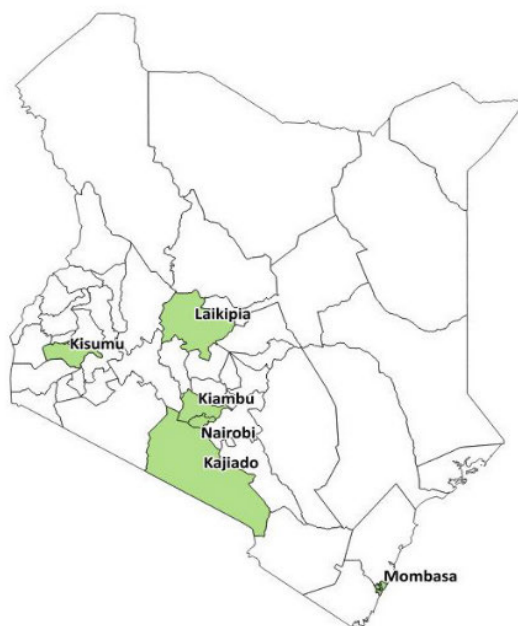
2019年には75人の法廷弁護士が女性弁護士会（FIDA-Kenya）のプロボノに参加しており、弁護士会（LSK）のプロボノプログラムには210人が参加した。弁護士全体が2万人（アクティブなのが1.2万人）と考えるとまだ数が少なく、持続可能性には課題がある。

なお、法律扶助を実行するためには、高等裁判所に認められた法廷弁護士である必要があることが、法廷弁護士法（Advocates Act）において定められている。

2.5 司法アクセスにかかるニーズ

2.5.1 典型的な紛争とその解決方法

ケニアの行政単位はカウンティ政府法²⁰によって各カウンティ（County）の下にサブ・カウンティ（Sub-county）、区（Ward）、村（Village）などの下位行政区分が設置されている。本調査では、都市部2カ所（ナイロビ、キアンブ）、地方部4カ所（キリフィ、カジアド、キスム、ラキピア）を対象に調査を実施した²¹。



出典：JICA 調査団

図 2.4 ケニアの調査対象地

²⁰ County Governments Act No.17 of 2012

²¹ なお、地方部（Kajiado）では Hope Beyond Foundation、都市部（Nairobi）では Equality Now の調査も参照。

表 2-3 ケニアの調査対象地の概要

区分	都市名	概要
都市	ナイロビ Nairobi	ケニアの首都。人口492万人。商業都市。貧富の差が大きく、40のスラム、60%の低所得者層を有する。
	キアンブ Kiambu	人口約241万人。ナイロビの都市拡大により、キアンブは6割が都市、4割が地方部（農村）。
地方	キリフィ Kilifi	沿岸部の観光都市（Mombasa, Malindi, Watamu）を有するエリア。人口約145万人。スワヒリの民族からなる。ほぼイスラム教徒。
	カジアド Kajiado	人口約112万人。牧畜遊牧民のマサイ族が多く住む。独自のルール・伝統を持つ。
	キスム Kisumu	西部。人口約116万人。ルオ族のコミュニティ。漁業やサトウキビ農業などが主要産業。
	ラキピア Lakipia	人口52万人ほどの多民族地域。キクユ族・マサイ族・ツルカナ族・カレンジン族・サンプル族・ポコット族などが住む。穀物農業、牧畜、園芸などが主要産業。

出典：JICA 調査団

(1) 典型的な紛争

地方部では、土地紛争、家庭内暴力、名誉棄損が紛争の多くを占めるのに対し、都市部では詐欺、ドラッグ所持、窃盗など大規模な経済犯罪や危険性の高い犯罪も多く見られる²²。

なお、ヒアリングによると、特にキスム地域の都市部では、子供（その養育・親権など）の紛争、労働紛争、離婚問題なども典型的なものとして挙げられた。

紛争解決を行うのはチーフやコミュニティリーダー・宗教リーダーなどの伝統的な解決主体（Traditional Dispute Resolution Mechanisms）のほか、警察官、コミュニティの評議会、ニュンバクミ、ADR のメカニズムなど。保護観察官も重要な役割を果たしている。検察機構（Office of the Director of Public Prosecutions : ODPP）もチーフを紛争解決主体と認め、チーフたちに紛争解決のためのトレーニングを実施している²³。

南部のカジアドにおいてはマサイ族などの民族が暮らす、彼らは独自のルールを持って紛争解決を行う。多い紛争は窃盗など。殺人の場合も牛 49 頭で償うなどする。

(2) 脆弱層の課題

脆弱層として想定されるグループ、及びグループ毎の課題は以下のとおりである。

- 女性：早期婚（児童婚）、GBV、性的差別、離婚のトラブルなど。ケニアでは女性性器切除（Female Genital Mutilation : FGM）や児童婚は法律で禁止されているものの、今もレポートされているケースはある²⁴。また、国境を越えて移動するマサイ族の若年女性が、タンザニア国境を越えてタンザニア側で FGM を受けたという例がある。
- 子供：扶養・親権、性暴力、家庭内暴力、子供に対する差別的扱いなど。

²² ローカルコンサルタント Kilifi・Mombasa でのヒアリングによる

²³ ローカルコンサルタント Malindi でのヒアリングによる

²⁴ ローカルコンサルタント Kajiado, Nairobi でのヒアリングによる

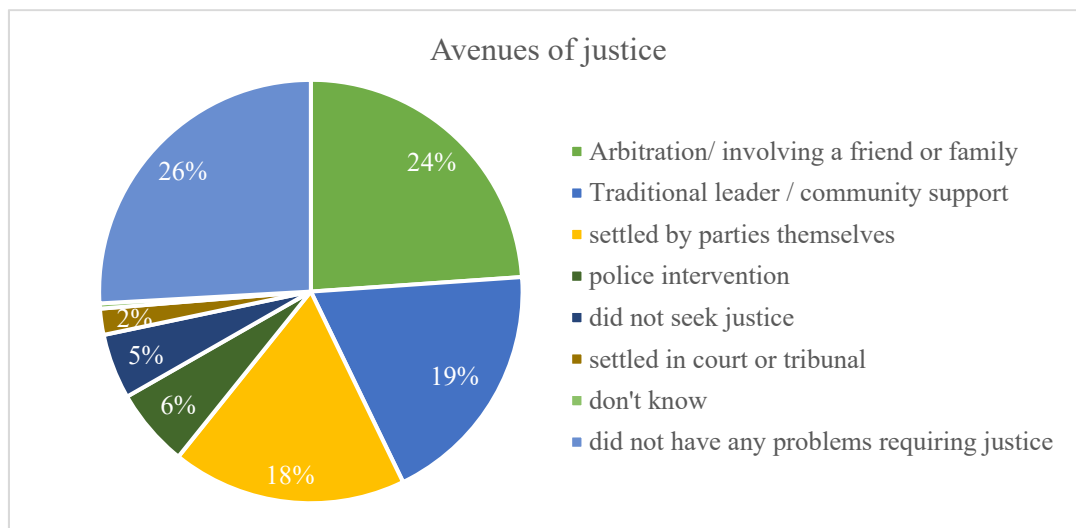
- 障害者：GBV、差別的取り扱いなど。なお、障害者機関（Organization of People with Disability）があり²⁵、GBV に直面したときの救済方法を伝える、トレーニングをするなどの啓発活動を行っている。
- 貧困層：主にスラムの貧困層などが挙げられるが、直面する問題としては刑事事件が多く、救済は警察機構によることが多い。
- その他、高齢者、難民・避難民、HIV の患者、宗教的少数者、地域における少数民族、退役軍人なども脆弱層として考えられる。ICT のリテラシーを持たないこと、通信アクセスがないことなどもその課題となっている。

2.5.2 市民の行政や司法に関する意識

2021 年 1 月の腐敗認識指数レポート（Corruption Perceptions Index : CPI）によると、ケニアの汚職スコアは 31/100（サブサハラ平均が 32、世界平均が 43）と低い。汚職度が高い国は COVID-19 によるパンデミックに対しても脆弱とされている。

ただし、裁判所に訴訟提起された事件数は 2016-2017 年の 334,180 件から 2017-2018 年には 402,243 件へと増加している。これは公的裁判制度への信頼が徐々に高まっている示唆ともいえる。

Afrobarometer²⁶によると、6 割のケニア人が裁判及び裁判外手続に満足していると答えている。しかしこの調査によると、過去 2 年で裁判を行ったケニア人は 1 割以下である。ケニアでも、裁判は遅い、費用が高い（弁護士費用も含む）、地方からは遠いなどの課題があり、公的裁判手続よりインフォーマルな手続が好まれている。この調査によると紛争解決ルートは以下の種類に分かれる。



出典：Afrobarometer

図 2.5 紛争解決ルート

²⁵ ローカルコンサルタント Organization of People with Disability Kiambu 支部でのヒアリングによる

²⁶ Afro barometer Round 8 Survey carried out between 28th August and 26th September 2020

2.6 司法アクセスに関する国家の制度及び政策

2.6.1 司法アクセスにかかる施策

(1) 憲法

2010年憲法上は、48条と159条2項にて司法アクセス推進について言及されている。

(2) 国家政策

2017-2022年法律扶助の国家計画（National Action Plan on Legal Aid, 2017-2022）が現在施行中である。国家計画の注力分野は、法律扶助の施行、法律リテラシーの改善を通じた司法アクセス向上、法律扶助提供者とのパートナーシップ確立、法律扶助の持続可能なメカニズム確立、法的啓発活動・法律扶助を社会福祉サービスに統合していくことなどである。

当該計画では「パラリーガルの促進と制度化」がアクションプラン（A.iii）及びそれに基づく戦略目標4として（Alternative and Traditional dispute resolution の利用促進とともに）挙げられている。パラリーガルの機能強化にも言及されており、研修システムの設計や質の担保のための研修・基準の設定、研修を受けたパラリーガルの数の確保などが戦略目標としてうたわれている（戦略目標4）。なお、戦略目標3 iii.においてもパラリーガルがコミュニティベースの法律扶助センターとともに司法情報提供のために効果的であると指摘されている。

また、AJSを推進するための、裁判所以外の紛争解決システム政策（The Alternative Justice System (AJS) Policy）も存在する。2022年2月末に完成予定とのこと。

(3) 2016年法律扶助法（Legal Aid Act 2016）

憲法48条・159条に基づき制定されている。制定にあたってはケニア弁護士会（LSK）の働きかけも影響したとされている。同法に基づいて国家法律扶助サービス（NLAS）が設置されたほか、民事・刑事事件、子供の事件、憲法事件、公益事件などに対する法律扶助の手続などを規定している。同法の中では、「認定パラリーガル（Accredited Paralegal）」は法律扶助提供者のうちのひとつとして挙げられている（2条）。

2.6.2 司法アクセスに関する所管・組織

法律扶助法（Legal Aid Act 2016）に基づき、NLASが司法省の傘下に設立された。NLASは、東アフリカの法律扶助提供ネットワークを取りまとめるとともに、NLAS本体も女性、子供、障害者、経済的に困窮する者などの弱者（indigent, vulnerable and marginalized people）への支援を行う。なお、NLASは今後、独立機関（Agency）化を見据えているとのことである。

司法機関・議会のほか、ケニア法改正委員会（Kenya Law Reform Commission : KLRC）、ケニア刑務所サービス、ケニア警察サービス、検察機構（ODPP）、保護観察及びアフターケアサービス（Probation & After Care Service）、ケニア国家人権委員会（Kenya National Commission on Human Rights）がそれぞれの分野で司法アクセスの向上を図っている。

また、法律扶助にかかる関係機関としては以下がある。

- 国家法律扶助サービス (National Legal Aid Service)
- 国家汚職防止キャンペーン運営委員会 (National Anti-Corruption Campaign Steering Committee)
- 法務局 (Directorate of Legal Affairs)
- 被害者保護局 (Victim Protection Board)
- 統治・司法・法と秩序セクター (Governance, Justice, Law and Order sector)

2.6.3 法律扶助の概要

(1) 法律扶助の概要

法律扶助制度は、法律扶助法 (Legal Aid Act 2016) に基づき設立された国家法律扶助サービス (NLAS) を中心に、脆弱層・貧困層・周縁化された層に対する法律サービスを提供する。その内容としては、民事・刑事事件、子供の事件、憲法事件、公益事件などに対する無料の法律助言、訴訟代理、ADR への関与や ADR 手続の補助、心理社会的カウンセリング、e-court のための設備 (モンバサ、キスム、エルドレット、ナクル、ナイロビにある) の提供などである。

法律扶助 (基本) 規則 (Legal Aid (general) regulations 2020) に則り、受益者はフォーマットを提出する。法律扶助提供者はクレジットを受ける費用を NLAS に支払う。受益者の支払い費用は法律扶助機関ごとに異なり、国際女性弁護士会 (FIDA) は 500 KES (約 4.6 米ドル) をチャージするが、経済状況によっては免除することもある。

刑事弁護制度 (憲法 157 条) は、検察機関 (ODPP) の管轄下にある。

(2) 法律扶助の予算

予算は FY:2021/2022 年で 178.3 億 KES (1.7 億米ドル) である。法律扶助の予算及び裁判所の事件数は以下のとおり。

表 2-4 法律扶助の予算及び裁判所の事件数

項目	2017-2018	2018-2019	2019-2020
司法省の予算	138 億 KES (1.3 億米ドル)	5 億 KES (465 万米ドル)	169.6 億 KES (1.6 億米ドル)
提出された事件数	402,243 (刑事: 283,788) (民事: 118,455)	484,349 (刑事: 343,109) (民事: 141,240)	337,510 (刑事: 249,199) (民事: 88,311)
処理済みの事件数	370,488 (刑事: 243,821) (民事: 126,667)	469,359 (刑事: 300,728) (民事: 168,631)	289,728 (刑事: 203,976) (民事: 85,752)
バックログ事件	553,187 (刑事: 219,686) (民事: 333,501)	569,859	617,582 (刑事: 291,126) (民事: 326,456)

出典: ローカルコンサルタントまとめ

(3) 法律相談の提供状況と担い手・利用者層

法律扶助の提供者は、以下のとおり。

- NLAS の活動として、パラリーガルを通じた活動、ラジオのトークショーでの啓発活動 (多言語)、コールセンター、行政登録センター (Huduma Center : 47 州をカバーし (全国 52 か

所)、e-government サービスが普及している)、e-court 実施のための活動(事務所に e-filing/e-hearing を共に行うセンターあり)、チーフのトレーニング(ADR のキャパビルなど)がある。また、UNDP の PLEAD プログラムの政府側カウンターパートが、主として北部など 12 州で活動中(CSO と協働したリーガルエイドクリニック、ICT 資料の開発、啓発フォーラムなど)。

- その他、司法長官オフィス (Attorney General's Office)、国際法律家委員会ケニア支部 (International Commission of Jurists -Kenya Section)、検察機構 (ODPP)、National Council on Administration of Justice のほか、教育機関 (Egerton University、後述) も法律扶助を提供する。宗教団体 (National Christian Council of Kenya : NCCK) がケニア弁護士会 (Law Society of Kenya) と組んだ公法協会 (Public Law Institute : PLI) など同様。
- 業界団体としては、ケニア弁護士会、女性弁護士会 (The International Federation of Women Lawyers : FIDA-Kenya)、パラリーガルのトレーニングを行う ICJ Kenya など。
- 地方自治体にも、モンバサカウンティ法律扶助ユニットなど、法律扶助を提供しているところがある。
- パラリーガル
 - ①法的根拠：2016 年法律扶助法において、NLAS に採用された者または CLE によって認可された機関でトレーニングを受けた者(認定パラリーガル)と定義されている。
 - ②主管省・局：NLAS
 - ③概算人数：コミュニティでは 2017 年時点で 3000 人以上のコミュニティパラリーガルが存在するとされる²⁷。
 - ④認定制度(パラリーガルの資格付与)・研修制度：司法教育委員会(CLE)が策定しているが、未だ検討中の部分も多いとのこと。パラリーガルの研修は国内の法律扶助機関が行うが、それらの機関に対して、CLE が統合された基準を作っている。
 - ⑤課題や要望、今後の展開：認定のためのカリキュラムのほか、すでに存在するパラリーガルに対しても質の担保を目的として、パラリーガル教育の強化カリキュラムも検討している (Legal Education Act)。現在、スキルに応じて複数の段階に分けたプログラムの提供について検討中。ザンビアの 3 段階の認定も参考にしたいということ。なお CLE からの今後の要望は「パラリーガルクラスターの育成及びパラリーガル向けプロボノサービスのプラットフォームを作りたい」とのことであった。CLE が行う意味は、UNDP の PLEAD プロジェクトだと 12 州に限定されていたところ、全国をカバーできるという点、大学より資金があるという点である。
- NGO としては、人権系 NGO の Kituo Cha Sheria がスラムなどで脆弱層向けの法律扶助を提供しているほか、西部では Pata Haki という緊急アプリを開発して性的脆弱層を支援する KASH (キスム)、行政向け苦情申し立てサービスを提供する Transparency International (エルドレット)、コミュニティ向け啓発を行う CSO Network (キスム)、GBV の被害者・未亡人・障害者・子供を支援ターゲットにして ADR の法的サポート・カウンセリング・病院の紹介などを行う Center for Human Rights and Mediation (エルドレット、ここはパラリーガルに手当

²⁷ NAP-Legal Aid Policy 2017-22、P.29

てを支払う)などが草の根レベルでの法律扶助を担っている。

そのほか、ACE (Action and Community Environment)²⁸が、子供をターゲットにした支援プログラム(拘留された子供は教育を受けられないなどの問題がある)を実施している。

これらの NGO に共通する取組みとして、法律扶助クリニック、パラリーガル育成、地方行政と協力しての ADR・調停の推進がある。

また、キスムではこれらの NGO のネットワーク構築、フォーマル・ジャスティスとインフォーマル・ジャスティスの統合を図る Court Users' Committee の運営を CSO Network が行っていた²⁹。

利用者数は、FIDA -Kenya が 21,544 人 (FY 2019-2020)。NLAS が全国で 1,206,904 人。子供支援組織である CRADLE が 913 人。Kituo Cha Sheria が 17,617 人である。FIDA では、その中で 207 人のクライアントが弁護士を利用し、517 件のケースが提訴された。

(4) 司法アクセスの質の向上のための施策

1) ネットワーク構築

東アフリカ各国で、東アフリカ法律扶助提供会議 (Conference of East Africa Legal Aid Providers) が設置され、2018 年から始動し、2020 年から東アフリカ法律扶助提供者ネットワーク会議 (East Africa Legal Aid Providers Network Conference) となり、メンバー国をケニア・タンザニア・ブルンジ・ウガンダに増やしている (ウガンダは MOU 締結検討中。エチオピア・ルワンダは働きかけているところである)³⁰。ケニアが初回のチェアを務め、現在はタンザニアがチェアとなっており、各国の司法省・NGO が参画している。なお、東アフリカ・アフリカの角パラリーガルネットワーク (East African and Horn of Africa Paralegal Network) も形成され、こちらはエチオピアもメンバー国である。

共通の課題は国が資金提供する法制度のサステナビリティなどだが、地域特性もある。例えば、パラリーガルの活動はタンザニアが強く (パラリーガルの組織はタンザニアが組成した)、ソマリアも ADR の経験をシェアしている。ニーズとしては、各国の情報収集・AJS の法律扶助機関やコミュニティパラリーガルのイニシアティブ及びトレーニングマテリアルの取りまとめなどがあるという。

弁護士会には、東アフリカの弁護士会 (East Africa Bar Association) を通じた横断の繋がりもある。

2) 展望・戦略

2017 年には、司法機関の青写真「Sustaining Judiciary Transformation (SJT) Blueprint: A Service Delivery Agenda (2017-2021)」が発行され、深刻な人員不足が指摘されるとともに (ケニア人 5000 万人に対し裁判官 154 人、治安判事 494 人)³¹、テクノロジー活用やバックログを減らすこと、オンブズパーソン制度の強化などを目指す戦略が記されている。

²⁸ <https://www.ace-africa.org>

²⁹ 2021/9/20-21 キスム・エルドレットでインタビュー

³⁰ NLAS ヒアリング

³¹ MEMORANDUM OF THE JUDICIAL SERVICE COMMISSION (JSC) TO THE Building Bridges to Unity Advisory Taskforce (BBI), August 2019

モニタリングのために、2018-2019年に、司法サービスの格付け（Judicial Service Grading : JSG）の構造が新しい運用となり、17等級を11等級に減らすなどの構造転換が行われた（以前は昇進が遅く、等級の差異も明確でなかったことなどが問題となっていた）³²。また、司法機関の関係者が毎年パフォーマンス管理・測定覚書（Performance Management and Measurement Understandings : PMMUs）に署名することになった³³。

一般市民の裁判への参加を促す裁判所ユーザー委員会（Court Users' Committee）がある。これは裁判官、治安判事、訴追機関、警察、弁護士、NGOなどが参加するものだが、コーディネーション（招集・実施・意見の取りまとめ）に時間がかかるため、どの程度効率化されているかは検証が必要である³⁴。西部キスムではCSOネットワークなどの関係機関のコミットにより活性化されているということであった。

2.6.4 コールセンターの存否

(1) 司法省

司法省の本体には、コールセンターは設置されていないが、司法省傘下のNLASはトールフリー番号を設置している。トールフリー番号を通じて、法律情報提供のほか、法律相談も行う。今後、法律情報整理のためにe-record keepingを導入したいとの意向が示された。

(2) 司法省外

司法省傘下のNLASやケニア弁護士会の他、NGOが運営しているものもある。情報提供だけでなく法律相談や弁護士代理も内容としてある。

- ケニア弁護士会のコールセンターには部屋はなく、法務部長とアシスタントの二人が担当している。トールフリー番号の電話回線は3本あるが、その他エクステンションの回線も6種類ほどある。
- ケニア弁護士会（LSK）は沿岸部の労働者・脆弱層を対象として、インクルーシブな資源開発支援プロジェクト（Supporting Inclusive resource development : SIRD）の中で、電話相談を行っている。内容は、主にマリンディなどの沿岸部でマイニングをはじめとする環境負荷の高い産業によって生活被害を受けている人々の支援（身体被害のほか、土地の収奪や収入の問題など）で、その他にGBVに対するアドバイスなどを行う場合もある。分野ごとにかかってくる電話相談をそれぞれの支援担当者に繋げる役割も果たしている。一日10コールほど受けている。カナダ弁護士会（Canadian Bar Association）のサポートを受けて2017年からパイロットとして始まったとのことである³⁵³⁶。
- UNDPの支援を受けた民主主義・ガバナンス強化センター（Centre for Enhancing Democracy and Good governance : CEDGG）は、ナクルの裁判所の敷地の一角でプロボノ法律相談のセンター（Legal Aid Clinic）を構えており、e-courtのためのネットワークも提供している。コー

³² State of Judiciary and the Administration of Justice Annual Report 2018/2019

³³ SOJAR Report 2018-2019

³⁴ Thika 弁護士会ヒアリング

³⁵ 2021/6/9 LSK へのヒアリングによる

³⁶ <http://lsk.or.ke/news/Request-for-Proposal-LSK-SIRD>

ルセンターではないが、トールフリー番号があり、3本の回線が担当者に割り当てられている。1本目の回線が出なかったら次へと繋ぐという仕組みになっている。COVID-19流行前は一日30件ほどクライアントが来ていたが、現在は8-12件程度である。また、地方部では法的支援を受けるための距離が問題となるため、コンテナ（3部屋程度の入る規模のコンテナ）のモバイルクリニックを準備している。



コンテナ型のモバイルクリニック

- 同じく UNDP の支援を受けたエガトン大学法学部でも、大学の一角でプロボノ法律相談のセンターを構えている³⁷。学生2名で火曜日と木曜日に対応している。相談時間は1回30分程度で、法律アドバイスが必要な案件はプロボノ弁護士に照会される仕組みである（ナクル地域に25人）。モバイルクリニックは12か所で実施。こちらにもコールセンターが設置されている訳ではなく、トールフリーの回線が4本ある。訴訟後のフォローアップも行っている。
- 西部のキスムでは、NGOのKASH³⁸³⁹が、性的脆弱層である女性、セックスワーカー、性的少数者（MSM、トランスジェンダー）、HIV感染者、障がいを持つ者を対象として、①トールフリー及び②Pata Hakiという緊急アプリでオンラインとSMSで情報提供、法律相談を受けている。これまでに876件のケースが挙がってきた。1,500人がターゲットで、現在200人ほどにリーチしている。①トールフリーは2015年から設置。パニックボタンを押すとスタッフに通じるようになっていく。24時間受付可能。スタッフがケースを振り分け、リファーする。②アプリはアンドロイド対応で言語は英語、始動してから2021年9月で6-8カ月程度である。USSDも今後統合予定とのこと。
- Turkana、Uagir、West Pokot（以上2014年から）、Marsabit（2017年から）をターゲット地域として、Transparency International がウェブベースの苦情申し立てアプリを開発⁴⁰。一般市民から苦情を受け付け、当局にリファーし、当局からフィードバックをもらう。苦情の先はEthics and Anti-Corruption Commission や警察関係機関である。パートナー機関はカウンティ政府、CSO、ローカルグループなど80の団体。オンラインのほか、SMS、トールフリー、紙

³⁷ Egerton University Faculty of Law Legal Aid Project (FOLLAP)

³⁸ 2021/9/20 インタビュー

³⁹ <http://www.kash.or.ke>

⁴⁰ <https://tikenya.org/> 2021/9/21 インタビュー

ベースでも受け付けており、それらがワンストップで管理されている。直近の一週間では、リファーした45件の苦情のうち、当局が受理したものが15件、解決したものの3件。2014年以降、1,501件の問題がこのシステムによって解決されたとのこと。なお、購読者は2021年9月時点で2,300ほど、実際に利用したことのあるユーザーは160ほどである（累計）。

その他の団体のコールセンター概要は、下表のとおり。

表 2-5 コールセンターの概要

分野	組織名	手段	サービス概要
労働	KITUO CHA SHERIA	SMS と トールフリー番号	年次報告書によると、電話よりも SMS からの相談の方が多。例えば SMS での相談受信は、2017 年に 2,510 案件にも上った。
社会的保護 と人権	National Gender & Equality Commission	SMS サービス : 20459 トールフリー番号 : 0800720187	国家人権委員会 (National Commission on Human Rights) と行政司法委員会 (Commission on Administrative Justice) と協力し、平等と差別からの自由を原則とする権利の保障を推進している。
GBV	FIDA-KENYA	コールサービスを提供しているが、直接訪問を推奨している	2019 年の年次報告書によると、相談内容のトップ 4 は、親権・養育権、婚姻関係、継承、土地の問題となっている。

出典：ローカルコンサルタント調査・インタビューまとめ

2.7 司法アクセスを支えるインフラ及び広報ツール

2.7.1 通信

ケニア通信庁 (Kenya Government's Communications Authority) によると、SIM カウントによる携帯電話のユーザー率は 2020 年 6 月において 119.9%⁴¹。2017 年には 80%の成人が携帯電話を持ち、30%がスマートフォン、50%が通常の携帯電話とされている⁴²。新聞は、日刊新聞は 6 紙 (Daily Nation (最大部数)、Standard、Star、People Daily、Business Daily、Taifa Leo (スワヒリ語)) 存在し、週刊誌は 3 紙 (The Nairobian、EastAfrican⁴³、Weekly Citizen) 存在する。

また、2015 年の情報ではあるが、ラジオへのアクセスは 98% (携帯電話が 97%)、テレビは 81%、インターネットは 51%というデータもある⁴⁴。

ウェブサイト運営にかかる費用はおおよそ 2 万~20 万 KES (約 185~1,850 米ドル)。

ケニアブログ協会によるとブロガーの数は 19,000 人とのこと。

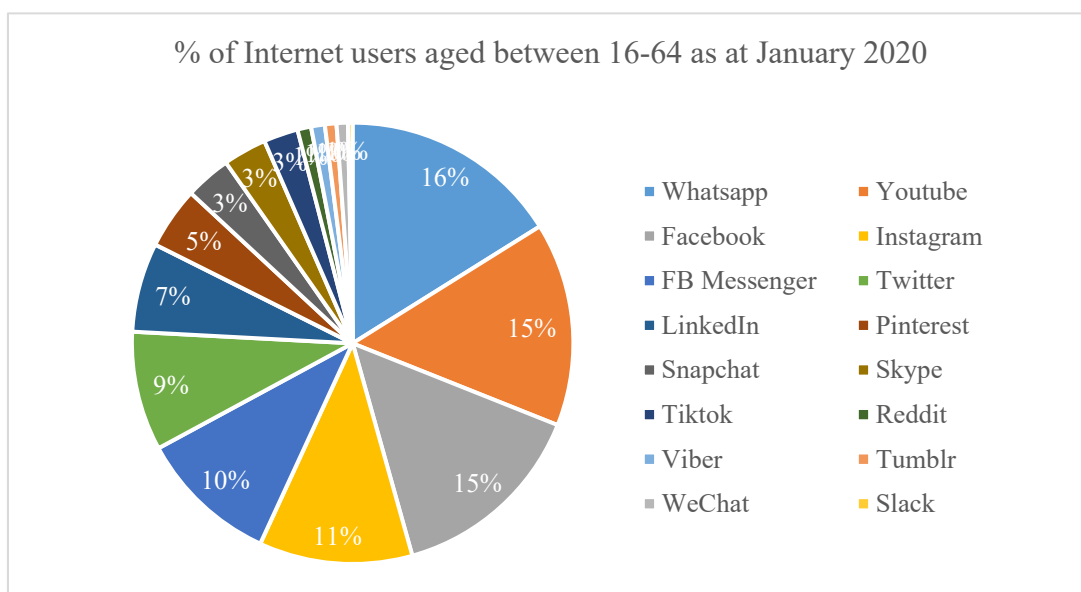
2020 年の段階で、インターネットユーザーが使っているソーシャルメディアの統計は下図のとおり。

⁴¹ <https://www.geopoll.com/blog/mobile-penetration-kenya/>

⁴² Pew Research in 2017

⁴³ ケニア・ウガンダ・タンザニア・ルワンダ・南スーダンで購読されている。

⁴⁴ BBC Media Action's nationally representative survey



出典：Kenya Media Assessment Study 2021

図 2.6 2020 年のインターネットユーザーのソーシャルメディア利用の割合

2.7.2 教育制度

(1) 初等・中等教育

初等教育においては、4年生で市民参加、市民と政府、公民権を学び、5年生で民主主義・人権・ケニア市民の義務、6年生で政府制度、7、8年生で紛争解決や伝統的政府について学習する。中等教育では、市民の統合や市民の権利義務、憲法、選挙についても学ぶこととなっている。

なお、ケニア政府が進める新たな教育カリキュラム（Competence based Curriculum : CBC）の中にも司法・人権・民主主義などが取り込まれている。ただし、このカリキュラムは政策として2019年に発表されたものの、対応財源・教師能力などの面で課題も多く、現場での実施は順調とは言い難いとのコメントもあった⁴⁵。

(2) 高等教育

法学教育のうち、大学の法学位（LLB）は4年間、法学修士（Master of Laws, LL.M）は、ケニアロースクール（Kenya School of Law、唯一の実務家養成機関）で1年半の間、専門分野を学ぶ。

(3) 成人教育

上述の新しい教育カリキュラムの中には成人教育も含まれる予定で、世界銀行が4～7年生を担当する。なおUNESCOによるとケニアの成人識字率は78.73%（2015年）。

⁴⁵ JICA ケニア事務所インタビュー 2021/6/3

2.7.3 広報ツール

(1) ホームページ

関係政府機関のホームページなどは以下である。

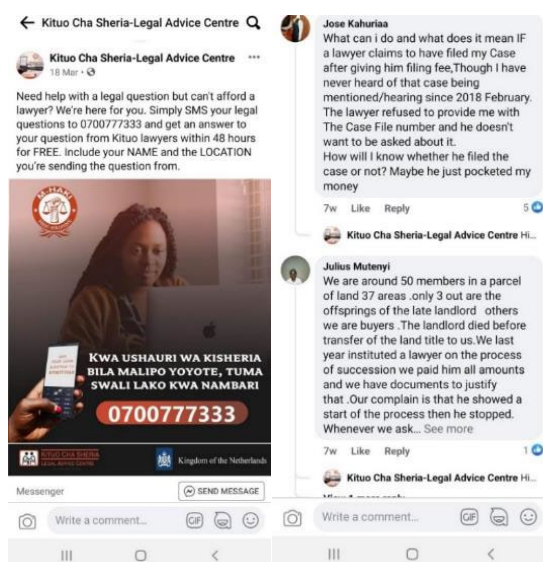
表 2-6 関係政府機関のホームページ情報

省庁	ウェブサイト	携帯 (SMS)	アプリ	ソーシャルメディア (Facebook, Twitter etc.)
州法務局・法務省	https://statelaw.go.ke	020-2251355 0732 529995 020-2227461-9 0700 072929	N/A	https://twitter.com/AGOfficeKenya https://www.facebook.com/OfficeOfTheAttorneyGeneralKenya/ https://twitter.com/AGOfficeKenya https://statelaw.go.ke/social-media/
労働省	https://labour.go.ke/ http://www.socialprotection.go.ke/	+254 2729801 +254 020 2726497	The Kenya Labour Market Information System (KLMIS)	Facebook-Ministry of Labour and Social Protection Twitter-@LabourSPKE
公共サービス・ジェンダー省	http://www.psyg.go.ke/	020 2227411	N/A	Twitter-@PSYGKenya https://web.facebook.com

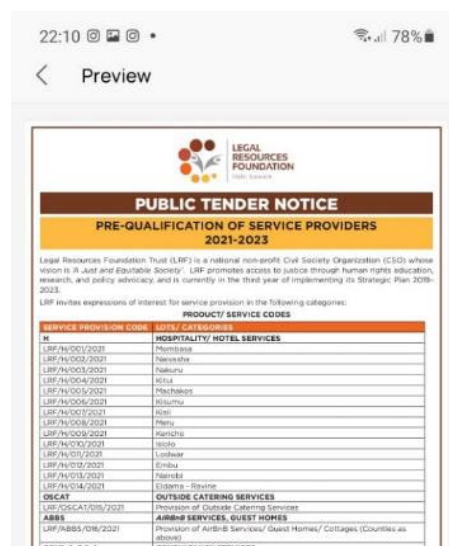
出典：各省庁 HP より作成

(2) ソーシャルメディア

Kituo Cha Sheria が Facebook などのソーシャルメディアを使って法律相談の情報を拡散している。また、同団体は隔週木曜日に家族事件の調停をミーティングルームで行っているが、こうしたニュースなどについてもソーシャルメディアを使って情報提供している。法律扶助に従事する人材のリクルートについても、NGO である Legal Resources Foundation は下記のように HP などを使って行っている。



Facebook による法律相談の情報拡散
Kituo Cha Sheria



HP による人材のリクルート
Legal Resources Foundation

(3) 従来のメディア

調停トレーニング機関が一般向け啓発プログラムとしてテレビ番組を企画したが、資金が取れずに挫折した。Beyo jama kamani 'What happens in the court' という名前で、ADR の強みを紹介するシナリオを検討していた（スクリプトはまだ残っている）。

2.8 司法制度における ICT の導入

2.8.1 ICT 導入についての政策

2010 年憲法が「indigenous languages, Kenyan Sign language, Braille and other communication formats and technologies」の推進を規定。また、2018 年司法 ICT 政策（The Judiciary ICT Policy 2018）が司法サービス向上のための IT 技術活用を規定している。加えて、2019 年国家 ICT 政策（The National Information, Communications and Technology (ICT) Policy, November 2019）やビジョン 2030（The Vision 2030）も ICT の活用を規定。2020 年電子ケース管理実践の方向性（The Electronic Case Management Practice Directions 2020）にて e-filing や e-case management のガイドラインを規定。

沿革は、2008 年に司法 IT 委員会（Judicial Information Technology Committee : JITC）が司法の ICT 化を開始し、2009 年にナイロビ上訴裁判所でパイロットプロジェクトが行われたことを皮切りに、司法改革フレームワーク（The Judiciary Transformation Framework (2012-2016)）が設置され、4 本の柱（市民中心の司法を届ける、内部人材キャパシティの拡充、インフラ拡充、IT 強化）がうたわれたというもの。

現在、最高裁判所では、5 つの分野で司法の ICT 化を推進している。①司法のアドミの ICT 化、②e-court room management（裁判の録音、転写）、③e-payment の実装、④文書管理のシステムの ICT 化、⑤インフラとしての IT 機器の導入である。

財源は国庫のほか、IDLO、世界銀行が支援。世界銀行は設備投資のみ（29 の裁判所の建物）。

この数年の動きとしては 2020 年、e-filing ポータルの開設、運用開始⁴⁶。2020 年、COVID-19 対応により e-court が Skype、Zoom、Microsoft Teams 等で実施されている⁴⁷。通信・電力事情、システム登録、サイバーセキュリティの課題。2020 年、UNDOC による ICT 機材の供与 (PLEAD プログラムの一環)⁴⁸。2021 年 1 月にはデータセンタープロジェクトが始動した。

司法および司法行政報告書（State of the Judiciary and Administration of Justice Report : SOJAR）2019-2020 は以下の情報を提供している。2019-2020 年の執行実績は、約 2.0 億 KES（約 186 万米ドル）である。

表 2-7 ICT 化に必要な予算積算と執行実績

年度	予算積算	執行実績
2016-2017	8.3 億 KES	1.4 億 KES
2017-2018	6.3 億 KES	0.3 億 KES
2018-2019	5.0 億 KES	-
2019-2020	12.0 億 KES	2.0 億 KES

出典：SOJAR 2019-2020 レポート

⁴⁶ [Nairobi top courts go digital as Maraga launches e-filing portal | Nation](#)

⁴⁷ [Kenya is struggling to deliver justice online: what needs to be done \(theconversation.com\)](#)

⁴⁸ [Speech - PLEAD laptops handover ceremony \(unodc.org\)](#)

2.8.2 ICT 導入の状況

(1) 司法機関での活用

2021年3月時点で、47,626のケースが e-filing のプラットフォームを通じてリモートで登録され、4,047の法律事務所と 4,308の個人がこのプラットフォームに参加した。1,422,540の文書（10,930の certificates of urgency と 1,486の命令）がオンラインで届け出された。また、2,500の ICT 機器が司法機関に設置された⁴⁹。

最高裁判所によると、現状、e-court の推進により利用者が 7%増加したとのこと。しかし、現状の課題として、①運営側のキャパシティ不足、②アドミ側のサポートシステムの不足（e-payment 向け）、③技術的アシスタンス不足、④司法をめぐる他の関連機関との連携の必要性（警察・検察・刑務所など）、⑤スキャンのトラブル多発（裁判は資料が多い）、⑥一般市民向けの情報提供の不足（この課題が特に重要との認識とのこと）、⑦裁判所スタッフや裁判官へのトレーニングの不足、⑧関連人材との連携不足（弁護士会、検察官など）、⑨事件登録管理不足、⑩内部でのポリシーレビューが不十分であることが挙げられる。また、財源不足も深刻であり、国の予算の 0.7%しか与えられていない。

今後の展開としては、一般向け展開はビデオやウェビナーを予定するほか、e-filing センターを地域ごとに設立したい、ICT 化による適切な人員配置も行いたい、とのこと。

(2) 刑務所での活用⁵⁰

ナクル市の男性刑務所（収容人数は 1,550 人、起訴前の被疑者は 231 人、死刑囚も収容）には、コンピューターが 4 台あり、COVID-19 流行直後の 2020 年 4 月から e-court を導入している。現在 1,000 人以上の被収容者が利用している。一方で、女性刑務所は（収容人数は 173 人と子供 12 人）にはコンピューターは 1 台しか設置されていない。



女性刑務所のパソコンルーム

e-court はナクル内の 10 の裁判所、モロ内の 5 の裁判所と提携している。移送の手間がなくなったことで、刑務官の仕事も効率化しているとのこと。

課題は 5 点。①カメラの性能が不足している、②インターネット接続が不安定、③e-hearing の際に証人が現れないなどの問題、④e-payment との連動ができていない、⑤弁護士をつけている被告人が 80-90 人（ランダムピック）のうち 3 人と少ない。

今後の展望として、ルワンダの IBJ/RBJ のアプリのようなサービスがあればナクルでも取り入れたい、インフラのサポートが必要、現在のナクル刑務所の例がグッドプラクティスであれば、事例紹介も含めて連携を模索したいとの関心が示された。また、さらに長期的な展望としては、①弁護士・警察・パラリーガルなどステークホルダーを巻き込んで ICT 化を推進したい。②e-court につなげられるス

⁴⁹ Information gotten from the Interview with the Office of the Chief Registrar of the Judiciary of Kenya on 20th May, 2021.

⁵⁰ Nakuru 刑務所にヒアリング（2021/6/8）

ーションを5～10か所程度に増やしたい。③刑務官・警察官などの運営担当者に対してICT技術テクノロジーのトレーニングをしたい。e-filingについてもトレーニングをしたい。④e-courtのガイドラインがないので、法的フレームワークを設定したい。⑤被収容者に対するオンラインでのPsycho-socialなサポートも必要とのこと。

(3) 民間でのICTの受容

ティカ弁護士会によると、司法アクセスの向上のためには、①ICTだけでなく、②行政側のキャンペーンを増やす(治安判事の数を増やすなど)という従来型の改革も必要。手段の併用が有効とのこと。

① ICT活用にはインフラが必要。e-courtなどもまだ機能していない部分がある。また、ICT化しても子供や高齢者など脆弱層が取り残される。そこをすくい上げるために、現在も使われている物理的な法廷での手続改善・迅速化や裁判書類の整理など、またコールセンターのような方法も検討すべきである。コールセンターとしては、行政手続・登録センター(Huduma)の活用が考えられる。(裁判所によっては、ケースの早期処理に成功した場所もある(7カ月に1ケースをクローズ))。

②行政は政治的な問題があるので変わりにくい、小規模ビジネス向けの裁判所ができた(20万～100万KES(約1,800～9,300米ドル)。関係機関内での情報伝達、一般に向けた制度の啓発なども重要である。

(4) ICT化まとめ

裁判所のICT局が運営するe-filing、e-management、e-courtの概要を下表にまとめる。

表 2-8 ICT化の概要

ICT設備	導入年	システムの種類	適用範囲	現在の使用状況
e-filing	2020年	オンラインポータル	これまで裁判所で物理的に受領していた裁判所の訴状及び文書	ナイロビの全ての裁判所(いくつかのTribunalsを除く)
			司法財務管理情報システムの電子決済の強化	全ての裁判所
e-court	首席判事(The Chief Justice)がパイロットとして、2018年から裁判官15名と治安判事5名によるe-courtを開始	ビデオ会議(MS Teams)	オンライン法廷(e-court)	全ての裁判官と治安判事が活用
			インターネット接続	全ての裁判所
e-management	2020年3月20日付のガゼットに規定	ビデオ会議(MS Teams)	裁判官、治安判事、書記官、補助員による案件のフォローアップ	裁判所内での内部利用のために全ての裁判所で実施中。126の法廷で活用。
			裁判所の記録と転写	600ある法廷のうち、32法廷に展開
	2020年9月から開始(AJIRA Pilot Digitization Programme)		ドキュメントとアーカイブの管理	3地域(ナイロビ、キスム、モンバサ)で継続中

出典：ローカルコンサルタント作成(裁判所インタビューによる)

2.9 ドナー分析

司法アクセス分野で活動する主要ドナーは、UNDPを中心として、EU、UNODC、USAIDである。

(1) UNDP

以下のプロジェクトを実施中。本プロジェクトでは、北部を中心とした 12 地域を対象として、脆弱層の法的キャパシティ強化や法律扶助提供を行う。

- プロジェクト名： PLEAD (Programme for Legal Empowerment and Aid Delivery)⁵¹
- ドナー： EU、UNODC
- 対象機関： 司法省 NLAS、大学機関、裁判所、NGO
- 期間： 2018 年～2023 年（フェーズ 2 は 2023 年より開始の見込み）
- 予算： 3,415 万ユーロ
- 対象地域： ナイロビ、モンバサ、ナクル、キスム、ウアシン・ギシュウ、マンデラ、ワジル、ガリッサ、タナリバー、ラム、イシオロ、マルサビット
- 活動内容：
Amkeni Wakenya（スワヒリ語で Kenyans let us arise）がプロジェクトの成果①に対応。法律扶助の提供を中心とした脆弱層向けの司法アクセス強化。大学・教育機関（エガトン大学法学部法律扶助プロジェクト FOLLAP）や CSO（CEDGG など）を通じて、法律扶助機関のトレーニングや司法教育の提供などを行う。

なお、FOLLAP 及び CEDGG はそれぞれナクル地域において、2019-2022 年の期間で年間 10 万米ドルの予算で行われている。

UNODC が対応するのが成果②裁判所運営と事件管理、成果③刑事司法の機能強化、成果④司法セクターの協調。

(2) USAID

以下のプロジェクトを 2014 年まで実施していた。女性の土地に関する権利の強化・慣習法制度の機能強化を主な目的とするもの。ケニア南部の Mau 森林地帯（マラ川・貯水池近辺の地域）が対象。

- プロジェクト名： Mau Forest Project (The Kenya Justice Project)
- ドナー： USAID
- 対象機関： Mau 森林地帯のローカルリーダー
- 期間： 2010 年から 2014 年
- 予算： 49 万米ドル
- 活動内容：
ローカルリーダー・学校に対し憲法や土地政策の内容を教え、トレーニングをする。女性の権利についてキャパシティビルディングをする。慣習法制度の機能強化のための関係者向けキャパシティビルディングを行い、フォーマル・ジャスティスとインフォーマル・ジャスティスの連携を図る。

⁵¹ [The Programme for Legal Aid and Delivery in Kenya \(PLEAD\) | UNDP in Kenya](#)

地方規則を制定した、女性長老の数が増えた、チーフや長老は配偶者の同意なしに土地取引ができなくなった、性暴力のケースはフォーマル・ジャスティスに持ち込むことができるようになった、環境マネジメントについてのADRをどう進めるか女性たちがトレーニングを受けた、などの成果が出ている。

(3) その他

- KNHCR (Kenya National Commission for Human Rights) : 2010年に西部のメルー地方においてルオの長老たちを対象として脆弱層の法的権利について啓発活動を行った (Kenya Legal and Ethical Issues Network on HIV & AIDS (KELIN) and the Health Policy Initiative (HPI)とパートナーシップ)。
- The Fund for Global Human Rights : 人権機関のネットワーク構築を通じて地方自治体の法令執行における人権意識強化を行っていた。
- 世界銀行 : Judiciary Performance Improvement Project (JPIP)を通じて20年度末までに28の裁判所支部を設置した。

2.10 司法アクセスの制度の課題

- 法律扶助予算・司法のICT化予算の不足
特に裁判所のICT化予算が不十分である。インフラ・キャパシティビルディングの双方に影響。
- フォーマル・ジャスティスの人材不足
裁判官の数が未だ少なく、バックログが生じる要因になっている。
- 法的知識・理解不足
特に地方部において、裁判手続や法律の概念・法律問題に対する一般市民の知識が不足している。
- 地域間格差
都市・地方の間の格差がある。弁護士もナイロビとその近郊など都市部に多いため、司法過疎が生じやすい。
- 刑事司法の人権問題・弁護士代理不足
刑事事件を訴訟代理する弁護士が少ない。
- 一般市民向けの司法教育・啓発活動が不十分
これが一般市民の知識不足の原因となっている。教育機関・法律関係機関の連携もないことや、カリキュラムの問題などが挙げられる。
- AJSの人材育成が十分でないこと
AJSが憲法に明記されてから10年が経過する。UNDPが支援するFOLLAPの活動の中には地域のチーフを対象にキャパシティビルディングをするというプロジェクトがあるが、同プロジェクトもAJSの人材育成不足に対応するものであった。

- 基本的人権の問題

地域によっては AJS 偏重の制度により基本的人権の問題が継続的にみられる。例えば南部カジアド地域ではマサイ族の女性はいまだ土地の所有権を認められない、民族慣習が公的機関との協力・連携を阻害するケースもあるなどの問題がある。

2.11 JICA の支援方策と当該方策に関する評価、留意点

(1) パラリーガル・AJS

ケニアではコミュニティレベルでは NGO や教育機関などの法律扶助機関が市民に対し法律情報を提供しているものの、これらの法教育提供機関に対するモニタリング・評価の仕組みは確立していない。司法教育委員会 (CLE) からは「法教育提供機関に対するモニタリング・評価の仕組みをオンラインで作りたい」との要望が出ている。また、CLE のリードのもと、法教育に取り組む各機関が個別に提供している法律情報を一元化し、国レベルで情報を取りまとめるという形の協力も考えられる。その際もオンラインプラットフォームを活用し、一元的に情報を閲覧でき、各法教育提供機関のコンタクト先なども検索できるようにするなどといった方法が考えられる。

また、法律扶助を担当する機関やパラリーガルに対するトレーニングは、各法律扶助機関それぞれ別個のものであり、全国的に統一されていない上、オンラインでも行っていない。そのため、ICT を活用しつつ全国をカバーする法教育の基準作りのために司法教育委員会 (CLE) と組むのも一案である。

パラリーガルやインフォーマル・ジャスティスの担い手向けの研修プログラム策定・マテリアル作りについては司法省 NLAS からの期待が大きい。ターゲット別に、Court Users' Committee 向け、チーフなどの AJS 向け、弁護士・パラリーガル・行政オフィサーなどの法律の基礎知識を有する者向けの研修などができるならばすぐにでも始めたいということであった。また、課題に特化したマテリアルとして、GBV、子供の扶養・看護、刑事手続、土地紛争などの分野別の研修を法律扶助機関や調停機関にリフレッシュ研修として提供することも考えており、短～中期的な協力案として要望が出た。

(2) ICT

ケニアでは Huduma Desk (47 州をカバーする行政サービスデスクが全国 52 か所) があり、e-government サービスが普及している。この行政サービスの能力強化を図り、法律情報提供・e-filing のサポートなどのエントリーポイントとすることは考えられる。

また、ケニアでは裁判所がオンライン化を進めているが、ルワンダほどまでは事件管理システムの導入が進んでいない。司法の ICT 化の素地はあり、また、刑務所の一部ではパラリーガルと連携した法律情報の提供や関係機関への照会があるため、ルワンダの事例を参考にしつつ、IECMS の情報共有や JusticeHub アプリの展開を考えるのも一案である。

(3) モバイルリーガルクリニック

UNDP の支援でコンテナ型のモバイルリーガルクリニックが導入されたが、司法過疎対策として、法律扶助・法律相談や遠隔地での活動を拡大するためにトラックの供与も有益である。特にケニアは北東部の牧畜遊牧民が移動するために、司法過疎対策・司法教育の両点において遊牧民をフォローできる仕組みは意義が大きい。UNDP も地域的な拡大において連携することには前向きである。

(4) OSC

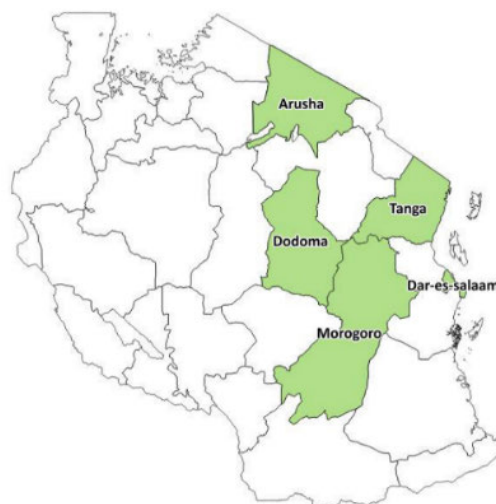
GBV に対し、予防・被害者保護・権利復帰のサポートのすべての面において、法律・保健衛生・教育・社会心理的支援などセクターをまたがる対応が必要である。ケニアにおいても特に地方部では GBV に対する知識不足や声の上げにくさ、被害に遭った場合の相談先が分からないなどの問題がある。そのため、地方部の中核病院に司法デスクを設置するなどのモデルも考え得る。

第3章 タンザニア国に関する調査結果

3.1 サマリー

(1) 調査対象地

タンザニアの地方行政区分は、31の州（Region）で構成されている。うち、大陸部の本土（タンガニーカ）が26州、ザンジバル自治区が5州である。州の下には169の県（District）が存在する。本調査では、都市2カ所（ダルエスサラーム、ドドマ）、地方4カ所（アルーシャ、タンガ、モロゴロ及びドドマの地方部）を対象に調査を実施した。



出典：JICA 調査団

図 3.1 調査対象地

(2) 調査概要

フォーマル・ジャスティス：法体系は、20世紀初頭にドイツ支配を引き継いだイギリスにならって判例法（Common Law）が適用されており、ザンジバルの法制度も基本的にはタンザニア本土の準用である。裁判制度として上訴裁判所（Court of Appeal）、高等裁判所（High Court）、治安判事及び地方裁判所（Resident Magistrate and District Court）、初等裁判所（Primary Court）が置かれている。初等裁判所（Primary Court）はすべての県（District）に設置されている。

ケニアの状況と類似して、都市部ではフォーマル・ジャスティスも一定程度使われているが、「フォーマル・ジャスティスは手続に時間がかかり費用が高い」点は都市部・農村部共通の課題である。司法過疎の問題として、高等裁判所が26州中13か所しかなく、初等裁判所は1県（District）に1、2か所しかないという現状（Districtはひとつにつきルワンダの半分程度の広大な面積がある）があり、これにより特に地方部の司法アクセスが阻害されている。

インフォーマル・ジャスティス：ADRとして調停（Mediation）、和解（Reconciliation）、仲裁（Arbitration）の手続がフォーマル・ジャスティスと相互補完的に使われているが、ケニアと同様、GBVや子供の人権など、AJSが十分に機能しないためにフォーマル・ジャスティスの介入が必要な分野も存する。地方部では、村長（Chief）や村の長老、宗教リーダー（教会・モスクなど）、地方自治体などが紛争解決を行う。法律で設置されたシステムとして土地紛争を扱うコミュニティ裁定所（Ward Tribunal）があるが、管轄省庁がなく予算がないため、機能不全の状態である。

インフォーマル・ジャスティスの担い手の質の担保はタンザニアでも課題だが、タンザニアにおいてはパラリーガルが、インフォーマル・ジャスティスの担い手としても重要な役割を果たしている。

法律扶助サービス：草の根レベルの司法アクセス達成のために、パラリーガルの制度、人材養成に全国的に注力している。4,000人以上のパラリーガル（簡単な研修を受けた者で、現在制度化の動きの中で資格を作っている）が存在する。2021年の9月から、憲法・法務省、ロースクール、UNDPなどが

協働してパラリーガルの資格（及びカリキュラム）を作る予定であったが、カリキュラム開発・期間の決定などの内容の議論が未だなされており、開始が遅れているとのことである。

ICTの活用：ICT化は司法機関の強いイニシアティブで始まり、裁判所を筆頭に憲法・法務省、法務長官局ともに推進している。アプリ化なども進める。取り残される人々のケアは裁判所のサービスセンター（Service Bureau）が担当。ただし、インフラ、通信、人材に難があり、支援が求められている。

司法アクセスにかかるネットワーク：東アフリカ法律扶助提供者ネットワーク会議（East Africa Legal Aid Providers Network Conference）のチェアをケニアから受け継いでいる。

刑事司法の課題：刑事司法の人権問題・弁護士代理不足という各国共通課題のほか、タンザニア本土では保釈の権利の制限が問題になっている。ザンジバルでは保釈の権利に制限はない。

司法アクセスの課題：法律扶助予算・司法のICT化予算の不足、フォーマル・ジャスティスの人材不足、法の知識・理解不足、地域間格差など、他国と共通の課題がある。

なお、タンザニア特有のテーマとしては、ADR及び法律扶助を担う人材としてパラリーガルの育成が精力的に行われているうが、その制度化が今後の課題である。また、パラリーガル向け、一般市民向けの司法教育・啓発活動も今後の課題となっている。

ケニアと同様の課題として、地域によってはAJS偏重の制度により基本的人権の問題が継続してみられる（マサイ族の女性はいまだ土地の所有権を認められないなど、民族慣習が公的機関との協力・連携を阻害するケースもある）。

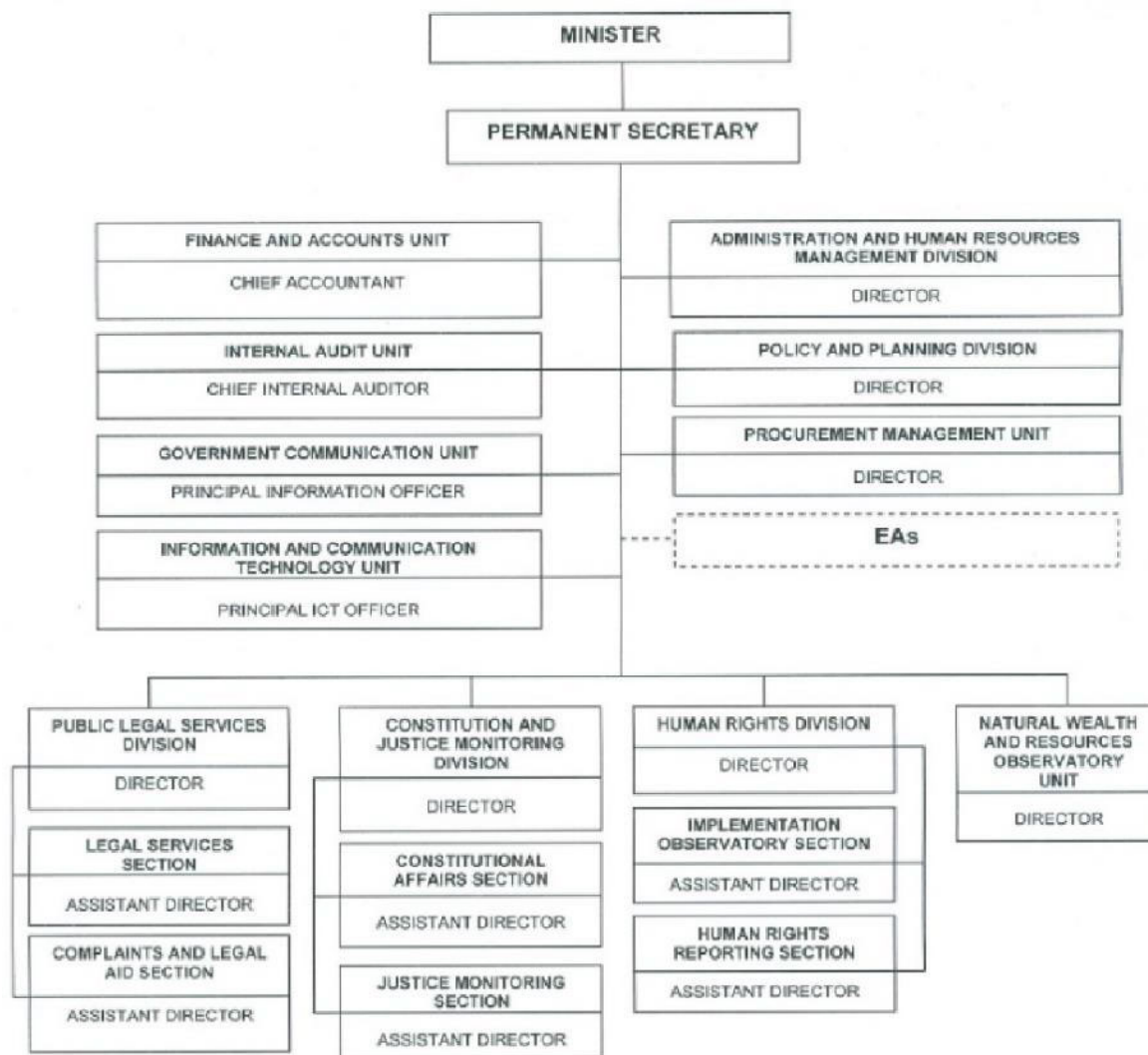
3.2 ガバナンス／司法セクター概要

3.2.1 司法制度

タンザニアの司法制度は、英国法制度に基づいた判例法（Common Law）制度をもとにした判例法・衡平法制度と、慣習法（Customary Law）の二重構造からなる。慣習法による紛争解決（裁判外紛争解決手続）も、タンザニア社会に大きな影響力を持っている。なお、タンザニア本土とザンジバルは1964年に連合するまで異なる歴史を歩み、現在も連合共和国政府とは独自の自治政府（ザンジバル革命政府）及び議会を有する。法律は本土の法律が準用されることが多いが、弁護士会や、今後設立予定のロースクールなどは本土とは別にある。

3.2.2 組織体制

憲法・法務省（Ministry of Constitutional and Legal Affairs：MOCLA）が司法業務を管轄する。同省の組織図は、図3.2の通りである。



出典：憲法・法務省ホームページ

図 3.2 憲法・法務省の組織図

法務長官局（Office of the Attorney General : AG Office）も関係当局である。

MOCLAが政策を扱うのに対し、AG Officeは法律の執行を行う。AG Officeは法務次官室（Office of Solicitor General）と公訴局長官室（Office of the Director of Public Prosecutions : DPP）に分かれている（組織図はAG Officeのホームページ上では作成中⁵²）。

法務次官室は、司法機関（Judiciary）へのアドバイスをはじめとして、政府のすべての 이슈に法的アドバイスをする役割を担う。2017年制定の法律扶助法（Legal Aid Act）以来、法律違反のクレームは個人からでも受け付けている。現在ドドマの本部のほか、ムワンザ、アルーシャ、トボラ、ダルエスサラームに支部があり、それぞれの支部に専属の役人が二人ずつ配置されている⁵³。

⁵² [THE OFFICE OF ATTORNEY GENERAL \(agctz.go.tz\)](http://agctz.go.tz)

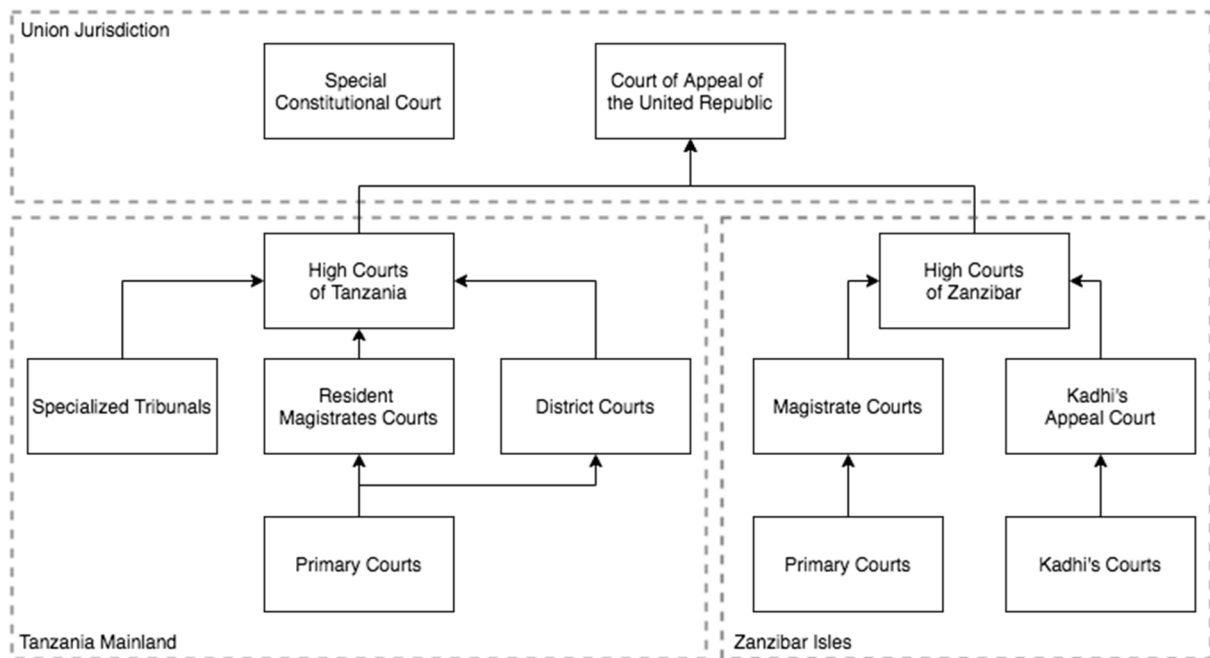
⁵³ 2021/6/28 Solicitor General・Mr. Vedustus からのヒアリングによる

DPPは、捜査、訴追、公判進行など、検察・訴追の業務を担う。地方支部（Regional Office）はまだ全県（District）をカバーしていない（142県のうち16県のみ）。地方支部のない場所では、捜査機関が訴追の判断もするため、捜査と訴追が同じ機関によって行われることになり、チェック&バランスの機能を果たさないという課題に直面している⁵⁴。

3.3 法的な紛争を解決するための制度とそのプロセス

3.3.1 裁判制度

公的な裁判制度は1977年憲法107A, 107B条及び2011年司法行政法（Judiciary Administration Act No.4）に根拠を置き、4つの段階からなる。ヒエラルキーの上位から、1. 上訴裁判所（Court of Appeal）、2. 高等裁判所（High Court）、3. 治安判事及び地方裁判所（Resident Magistrate and District Court）、4. 初等裁判所（Primary Court）である。司法機関の組織図は、下図の通り。



出典：Schematic of the structure of the court system of Tanzania

図 3.3 司法機関の組織図

初等裁判所はすべての県に設置されており、960か所存在する。同裁判所では、小規模の民事紛争・家族紛争・刑事事件の一審の役割を果たしている（ただしコミュニティ裁定所（Ward Tribunal）で原審理が行われた事件の二審目の役割も果たしている）。

治安判事及び地方裁判所は、前者が30か所、後者が117か所存在する。民事・刑事事件につき1審目となるほか、初等裁判所の事件につき2審目の役割を果たす。

⁵⁴ 2021/6/26 DPP・Mr. Tumaini Kweka (Principal State Attorney in the DPP office), Mr. Paul Kadushi からのヒアリングによる

高等裁判所は16地域の裁判所と4つの特殊分野の裁判所（商事、土地、労働、汚職と経済犯罪）を有する。治安判事裁判所（Resident Magistrate Court）の事件、地方裁判所（District Court）の事件、地方土地・住宅裁定所（District Land and Housing Tribunal）の事件につき2審目の役割を果たす。

上訴裁判所は主に高等裁判所からの不服申立を審理する。ザンジバル高等裁判所からの申し立ても、憲法事件のほか審理する。



高等裁判所

3.3.2 裁判所以外の紛争解決制度

(1) コミュニティ裁定所：Ward Tribunal⁵⁵

法律（Ward Tribunal Act, 1985）に基づいて設立されたものの、現在どの省庁の傘下にもない機関として、Ward Tribunal がある。

扱う紛争のカテゴリーは主に①土地紛争、②家族紛争（結婚・離婚）の2種類。4-8人の構成員（判事）によって構成され、その中の2人は女性である必要がある。また、構成員が行うのは調停・和解など友好的な紛争解決である。土地紛争に関しては法改正⁵⁶により、審理・裁定を行わず、ADR（調停・和解など）を行うにとどめることが記された。

- 土地紛争：300万TZS（約1,300米ドル）を超えない額の紛争を扱う。両者の言い分を聞き、現場検証をして判断。Ward Tribunal の判定への不服申し立ては45日以内に地方土地・住宅裁定所へ。
- 家族紛争：家族に参加してもらい、統合を目的に調停する。ただし、家族紛争はWard Tribunal の構成員がトレーニングを受けていないことや他のルートもあることから、数としては少ない。マサイ女性が男性に離婚を求めたケースあり。そのケースでは女性は財産分与は求めなかったが、難航した。同ケースは最終的に初等裁判所へ持ち込まれたが、Ward Tribunal に差戻しになった。
- Ward Tribunal の課題：そもそも予算がついていない（1985年の法律で制定されたので公的な機関ではあるが、どこも管轄していない）、場所も自前の建物はなく、市役所などを使っている、構成員がボランティア、Ward Tribunal での裁定に執行力がないという問題。2021年末の法改正で、土地紛争に関する機能が限定的となった。
- ただし、構成がシンプルなので判断が早い。お金がかからない、友好的な紛争解決ができるなどのよい面もある。

⁵⁵ 2021/6/24 Dakawa (in Mvomero) Ward Tribunal からのヒアリング

⁵⁶ 2021/10/11 The Written Laws (miscellaneous amendments)no.3, Act, 2021

(2) インフォーマル・ジャスティス

インフォーマルな紛争解決制度としては、1. 地方自治体 (Local Authority)、2. 伝統的な首長 (Traditional Authority)、3. 宗教リーダーが挙げられる。

1. Local Authority は、村の評議会 (Village Council)、Mtaa Council などのほか、先述の Ward Tribunal もここに分類できる。
2. Traditional Authority とは部族ごとのリーダーや村の評議会である。スクマ (Sukuma) やマサイ (Masai)、クルヤ (Kurya) 族などは自前の Authority を持つ。
3. 宗教リーダーは主にイスラム教のモスクの長や、キリスト教会のリーダーである。



マサイ族リーダーの紛争解決

紛争解決手段は、調停・和解・仲裁・交渉などである。

タンザニアでは慣習法が、裁判所以外の紛争解決システム (「Alternative Justice System : AJS」など) とは憲法上正面から法定されていない (ケニアとの違い)。ただし、民事事件は裁判所に提訴する前に裁判外の手続を通すという方向性になった。調停人のキャパシティビルディングが急務である (国家調停研修機関でのトレーニングなど)⁵⁷。

ビジネス分野は仲裁を使う。タンガニーカ弁護士会 (Tanganika Law Society) の建物の中に仲裁センターが開設されている。

(3) パラリーガルの活用

タンザニアにおいては、パラリーガルがコミュニティの草の根レベルの紛争発見・紛争解決に大きな役割を果たしている。

認定パラリーガル (Certified Paralegal) の資格の設置が決まり (MOCLA によると 2021 年 9 月に開始予定だったが、資格の内容の確定などに時間を要しているということである)、有資格者は MOCLA の傘下におかれることとなった。それに伴い、コミュニティレベルの紛争解決については従前

はコミュニティでのパラリーガルのみが関与していたものが、警察官や刑務官などの司法分野の公務員も、パラリーガルのトレーニングを受けた者またはパラリーガルとして認定される法律知識のある者は関与することになる。公務員のパラリーガルを現在タンザニアの法曹界では「国家パラ

リーガル (State Paralegal)」と呼称しているが、この認定には、国家試験評議会 (National Examination Council) も関与する⁵⁸。なお国家パラリーガルは、MOCLA のイニシアティブで人権教育などのパイ



モロゴロのパラリーガルセンター

⁵⁷ タンザニア・ロースクール副学長 Zakayo 弁護士よりヒアリング

⁵⁸ MOCLA・ロースクール・UNDP にヒアリング。

ロット研修を受けた警察や刑務所の公務員が主だが、MOCLAによると、今後、能力強化を図り、質とともに数も増やす必要がある（ダルエスサラームではトレーニングがあったが、地方ではなかったため、数が少ない）ということであった。

3) パラリーガル

パラリーガルは2017年法律扶助法で承認された法律扶助の担い手であり、コミュニティにおいて調停や法的助言、法的情報提供、文書作成の支援などの法律支援を行い、インフォーマル・ジャスティスの一つの役割を果たしている。また、裁判所における司法手続きの支援も行うため、フォーマルな制度とインフォーマル・ジャスティスを架橋する機能も果たす。そのほか、コミュニティにおける法の啓発や司法教育も担う。

①制度化の有無・法的根拠：2017年法律扶助法のPart4においてパラリーガルの章が設けられ、資格（19条）、法律扶助のサービス内容（20条）が定められている。また、序文において「パラリーガルを承認（Recognize）するための立法である」旨も記されている。ザンジバルでは2018年の法律扶助法でパラリーガルが承認された。

パラリーガルは「この法律の下で認定された分野のトレーニングを受けて、法律扶助サービスを提供する資格を得た者」と定義されている（3条）。原則として、学位を持つ者、中等教育を受けた者はトレーニングを受ければパラリーガルを名乗ることができる（19条1項2項）。役割はコミュニティでの司法教育、法的文書の作成支援、照会、助言である（20条2項）。支援提供を受ける者から報酬を受けられない旨も明記されている（20条6項）。

また、法律扶助機関としての認定を受ける要件の一つとして、弁護士の駐在か、弁護士とパラリーガルの駐在、（弁護士がいない場合も）3人以上のパラリーガルの駐在が挙げられ、パラリーガルのみでも法律扶助機関として認定され得ることが記されている（10条1項（d））。

②主管省・局：憲法・法務省（Ministry of Constitutional and Legal Affairs：MOCLA）。同省の法律扶助ユニットがパラリーガルの制度化を検討している。

③概算人数：後述するLSF（パラリーガルのバスケットファンド）のトレーニングを受けて認定されたパラリーガルの数は2020年末までに4000人強（タンザニア本土で3642人のコミュニティパラリーガル及び合計272人の国家パラリーガルに対する研修が完了。ザンジバルでは281人を養成）。

④資格認定制度・研修制度：従前はLSFのトレーニングによるコミュニティのパラリーガルが主だったが、認定パラリーガル（Certified Paralegal）の資格の整備が始まったところである（2021年9月より開始予定だったが、内容や期間、パラリーガルのグレードを作るかなどは未だ検討中）。MOCLA及びタンザニア・ロースクールのもとで公式の認定カリキュラムが作られることとなっている。認定は、国家試験評議会（National Examination Council）が担当する。

⑤要望等：MOCLAによると、カリキュラム作りやトレーニングについて、ICT化などを通じてよりユーザーフレンドリーにすることに対する支援に期待がある。また、トレーニング実施に際して地方自治体との連携も見込みたいとのこと。

⑥課題：パラリーガルのバスケットファンドである LSF は NGO であり、LSF のみがコミュニティパラリーガルの育成に関わっていることには課題もある。特に政府の資金がなくドナーの資金に頼っているため限界がある。パラリーガル研修のカバレッジを広げ、数を増やすためにも、LSF 以外にもトレーニングを提供できる機関があると良い。また、地方のパラリーガルに対する研修に ICT を活用できると良い。

3.4 法律実務家に関する基礎情報

3.4.1 法律実務家の数

法律実務家を統合しているのは、本土側ではタンガニーカ弁護士会、ザンジバル側ではザンジバル弁護士会である。タンガニーカ弁護士会の弁護士会員は、2021 年 6 月の訪問時点で 10,113 人であった。課題として、弁護士は都市部（主にダルエスサラーム）に偏在しているということが挙げられる。

なお、女性法律家協会（Tanzania Women Lawyers Association : TaWLA）も存在し、370 人の女性法曹メンバーが参加している。

3.4.2 資格

2007 年にタンザニア・ロースクールが設立され、それにより法曹資格の取得方法も変わった。なお、タンザニア・ロースクールはタンザニアで唯一のロースクール（法曹養成機関）であったが、最近ザンジバル・ロースクールが設立されたところである。

3.4.3 研修

これらのロースクールで法学位を取得した学生（Lawyer）が法廷弁護士（Advocate）資格取得のために通う。1 年間の間に講義 6 カ月、現場実習 6 カ月を経て、卒業後に法廷弁護士として認定される。1 学年は 600 人で、コースは 12 月卒業と 6 月卒業の 2 つがある。

3.4.4 弁護士の紛争解決への関与

(1) 弁護士の紛争解決への関与

弁護士は裁判所内外で、様々なレベルで紛争解決に関与している。依頼者への法的助言のほか、裁判所においては訴訟を代理し、裁判外では調停や和解をサポートし、仲裁人の場合は仲裁に関与する。弁護士の職務は、2018 年弁護士（職業倫理及び作法）規則（Advocates (Professional Conducts and Etiquette) Regulations of 2018）において定められている。弁護士代理ができる範囲は、高等裁判所、地方裁判所、治安判事裁判所、地方土地・住宅裁判所である。従来、初等裁判所は含まれなかったが⁵⁹、法改正により 2021 年末より初等裁判所でも弁護士代理ができることとなった⁶⁰。ザンジバルの裁判所での活動は特別許可が必要である。

⁵⁹ Section 33(1) of the Magistrates' Courts Act, Chapter 11 of the Revised Edition of 2019

⁶⁰ 2021/10/11 The Written Laws (miscellaneous amendments)no.3, Act, 2021 - Part IX, Amendment of Magistrates' Courts Act (CAP11) on September 28th

(2) 報酬体系

弁護士は、案件・事件に応じた報酬を受け取る。報酬の基準は 2015 年弁護士報酬令（Advocates Remuneration Order of 2015）に従う。

財産権の絡む事件の場合、売買案件であれば、売主の代理人となる場合は、対象物価格の 3%であり、買主の代理人となる場合は対象物の価格の多寡によって変化する（例えば 2,000 万 TZS（約 8,500 米ドル）までだと 15%、4 億 TZS 以上（約 17 万米ドル）だと 3%など）。賃貸案件であっても、対象物の価格の多寡によって変化する（200 万 TZS（約 850 米ドル）までは 30%など）。商標や特許など知的財産権の登録の報酬も決められている。

刑事事件の報酬は、2014 年法律扶助（刑事手続き）規制（Legal Aid (Criminal Proceedings) Rules of 2014）2018 年法律扶助規則（Legal Aid Regulations of 2018）に定められる事件の性質によって変化する基準に従う。

(3) プロボノ⁶¹

タンガニーカ弁護士会では刑事事件のプロボノクリニックがある。クレジットとしては通常プロボノケース 1 件につき 2 ポイント与えられる。罰則として弁護士活動の一時停止（3 から 6 カ月）などもありうる。

なおプロボノ活動を行う弁護士は少なく、弁護士代理が少ないという課題に加え、下記が弁護士のプロボノ活動を阻害する要因になっている。

- 民事事件では、法律扶助法で無料の弁護士代理が認められていない。
- 刑事事件は、もともと法律扶助の対象になるのが 4-5 類型（死刑になる犯罪など）の犯罪しかない。2017 年の刑事手続法や法律扶助法によって、刑事事件の対象範囲は増えたが、まだ不十分である。

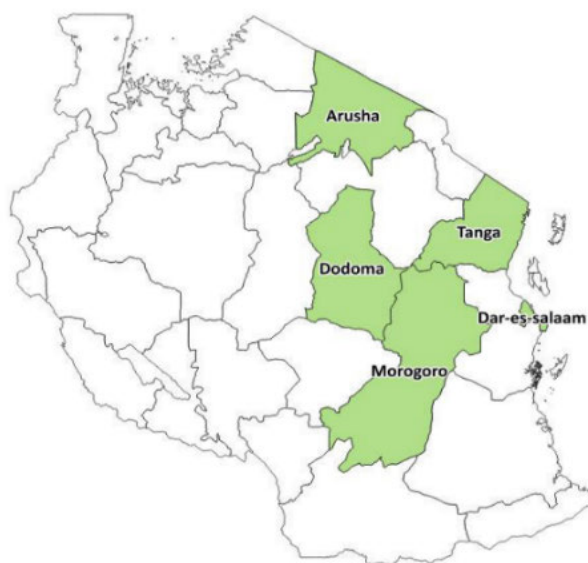
3.5 司法アクセスにかかるニーズ

3.5.1 典型的な紛争とその解決方法

タンザニアの地方行政区分は、31 の州（Region）で構成されている。うち、大陸部の本土（タンガニーカ）が 26 州、ザンジバル自治区が 5 州である。州の下には 169 の県（District）が存在する。本調査では、都市 2 カ所（ダルエスサラーム、ドドマ）、地方 4 カ所（アルーシャ、タンガ、モロゴロ及びドドマの地方部）を対象に調査を実施した。

なお、ザンジバル自治区については、本土の法律が準用されることが多いが、弁護士会や、今後設立予定のロースクールなど、本土からは独立した取組みも実施されているため、制度や現状の詳細について今後追加調査が必要である。

⁶¹ TLS からのヒアリング



出典：JICA 調査団

図 3.4 タンザニアの調査対象地

表 3-1 タンザニアの調査対象地の概要

区分	都市名	概要
都市	ダルエスサラーム Dar es Salam	タンザニア最大の都市であり商業都市。人口は600万人以上（東アフリカ最大かつアフリカで5番目に大きい）。
	ドドマ Dodoma	1996年より首都となった地域。
地方	アルーシャ Arusha	ケニアのカジアド・ナロックと国境を接する。国立公園を有する観光都市。人口約170万人。
	タンガ Tanga	ケニアと国境を接する他民族の沿岸都市。人口約200万人強。
	モロゴロ Morogoro	ルグル・ポゴロ・カグル語族などの住む他民族地域。人口約231万人。

出典：ローカルコンサルタント調査

(1) 典型的な紛争

都市部・地方部に共通して典型的な紛争は、土地紛争、遺産相続の紛争、家族紛争などである。土地紛争は都市部では土地の調査不足や二重割り当てなどから起こり、地方部では土地の権利や利用の仕方についての知識（村の土地法（Tanzania Village Land Act）の手続を含む）が住民にないことや、ローカルリーダーの腐敗などから起こる。

紛争解決は下記のルートで行われることが多い。また、前述の通り、タンザニアではパラリーガルがコミュニティの草の根レベルの紛争発見・紛争解決に大きく関与しているため、村長や調停人の役割も果たす。

- 土地問題：村長→Ward Tribunal→裁判所（初等裁判所など）
- 家族問題：村長→宗教リーダー→裁判所（初等裁判所など）
- GBV：村長／パラリーガル→警察

ただし、部族間のルールや慣習法の支配が強い民族（マサイ族やスクマ族など）は、上記のルートをとることはなく、部族内の慣習で処理する。

例えばマサイ族のコミュニティ内の調停では、殺人罪は牛 49 頭で償うなどという基本ルールがある（基本ルールはケニアのマサイと同様）。

(2) 脆弱層の課題

脆弱層として想定される女性、子供、障害者、HIV の患者、難民の課題は、以下のとおり。

- 女性：婚姻・離婚、GBV、性的差別、FGM など。
- 子供：扶養・親権、性暴力、家庭内暴力、子供に対する差別的扱いなど。タンザニアには子供法（Child Act）及び少年裁判所規則（Juvenile Court Rules）があり、子供の保護は、地方自治体（Local Government）を通じて裁判外で行われるようになっている。
- 障害者：差別的取り扱い（2010 年障害者法（Person with Disability Act, No.9 of 2010）によって社会的支援と社会的保護が定められている）
- HIV の患者：差別的取り扱い（HIV AIDS(Prevention and Control Act No.28 of 2008）がある）
- 難民：タンザニアの難民は 2018 年 10 月末の時点で 33 万人強であり、ブルンジ難民（24.5 万人）及びコンゴ難民（8.4 万人）がその大半を占める。難民キャンプは 3 か所。タンザニア政府は公式には包括的な難民対応フレームワーク⁶²を採用していないが、難民に関するグローバルコンパクト⁶³を支援。典型的な紛争は GBV のほか、家族毎にトイレがなくコミュニティ共同トイレに頼るほかない等の問題がある。なお、ドナーによる難民支援は、難民キャンプ側を UNHCR、ホスト側を UNDP が担当している。本部はキゴマにあり（コンゴ難民）、その他、カタビア（Katavia）及びタロバ（Tarova）（ブルンジ難民）にも支部を持つ。心理・社会的なサポートと法的なサポートを併用。

3.5.2 市民の行政や司法に関する意識

下級裁判所である治安判事・地方裁判所及び初等裁判所の裁判官を一般市民が評価する仕組みはない。そのため信頼度を数値化して測るのは困難。国際 NGO Transparency International の汚職認識指数では 94/100 というランキング。

一般市民のヒアリングによると、都市部ではフォーマルな裁判制度に対する信頼が高いが、地方部ではより身近でアクセスしやすいインフォーマル・ジャスティスに対する信頼が高い。ただし、調停や意思決定を担う人材のトレーニングの問題は一般市民も認識している（Ward Tribunal の課題など）。タンザニアではパラリーガルの関与するインフォーマル・ジャスティスに対する信頼も高い。

⁶² Comprehensive Refugee Response Framework

⁶³ Global Compact on Refugees

3.6 司法アクセスに関する国家の制度及び政策

3.6.1 司法アクセスにかかる施策

(1) 国家政策

タンザニアには法律扶助法はあるものの、法律扶助の政策はない。それゆえに法律扶助の予算がなく、NGO やドナーに予算を頼っている。リーガルサービスファシリティ (Legal Service Facility : LSF) やデンマーク国際開発援助活動 (DANIDA)、英国援助機関 (UK AIDS) などが主要ドナーである。

(2) 法律扶助法

法律としては、2017 年法律扶助法 (Legal Aid Act, 2017) 及び 2018 年法律扶助規則 (Legal Aid Regulations of 2018, Government Notice No. 44 of 9/2/2018)、法律扶助 (刑事手続) 規則 (Legal Aid (Criminal Proceedings) Rules of 2014, Government Notice No. 353) などがある。

ザンジバルはザンジバル法律扶助サービスセンターを持つ。

(3) MOCLA の取り組みと戦略⁶⁴

憲法・法務省 (Ministry of Constitutional and Legal Affairs : MOCLA) の法律扶助ユニットの注力分野は、①刑事司法分野、②パラリーガルの認定、③啓発活動とのことである。

①・②に共通する課題としては、刑事被疑者・被告人の権利保護が不十分であること、フォーマルセクターの関与が不十分であること、被疑者・被告人が通常弁護士から得られるサポート (接見や文書作成支援など) と同程度の支援をパラリーガルから得ようとしても、警察や刑務所からの承認がおりないということなどが挙げられる。弁護士代理の不足はタンザニアでも問題。

①に関しては、MOCLA は警察署でパイロットプロジェクトを行い、警察のマネジメント層に法律扶助の必要性や刑事被拘留者の権利をトレーニングした (対象は 112 人の刑務官、165 人の警察官)。また、イララ (Ilala) とムワンザの 2 か所の警察署に法律扶助デスクを設置した。また、検察庁 (AG Office Public Prosecution) や UNDP と協働し、人権・グッドガバナンス委員会 (Commission for Human Rights and Good Governance : CHRAGG) の設置を通じて収容施設のインスペクションなどを行っている。

また、②については裁判所の中でも年間 150 人のパラリーガルをトレーニングしようとしている。

3.6.2 司法アクセスに関する所管・組織

憲法・法務省 (Ministry of Constitutional and Legal Affairs)、司法長官事務所 (Attorney General's Office)、内務省 (Ministry for Home Affairs) など。

法律扶助法により設立された法律扶助の機関として、MOCLA の傘下に国家法律扶助局 (National Legal Aid Advisory Board) と法律扶助提供者の登録官オフィス (Office of the Registrar of the Legal Aid Providers) がある。

⁶⁴ MOCLA Legal Aid Unit ヒアリング

また、国レベルで国家調整委員会（National Coordination Committee）があり、MOCLA に対して法律扶助に関するアドバイスをを行い、関係機関の連携を促進する役割を担う。省庁、登録庁（Registering Authority）、警察などが入っている。法律扶助についてはセクター調整委員会（Sectoral Coordination Committee）がある（26 の州で 15 の委員会）。

国を横断する取り組みとしては東アフリカ法律扶助提供者ネットワーク（East African Legal Aid Providers Network）がある。開始当時はケニアの NLAS がチェアを務め、持ち回り制で現在は MOCLA がチェアとなっている。

3.6.3 法律扶助の概要

(1) 法律扶助の概要

法律扶助法 3 条によると、法律扶助は弁護士への代理などの依頼ができず、司法へのアクセスが制限されている貧困層などへの司法教育・法律情報・法的助言・法的支援・代理の提供を含む。こうした法律扶助サービスは無料である必要がある（その点において低価格で提供しているザンビアなどと異なる）。もともと法律扶助の対象になるのが 4-5 類型（死刑になる犯罪など）の犯罪しかなかったところ、2017 年の法律扶助法や刑事手続法で刑事事件の対象範囲は増えたが、まだ不十分であるということである。

なお、事件の件数については司法機関のデータベース（JSDS）にあるが対外的には公開されていない。高等裁判所訪問時に提供された情報として以下がある。

表 3-2 事件の申請数（6/25 時点）

	電子申請	紙ベースの申請	総数
その日の提訴数	176	8	184
6 月の提訴数	5206	154	5360
2021 年の提訴数	22604	9168	31772

出典：高等裁判所でのヒアリングより

(2) 法律扶助の予算

特別に割り当てられた予算がないため、バスケットファンドとしての LSF や UNDP、DANIDA、UK AIDS などの主要ドナーに頼っている。

(3) 法律相談の提供状況と担い手・利用者層

法律扶助法上の法律扶助は、法廷弁護士、弁護士、パラリーガルによって提供されるものとされている。ただし、パラリーガルも法律業務を行うためには弁護士の監督下にある必要があり、法律業務には制限がある。

MOCLA は法律扶助週間（Legal Aid Week）や法律週間（Law week）を開催している。

裁判所（高等裁判所）のイニシアチブでは、2020 年に構想が開始し 2021 年に始動したものとして、統合司法センター（Integrated Justice Center（IJC））という課題別デスクを有する建物が 7 か所（Dar es Salam に 2 か所、その他、Dodoma、Morogoro、Mara、Kigoma、Arusha）に設置されている。IMF、MOCLA の資金で、弁護士会やパラリーガルセンターなどと協力。法律扶助デスク、GBV デスク、家

族紛争デスク、訴追・私選弁護デスクなどが設置されている。GBVなどの課題ごとの能力強化も必要である。

また、多くのNGOがこの仕組みで法律扶助を提供している。

- タンガニーカ弁護士会：法律扶助クリニックを運営。25州のうち18州をカバーしている。法律相談のほか、照会も行う。
- 法的権利と人権センター（Legal Human Rights Centre：LHRC）⁶⁵：リーガルクリニックでは貧困層のほか、刑事被拘留者の問題・環境問題・労働問題などの分野の脆弱層を支援。タンザニアの保釈の問題に取り組む（東アフリカの中でもタンガニーカとウガンダが保釈の対象外となる犯罪類型が広く、状況が劣悪。タンザニアでもザンジバルはすべての事件が保釈可能）。人権問題があったときの通報アプリ Haki Kiganjani（スワヒリ語で Justice in Hand）を開発。
- タンザニア女性弁護士会（TAWLA）：女性・子供向けの法律相談・紛争解決、差別的な法律の変革を求めるアドボカシー（婚姻法、児童法、村の土地法の変革に寄与）、コミュニティの法律相談・啓発活動などを行う。
- タンザニア・ロースクール：学内に法律扶助センターを有する（無料の法律サービスを提供。4つの部屋。火曜日と木曜日にオープン。12人の法廷弁護士が勤務。学生は6人ほどがコミット）。通常の法曹育成のほか、今後、継続教育、パラリーガルの育成などを注力して行う。特に継続教育のためにワンストッププラットフォームを創設したいとのこと。その他、Legal Aid in Bus terminal（バスターミナルの中にテントを張ってその中で法律相談を受ける、警察署と隣接）、Legal education in Primary school（小学校で月1回司法教育）等も行っている。
- LSF：特にパラリーガルを支援するバスケットファンド（4,000人のパラリーガルが登録）で、2011年設立。EU、デンマーク（DANIDA）の支援を受けている。2020年末までにタンザニア本土で3642人のコミュニティパラリーガル（うち男性1967人、女性1675人）に対し、また、合計272人（うち男性190人、女性82人）の国家パラリーガルに対しトレーニングを行った。ザンジバルでは合計281人（男性155人、女性126人）を養成。この取り組みによって2020年末時点でコミュニティの1578万2638人にリーチしたということである⁶⁶。



バスターミナルのリーガルクリニック



女性弁護士会の告知

⁶⁵ Legal Human Rights Centre ヒアリング

⁶⁶ 2021/12/1 地域ワークショップ LSF プレゼンテーション

制度的な課題として、以下がある。①慣習法は初等裁判所に適用できるが、初等裁判所の判事は裁判補佐人 (assessor) の意見を聞く必要がある。②初等裁判所の判事は申立人に対して法律扶助を与える決定をすることができない。法律扶助機関は初等裁判所では傍聴もできない。また、③初等裁判所では弁護士代理ができないので、本人訴訟ができない高齢者や非識字者などの脆弱層には事実上、裁判の権利が制限されてしまっている。

また、法律扶助やインフォーマル・ジャスティスの担い手は多くあるものの、情報が一元化されていないという問題があり、その課題意識から憲法・法務省 (MOCLA) と法務長官局の間で人材登録プラットフォームとして「Lawyers' Bank」を創設してはどうかという意見が出ている。

(4) 司法アクセスの質の向上のための施策

上述の課題に直接対処する施策は現状ないが、パラリーガルを使った草の根レベルの司法アクセス向上や、パラリーガルの能力強化・資格付与などが質の向上に資するであろう。

3.6.4 コールセンターの存否

(1) 憲法・法務省

憲法・法務省には、コールセンターは設置されていない。

(2) 憲法・法務省外

タンガニーカ女性弁護士会 (TAWLA) にはコールセンターがある。また、タンガニーカ弁護士会も法律扶助クリニックにコールセンター導入を検討している。

電話相談はトールフリー回線が2本ある。弁護士 (主に法廷弁護士だが弁護士も) が担当。開いているのは月曜・水曜が新規クライアント用、火曜・木曜が継続クライアント用、金曜が和解用とのこと。照会先は LHRC、警察、社会保障局 (Social Welfare Department) など。

3.7 司法アクセスを支えるインフラ及び広報ツール

3.7.1 通信

高等裁判所によると、通信速度の問題がある。地方の裁判所では 512kbps しかないこともあるとのこと。現在はタンザニア通信社 (TTCL) と月1億 TZS (約4.5万米ドル) で契約しているが、アップグレードすると3億 TZS (約13万米ドル) になる。

3.7.2 教育制度

(1) 初等・中等教育

中等学校における社会科目として、1年生で人権、2年生で民主主義・選挙、ジェンダー、タンザニアの政府・地方政府・タンガニーカとザンジバルのユニオンなどについて習う。5年生では民主主義の詳細を習う。その中には市民の権利・義務や法の支配などが含まれる。

(2) 高等教育

タンザニアの大学のカリキュラムの例として、ダルエスサラーム大学法学部を挙げる。同大学は、最大で最古の国立大学（1961 年建学）である。法学位は 4 年通って取得する。義務課程は、憲法及び人権であり、任意課程は国際人道法及び国際人権法である。

法学修士は 2 種類、通常の法学修士（LLM）と専門法学修士がある。LLM 及び LLB の義務課程は、移民法及び難民法である。任意のコース課程は、国際人道法及び国際人権法である。

タンザニア・ロースクールは、2007 年タンザニア・ロースクール法（Law School of Tanzania Act, 2007）に基づいて設立された高等司法研修機関である。

(3) 成人教育

成人教育は、成人教育機関（Tanzania Institute of Adult Education : IAE）が行う。また、学位も提供している。

(4) 啓発活動

一般市民向けの啓発活動が必要であることは多くの機関が理解しており、以下のような活動を行っている。

- 政府機関：MOCLA が UNDP の支援でテレビ番組を制作（パラリーガルがコミュニティの問題を語る教育番組：ShariaTV、Tanzania Broadcasting など）。スタジオを設立することを考えている。UNDP の支援は 2021 年 12 月に終了予定であるが、MOCLA はドラマ制作に興味がある。
- 法律扶助機関：TLS、ロースクール、NGO、デンマーク大使館などで啓発のトレーニングが行われた。
- ドナー：IOM もコミュニティを対象にした啓発活動を 2020 年 8 月に行っている。UNESCO、UNFPA、UN Women は協働して、少女・若い女性向けの教育を行っている。支援は KOICA。また、UNESCO は女性・子供向けにコミュニティの暴力防止のためのキャンペーンを 2020 年 11 月に行っている。
- その他：若年層を対象としたものとして、キリマンジャロ県評議会（District Council）、NGO（CULPEER）や EU 支援を受けたプログラム（DEAR⁶⁷）などが啓発活動を行っている。

3.7.3 広報ツール

(1) ホームページ

憲法・法務省及び法務長官局はホームページを有する^{68,69}。

⁶⁷ Development Education and Awareness Raising Programme by EU

⁶⁸ [Home | Ministry of Constitutional and Legal Affairs \(sheria.go.tz\)](https://www.sheria.go.tz/)

⁶⁹ <https://www.agctz.go.tz/>

(2) ソーシャルメディア

情報発信のために、Facebook などが活用されている。

(3) 従来メディア

- タンガニーカ弁護士会：出版やリーフレットの作成、市民の権利や司法手続のことを説明するパンフレット（市民自らの啓蒙という意味で「セルフヘルプキット」と呼称している）のほか、ガイディングノートなどを発行している。また、アウトリーチプログラムとして、Wakili-TV(1) Wakili TV、Facebook でオンライン TV 番組を制作している。その他若手弁護士による模擬法廷・ディベートなども行っている。
- タンガニーカ女性弁護士会：ラジオ（Radiol）で毎週火曜日に番組を持っている。コミュニティラジオも頻用し、教育番組も提供している。

3.8 司法制度における ICT の導入

3.8.1 ICT 導入についての政策

裁判所部門（Judiciary）が ICT 導入を率先して行っており、前大統領も協力的であったとのことである。

3.8.2 ICT 導入の状況

(1) サマリー

ICT 化は司法分野の中でも特に裁判所部門が率先して行っている。高等裁判所は e-filing を義務化し、e-court/e-case management も進んでいる。裁判所のアプリも開発し、一般向けにもリリースしている。その背景には、首席裁判官（Chief Justice）が ICT 化に前向きなことと、前大統領のお墨付きがあったなどの要因がある。ただし、リソース・インフラは不足している。

しかし、自宅にインターネットがないなど、ICT 化に対応できない国民も多い。そこで、裁判所ごとに 1 か所ずつサービス局（Service Bureau）を設置し、訪問者がその場でオンライン提訴できるようにしている。

法務長官局⁷⁰では、検察部門を担う DPP も裁判所部門にならって ICT 化の推進に向けて取り組んでいる。しかし、捜査機関から検察部門に上がる文書が未だ物理的なものであり、切り替えにコストがかかっている。また、ビデオ会議を行ってそれを証拠として使っているが、警察にそのセッティングがあるところは少ない。リソース・インフラも不足。

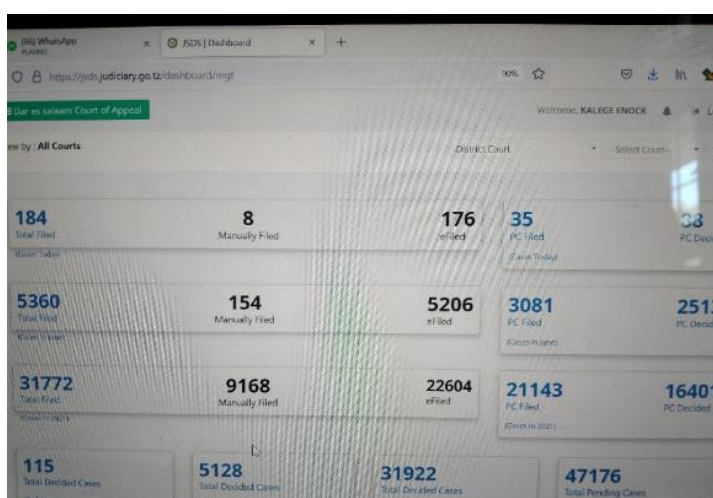
法務長官局の法務次官室（Attorney General's Office, Office of Solicitor General）も、今後、オンラインでクレームを受け付けられるよう、プラットフォームをシンプルにする展望を持っているとのこと。なお、コミュニティの個人からのクレームは 2017 年法律扶助法の制定時より、個人が法律扶助の登録係（Registrar）に提出できることとなっている。

⁷⁰ 2021/6/26,28 AG Office からのヒアリング

(2) e-filing、e-court、e-management

2017年より裁判所部門のリソースで自前の仕組み（JDS2.0）を開発し、2018年7月にローンチ。内部での e-case management ができるようになった。なお、e-management システム（Judiciary Statistical Dashboard System（JSDS-2））の導入はWBの支援による。⁷¹モバイルコートも設置された。e-paymentとも連携。

所内向けのものから一般ユーザーもアクセスできるものまでさまざまなツールを準備。所内向け事件管理ツール（JSD2.0）、弁護士向け事件管理ツール（TAMS）、裁判所のマッピング（JMAP）、e-courtや音声録音など。JSDはアプリもある（2020年2月リリース）。また、一般向けには裁判アプリ（Judiciary App）がある。事件検索が可能で、ケースリストが掲載されている。今後、判決も掲載できるようにする予定。



所内向けのもの



アプリ画面

- e-case management（JSD）：件数がリアルタイムで見られる。係属件数を可視化することで、裁判官へのアサインも決められるようになった。統計も容易になったとのこと。
- e-court（JITSI）：COVID-19流行前に既にバーチャルプラットフォームを作っていた。プラットフォームは独自のもの。他国のようにZoomやGoogle、Microsoftに頼らない仕組み。
- e-filing（JOT）：すべての文書はデジタルで提出することになった。インターネットが使えない人用にはサービス局（Service Bureau）を用意。すべての裁判所に1か所以上ある。そこで裁判所職員がe-filingを物理的に手伝う。支払いはe-paymentで、経過はe-proceedingで行う。現在はケース名を知っている人のみがアクセスできる態様。公益訴訟はYoutubeで公開する予定。

(3) トレーニング

高等裁判所によると、未だトレーニングは不足しているとのこと。2021年4月にドドマ地域の高等裁判所で裁判官により3日間のe-record keepingのトレーニングが行われた。

⁷¹ [Tanzania Judiciary Accepts Modern ICT Technique | Techunzipped News](https://www.techunzipped.com/news/tanzania-judiciary-accepts-modern-ict-technique/)

3.9 ドナー分析

司法アクセス分野で活動する主要ドナーは、UNDPのほか、DANIDA、Irish Aid、UK AIDSなどである。DANIDAの地域担当者とは今後面談予定。

(1) UNDP

以下のプロジェクトを2021年まで実施。本プロジェクトは、タンザニア政府に人権・ガバナンス委員会を作ることで、刑事司法の機能強化を図るもの⁷²。

- プロジェクト名：Strengthening Access to Justice and Human Rights Protection (The Commission for Human Rights and Good Governance (CHRAGG))⁷³の設置・機能強化
- ドナー：UNDP, Danish International Development Agency (DANIDA), DFID, the Royal Netherlands Embassy, the Swedish International Development Cooperation Agency,
- 対象機関：実施機関は憲法・法務省。その他検察庁 (Attorney General Chambers, Director of Public Prosecution)、警察 (Tanzania Police Service)、収容施設など。
- 期間：2017年から2021年まで
- 予算：800万米ドル
- 活動内容：
MOCLA、検察庁と連携。収容施設のインスペクションなどを行っている。勾留者の保釈、保護観察の問題についてもアドボカシーを行っている。今後、収容者数を減らす方向性。
ただし課題として、未だ連携が不十分であるということがある。予算はデンマークのDANIDAが多いが、フルではない。

(2) 世界銀行

以下のプロジェクトを実施中。本プロジェクトは、タンザニア司法機関の効率化を図るもので、司法のICT化も含まれている。

- プロジェクト名：Tanzania Citizen-Centric Judicial Modernization and Justice Service Delivery Project⁷⁴
- ドナー：International Development Association (Ida)
- 対象機関：司法機関
- 期間：2016年から2022年
- 予算：6,500万米ドル
- 活動内容：
裁判所向けに事件管理のICT化、一般向けにクレーム手続のICT化やCSOを通じた啓発活動などを行っている。

⁷² https://www.undp.org/content/dam/tanzania/img/2018/updated-fact-sheets/Access%20to%20Justice_Fact%20Sheet.pdf

⁷³ [Microsoft Word - 13.CommHRAGG_Tanzania.doc \(ohchr.org\)](#)

⁷⁴ [Development Projects : Citizen-Centric Judicial Modernization and Justice Service Delivery - P155759 \(worldbank.org\)](#)

(3) その他

- UNDP と UNHCR の共同プロジェクトとして難民支援を行っている。活動内容は、キゴマ（コンゴ難民）、カタビア、タロバ（ブルンジ難民）の3地域で社会的統合を図るもの。
役割分担としては、難民側を UNHCR がケアし、ホストコミュニティの側を UNDP がケア。キャンプの外で起こる問題にも対処する。心理社会的サポートとリーガルのサポートを併用し、リーガルサポートとしては、GBV の救済やパラリーガルを通じた司法アクセスなどを行う。
- IOM は地域コミュニティを対象にした啓発活動を 2020 年 8 月に行っている。
- UNESCO、UNFPA、UN Women は協働して、少女・若い女性向けの教育を行っている。支援は KOICA。
- UNESCO が女性・子供向けにコミュニティの暴力防止のためのキャンペーンを 2020 年 11 月に行っている。

3.10 司法アクセスの制度の課題

司法アクセスの制度の課題としては、①法律扶助の対象の少なさ、②法律扶助活動の持続性、③言語の壁、④制度の問題、⑤パラリーガル活用の限界などが挙げられる⁷⁵。

- フォーマル・ジャスティスの人材・リソース不足：
裁判官・治安判事の数やトレーニングの不足がある。
- 法の知識・理解不足：
一般に法律制度・手続・権利についての知識がない。
- 地域間格差：
高等裁判所が 26 州中 13 か所しかなく、初等裁判所は県に 1、2 か所しかない現状（県はひとつにつきルワンダの半分くらいの面積がある）。これにより特に地方部の司法アクセスが阻害されている。
- 一般市民向けの司法教育・啓発活動
成人教育機関があるとはいえ、一般向けの司法教育は不十分である。
- 司法の ICT 化に向けたリソース・インフラ不足
運営側や利用者のキャパシティ不足、インフラ・通信に難があるということ。
- ICT 化からこぼれる脆弱層のケア
現在、裁判の ICT 化については高等裁判所がサービスセンターを通じてコンピューターの利用方法を教えるなどサポートを行っているが、今後のエリア展開が必要。

⁷⁵ Tanganika Law Society ヒアリング

- COVID-19 の影響：
GBV の増加。ただしタンザニアはロックダウンがないので電話相談が増えるということはないとのこと⁷⁶。
- 法律扶助活動の持続性：
刑事事件では弁護士代理の少なさや、プロボノ活動を行う弁護士の少なさが問題になっており、民事事件では法律扶助法で無料の弁護士代理が認められていないことが問題になっている。
- 言語の壁：
いまだに英語で書かれている法律が多く、スワヒリ語化されていないため、十分に普及されていないということ。
- 司法過疎と法律扶助のカバー範囲：
国土が大きいことから、法律扶助が全地域に普及されておらず、地域によっては司法過疎状態が生じている。
- 刑事司法の問題：
刑事司法の人権問題・弁護士代理不足及び保釈の権利の制限の問題。保釈の権利の制限はタンザニア本土特有の問題であり、ザンジバルでは、保釈の権利はすべての犯罪類型について認められている。なおウガンダも同様の保釈の権利の制限にかかる問題があるという。
- ADR 及び法律扶助を担う人材育成：
現在パラリーガルの育成を精力的に行っているが、その制度化が今後の課題である。また、パラリーガル向け、一般市民向けの司法教育・啓発活動も今後の課題。
- ケニアと同様の課題
地域によっては AJS 偏重の制度により基本的人権の問題が継続的にみられること（マサイ族の女性はいまだ土地の所有権を認められない、民族慣習が公的機関との協力・連携を阻害するケースもある）。

3.11 JICA の支援方策と当該方策に関する評価、留意点

(1) パラリーガル

タンザニアはパラリーガルが全土に 4000 人と幅広く活動している国であるが、統一的な認定プログラム作成が始まったところである。パラリーガルの能力強化は最大の課題であると司法・憲法省も認識している。一方、法律扶助の担い手に対する情報が一元化されていないという課題があり、法務長官局は Lawyers' bank を作ってインフォーマル・ジャスティスの担い手の人材登録を図るということであるため（司法・憲法省と法務長官局のアイデア）、こうした法律補助人材の育成を総合的に支援するのは一案である。なおタンザニアでは 2021 年になって地方部に多い初等裁判所で弁護士代理が解禁されたが、こちらも能力強化が急務である。

⁷⁶ TAWLA ヒアリング

パラリーガルの認定プログラム作成・人材登録のための「Lawyers' Bank」作り・能力強化トレーニングを行う際に、ICT化を支援するのは一案である。オンラインプラットフォーム作りは MOCLA・AG Office（法務長官局）・ロースクールの各機関からの期待が高い。

(2) ICT

タンザニアは、裁判所がオンライン化を進め、事件管理システムを導入しているために、司法の ICT化がなされやすい素地が整っている。ルワンダの事例を参考にしつつ、JusticeHub アプリの展開を考えるのも一案である。

e-learning の分野にも ICT を取り入れることはロースクール・司法省ともに前向きであるため、パラリーガル教育とともに法教育のオンライン化を進めることは可能であろう。

(3) モバイルリーガルクリニック

特に州の面積が広いタンザニアにおいては、司法過疎の問題は深刻である。司法過疎対策として、法律扶助・法律相談や遠隔地での活動を拡大するためにトラックの供与などを通じたモバイルリーガルクリニックの支援をするのも有益である。バスターミナルのクリニックも一定の成果を得ており、これを主催するロースクールは拡大も見込んでいる。また、遊牧民の Manga'ati 族・Sukuma 族・Iraq 族などは移動しながら暮らしているが、彼らを司法過疎対策・司法教育の両点においてフォローできる仕組みは意義が大きい。

(4) OSC

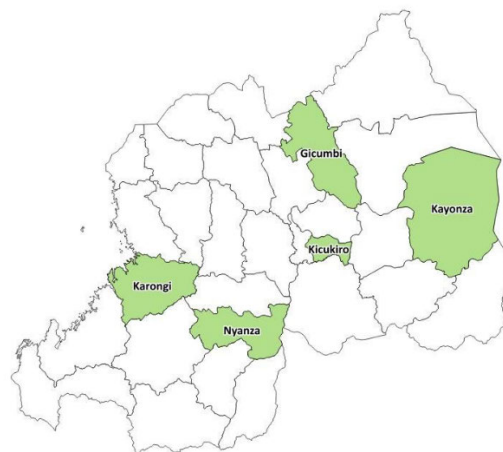
統合司法センター（Integrated Justice Center : IJC）という、GBV や家族紛争、刑事事件といった課題別ワンストップセンターの建物が高等裁判所のイニシアティブで7か所に設置されているが、GBV などの重点課題ごとの能力強化も必要である。

第4章 ルワンダ国に関する調査結果

4.1 サマリー

(1) 調査対象地

ルワンダの地方行政区分は、上位区分から、キガリ州を含む5州 (Province)、その下に30 県 (District)、416 セクター (Sector)、2,148 セル (Cell)、村 (umudugudu : 14,837 か所)、コミュニティ (Isibo) となっている⁷⁷。本調査では、都市1カ所 (キガリ)、地方5カ所 (カヨンザ、ニヤンザ、キクキロ、ガサボ、ジクンビ) を対象に調査を実施した。



出典：JICA 調査団

図 4.1 調査対象地

(2) 調査概要

フォーマル・ジャスティス：法体系は旧宗主国ベルギー由来の大陸法 (Civil Law) 系と現コモンウェルスの判例法 (Common law) 系のハイブリッドなシステムである。旧ベルギー領国であったが、2004 年に英米法系型司法システムへの転換を始めて以来、大陸法系と英米法系の仕組みが共存している。裁判制度として初等裁判所、高等裁判所、上訴裁判所、最高裁判所が置かれている。フォーマル・ジャスティスの課題である「手続に時間がかかる」「費用が高い」「地方部から遠い」という点は共通の課題であり、課題解決のために Abunzi による調停が使われている。

インフォーマル・ジャスティス：ADR (Abunzi による調停) を提訴前に行うことが多くの事件において義務化されている。特に Abunzi は地方行政のもとに組み込まれ、セクターとセルに二審制で設置されている。地方部では、地方自治体 (セルやセクターの局長)、近隣住民の互助組織 (Mutwarasibo)、村長、宗教リーダー (教会・モスクなど) などが村民の紛争解決を担う。なお、ルワンダは「パラリーガル」という名称の職業こそないものの、コミュニティ調停である Abunzi の調停人や NGO の法務担当者が実質的にパラリーガルの役割を果たしている。

法律扶助サービス：コミュニティ向け法律扶助は弁護士団体、NGO、教育機関 (ルワンダ大学) などが実施。多くの NGO でモバイルクリニックが行われているが資金不足のところも多い。また、一般向けの司法教育も課題が多く、コミュニティ向け、非識字者向けに紙芝居を開発済の NGO があるが改良の要あり。

ICT の活用：ICT 化は統合電子事件ファイリングシステム (IECMS) を通じて推進されている。オンライン提訴も原則として義務化されている。ICT 化に取り残される人々のケアは、現在は NGO が主に担っている (オンライン提訴のサポートセンターなど)。コールセンターも活発に活用され、シンプルな携帯向けの電話相談を弁護士団体が実施。また、刑事司法分野のオンライン裁判・接見・面会に

⁷⁷ [Government of Rwanda: Administrative structure \(www.gov.rw\)](http://www.gov.rw)

については、刑事司法機関である検察官、ルワンダ捜査局（Rwanda Investigation Bureau : RIB）、ルワンダ矯正サービス（Rwanda Correction Service : RCS）が機能強化を考えている（RBJ/IBJ のアプリに興味あり）。

司法アクセスの課題：フォーマル・ジャスティスの人材・リソース不足はルワンダでも課題だが、これをインフォーマル・ジャスティスやコミュニティ裁定所（Abunzi）で補うという取り組みがある程度功を奏している様子。ただ、Abunzi などの人材育成は課題として残る。ICT 化からこぼれる脆弱層のケア、法の知識・理解不足、地域間格差、一般市民向けの司法教育・啓発活動、刑事司法の人権問題・弁護士代理不足などは他国と共通の課題である。

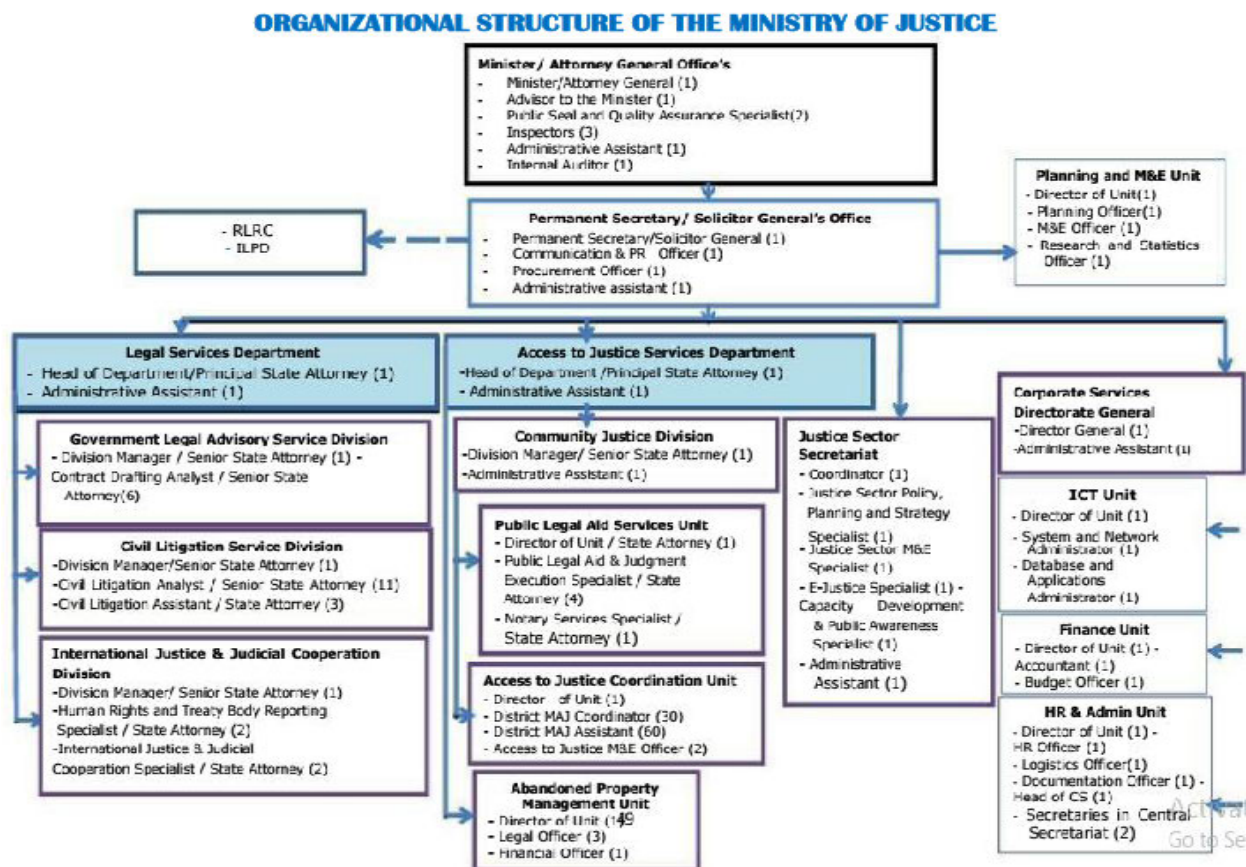
4.2 ガバナンス／司法セクター概要

4.2.1 司法制度

ルワンダの司法制度は、旧宗主国ベルギー由来の大陸法（Civil Law）と現コモンウェルスの判例法（Common law）のハイブリッドな法体系を持ったシステムである（弁護士は両システムについて学ぶ）。また、慣習に基づく紛争解決も、国の設置した調停機関であるAbunziによって行われている。

4.2.2 組織体制

司法省の組織図は、以下の通り。



出典：Prime Minister's Orders N° 035/03 du 14/02/2020

図 4.2 司法省の組織図

4.3 法的な紛争を解決するための制度とそのプロセス

4.3.1 裁判制度

裁判制度は一審から以下の通りである。

- 初等裁判所 (Primary Courts)
- 中級裁判所 (Intermediate Courts)
- 高等裁判所 (High Court)
- 上訴裁判所 (Court of Appeal)
- 最高裁判所 (Supreme Court)

特別裁判所としては、商事高等裁判所、商事裁判所、軍事高等裁判所、軍事裁定所 (Military Tribunal) が存在する。

4.3.2 裁判所以外の紛争解決制度

(1) インフォーマル・ジャスティス

ルワンダの地方行政は、上位区分から州 (Province)、県 (District)、セクター (Sector)、セル (Cell)、コミュニティ (Isibo) で構成されている。

地方では、草の根レベルから近隣住民の互助組織 (Mutwarasibo)、村 (Village) のチーフ、セルの局長 (Executive Secretary)、セクターの局長 (Executive Secretary) が村民の紛争解決を担う。局長は執行人も兼務することもある。また、県 (District) レベルのグッドガバナンス長 (Director of Good Governance) が局長の判断に対する介入を行うこともある。

(2) 住民を含めたコミュニティ裁定所な紛争解決

1994年の虐殺を経てルワンダの裁判官は758人から244人に減り、検察官は70人から12人に減った。そのため、住民を紛争解決主体に含めたガチャチャ (Gacaca) 裁判所の機能で虐殺関係の解決を行っていた (Gacaca 裁判所の業務は2012年に終了⁷⁸)。

Abunzi は調停のシステム。セルとセクターに配置されている (2 審制)。司法省のもとでコミュニティに設置された公共の調停機関でありつつも、実質的にはインフォーマルな紛争解決手段として用いられる「ハイブリッドなシステム」。政府の方針で、裁判所で扱う事件を年間100件以下に減らすことを目標とすることとなった (2018年)⁷⁹。Abunzi の活用・機能強化もその一つ。

民事事件の場合は、家族紛争のほか、300万 RWF (3,000米ドル) を越えない財産ケース (契約違反の損害賠償を含む) や相続のケースはまず Abunzi に付す必要がある (Abunzi 前置主義)。セルやセクターの局長が Abunzi の調停人を務める。なお、セルの Abunzi の決定に不服の場合はセクターの Abunzi に上訴するが、事件に利害関係のある第三者からの異議があった場合には再度審理する。第三者の異議は利害関係者の多い紛争の場合などに生じる。例えば土地紛争で、管理人 A が権利者 B の土地を無許

⁷⁸ 終了のためのプロセスは2011年に開始。HiiL 2012, p.32 及び [The Closing of the Gacaca Courts and the Implications for Access to Justice in Rwanda - ISS Africa](#)

⁷⁹ [Government wants to significantly minimize chances of being taken to court \(minijust.gov.rw\)](#)

可で売却した場合、管理人 A と権利者 B との調停に無許可のまま購買した C が異議を申し立てるなど。

刑事事件は Abunzi を経ずに提訴できるが、刑事裁判所で事件として提訴する前に任意で調停人（法曹や専門家、報酬あり）への相談（その後和解や示談）をすることが推奨されている（裁判期間を短くする観点からも）。Abunzi の調停人は無報酬。刑事裁判の場合は IECMS を使う必要もない。Abunzi にオンラインのプロセスはない。

課題としては、汚職の問題が指摘された。COVID-19 のもとで Abunzi の調停人選挙が延期になり、法定期間の 5 年を超えて務めている調停人もいる。Abunzi の決定の執行人（Bailiff）もセル／セクターの局長が務めるために、執行者に地方の有力者とのつながりによる汚職があった場合、決定が出ても執行できないというケースがある。ルワンダでは Abunzi を経ないと訴訟提起できないため、Bailiff の汚職が実質的に訴訟の権利の侵害になる。

家族紛争は、家族評議会（Family council）での審理を経た上でないと Abunzi や裁判所で扱えないというようになった⁸⁰。

その他、NGO も調停人のトレーニングやコミュニティダイアログを通じて、調停などに重要な役割を果たす。トレーニングを行う NGO（RCN）へのインタビューによると、調停人向け研修は法律のベーシックな概要・手続のほか、コミュニケーションなども行うとのことである。Viamo という通信会社のプラットフォーム（MTN と連携）を利用し、電話でアクセスして、オーディオやテキストのコンテンツを提供している。

(3) 裁判調停人⁸¹

裁判調停人（Court Mediator）は、2018 年に枠組みが整備され、2020 年に始動したばかりである。司法省の傘下にある Abunzi と異なり司法機関（Judiciary）傘下にある。裁判調停人は Abahoza と呼ばれ、当事者を促して決定させるもので、Abunzi とは区別される（Abunzi は、構成員は調停人ではなく、調停の最終決定は Abunzi Committee が下す）。

ルワンダ大学が研修・単位提供などを行っており、現在 110 人ほどが登録されている。認定証は 40 時間のトレーニングを経て、最高裁判所長官（Chief Justice）の任命により取得する。最高裁判所にリストがある。

一件につき登録料が 15 万～50 万フラン（約 150～500 米ドル）である。裁判の一件 500 米ドルよりは安い、コミュニティの Abunzi が無償なので、Abunzi よりは高い。

(4) 宗教リーダー

カトリック教徒が人口の半分を占める⁸²ルワンダでは、教会リーダーもインフォーマルな調停やカウンセリングを行うなど紛争解決に重要な役割を果たす。

⁸⁰ Law n° 32/2016 of 08/28/2016

⁸¹ 2021/9/17 ルワンダ大学法学部学部長 Dr. Denis Bikesha インタビュー

⁸² Eglise Catholique, fr.m.wikipedia.org consulte le 14/03/2021 20h00

(5) パラリーガル

ルワンダにはパラリーガルというカテゴリの職種は存在せず、上述の Abunzi 及び始動したばかりの裁判調停人、さらに NGO の職員が実質的にパラリーガルの役割を果たしている。

4.4 法律実務家に関する基礎情報

4.4.1 法律実務家の数

弁護士はルワンダ全体で 1,324 人、うち 300 人が女性弁護士である。弁護士の多くはキガリを拠点にしており、地方の司法過疎の問題にリーチできていないという課題がある。

4.4.2 資格

ルワンダの弁護士になるためには、法学位を取ったうえで 9 か月間、法律研修機関（Institute of Legal Practice and Development : ILPD）での経験を積み、弁護士会の試験を通っている必要がある。なお、虐殺への関与で起訴されていないことなども要件に入っている。

弁護士資格取得のためには 2 年の法律事務所での実務トレーニングが必要である。また資格を取得した後も、さまざまなテーマについて継続研修を受ける必要がある（弁護士業務の継続のために、毎年 30 ポイント（単位）を取得する必要がある）。これらはオンラインで行われている。

4.4.3 研修

弁護士として活動するために法律研修免許（Diploma in Legal Practice）を取得する必要がある。ルワンダ弁護士法（Rwanda Bar Association Law）や裁判官・検察官向けの規則において、同研修の受講が義務付けられている。法律研修機関（ILPD）管轄。ルワンダの弁護士はここで、判例法と大陸法の仕組みの双方を学ぶ。内容は以下のとおり。

表 4-1 研修モジュールの内容

No.	項目	内容
1.	一般的な法文化	・ コモンローと民法の一般原則、および判例の法解釈と使用
2.	インタビュー	・ クライアント、目撃者、被疑者へのインタビューを効果的・効率的に行うスキル
3.	民事訴訟	・ 裁判官の職業上の行動と倫理の完全な理解を確立し、民事の法的手続きを理解 ・ 裁判所の管理と IECMS の使用についての理解 ・ 法律および判例を適用し、判決書の作成および裁判後の手続きを行うスキル
4.	刑事手続	・ 審理前のプロセス、刑事書類の準備、刑事告発の選択、証拠の評価 ・ 検察官の捜査業務や検察と司法警察の関係、それぞれの役割 ・ 証拠法、証人から情報を取得する効率的な方法の習得
5.	裁判外紛争解決	・ 訴訟の代わりに利用できる交渉、調停、仲裁のプロセスの理解 ・ 案件によって採用する手法を選定し、プロセスを実施するスキル
6.	民事および商取引	・ 土地登記、土地所有、土地の譲渡、その他の家財に関連する様々な取引を理解 ・ 取引交渉、販売および商業賃貸契約、会社設立、合併および買収、破産慣行、官民パートナーシップ、知的財産および資本市場の手続き的側面の実践的なスキル
7.	契約書作成と立法草案作成の原則	・ 契約と法律に特に重点を置き、法的文書の起草を管理する原則と目的を理解 ・ 立法草案作成のスキル
8.	実践管理	・ 弁護士の倫理観、協会の形成、マーケティング、顧客のケア等

出典：ローカルコンサルタント調査

また、女性弁護士ネットワーク（Women Lawyers Network）は 2018 年から続くネットワークであり、ワークショップをたびたび開催している。2021 年 8 月開催のワークショップが 16 回目であり、RBJ も主要メンバーとなっている。第 16 回目のテーマは、司法アクセス提供者側である女性弁護士のトレーニングが必要との課題意識のもとに「女性弁護士のキャリア論」であった。女性弁護士がアドレスしやすい課題に特化した活動として、女性が女性被勾留者を支援する（Women help women detainee）という活動も行われた（2019 年 3 月）。現在スウェーデンの NGO の支援を受けているが、さらなる支援が必要であるとの意向が示された。



女性弁護士ネットワークのワークショップ

4.4.4 弁護士の紛争解決への関与

(1) 弁護士の紛争解決への関与

弁護士は裁判所内外で、様々なレベルで紛争解決に関与している。依頼者への法的助言のほか、裁判所においては訴訟を代理し、裁判外では調停や和解をサポートし、仲裁人の場合は仲裁に関与する。判決や裁定が出た後のフォローアップを行うこともある。

弁護士会では 1 年 1 回の事件受任が義務だが、弁護士はまだキャパシティ不足の者もいる。また、弁護士報酬のミニマムの額は 500 米ドルとされているところ、その額以下で受けていることが弁護士の質の低下につながると指摘される場合もある。また、子供の事件専門の弁護士など、専門分野を持つ者が育成できていないという課題もある。

法的扶助に関わる場合は、交通費やガソリン代などの実費が支給されるが報酬は無料である。未成年向けの法的サポートについても法律扶助がある。

(2) 報酬体系

弁護士は、案件・事件に応じた報酬を受け取る。報酬の基準は公式官報（Official Gazette）で公表される弁護士会長の決定に従う。

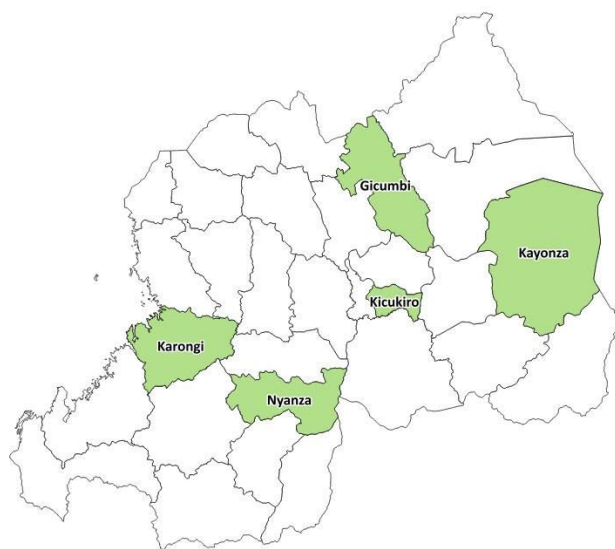
(3) プロボノ

貧困層へのプロボノは司法省の司法アクセス局（Access to Justice Bureau）所定のもののほか、弁護士会の全メンバーが行う必要がある。1 件につき 2 名の弁護士が割り当てられている。プロボノ活動を行わなかったものにはサンクションがある（弁護士業務の一時停止など）。

4.5 司法アクセスにかかるニーズ

4.5.1 典型的な紛争とその解決方法

ルワンダの地方行政区分は、上位区分から、州 (Province)、県 (District)、セクター (Sector)、セル (Cells)、村 (Village)、コミュニティ (Isibo) となっている。本調査では、都市 1 カ所 (キガリ)、地方 4 カ所 (カヨンザ、ニャンザ、ガサボ、ジクンビ) を対象に調査を実施した。



出典：JICA 調査団

図 4.3 ルワンダの調査対象地

表 4-2 ルワンダの調査対象地の概要

区分	都市名	概要
都市	キガリ Kigali	ルワンダの首都。うち主にキクキロ (Kicukiro) で調査。
地方	ジクンビ Gicumbi	北部エリア。21のセクターに分かれている。ウガンダと国境を接する。
	ニャンザ Nyanza	南部エリア。旧王国であり、ルワンダ文化の基盤。
	カヨンザ Kayonza	東部エリア。12のセクターを持つ。タンザニアと国境を接する。
	カロンジ Karongi	西部エリア。インフラ・交通アクセスの面で最も僻地である。湖に面しているため観光地でもある。

出典：ローカルコンサルタント調査

(1) 典型的な紛争

下記は聞き取りを行った NGO が対応した典型的な紛争例である。

- Haguruka : 代理ケースのうち 6 割は土地紛争、その次に Paternity の問題、離婚が続く。土地法は 2021 年 6 月に改正あり。「夫婦共有財産を売る／担保に入れるときに夫が妻の承認を必要としない」という条項が見直された。土地法改正は一般市民も興味を持っている。なお、COVID-19 流行後に GBV が増加している (65%増加したと言われている)。GBV に遭ったときは、まずは村長 (Village Chief) に相談、その後、セルの局長または Abunzi からセクターへという流れ。

- ルワンダ大学：相談は家族間紛争が多い。
- 女性弁護士ネットワーク：多くみられるケースは窃盗・ドラッグ・性犯罪。
- ルワンダ捜査局（RIB）：青少年に多く見られる犯罪はセクシュアルハラスメント・喧嘩・ドラッグなど（学生らの身近に起こる行為で犯罪該当性のあるもの）。

(2) 脆弱層の課題

脆弱層としては、法律のカテゴリーの中では、貧困層、子供、障害者、女性、虐殺の生存者、高齢者、HIVを持つ者が挙げられる。その他に、難民、識字能力のない者も含まれる。

政府が規定する生活レベルによるカテゴリー分類（Ubudehe category）は以下。

- A：\$600 以上
- B：\$60～599
- C：\$20～59
- D：\$20 以下
- E：なし、子供が世帯主、働けない障害者：法律扶助の対象

A、B は社会的責任を負うとされ、C、D は労働などのキャパシティ次第で社会的保護などのターゲット層にもなる。E が法律扶助をはじめとする社会的保護のフルパッケージの対象となる。

「脆弱層」の定義について、政府のカテゴリーはあるが、「脆弱層」の定義は社会的コンテキストによるべきとの議論もある（伝統的な「脆弱層」の定義だけでなく、他にも現在の社会のもとで脆弱である人々もいる）⁸³。

難民については、コンゴ民国境に近い難民キャンプ（Kiziva Camp：1996年からあるキャンプ。18,000人が暮らす。全員がコンゴ民出身。ただしキニアルワンダ語を話す）について以下。

- 支援を行う Caritas Rwanda（UNHCR と協働（prison fellowship））によると、25年以上続くキャンプなので、中に住む人は①法的地位の不安定のほか、経済的困窮、②それに伴う精神的不安定などの問題を持つ。ドラッグ・アルコールの問題も起こる。
- 社会構造：①中央政府（Ministry in Charge of Emergency Management）から派遣されたキャンプマネージャー、②地方政府セクターの局長、③難民から選出されたキャンプリーダーが存在。①→③の順に権力を持つ。法律はルワンダの法律が適用されており、治安を担う警備もルワンダ警察と連携している。教育システムは初等教育から大学まである（Kepla 大学はアメリカの支援で設立）。
- 紛争解決：刑事事件になるトラブルがあったら、①キャンプリーダー、キャンプ内の委員会が解決する、②政府危機管理省（Ministry in Charge of Emergency Management：MINEMA）に通報する、③裁判所に行くというプロセスとなる。民事・家族系の紛争解決のためには、女性委員会などもある。コンゴ民の文化として、ルワンダと比して GBV などの被害者が声をあげづらいため、監督機関の介入が必要とされる。

⁸³ RBJ からのヒアリング

(3) 脆弱者の支援の取り組み

司法アクセスの向上に向けた取り組みとして、脆弱層や被害者サポートのための仕組みも設けられている。

Isange CenterはGBVや子供に対する暴力の被害者を支援するためのワンストップセンター（OSC）である。ルワンダ警察のイニシアティブにより、2009年から警察病院に導入された⁸⁴。病院・警察のGBVデスク・司法機関が協働し、トールフリー及びリファラーの仕組みを構築している。窓口はソーシャルワーカーである。

今後、Isange Centerの地域的拡大や啓発や司法教育のニーズが高い。ルワンダにおいては沈黙の文化があり、GBVがレポートされにくいことや、子供が家庭外で暴力を受けた場合に家庭で子供の名誉のために暴力の証拠を除去してからレポートされるなどの課題があり、保健・社会保障の機関と司法・警察行政機関の連携に意義があるが、啓発や司法教育を拡大することで一般市民へのカバレッジを広げることができる。

4.5.2 市民の行政や司法に関する意識

市民が行政や司法に関して十分に認識しておらず、特に土地の登録については都市・地方のいずれに在住しているか、識字能力を有するか否かにかかわらず、トラブルが多い。それは土地登録の手続が都市・地方いずれにおいても十分に普及していないためでもある。

また、政府（司法省や首相官邸）がホームページ上⁸⁵で、ガゼット（官報）により公開している法律は、2021年の段階で全体の4%に満たないため、一般市民が法の原典を読むことにも困難がある。

4.6 司法アクセスに関する国家の制度及び政策

4.6.1 司法アクセスにかかる施策

(1) 国家政策

2014年法律扶助政策（National Legal aid Policy 2014）では法律扶助のフレームワークが定められている。社会・経済・教育格差などへの法的支援を求める2003年憲法62条によるもの。

(2) 関連法

基本法（Organic Law No 02/2020/OL of 09/06/2010）は調停委員会について定めるが、その中には最高裁判所においては弁護人の代理が必要と定める条項があり（基本法42条）、法律費用を支払えない者は無料法律扶助を最高裁判所の長官に申請できる。

ルワンダ弁護士会の設立を定めた法（2013年11月）は貧困層等に対する「無料で法的サービス提供」を定める（58条）。

⁸⁴ <https://evaw-global-database.unwomen.org/fr/countries/africa/rwanda/2009/isange>

⁸⁵ [Official Gazette \(minijust.gov.rw\)](http://Official.Gazette(minijust.gov.rw))

⁸⁶ [Republic of Rwanda - Prime Minister Office: Latest Official Gazettes \(primature.gov.rw\)](http://Republic.of.Rwanda-Prime.Minister.Office:Latest.Official.Gazettes(primature.gov.rw))

また、刑事被収容者や虐殺の訴追を受けた者には弁護人の代理が、子供、障害者に対しては特別の法的な援助が保障されている。

(3) 関連戦略

第二次経済開発貧困削減戦略（Economic Development and Poverty Reduction Strategy : EDPRES II）及び第二次司法、和解、法と秩序セクター戦略（Justice, Reconciliation, Law and Order Sector : JRLOS II）は2017/18年までの法の支配強化に関する戦略を定めていた。

4.6.2 司法アクセスに関する所管・組織

司法行政は司法省ほか、地方行政省、オンブズマン、JRLOS⁸⁷などが担当する。JRLOS は司法アクセス向上のために組成された関連機関調整のための委員会で、司法セクター一般の協調を行うだけでなく、啓蒙活動も行う。たとえばEU支援でラジオでのPRなども行う。

2014年法律扶助政策では、ルワンダの司法アクセス提供機関は公的機関2機関のほか、私的団体が74機関あるとのこと。うち公的機関2機関が司法省（司法アクセス局（Maison d'Accès à la Justice : MAJ）とAbunziを通じて）であり、30のNGO、4大学、40の私的団体からなる。

4.6.3 法律扶助の概要

(1) 法律扶助の概要

公的機関の法律扶助は、司法省（MOJ）及びその傘下にある司法アクセス局（MAJ）（県レベル）が行う。Abunziは2年間の任期でボランティアベースであり、執行官（Bailiff）にはセルやセクターの長が就任する。刑事・民事ともに無料で取り扱っている。

法律扶助の内容としては、法的オリエンテーション、法的助言、調停、法律情報提供、不服申立書の起案、Abunzi 手続の補助、IECMS アクセスの補助、IECMS アカウント作成、IECMS へのクレーム作成、訴訟代理、アドボカシー、その他必要とされるサポートが挙げられる。法律扶助提供機関の中で、シェルターを持つのはNGOのHagurukaのみであるが、その他の機関もカウンセリングルームなどは準備している。

(2) 法律扶助の予算

予算は確保できていない。（Abunziなど地域の機関はボランティアで行われていることなどを勘案すると、末端まで行きわたる予算があるとは言えない）

(3) 法律相談の提供状況と担い手・利用者層

主要な機関の法律扶助提供状況については、以下のとおり。

- 法律扶助フォーラム（Legal Aid Forum : LAF）：スマートフォンではなくシンプルな携帯電話を通じた法律情報提供・法律相談サービス「845」を行う。2018年3月リリースで、利用者数は150万人。オーディオ、テキストメッセージ、コールセンターの三本立て。IVRやUSSD

⁸⁷ Coordinating Committee of the justice sector in the Districts known as the Justice Reconciliation Laws and Order Sector

など 845 プラットフォームで、94 のトピックについてサービスを提供する。内容は GBV、相続・家族紛争、土地、Abunzi 案件、労働など

- **Haguruka** : 416 人のコミュニティ職員（コミュニティでの法的支援者であり、他国におけるパラリーガルと同等の役割を果たす）と提携している（コミュニティレベルの NGO では最大）。このコミュニティの職員らが法律扶助提供者（MAJ や弁護士、NGO など）につなぐ役割を負っている（UN Women のサポート）。また法律相談時や緊急避難用のシェルター4 か所を 2009 年から運営しており、各 20 部屋、5 日まで匿うことができる（Global Funds からの支援）。
- モバイルクリニックは、ローカルリーダー、RIB、警察とのコネクションを生かして、場所を借りて行っている。土地紛争が多い。法律相談は屋外で行っているが、プライバシーの問題が生じている。家族間紛争で以前トラブルもあった。コミュニティのボランティアを募って行っている。
- **Tubibe Amahoro (Sow Peace)** : 1995 年設立。もともと虐殺後の支援団体（カロンジ地方など西部は虐殺が長引いた地域）。司法キャラバン 9 回、モバイルクリニック 21 回、モバイル司法教育 72 回、ラジオやテレビなど。地方政府、RIB、LAF、JRLOS などと協働。ステークホルダーの能力強化では、Bailiff 向けのワークショップなども行っているほか、モバイルクリニック運営に地方のリーダーを巻き込んでいる（MAJ、セクター長、RIB、警察、JRLOS、RCS、RBA など）。法律と慣習が対立することもあるが、そこで解決法を考える。支援の対象とする「脆弱層」の定義は、少数民族、障害者、青少年、女性、貧困層（カテゴリー 1・2）。
- **RBJ** : RBA と協働して刑事弁護士のトレーニングを行う。拘留保護基金（Dignity in Detention Foundation）とともに刑務所支援業務も行う（13 の刑務所に 65,000 人ほどの被収容者がいる）。その中には被収容者の面会のオンラインサポート業務もある。今後、ステーションを作り、刑務所とオンラインでつなげる構想（10 米ドルほどの Token を使ってつなげる）。ルワンダでは 2020 年 3 月 21 日より、刑務所の被収容者は外部と面会できていない。また、ステークホルダーのワークショップとして、警察学校生向けのもののほか、教育省との協働、防衛省・内務省の協働、大学との協働のワークショップが行われた。
- **Great Lakes Initiative for Human Rights and Development (GLIHD)**⁸⁸ : 国内 2 か所にリーガルオフィスを持ち、人権、ジェンダー関連、脆弱層の支援に強みがある。モバイルクリニックによる遠隔地でのサービスを提供（国内で最初にモバイルクリニックを開始（南アフリカのモデルを参考））。車やバンを用いた体制ではなく、メンバーが自ら地方政府のオフィス



紙芝居も用意

⁸⁸ 2020/12/4 電話インタビューによる

に出向いて法律扶助を行っている。また、コミュニティボランティアをパラリーガルとして育成している。学歴は高卒レベル。基礎的な法律知識を教える。

- RCN：本部をベルギーに置く NGO。脆弱層の中での主な助成ターゲットは女性、障がいを持つ人々として、1996 年から活動している。政府側のカウンターパートは MAJ (MOJ 傘下の Maison de Access a Justice)。JRLOS のメンバーでもあった。①一般市民向け啓発活動、②法律扶助提供者向けのキャパシティビルディングを主活動として、Abunzi や Bailiff (執行官) のトレーニングも行う。

ルシロ (Rutsiro) 及びカロンジの両県での法律扶助提供状況について以下の表のとおり。

表 4-3 法律扶助提供状況

項目	2019			2020			2021		
	受領	解決	照会	受領	解決	照会	受領	解決	照会
判決の執行	28	12	16	41	37	4	10	7	3
家族	73	51	22	89	68	21	73	62	11
土地	48	22	26	42	31	11	33	26	7
労働	0	0	0	0	0	0	3	1	2
GBV	23	17	6	80	66	14	52	43	9
継承	37	23	14	51	39	12	14	11	3
行政	31	12	19	0	0	10	5	3	2
刑事	31	6	25	18	13	5	13	8	4
合計	271	143	122	321	254	77	203	161	42

出典：Tubibe Amahoro reports.

(4) 司法アクセスの質の向上のための施策

弁護士代理の不足は問題である。また、弁護士費用は1審だけで500米ドルかかるため、プロボノが有効である。弁護士代理も面会も、被収容者の権利である。

ルワンダ矯正サービス (RCS) が2020年5月にRBJとMOUを結び、①早い段階での司法アクセスの実現・弁護士代理、②キャパシティビルディング、③専門家のディスカッション・フォーラムの形成、④啓発活動についての協力している。その後パートナーシップの可能性ある刑務所が6か所に増加し、弁護士代理のほか被収容者のメンタルヘルスのサポート、女性被収容者のサポートなどを実施している。

4.6.4 コールセンターの存否

(1) 司法省

司法省直轄のコールセンターは設置されていない。

(2) 司法省外

下記の機関がコールセンターまたはトールフリーなどのサービスを設けている。

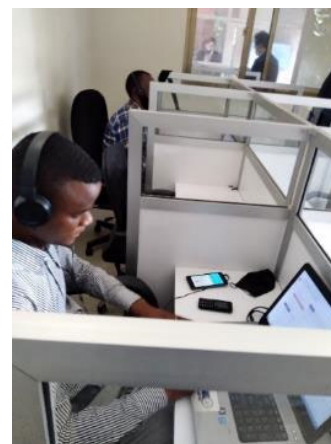
- 法律扶助フォーラム (LAF) のコールセンター：6人のスタッフがいるが、COVID-19 流行後は通勤しているのは2人。ほかは在宅勤務で対応している。寄せられた相談への回答については、弁護士が担当している。オーディオやテキストメッセージはシステムで処理する。複

雑な問題は適切な機関にリファーする。なお、2020年の「845」のテーマ及び利用数は、下表のとおり。

表 4.4 コールセンター対応のテーマ及び利用数

テーマ	利用数
判決および司法決定の執行に関する法律	2020
延滞の定義	2150
延滞が法律や権利を尊重しなかった場合の苦情	1686
債務者の抵抗の結果	1181
債権者の非協力	14188
債務者の抵抗	1062
執行管轄	1589
裁判所の決定の実行	14976
処罰	2070
異議申立事件の提示	2046
合計	40,948

出典：RCN Justice & Democratie rapport of 2020



LAFのコールセンター内部

- Haguruka（1991年開始の女性・子供のリーガルサポートに特化したNGO。Stand up という意味）：トールフリー番号がある。COVID-19流行後の2020年3月に開始して、月900件以上のコールが来る。電話回線が7本あり、7人のオフィサーで対応している。ただし、GBVはなかなか相談しづらく、女性たちが相談先を探すときにはトールフリーは最終手段である。2020年は3,000人をサポート（2019年は2,166人、2018年は1,077人なので増加している）。その中で弁護士代理まで至ったのは187人。
- ルワンダ大学：1973年建学。リーガルクリニック（Center of Working with Community for legal aid and mediation）が法学部内にあり単位取得できる。その中に認定調停人もいる。教員と3年次の学生が担当。相談者に対してアドバイス。相談は家族間紛争が多い。コミュニティはHuye（School of Lawの質が最高峰）とRuhengeri/Musanze（国家警察カレッジ大学がある）の2か所。毎週金曜日に開催。メンバーは6人。今は物理的に受け入れているがICT活用も考えられる。LAFとも連携している。Legal Aid Weekにも参加。資金不足が課題。
- Great Lakes Initiative for Human Rights and Development (GLIHD)⁸⁹：COVID-19の拡大でトールフリーコールを開始。24時間体制で対応。特に、GBVなどは深夜に連絡が来ることが多い。

4.7 司法アクセスを支えるインフラ及び広報ツール

4.7.1 通信

一部のNGO（RCN）では、調停人向けの研修の際にViamoという通信会社のプラットフォーム（MTNと連携）を利用しているとのことだった。電話でアクセスして、オーディオやテキストのコンテンツを提供している。

⁸⁹ 2020/12/4 電話インタビューによる

4.7.2 教育制度

(1) 初等・中等教育

初等教育・中等教育において法律を教えるカリキュラムはない。人権や民主主義、制度についてのカリキュラムがあるかどうかは、今後要確認である。

(2) 高等教育

法学部でのカリキュラムは以下の通り。

表 4-5 法学部のカリキュラム

一年次	二年次	三年次	四年次
<ul style="list-style-type: none"> ● 法律理論 ● 法律の歴史 ● リサーチスキル ● 家族法 ● 憲法 ● 刑事法概論 ● 組織法、裁判所の機能と管轄 ● 経済、会計の基本 ● 法律用語 	<ul style="list-style-type: none"> ● 契約法 ● 不法行為法 ● 財産・土地法 ● 比較法 ● 犯罪学、心理学、法の社会学 ● 法の証拠 ● 特別刑法 ● 手続きの法則 ● 行政法 	<ul style="list-style-type: none"> ● 税法 ● 労働と社会保障法 ● 特定の契約 ● 国際公法 ● 国際人道法 ● 商法 ● 婚姻制度、自由及び継承の法則 ● 社会法研究の方法論 ● 法律の起草と訴状の作成 ● リーガルクリニック 選択科目 ● 比較刑法 ● 競争法と消費者保護 	<ul style="list-style-type: none"> ● 専門的な法曹倫理 ● 経済金融法 ● 証券保険法 ● 人権法 ● 国際刑事法 ● 国際私法 ● ジェンダーと子供の法律 ● インターンシップ ● 環境・エネルギー・天然資源法 ● 最終プロジェクト 選択科目 ● 犯罪学、医事法、公益事業の規制 ● 裁判外紛争解決、ICT法、知的財産法

出典：University of Rwanda

(3) 成人教育

ルワンダ捜査局（Rwanda Investigation Bureau : RIB）が、一般市民向けの司法教育を行っている。RIBは、2018年に警察から捜査などの権限を委譲された機関であり、現在も警察と連携して業務を行っている。多くの職員は警察官出身である。

1) 学校向けのもの、2) コミュニティ向けのもの、3) トレーニングセンター向けのものがある。1) 学校向けのものの内容は、ドラッグの濫用、子供の虐待、DV、人身売買など。2) コミュニティ向けのものとしては、2018年から、火曜日に地方自治体（村、Umugudugu）が集会を行い、Umuduguduの長が責任者となって、毎回50-100人程度をターゲットにCrime Free Villageキャンペーンをしている（犯罪がゼロになるまで続ける試み）。ただしCOVID-19で1年程止まっている。なお犯罪発生件数は、Umuduguduの長がCell、Sector、Districtへレポートする。犯罪発生減少に成功しているUmuguduguはAwardをもらう。東部から始まった試みだが全国に広がっている。

4.7.3 広報ツール

(1) ホームページ

司法省はホームページを持っている⁹⁰。また、政府関係の支払い（e-payment）は irembo のホームページを通じてできる⁹¹。オンラインの提訴・事件管理システムである IECMS もホームページ上から手続可能である⁹²。

(2) ソーシャルメディア及び 従来のメディア

多くの機関が、インターネットを通じたメディア（ホームページやソーシャルメディア）と従来のメディア（テレビ・ラジオ）を併用している。なお、下記の機関が広報・啓発ツールを設けている。

- Haguruka：ラジオは国営が 5 チャンネル・民営は 20 ほどある（ルワンダ人はラジオをよく聞く）中で、Haguruka も番組を持っている。紙芝居も作っている。スウェーデンの支援。
：ラジオなど
を利用。法律キャラバンは啓蒙のために
様々なテーマでマーケットにて開催。紙
芝居形式で絵を使うなどのコミュニティ
ダイアログを用いて権利の啓発を行っ
ていた。
- RBJ：現在は SMS やフライヤー、ラジオ、
模擬法廷など。TV ドラマなどを使った司
法教育について前向き。
- LAF：845 のサービスについて、Facebook
や Twitter、Instagram などを使っている。



LAF の ICT を活用したサービスツール

4.8 司法制度における ICT の導入

4.8.1 ICT 導入についての政策

ICT 導入の政策は存在しないとのことであるが、IECMS をはじめとした ICT 導入のイニシアティブは始動して久しい。司法省での面談⁹³によると、今後は e-notary（公証人のオンライン化）も行うとのことである。また、すでに e-governance のコミュニティでの遂行をサポートするサイバーカフェ・Irembo のオフィスと提携している。

2019 年に IECMS（Case-filing system）⁹⁴の国際カンファレンスにて、ルワンダの取組を発表。また、2020 年、COVID-19 対応で e-court が開始（刑事事件）⁹⁵。IT 機器の整備と人材育成が課題となっている。

⁹⁰ [Home \(minijust.gov.rw\)](http://minijust.gov.rw)

⁹¹ IremboGov

⁹² RWA-IECMS

⁹³ 2021/9/13 司法省 MAJ 及び法律扶助局との面談

⁹⁴ [IECMS \(judiciary.gov.rw\)](http://IECMS (judiciary.gov.rw))

⁹⁵ Covid-19: Rwanda courts go online during lockdown - The East African

4.8.2 ICT 導入の状況

e-court として、裁判所は身柄を拘束されている人たち向けに Skype での審理を始めた。被告人・刑務所の囚人などが対象で、刑事事件も民事事件も扱う。また、尋問も可能。ただし一般の人は使えない。

ルワンダは電気が通じているのが人口の 15%という状況なのでアクセスの阻害要因となっている。e-filing の実用性の問題。直接裁判所で訴訟提起する場合の費用が 1 万フラン（約 10 米ドル）に対して、インターネットカフェから提起する費用が 3 万フラン（約 30 米ドル）かかる。また、インターネットカフェでの情報共有もできていない。そのため、NGO がサービスセンターやサービスステーションなどを設けてインターネットが使えない層へのサポートを行っている。2021 年 6 月には、300 のインターネットカフェにトレーニングが提供された。司法省によるとライセンスも付与されるとのことである。

Tubibe Amahoro (Sow Peace) は、家庭にインターネット通信のない層に司法アクセスを提供するために、法律扶助を通じて IECMS のオンライン提訴などを手伝うサービスも行っている。そのためのステーションが 2 か所ある。

ICT 利用については、行政サービスの支払いに使われる IREMBO などを窓口としている。IREMBO を扱うエージェントは地方にも行きわたっているが、電気が国中に行きわたっていないという問題がある。これはインフラの問題。



IREMBO を扱うエージェント

4.9 ドナー分析

司法アクセス分野で活動する主要ドナーは、UNDP のほか、オランダもリーディングドナーとなっている。

(1) UNDP

以下のプロジェクトを 2018 年まで実施。本プロジェクトは、司法機関の人権機能強化を図るもの。

- プロジェクト名：Promoting Access to Justice, Human and Peace Consolidation in Rwanda⁹⁶
- ドナー：UNDP, OHCHR, UNICEF, UN Women, One UN
- 対象機関：司法省、人権委員会（National Commission for Human Rights）、警察、和解委員会（National Unity and Reconciliation Commission）
- 期間：2013 年 10 月から 2018 年 6 月まで
- 予算：UNDP, OHCHR, UNICEF: 71.5 万米ドル、UN Women: 33 万米ドル、One UN: 400 万米ドル
- 活動内容：
司法セクターの機能強化、IECMS システムの拡充、調査機関のキャパシティビルディング、GBV/DV や子供に対する暴力への対応を強化（特に警察）

⁹⁶ [Promoting Access to Justice, Human and Peace Consolidation in Rwanda | UNDP in Rwanda](#)

(2) その他

UNDP の注力しているターゲットは以下とのこと。

- 支援の対象としている脆弱層は、①被収容者(7,400人ほどいると言われている)、②難民(GBVも起こりやすい)、③障害者(権利意識の不足、コミュニケーションができないなどの課題を抱える)、④GBV(RBAと連携)
- IECMSのさらなる拡充サポートが必要。刑務所での e-court をサポートしたい。

4.10 司法アクセスの制度の課題

- フォーマル・ジャスティスの人材・リソース不足
人員不足・キャパシティ不足はバックログの増加などに表れている。政府の方針としては、バックログの解消を ICT 化と Abunzi の機能強化の 2 本柱で解決する予定である。
- ICT 化からこぼれる脆弱層のケア
オンライン提訴が原則として義務化されるなど司法手続の ICT 化が進む中で、通信アクセスがない／IT リテラシーを持たない市民のサポートが急務である。現在は NGO が地域にサポートセンターなどを設置してオンライン手続きのフォローアップなどを行っているが、リソース不足。今後セクターの垣根を越えてサポートする仕組みを作る必要がある。
- 法の知識・理解不足
裁判制度や手続、権利についての知識が一般市民に不足している。
- 地域間格差
都市部であるキガリに弁護士が多いことなど、地方へのアクセスを行きわたらせることを阻害する要因は多く、司法過疎の地域もある。
- 司法教育・啓発活動
一般市民向けの啓発については、NGO がモバイルクリニックや法律キャラバンなどを通じて盛んに行っているが、リソース不足などによりまだ不十分である。教育機関とどう連携していくかはルワンダ大学も議論している点である。
- 刑事司法の人権問題・弁護士代理不足
弁護士代理の不足はルワンダでも課題。また、COVID-19 の流行後、刑事施設への被収容者が接見や面会などの権利を制限されていることも問題になっている。その解決のために ICT の利用も議論されている。
- Abunzi の人材育成
Abunzi の調停人はボランティアである。しかし COVID-19 の影響で任期が延びていることなど負担が多いわりに、トレーニングなどは不十分である。Abunzi の機能強化は唱えられ続けてはいる。

4.11 JICA の支援方策と当該方策に関する評価、留意点

(1) パラリーガル

ルワンダは「パラリーガル」という名称の職業こそないものの、コミュニティ調停である Abunzi の調停人や近時制度化された裁判調停人 (Court Mediator; Abahouza)、さらにコミュニティで活動する NGO の法務担当職員が実質的にパラリーガルの役割を果たしている。コミュニティ調停の能力強化を続けるとともに、研修機関であるルワンダ大学や法律研修機関 (ILPD) と連携し、裁判調停人の能力強化も図り、フォーマル・ジャスティスとインフォーマル・ジャスティス両面でのキャパシティビルディングを推進するのが良案である。また、仲裁機関も能力強化を必要としている。その際、能力強化のトレーニングのみならず、仲裁本体についてもオンラインの手法を活用することが期待されている。

(2) ICT

ルワンダは、事件管理システム (IECMS) が進んでいること、e-government が進んでいること (IREMBO) により、司法の ICT 化がなされやすい素地が整っている。JusticeHub アプリが浸透しやすかったのも IECMS のプラットフォームが存在するためである。西部アフリカワークショップにおいて西部 3 か国からルワンダの事例を学ぶことに対する要請が強かったことから、ルワンダを司法分野における ICT 活用の先進事例 (ハブ国) として、IECMS の各国への研修・情報共有や、アプリの各国展開を行うのは一案である。

なお、アプリを被疑者・被告人と家族の面会サービスに活用する「Online family visit」は、COVID-19 の下で刑務所の被収容者が面会の権利を制限されているという問題への取り組みとして有用である。

(3) モバイルリーガルクリニック

一方で、伝統的な方法 (トールフリーやトラックを使ったもの) での法律相談も多くなされており、司法教育や法の啓発分野においても紙芝居活用やモバイルリーガルクリニックなどが特に地方部では活用されている。そこでハイブリッド型の支援として、トラック供与なども考え得る。こうしたハイブリッド型の支援には司法省も関心が高いということであった。

(4) OSC

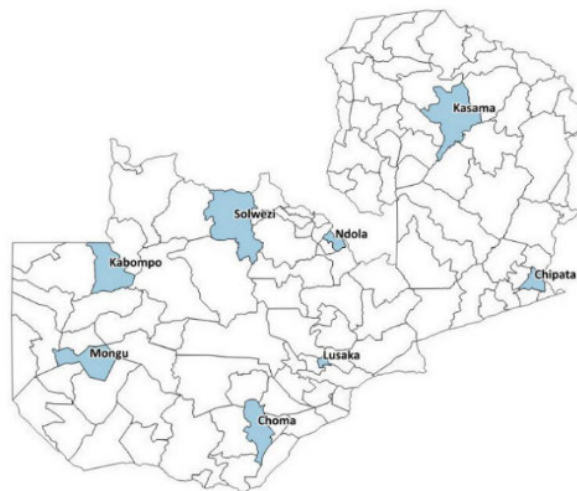
またルワンダでは GBV・暴力を受けた子供の被害者支援を目的として地域の病院にワンストップセンター (Isange Center) が設置されているが、病院・警察の GBV デスク・司法機関・ソーシャルワーカーなどの関係機関の間連携強化や、地域的拡大、Isange Center に携わる人材の能力強化 (啓発や司法教育) も今後の課題ということである。地域的拡大の中で、各地域の Isange Center での啓発資料の共有もあり得る。オンラインのプラットフォームを整備し、そこで資料共有を行うのも一案である。

第5章 ザンビア国に関する調査結果

5.1 サマリー

(1) 調査対象地

ザンビアは、10 州 (Province) から構成され、74 県 (District)、1,430 村 (Ward) から成る⁹⁷。本調査では、首都ルサカと銅ベルト州の州都ンドラの都市部 2 カ所と、5 つの地方部 (カサマ、チパタ、チョマ、モング、カボンポ、ソルウェジ) を対象とした。



出典：JICA 調査団

図 5.1 調査対象地

(2) 調査概要

フォーマル・ジャスティス：旧宗主国のイギリスの制度に基づく判例法 (Common Law) と伝統的な慣習法が適用されている。裁判所は、最高裁判所、高等裁判所、治安判事裁判所、地方裁判所の 4 段階で構成されている。

加えて、土地裁判所、歳入控訴裁判所、GBV 裁判所の 3 つのファストトラック裁判所が設置され、迅速な対応を行う仕組みが出来ている。また、警察署に被害者支援ユニット (Victim Service Unit) を設け、脆弱層のフォーマル・ジャスティスへの窓口を提供している。

インフォーマル・ジャスティス：ADR としては、和解、調停、仲裁の 3 つが法律枠組みで規定されており、高等裁判所に持ち込む前に ADR が行われることとされている。地方部では、主に伝統審判システムや宗教リーダーによる紛争解決が行われている。主に土地相続、夫婦間、早婚の問題、盗難などの民事事件が取り扱われるが、離婚問題はフォーマルシステムで解決される必要がある。また、GBV やレイプ等の刑事事件は警察に照会されるが、警察では調査費用 (交通費など) が請求されるなど無償でない場合もある。

法律扶助サービス：法律扶助局が各州最低 1 カ所 (合計 12 カ所) に設置されているが、人口に対する法律扶助弁護士が非常に少ない。そのため、非弁護士の法的扶助サービス提供を可能とするために、2018 年にパラリーガルの活用が制度化され、パラリーガルでも弁護士代理、仲裁以外の法律支援を行うことが正式に認められた。また、ドナーの支援を受け、3 つのレベルのパラリーガル研修カリキュラムが作成され、研修・認定制度が確立している。現在、まだ限定的であるものの、パラリーガルが警察署や刑務所、CSOs に配置され、法律支援を行っている。

ICT の活用：ドナーの支援を受け、上位裁判所、国家検察局 (NPA)、法律扶助局 (LAB) を含む司法機関に電子事件記録システムが導入されている。現在、刑事司法機関を横断的に繋ぐシステムの導入が計画されている。また、2003 年に GBV と子供支援に特化したコールセンターが設立され、NGO に

⁹⁷ Census of Population National Analytical Report 2010

より運営されている。このコールセンターは、電話に加え、SMS、Facebook、WhatsApp 等のソーシャルメディアからもアクセスできる統合的なシステムとなっており、先進的な取り組みが行われている。

司法アクセスの課題：法律扶助局の予算・人材不足や司法過疎の問題は深刻であり、最寄りの裁判所や警察署まで 100km 離れた地域もある。GBV 等のプライバシーに関わる場合は、インフォーマルシステムでは相談しづらく、フォーマルシステムに持ち込まれた場合でも加害者からの証言が取れずに裁判が行われないケースも多いなどの課題があるようである。

5.2 ガバナンス／司法セクター概要

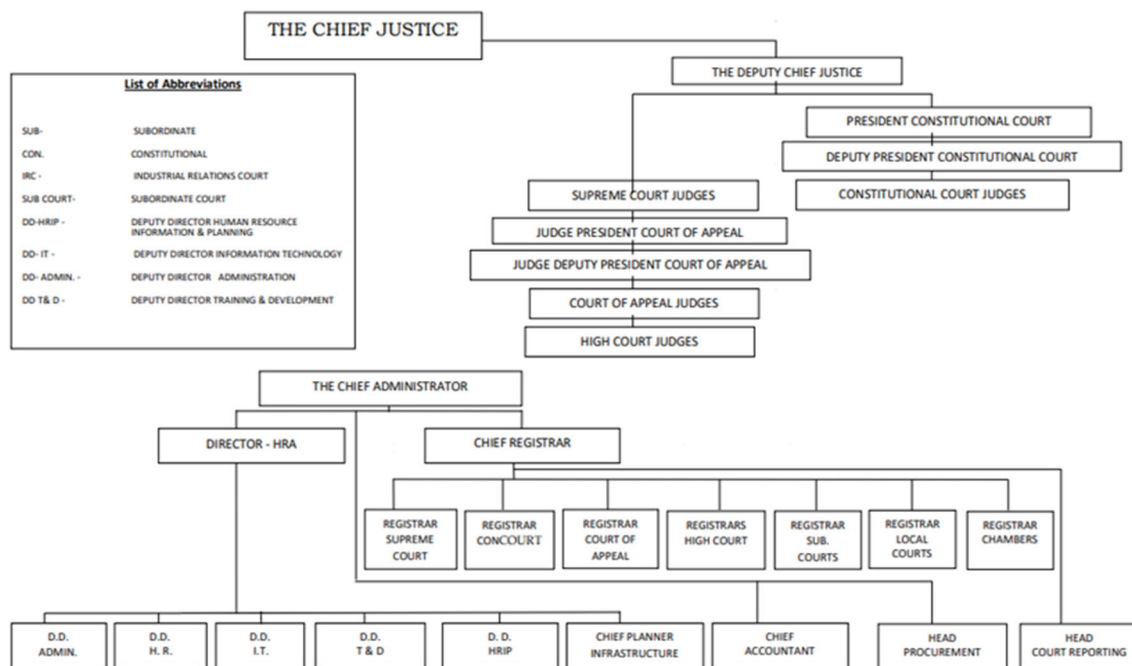
5.2.1 司法制度

ザンビアの司法制度は、英国法制度に基づいた判例法（Common Law）と慣習法（Customary Law）の二重構造を成している。慣習法は、依然としてザンビア社会に大きな影響力を持っており、憲法でも法源として認識されている。ただし、慣習法は文書化されていない場合も多く、法廷では権利章典及び書面による法律が優先される。

5.2.2 組織体制

ザンビアの法務省（Ministry of Justice）は、人事・総務局（Human Resources and Administration）、立法草案作成・法改正局（Legislative Drafting and Law Revision）、国際法・協定局（International Law and Agreements）、民事訴訟局（Civil Litigation）、債権回収局（Debt Collection and Prerogative of Mercy）、総務局長官・公式受信局（Administrator-General and Official Receiver）等の部門から構成されている。

また、司法機関（Judiciary）の組織図は、下図のとおり。



出典：Judiciary-of-Zambia-Annual-Report-2019

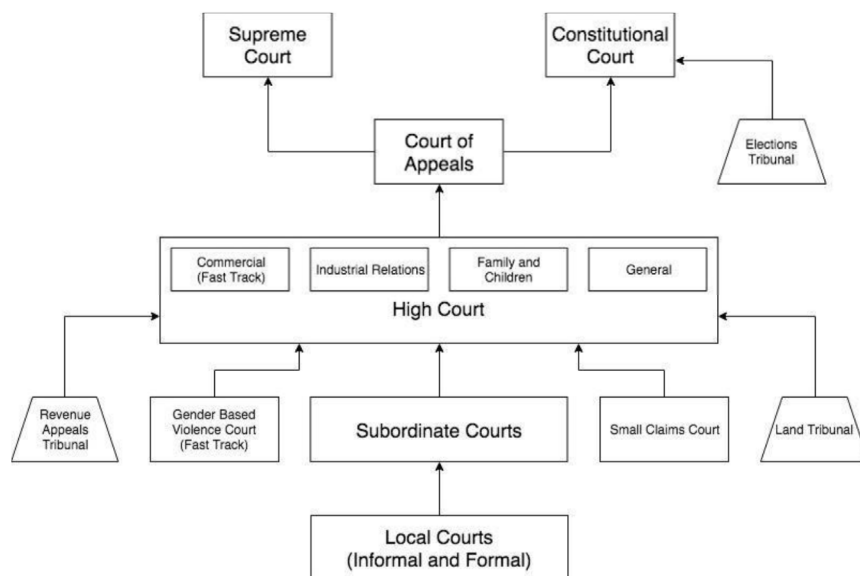
図 5.2 司法機関の組織図

5.3 法的な紛争を解決するための制度とそのプロセス

5.3.1 裁判制度

ザンビアの裁判制度は、最高裁判所 (Supreme Court)、高等裁判所 (High Court)、下位裁判所 (Subordinate Court)、地方裁判所 (Local Court) の 4 つの段階で構成される。最高裁判所は、最終控訴裁判所と憲法裁判所から成り、上訴裁判所からの事件を審理する。高等裁判所は全国に 9 カ所あり、労働、商事、家庭・児童部に分かれている。地方裁判所は、各チーフダム全国 500 カ所以上、10 州に設置されており、民事事件のみに対応する。主に、結婚や土地の問題でインフォーマルシステムの調停では和解に至らなかった案件が取り扱われる。根拠法は慣習法と成文法に照らし、相違があった場合には成文法が適用される。

これらに加え、土地裁判所 (Land tribunal)、歳入控訴裁判所 (Revenue appeal tribunal)、GBV 裁判所 (GBV court) の 3 つのファストトラック裁判所が設置されている。土地裁判所は、地方の脆弱者がアクセスできるように巡回裁判所としても機能している。また、GBV 裁判所は、2016 年に UNDP の支援で導入され、現在全国 6 カ所に設置されている。Anti GBV court rule では、GBV 関連の事件は治安判事裁判所において、ファストトラックで手続きする必要があると規定されている (14 日で申請、30 日で刑の執行)。しかし、法律が浸透しておらず通常のプロセスで進められている場合が多い⁹⁸。



出典：Institute for African Development 2019

図 5.3 裁判所の構造

5.3.2 裁判所以外の紛争解決制度

(1) 調停

ザンビアにおける裁判所外の紛争解決メカニズム (ADR) は、和解、調停、仲裁の 3 つが法律枠組みで規定されている。2000 年に仲裁法が改正されてから ADR 関連法が強化され、2016 年の憲法改正では、伝統的な紛争解決を含む ADR の活用を促進することが明記されている。また、2018 年の高等裁

⁹⁸ National Legal Aid Clinic for Women (NLACW) の局長からのヒアリングによる。

判規則には、法廷に持ち込む前に、憲法や個人の自由に係る事件、及び裁判官が ADR に適さないと判断する事件以外は、調停を行うことが定められた。当事者が調停人リストから弁護士を選択できる仕組みも導入され、調停人は、事件の関連書類が共有されてから 45 日以内に調停し解決する必要があるとされている⁹⁹。2019 年の調停統計は以下のとおり。

表 5-1 2019 年の調停統計

事件のステータス	事件数
昨年度から持ち越し事件	265
新規にリファーされた事件	1,194
調停後に解決した事件	381
調停中の事件	325
調停されなかった事件	187
次年度に持ち越し案件	566

出典：Judiciary Annual Report 2019

(2) インフォーマル・ジャスティス

1) 地方政府当局 (Local Council)

地方自治体レベルでは、Local Government Act に基づく業務範囲 (土地、マーケット、公衆衛生など) の問題を扱う。土地問題について紛争があった場合には、Housing Department が登録書類や土地境界線を確認するなどをして解決する。問題解決は、調停 (Mediation) が基本である。土地問題が最も多く、毎日 30 件、1 週間に 100 件程処理する。市場で紛争が発生した場合 (市場スペースや廃棄物処理の問題等)、申立人は市場委員会に提訴することが出来る。決定に不服の場合は、まずマーケットマスター (地方自治体職員)、次いで人事・財務委員会、最終的には評議会の順に審理を求めることが出来る。また申立人は、同システムを活用せずに、地方裁判所に持ち込むことも可能である。

2) 伝統的な首長 (Chief)

村レベルの紛争解決は、概ね村長 (Village Headman)、地区村長 (Senior Headman)、チーフ評議会 (Chief) の順で問題解決が図られる。紛争解決は、慣習法を根拠とし、調停による和解を基本とする。主に家族や相続などの民事事件や盗難などの軽微な刑事事件を取り扱う。GBV やレイプ等の刑事事件は、警察に照会されるが、警察では、調査費用 (交通費など) が請求されるなど無償でない場合もある¹⁰⁰。地域によって異なるが、地区村長及び首長評議会のレベルでは、10~50ZMK (約 0.6~3 米ドル) の費用を支払う必要がある。これは、法律扶助局 (LAB) の費用より低く設定されているようである。

特に西部ではチーフの権限が強大であり、慣習法による統治では、未亡人の性的清浄など法律で禁止されている慣習も、村レベルでは裁かれないなどの問題があることも指摘された¹⁰¹。また、離婚問題はフォーマルシステム (地方裁判所) でなければ離婚時の親権、サポートや財産分割等の取り決めが

⁹⁹ ACI Arb, ADR practice in Zambia: exploring legislative reforms and future prospects to further enhance the practice, [url](#) (アクセス日: 2021 年 7 月 21 日)

¹⁰⁰ Kabompo におけるニーズ調査ヒアリングによる。

¹⁰¹ Solwezi 副首長からのヒアリングによる。

出来ないなど、伝統的な審判制度の限界がある。さらに、具体的な証拠がない場合は判断が難しく、書面による処罰がないため執行力が弱いことも強調された。

また、チョマのチーフからのヒアリングによると、最近では学校で人権の概念を教えるようになっているが、「人権を主張するためには、責任が伴う」という理解が十分でなく、特に若者がチーフの言うことを聞かなくなっていることが問題として挙げられた。人権の概念とコミュニティの慣習と調和のバランスが難しいという状況があるようである。

3) 宗教リーダー

ザンビアはキリスト教徒が 95.5%を占め、ムスリム教 (0.5%) を含むその他の宗教は 2.5%程度である¹⁰²。宗教リーダーの取り扱う紛争は、家族間、夫婦間の問題、軽微な盗難などが多い。

キリスト教の場合、まずは教会協議会が当事者間での話し合いによる紛争解決を推奨し、家族単位での解決を試みる。解決に至らない場合は、教会協議会により聖書の教えに基づき理解を求める。解決出来ない問題は、司祭が率いる教区幹部に持ち込まれる。一方で、どの段階でも、当事者はフォーマル・ジャスティスに持ち込むことも可能である¹⁰³。また、GBV についてもすぐに警察に届けるのではなく、両者の議論をヒアリングし、アドバイスを提供する。ただし、GBV の問題が繰り返された場合には、警察の VSU に相談するようにリファーするとのことであった¹⁰⁴。ムスリム教の場合、宗教リーダーのイマームが当事者の話を聞き、コーランに基づき調停により解決に導く。ただしコーランをベースにしたシャーリア法ではなく、ザンビアの法律が適用されるようである¹⁰⁵。

宗教リーダーのシステムで対応できない事件は他の団体にリファーされる。例えば、県児童保護委員会 (District Child Protection Committee: DCPC)、法律助言委員会 (ALAC: Advance Legal Advice Committee)、Alcohol Abuse 関連支援団体などと連携する場合もあるとのことである。

5.4 法律実務家に関する基礎情報

5.4.1 法律実務家の人数

(1) 弁護士

2020 年時点での弁護士数は、1,906 名。そのうち男性 1,015 名、女性 891 名である¹⁰⁶。このうち、裁判弁護士の資格保有者は 280 名程度しかいない。法学部卒業後に法務研修を行う ZIALE の試験に合格した者しか裁判弁護士にはなれず、それ以外は弁護士補佐 (パラリーガル) として位置付けられている¹⁰⁷。

¹⁰² Census of Population National Analytical Report 2010

¹⁰³ Solwezi における教会関係者へのヒアリングによる。

¹⁰⁴ Choma におけるキリスト系 NGO へのヒアリングによる。

¹⁰⁵ Choma のムスリム教リーダーへのヒアリングによる。

¹⁰⁶ ザンビア法律協会の局長へのヒアリングによる。

¹⁰⁷ 司法省法律扶助担当へのヒアリングによる。

(2) 司法官

2016年上級裁判所（裁判官の数）法（Superior Courts (Number of Judges) Act）によると、裁判官の法定人数は、最高裁判所 13 人、憲法裁判所 13 人、控訴裁判所 19 人、高等裁判所 60 人である。2020 年度の各裁判所における裁判官の男女比をみると、最高裁判所と下位裁判所で男性の比率が高い。

(3) パラリーガル

ザンビアにおけるパラリーガル育成は 1998 年頃から開始されてきたが、現在パラリーガルの人数は統計的に整理されていない。パラリーガルを活用する CSO を束ねる NGO によると、これまで約 1,500 人が育成され、その大部分が既に弁護士となっているが、約 300 名が引き続きパラリーガルとして活動している。また、パラリーガルの研修・認定制度を確立した後に認定したパラリーガルが 2020 年時点で 300 人強となり¹⁰⁸、その他の機関が育成した人数は 100 名程度と想定されることから、総合的に判断すると約 700 人と推定されるとのことである¹⁰⁹。今後パラリーガルに関する詳細調査が予定されているようである。

5.4.2 資格

(1) 弁護士

弁護士は、法学部の学士を有し、ザンビア高等法学教育研究所（Zambia Institute of Advanced Legal Education : ZIALE）が提供する大学院教育を受け、弁護士資格を得る必要がある。また、実務証明書を取得するために、ザンビア法律協会（Law Association of Zambia : LAZ）に登録しなければならない。

(2) 裁判官

高等裁判所の裁判官は、弁護士として 10 年以上の実績が必要である。家族、子供裁判所は、高等裁判所と同等のレベルに位置づけられていることから条件は高等裁判所と同様である。治安判事裁判所の裁判官は、法学部の学位保有者である必要があるが、必ずしも弁護士の資格は必要ない。弁護士の有資格者は上級裁判所や別の機関で弁護士になる道に進む場合が多い。地方裁判所の裁判官は、当該コミュニティに精通している必要があるが、特に法学部の学位等は必要ない。ただし、実際には学位やディプロマ保有者も多く、逆に対象コミュニティの慣習法に関する知識が十分でない場合も多い¹¹⁰。

¹⁰⁸ 技術教育、職業及び起業家トレーニング機関（TEVETA）へのヒアリングによる。

¹⁰⁹ Paralegal Alliance Network（PAN）の局長へのヒアリングによる。

¹¹⁰ 治安裁判所の判事へのヒアリングによる。

5.4.3 研修

(1) 弁護士

LAZ が、毎月無料で継続職能研修 (CPD) を行っている。これまでは対面研修を行っていたが、2021 年 4 月頃からウェビナー研修を導入している。このウェビナー研修は銀行 (Stanbic Bank) のスポンサーを受け、セミナー案内やウェブシステムを提供してもらい、LAZ からは講師のみを提供するようにしているため、現時点では運営費は発生していない。限られた予算で研修を継続していくためには、外部からの資金支援は重要である。現在、IT 担当者がウェビナー実施の方法を学んでおり、将来的には LAZ 自身で開催ができるように準備しているとのことである¹¹¹。



銀行スポンサーのウェビナー研修

(2) 裁判官

ZIALE の弁護士トレーニングを受けた後、弁護士か裁判官になるかの道を選ぶことになる。治安判事裁判官へのヒアリングによると、現在、特に裁判官のためのトレーニングを行う大学などは存在しないが、必要であると感じているとのことである。

(3) パラリーガル

2018 年に策定された国家法律扶助政策 (Legal Aid Policy) の中で、非弁護士の法的扶助サービス提供スキームが認められた。パラリーガルは、表 5-2 のとおり 3 つのカテゴリ (レベル 1~3) に分類され、受講資格、研修の内容、研修期間が設定されており、資格取得後の業務範囲も定められている。

このトレーニング及び認定の仕組みは、EU とドイツ国際協力公社 (GIZ) 及びデンマーク人権研究所 (DIHR) の支援を受け、技術教育、職業及び起業家トレーニング機関 (Technical Education, Vocational and Entrepreneurship Training Authority : TEVETA) が実施している。研修カリキュラムと研修マニュアルの内容については、大学や関係機関、CSO などとコンサルテーションを行い作成されたものである。

また、2019 年からは、大学や CSO もトレーニング機関に認定されるようになり、現時点で合計 15 機関が認定機関となっている。トレーニング機関の認定は、トレーナーの資格、インフラ整備の状況などが満たされていることを確認する。トレーナーは法学部卒、ディプロマ保有者が多いが、必ずしも教育の基本知識を持っている訳ではないため、まずは 1 年の条件付き認定とし、教育方法論 (Teaching Methodology) のコースを受ければ認定資格が得られる仕組みとしている。しかし、この教育方法論のトレーニングが不足しているのが課題である¹¹²。

パラリーガルの認定プロセスとしては、TEVETA が受講者の資格、トレーナーの指導内容をチェックし、修了者に証明書を発行する仕組みである。レベル 1 と 2 については試験で評価し、レベル 3 は研

¹¹¹ ザンビア法律協会の局長へのヒアリングによる。

¹¹² TEVETA へのヒアリングによる。

修を実施した書類のエビデンスで評価する。2020年には、レベル1と2のトレーニングに関しては、TEVETAによる遠隔ラーニングも提供されている¹¹³。

表 5-2 パラリーガルの業務内容、資格及びトレーニングの基準

項目	レベル3 Community paralegal certificate	レベル2 Paralegal certificate	レベル1 Paralegal diploma
業務内容	都市部のタウンシップ、地方部の村のコミュニティにサービスを提供する	矯正施設や警察署、NGO本部の法務デスクに務め、コミュニティにサービスを提供する	法廷に務め、下位裁判所レベルの法務サービスユニットでサービスを提供する
研修内容	基本的な法学教育、法的情報、調停、オリエンテーションと紹介	基本的な法学教育、法的情報、調停と交渉、オリエンテーションと紹介	基本的な法学教育、法的情報、法的助言、法的支援、調停と交渉、オリエンテーションと紹介
資格	英語+他の2科目(最低3科目)に合格した最低9年生	英語+他の2科目(最低3科目)に合格した一般教育修了資格の保有者	英語+他の4科目(最低5科目)に合格した最低12年生の修了証明書の保有者
トレーニング期間	1か月(200時間)	5か月(780時間)	11か月(1,620時間) 5か月(780時間)

出典：Legal Aid Board、TEVETA

5.4.4 弁護士の紛争解決への関与

(1) 弁護士の紛争解決への関与

弁護士は、裁判所での法廷弁護や仲裁、調停、助言などの様々なレベルで紛争解決に関与している。パラリーガルは、法律情報の提供、法的助言、調停や交渉は行えるが、弁護士代理と仲裁は出来ない。

(2) 報酬体系

弁護士は、事件の規模に応じた費用を受け取ることが出来る。手続きの指示、裁判所への出席、訴訟の申請、書面作成、証人/被告人への召喚、法廷への移動を含む業務に対して報酬が支払われる。報酬の最低基準は、法定文書 (Fees and Fines (Fee and Penalty Unit Value) Regulation 2015) に示されており、例えば、経験年数5年未満の弁護士は、時間単価約30米ドル、州の弁護士レベルでは、時間単価90米ドル程度となる¹¹⁴。

また、LABが法律扶助の業務を弁護士に1件4,000ZMW(約209米ドル)で支援するJudicareシステムという仕組みがある。ただし、LABの予算の制約もあり、このシステムを活用した十分なサービスが提供できていないという課題がある。

(3) プロボノ

ザンビア法律協会の戦略計画2013-2018年にプロボノについて触れられているが、具体的なルール等は記載されていない。法律協会(LAZ)によると、弁護士は1年に最低1回はプロボノに従事する必要があるという合意は取れているが、現在誰がどこの機関を通じてどのケースを扱ったかという記録が出来ていない。通常、CSOから直接紹介を受けるか、ザンビア法律協会を通じて紹介される場合もあるが、実際には非常に限られた法律実務家だけがプロボノを行っている状況である。現在プロボノ

¹¹³ TEVETAへのヒアリングによる。

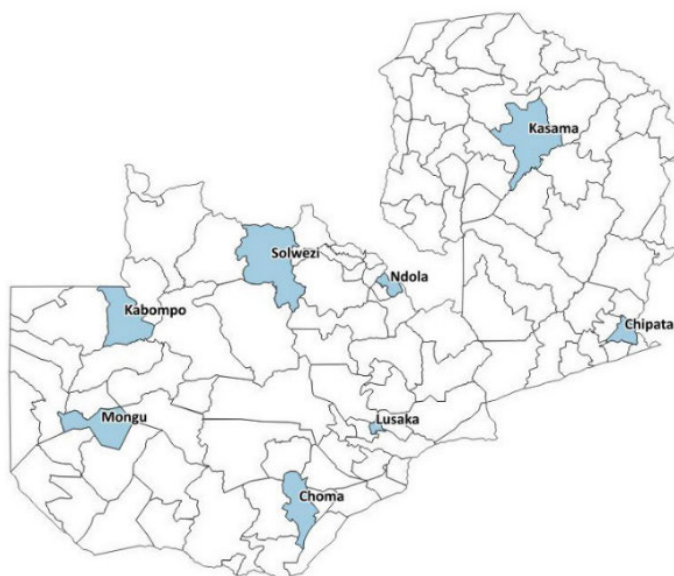
¹¹⁴ Fees and Fines (Fee and Penalty Unit Value) (Amendment) Regulations, 2015, Statutory Instrument No.41 of 2015

ガイドライン（案）が作成されているが、今後 LAB とどのような仕組みで実施していくのがよいのか検討しているところである¹¹⁵。

5.5 司法アクセスにかかるニーズ

5.5.1 典型的な紛争とその解決方法

ザンビアは、首都のルサカと銅ベルト州を含む国土の中央部に人口が集中しており、特に西部及び東部は人口密度が低い。また、73 の民族で構成されており、公用語は英語であるがその他各民族の言語が用いられている。本調査では、地域性を考慮して、都市部の 2 カ所（ルサカ、ンドラ）と、地方部の 5 カ所（カサマ、チパタ、チョマ、モング、カボンポ、ソルウェジ）を調査対象地とした。



出典：JICA 調査団

図 5.4 ザンビアの調査対象地

表 5-3 ザンビアの調査対象地の概要

区分	対象地	特徴
都市	ルサカ (Lusaka)	ザンビアの首都でルサカ州に位置する。県の人口約 273 万人。Bemba、Tonga、Chewa、Nsenga 族が多く、Nyaja 語に次ぎ Bemba 語が広く利用されている。
	ンドラ (Ndola)	銅ベルト州の州都。県の人口約 59 万人。Bemba 語が利用。
地方	ソルウェジ (Solwezi)	北西部州に位置する。県の人口約 32 万人。人口密度が低い。コンゴに起源をもつ Kaonde 部族、Lunda 及び Luvale 族が多い。
	カボンポ (Kabompo)	北西部州に位置する。県の人口約 12 万人。人口密度が低い。
	モング (Mongu)	西部州に位置する。県の人口約 20 万人。人口密度が低い。農村人口の割合が高い。南アフリカに起源をもつ Lozi 族が多く Lozi 語が利用されている。
	チョマ (Choma)	南部州に位置する。県の人口約 30 万人。Tonga 族が多く Lozi 語が利用されている。
	チパタ (Chipata)	東部州に位置する。県の人口約 57 万人。貿易拠点。農村人口の割合が高い。Chewa、Nsenga、Ngoni、Tumbuka 族が多く Chewa 語が広く利用されている。
	カサマ (Kasama)	北部州に位置する。県の人口約 31 万人。農村人口の割合が高い。Bemba 語が利用。

出典：人口は中央統計局（2020 年推計）、民族・言語はセンサス報告書 2010 年を参照

¹¹⁵ ザンビア法律協会へのヒアリングによる。

(1) 市民の典型的な紛争

都市部においては、特に、土地の権利や境界線、婚姻に関する紛争が多く、薬物乱用や賃金問題などの雇用関連の問題も増えている。地方部では、土地相続の問題、夫婦間や早婚の問題、窃盗、魔術に関する問題が多い¹¹⁶。地域的な特徴としては、裁判所や警察への物理的な距離と地方における法律サービス提供者不足という司法過疎の問題が大きい。また、西部は伝統的な文化が重視されており、他の地域と比較して伝統審判システムが強力のようなのである¹¹⁷。

表 5-4 市民の典型的な紛争

都市	地方
<ul style="list-style-type: none"> ● 土地問題（土地の権利や境界線） ● 夫婦間の紛争 ● 薬物乱用 ● 賃金問題（産業裁判所） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 夫婦間の紛争と不貞 ● 土地問題（土地相続、土地境界線、家畜の放牧） ● 首長への継承紛争 ● 窃盗（家畜の盗難） ● 早婚 ● GBV ● 薬物乱用 ● 魔術 ● 部族間の問題

出典：調査団ヒアリング

(2) 脆弱層の典型的な紛争

ザンビアには脆弱層の定義はないが、子供、女性、高齢者、障害者、白皮症（アルビノ）などが挙げられた。

地方部の女性及び子供に関する紛争課題は、GBV、女性への差別的慣行、児童虐待、土地や財産相続に関連する課題が多い。特に、GBV等のプライバシーに関わるケースは、逆にインフォーマルシステムでは相談しづらいというコメントがあった。GBVの課題がフォーマルシステムに持ち込まれた場合でも加害者からの証言が取れずに裁判が行われないケースも多い。これらの司法アクセスに課題がある事象については、CSOが介入し支援を行っている。子供に関連する課題としては、警察署での子供用セルがないこと、子供と重罪犯罪者が同様に扱われていることなども指摘された¹¹⁸。

都市部における障害者の問題としては、ザンビア障害者局（Zambia Agency for Persons with Disabilities : ZAPD）によると、不当解雇や障害者の出産による離婚の相談が多い。

5.5.2 市民の行政や司法に関する意識

Afrobarometerの調査によると、ザンビアの司法では汚職のリスクが高く国民の3割は、裁判官が腐敗していると感じている。また、司法は独立性を欠いており、多くの起訴と裁判所の決定には、政治的な動機があると認識されている。

¹¹⁶ 調査対象地の村長及び村民へのヒアリングによる。

¹¹⁷ 司法省法律扶助担当者へのヒアリングによる。

¹¹⁸ 調査対象地の村民及び地方司法行政関係者へのヒアリングによる。

本調査のヒアリングでは、フォーマル・ジャスティスは、金額が高い、距離が遠い、プロセスに時間がかかる等の理由で、インフォーマルシステムが選択されている。インフォーマル・ジャスティスは、賄賂や汚職の影響を受けバイアスがかかりやすい、また紛争解決の根拠が価値観によるものが多く、チーフによって判断が異なる、公平性に課題があるとの懸念も挙げられた。近くに地方裁判所がある地域においては、フォーマルシステムを選択するという回答があった。

5.6 司法アクセスに関する国家の制度及び政策

5.6.1 司法アクセスにかかる施策

(1) 国家政策

第7次国家開発計画（2017-2021）の中で、司法アクセス分野も戦略の一つに挙げられている。以下のとおり、起訴システムの強化、司法アクセスの向上、人権の促進について記載されている。

- 起訴システムの強化：国家検察庁から関係機関に検察官を配置する、e-ケースフロー管理システムの運用、検察官の能力開発
- 司法アクセスの向上：司法関係機関の能力強化により、バックログ削減、刑務所のオーバーキャパシティの緩和、CSOの役割を規定するための法律扶助政策のレビュー、地方の高等裁判所の設置、女性を含む脆弱者への啓発活動
- 人権の促進：権利章典の教育及び啓発活動、仮釈放制度の強化

2018年には国家法律扶助政策（National Legal Aid Policy）が策定され、法律扶助サービスの提供、調整、規制、モニタリングの枠組みを確立することが掲げられている。脆弱層への法律扶助サービスを効率的かつ効果的に提供するため、以下のような施策が含まれている。

- サービス提供におけるCSOと大学のリーガルクリニックの役割の認識
- パラリーガルの資格レベルに応じた役割を規定し、サービスの質を保証する枠組みを確立
- CSOの法務デスク、裁判所、矯正施設及び警察署の法務デスクの強化、プロボノスキーム及び大学のリーガルクリニック活動の強化
- 十分な財源が割り当てられることを確実にするための法的援助資金を設立する

(2) 法律扶助法

2021年に改正された法律扶助法（Legal Aid Act）では、司法制度におけるパラリーガルの役割を正式に認め、CSOと大学の法律クリニックが法的援助を提供することも認めている。認定を受けたパラリーガルは法律扶助局（LAB）への登録が規定されており、登録は毎年更新する必要がある。また、LABがパラリーガルの業務をスーパーバイズする責務を担うことが求められ、現在パラリーガル行動指針（Code of Conduct）が作成されている。さらに、警察官、刑務官や他の法執行官は、法的援助を申請する権利について尋問の前に被疑者または被告人に案内する必要があると規定されており、法的援助の申請支援を行うことも明記されている。

表 5-5 弁護補助員、パラリーガル、CSO 及び大学の資格、業務範囲

	弁護補助員 (Legal Assistance)	パラリーガル	CSO及び大学
登録・資格	法律扶助局長に登録が必要 法学部の学士及び類似の資格	法律扶助局長に登録が必要	法律扶助局長に登録が必要 Zambia Qualifications Authority の認定機関である必要がある
業務範囲	弁護士代理と仲裁以外の法律 支援	法律扶助局が認める範囲 法律実務家もしくは法律扶助局が 認める者のスーパーバイズが必要	同左

出典：法律扶助法 2021 年

5.6.2 司法アクセスに関する所管・組織

司法アクセスを所管するのは、司法省であり、2015 年に法定機関として独立した法律扶助局 (LAB) が法律扶助を行う。LAB の役割は、法律扶助対象者の弁護士代理、法律扶助基金の管理、法的援助の提供に関する政策の助言である。法律扶助は、刑事と民事の両方を対象とし、ADR 支援も含まれる。現在全国に 12 カ所事務所があり、各州最低 1 カ所は設置されており、2018 年 4 月の時点で、法律実務家 27 人、法律扶助助手 5 人である。

国務省 (Ministry of Home Affairs) 傘下の、ザンビア警察サービス (Zambia Police Service) に、被害者支援ユニット (Victims Service Unit : VSU) が設置され、配偶者、女性、子供及び高齢者に関係する事件を調査することが義務付けられている。また、GBV やその他の犯罪の被害者と加害者の両方にカウンセリングを提供し、GBV 犯罪の防止に関するコミュニティの認識を高めるための啓発活動も行っている。

その他の関連機関としては、司法申立委員会 (Judicial Complaints Commission)、ザンビア法開発委員会 (Zambia Law Development Commission)、人権委員会 (Human Rights Commission)、検察庁 (National Prosecution Authority)、社会保障局 (Department of Social Welfare) などがある。

5.6.3 法律扶助の概要

(1) 法律扶助の対象者

法律扶助法では、法律扶助の受益者を以下のように規定している。受益者が無償サポートを受けられるかどうかは、LAB 局長の判断によるため、その判断プロセスにも時間がかかり申請者が諦めてしまうこともあるとの報告もあった¹¹⁹。

- 申請者が法的サービスに対して支払いを行うための資力が不十分である
- 事件の状況を考慮して、申請者が法的扶助を提供されるべきであることが明白である

法律扶助の受益者は、以下の支援が受けられる。また、民事訴訟については、法律扶助局局長が妥当と判断した場合のみ提供されると法律扶助法に記載されており、刑事訴訟に重点が置かれていることが伺える。

- 下級裁判所における刑事訴訟
- 下級裁判所及び土地裁判所での民事訴訟

¹¹⁹ Paralegal Alliance Network 局長からのヒアリングによる。

- 高等裁判所における裁判官、司法書記官との手続き
- 仲裁以外の ADR の手続き

(2) 法律扶助の予算

法律扶助局の予算は、毎年議会によって決定される。2017 年の全体予算は、約 224 万米ドルである。内訳としては、一般予算（運営費を含む）は、約 198 万米ドル、法律扶助予算（弁護士代理費を含む）は約 26 万米ドルである。前年度比で 5.0%増となっているが、この予算規模は、国民一人当たり 0.13 米ドルと極めて低い¹²⁰。

(3) 法律相談の提供状況と担い手・利用者層

1) 法律扶助局（LAB）

ザンビアは 10 州 116 県から成るが、現在 LAB の拠点は 10 州都と 2 県のみである。他の県へも展開も必要であるが、予算の関係上出来ていない。LAB の弁護士は 40 名。そのうち 8 名が HQ で勤務している。弁護士、弁護士補助、サポートスタッフを含めると 174 名のポジションがあるが、そのうち、雇用出来ているのは 112 名に留まっている。人口は約 1,800 万人を超えており、LAB の法律実務家 1 人あたり 45 万人をカバーする必要がある。一部の州では、州全体で LAB の法律実務家 1 人あたり 100 万人を超える人数をカバーしなければならない地域もある。

法律扶助レポートによると、2020 年の申請件数は 8,756 件、そのうち法律扶助が提供された件数は約 6 割で、それ以外は法的情報とアドバイスのみが提供された。法律扶助の受益者は男性が多く、刑事事件で 92%、民事事件は 73%という割合を男性受益者が占めている。そのうち刑事事件の 68 件は少年、58 件は少女に対して法律扶助が付与された。

表 5-6 法律扶助の申請及びサービス提供の状況

項目	申請件数	法律扶助の提供		法的情報や 助言の提供のみ
		男性	女性	
刑事	8,756	3,528	318	3,439
民事		1,078	393	

出典：Legal Aid Annual Report 2020

2018 年の議会委員会の報告によると、法律扶助は最高裁判所、控訴裁判所、高等裁判所などの上級裁判所で一般的に有効であるとの見解が示された。しかし、特に下位裁判所では、人員不足のため法律扶助の需要を満たすことが出来ていない。また、刑事訴訟が優先される傾向にあり、民事訴訟に対する法律扶助が少ない¹²¹。

¹²⁰ National Report – Zambia, ILAG Conference 2017

¹²¹ Committee on Legal Affairs, Human Rights National Guidance, Gender matters and Governance for the Third session of the 12th National Assembly, 2019 [url](#)

一般的に、法律扶助の相談料として 50 ZMK（約 2.5 米ドル）、民事訴訟と刑事訴訟の場合はそれぞれ 450 ZMK と 550 ZMK（約 25-30 米ドル）の費用が請求される¹²²。ただし、申請者が貧困のために支払うことができないと判断された場合、相談料と訴訟にかかる費用の両方が免除されることもある¹²³。

2) パラリーガル

パラリーガルは、フォーマルシステムの司法手続きの支援、法的助言や調停、インフォーマルシステムでの法律支援を行う。現在ドナー支援により、警察、刑務所、治安判事裁判所にパラリーガルデスクが設置され、一般市民の窓口として機能している。また、LAB に登録されたパラリーガルは、盗難などの軽罪であれば、LAB の監督の下、治安判事裁判所での弁護士代理を務めることが可能である¹²⁴。

3) 市民社会組織（Civil Society Organization : CSOs）

ザンビアでは、CSO も貧困層や脆弱層に対して法律扶助を提供している。CSO は、主にパラリーガルを活用しており、サービス範囲は、コミュニティや矯正施設での司法教育から法的情報やアドバイスの提供、調停にまで及ぶ。多くは、財産問題、土地問題、GBV、女性と子供の権利等を取り扱っている。代表的な NGO は、以下のとおり。

- **Paralegal Alliance Network (PAN)** : パラリーガルを活用した支援を行う組織を束ねる NGO。NGO 同士の情報や経験の共有、調整を行うことを目的に設立され、現在メンバー NGO は約 20 団体。TEVETA からパラリーガルのトレーニング機関に認定されており、メンバー NGO のパラリーガルのトレーニング及びパフォーマンスのモニタリングも行っている。
- **Legal Resource Foundation (LRF)** : 人権 NGO。無償の法律扶助の提供や人権に関する啓発活動なども行う。法律扶助局 (LAB) は刑事事件の対応に偏りがちのため、法律扶助が届かない例えば違法な拘束、離婚や遺産を含む民事、難民や不法占拠者の支援なども行う。同業 NGO の中でも少ない裁判弁護が出来る弁護士を抱え、年間 5,000 件程度対応している。まだ定期的にニューズレターの発行や、ラジオを通じて啓発活動も行っている。
- **National Legal Aid Clinic for Women (NLACW)** : ザンビア法律協会の委員会の一つ Women's Rights Committee の活動として開始された、女性と子供の人権保護を目指す NGO。全国 3 カ所に拠点を持ち、約 60 名のスタッフを有する。無償の法律扶助の提供、カウンセリング、啓発活動やアドボカシー等を行う。パラリーガルのトレーニングや、村レベルのワンストップセンター (OSC) や病院ベースの OSC にパラリーガルを配置しカウンセリングや関連機関へのリファーを行っている。また、地方裁判所、チーフに対するトレーニングも実施している¹²⁵。
- **Prisoners' Future Foundation (PFF)** : 受刑者の弁護、人権保護、刑務所の環境改善などを目的としている NGO。2014 年から EU/GIZ のプログラムに参画。刑務所や警察署のパラリーガルデスクにレベル 1、2 のパラリーガルを 10 名配置している。パラリーガルを通じて、法律

¹²² Committee on Legal Affairs, Human Rights National Guidance, Gender matters and Governance for the Third session of the 12th National Assembly, 2019 [url](#)

¹²³ Legal Aid Act 2021

¹²⁴ GIZ PLEED プロジェクトチームからのヒアリングによる。

¹²⁵ NLACW 局長からのヒアリングによる。

情報の共有、法律教育、法律支援、代理弁護のアシストを行っている。具体的には、控訴書類の作成、仮釈放、裁判やの遅延フォローアップなどを含む。

(4) 司法アクセスの質の向上のための施策

前述のとおり、全国統一パラリーガル研修・認定制度が確立し、政府の研修機関（TEVETA）によるパラリーガル研修機関の認定と、その機関から研修を受けたパラリーガルの認定が行われている。司法サービスを提供する活動を進めると同時に、今後は司法サービスの質を向上させる仕組みも必要である。また、新法律扶助法の施行により、法律扶助局（LAB）がこの非弁護士パラリーガルを管理監督する責務が発生するため、パラリーガルの質をモニタリング及び評価する仕組みが求められている。LABからは、限られた人材・予算の中でLABが効率的にモニタリングや認定更新を行うシステムの整備が今後の課題であるとの見解が示された。

5.6.4 コールセンターの存否

(1) 司法省

司法省にはコールセンター等は、設置されていない。

(2) 司法省外

司法省以外の政府機関では、警察署（991）、人権委員会（8181）、汚職防止委員会（5980）、保健省（909）などがトールフリー番号を導入している。電話に加え、SMS、WhatsAppやFacebookからの問い合わせに対応している機関もあるが、システム統合はなされていない。

法律扶助局（LAB）がコールセンターの導入を検討するために、2021年にこれらのトールフリー番号のオペレーションのレビューが行われた。その結果、通信サービスプロバイダー（ZAMTEL）カスタマーサービスプラットフォームのコールセンターサービスをレンタルする形で4名体制からスタートする提案がなされた。このシステムは、IVR（自動音声対応）、SMS、WhatsApp、Facebookやメールからの問合せにも対応できるLifeline Childlineモデル（後述）に類似しており、システムの初期投資は約9.6万ZMW（約5万米ドル）、運営費は約5.4万ZMW/月（約2,800米ドル/月）と試算されたが、予算確保及び持続性の課題があるという理由で導入が見送られている状況である。

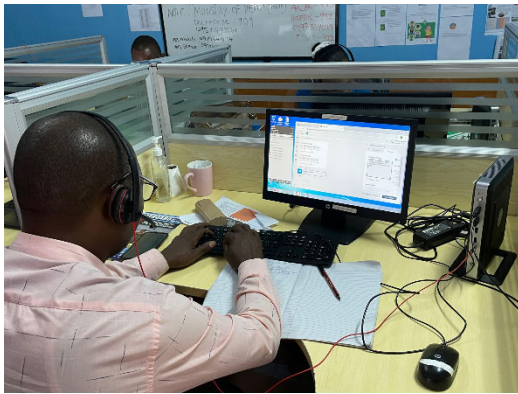
(3) NGO

ザンビアでは、政府のイニシアティブで2003年に子供とGBV問題に特化したコールセンターが設立され、現在Lifeline Childline ZambiaというNGOが運営主体となっている。このコールセンターでは、2つのトールフリー番号を設けており、“116”が子供、“933”がGBVの問題に対応している。6人3交代制で24時間対応しており、受信者（スタッフ）は、社会学、心理学、開発学の学位保有者である。また、需要に応じてボランティアも受け入れており、スタッフがボランティアを指導している。

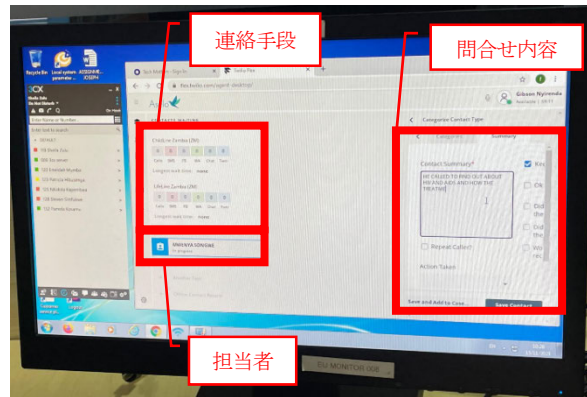
受信数は、45,000件/月で、うち12,000件が子供関連、7,000件がGBV関連、それ以外がその他の問い合わせである。子供関連の問題は、子供自身からかかってくることも多い。学校の先生に携帯を配布し、必要な時に子供が借りられるような支援も行っている。GBVについては、75%が女性から25%は男性からの問い合わせである。

コールセンターの提供サービスは、カウンセリングと適切な機関への取次であるが、機関名を教えるだけでは相談者はなかなかコンタクトしないため、信頼できる担当者名前と番号を伝えるようにしており、どのような対応を行ったか、各機関の担当者に対するフォローアップも行っている。ただし、担当者へのインタビューでは、仮に裁判所まで繋いでも、家庭や親族内で問題をもみ消す場合もあり、結局訴えを取り下げるケースもあるが、それはどうしても出来ないため、そこはコールセンターの限界であると認識しているとのコメントが挙げられた。

コールセンターのシステムとしては、電話、SMS, Facebook, WhatsApp, 自動 Chat, Twitter, Website からの問い合わせに対応できるシステムが導入された。現在は、受信件数は電話が最も多く 9 割、Facebook と WhatsApp がそれぞれ 1 割程度である。この統合システムは、Aselo システムという米国の Tech motors のもので約 20 万米ドルである。コールセンターの運営費は人件費で約 5 百万 ZMW/年 (約 28.8 万米ドル/年) とのことである。政府がトールフリー通信費を負担し、NGO がシステム導入費と運営費 (人件費、通信費、ソフトウェア更新費など) を負担している。これらの費用は、NGO がドナーや他の機関からのプロジェクト資金を調達している。



コールセンター



担当者の対応画面

5.7 司法アクセスを支えるインフラ及び広報ツール

5.7.1 通信

2019 年のインターネット普及率は 14.3%となっている。また、2015 年時点のスマホ普及率は全国平均が 13.5%、都市部では 18.4%に対して農村部では 6.5%と大きな差がある¹²⁶。

5.7.2 教育制度

(1) 初等・中等教育

初等教育では、ガバナンスの科目に民主主義や憲法、人権などが含まれている。1~4 年生までは主に国家や市民の義務が中心であり、5 年生からジェンダーや人権侵害に関する項目が加わり、7 年生では、三権分立や憲法、女性・子供の人権を守る法律や政府機関の役割などについて教えられる。

¹²⁶ Statista

中等教育に関しては、2003年に公民教育が導入された。10～12年生の公民のカリキュラムは、憲法、人権、司法システムに関する科目から、子供の権利、ジェンダーの平等、ザンビアの貧困やHIV/AIDS、薬物乱用、環境問題、市民社会とメディアなどの社会課題まで含む内容となっている¹²⁷。

(2) 高等教育

ザンビア大学の法学部のプログラムを例にとると、1年目は人文科学部からスタートする。弁護士志望の学生に推奨されるコースは、1年目は、英語、言語学、歴史、心理学、社会学、哲学の入門レベルである。法学部は2年目で基礎を学び、3、4年目で公法と私法のコースに分かれる。

表 5-7 法学部の受講科目

2年目	3年目	4年目
<p><u>共通</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 法的手続きと法的文書 ● 契約法 ● 不法行為の法則 ● 刑法 ● 憲法 ● 行政法 	<p><u>共通</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 証拠の法則 ● 土地法と財産関係 ● 商法 ● 家族法と継承 ● 民事及び刑事手続 ● 人権 <p><u>公法学科</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ジェンダー法 ● メディア法 ● 慣習法 <p><u>私法学科</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 雇用法 ● 医事法 ● 競争法 	<p><u>共通</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 指導研究 ● 法学 ● ビジネス法および会社法 <p><u>公法学科</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国際法、 ● 国際貿易法 ● 投資法 ● 環境法 ● 国際人道法、難民法 ● 臨床法学教育 ● 課税 ● 障害者法 <p><u>私法学科</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国際私法 ● 裁判外紛争解決 ● 知的財産 ● 国際商事仲裁 ● 鉱業法

ザンビア高等法学教育研究所（ZIALE）は、大学の法学部コース終了後に、法廷の実務を行うために実践的な法務トレーニングを提供する機関である。1年6か月のコース終了後に弁護士資格試験を受けることが出来る。このコースへの入学資格として、認定された大学の法学部学位を有している必要がある。法務実務者資格試験（LPQE）に合格すると、法律実務家になれる。

また、ZIALEは、人権教育のための全国訓練センターとして認識され、国内の学生のみならず、国外や他の南部アフリカ開発共同体（SADC）地域の学生を訓練する先進的な法務研究と立法草案の分野で権威のある研究所となっている。

表 5-8 高等法務教育研究所のコース内容

● 職業上の行動と倫理	● 上級裁判所の手続き
● 簿記と会計	● 下位裁判所の民事訴訟
● 不動産譲渡と法的文書の作成	● 国内関係（Domestic Relations）
● 検認と承継	● 刑事手続
● 商取引	● 証拠と実践
● 会社法と手続	● トライアルアドボカシーとリーガルライティング

出典：ZIALE

¹²⁷ カリキュラム開発センター2003年

(3) 社会人教育

上述の ZIALE は、職員及び公的機関にも多様なトレーニングを提供している。トレーニングの内容には、リーダーシップ、紛争解決の計画、時間管理、コミュニケーション、モニタリング等を含み、関連スキルアップによる組織能力の向上を目的としている。

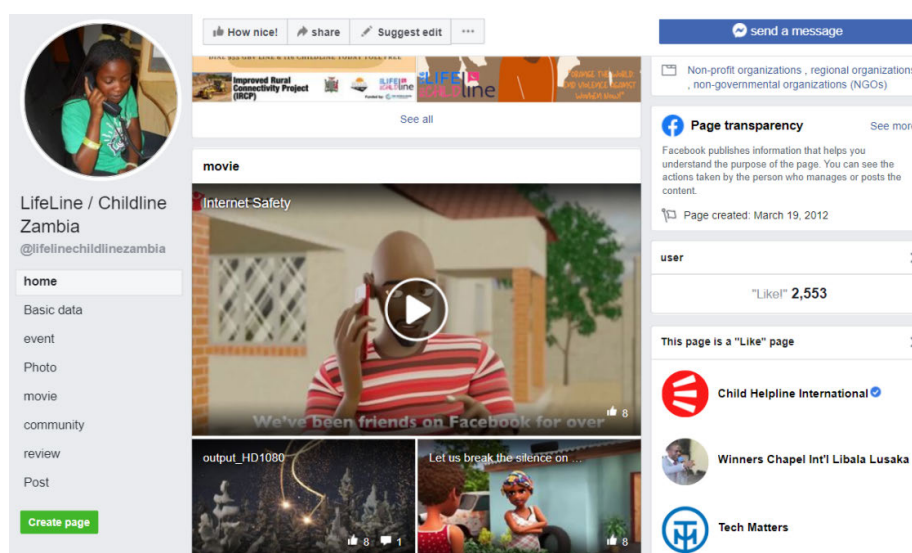
5.7.3 広報ツール

(1) ホームページ

司法省をはじめ関連機関は、ホームページで機関の役割紹介や情報提供などを行っている。ホームページを Facebook や Twitter などのソーシャルメディアとリンクさせている機関が多い。

(2) ソーシャルメディア

主に情報発信のために、Facebook や Twitter など活用されている。上記で紹介した Lifeline Childline Zambia が、以下のように Facebook を活用して GBV に関するビデオを公開する等の取り組みを通じて情報提供および啓発活動を行っている。



Facebook 上でのアニメーションビデオを用いた啓発活動

(3) 従来のメディア

CSOs は、テレビやラジオを活用している。例えば、女性のための国家法律扶助クリニック（National Legal Aid Clinic for Women : NLACW）はスウェーデンの支援を受け、テレビやラジオを活用し、特定のトピック（離婚、親権、レイプ等）のパネルディスカッションを配信している。

5.8 司法制度における ICT の導入

5.8.1 ICT 導入についての政策

ザンビアでは、スマートザンビア機構（SMART Zambia Institute）と呼ばれる財務省から大統領府直轄に組織編成された e-Governance を推進する機関が、ザンビアにおけるデジタル化を推進している。2017

年に策定されたマスタープラン（Smart Zambia e-Government Master Plan）では、政府機関のサービス提供にICTを活用することによるサービスの効率化と質の向上、透明性の確保に向けた取り組みが明示されている。司法分野も対象となっており、司法省の開発戦略の中でもICT活用によるサービス提供の効率化が含まれている。

5.8.2 ICT 導入の状況

(1) e-filing & e-management

アフリカ投資環境ファシリティ（Investment Climate Facility for Africa : ICF）の支援を受け、2017年から電子登録管理システム（Electronic Record Management System）が導入された。2019年時点で、ルサカ、キトウェ、ンドラの合計18カ所の上級、下級、少額裁判所において、裁判記録の電子化が進められている。また、透明性を高め、国民の信頼を高めるために、法廷に最先端の設備を装備することを目的としたプログラムに着手しており、法廷室のICT化の支援として、パソコン、プロジェクター、オーディオレコーダー等の設備が導入されている¹²⁸。

また、2019年に米州法廷センター及びナイジェリア国家司法評議会等とMOUを締結し、自動ケース管理システム（Automated Case Management System）の導入に合意した。システムの導入による手続きの効率化を図り、今後の電子ファイリング、料金徴収、記録管理、事件の進捗追跡に繋げることも検討している¹²⁹。

また、裁判所の他に、LABやNPAでも事件記録の電子管理システムが導入されている。いずれも各機関内の担当事件内容を保管し、機関内の弁護士及びスタッフが確認できるようになっている。

E-governmentを担当するスマートザンビア機構と司法省が、刑事司法関係機関（警察－国家検察局－裁判所－法律扶助局－刑務所）を繋ぐ電子事件フロー管理システム（e-case flow management system）の構築を検討している。司法省からのヒアリングによると、現在の紙ベースの手続きの場合、事件ファイルを紛失する、関係機関間で取り扱う事件の照会や調整、進捗確認が出来ない、透明性の確保が難しい等の問題があり、電子化することでこれらを解決したいという意向がある。各機関の個別システムを連携させるため、2022年1月にシステムのレビューが行われる。構想自体は数年前からあるものの予算手当の問題があり、まだ実現には至っていない。

(2) e-court

治安判事裁判官へのヒアリングによると、e-courtを行うためには法律改正が必要であるため、現時点では実施されていない。まずは政策、法律に明記される必要がある。また、ITインフラの整備も必要となる。裁判官のトレーニングとしてZoom会議の活用は行われているという段階である。

(3) その他

パラリーガルを活用する20のCSOを会員に持つParalegal Alliance Network（PAN）は、TEVETAから認定を受けたパラリーガル研修機関であるが、COVID-19下でICT活用について検討を始め、現時点では、メンバーNGOのパラリーガルとWhatsAppを通じてアドバイスやコンサルテーションを行って

¹²⁸ Ministry of Justice Zambia, Computerization Project, [url](#)（アクセス日：2021年7月21日）

¹²⁹ The Judiciary Annual Report 2019

いる。今後このようなプラットフォームを通じて、ルワンダの司法関連 NGO を束ねる Legal Aid Forum (LAF) を参考にしながら、トールフリーや USSD の活用による法律扶助のサービスを広げていきたいと考えているようである¹³⁰。

5.9 ドナー分析

司法アクセス分野で活動する主要ドナーは、EU、GIZ、UNDP である。特に、EU・GIZ が実施してきた PLEED プロジェクトと継続 EnACT プロジェクトが同分野での包括的な支援を行っている。

(1) EU・GIZ

- プロジェクト名：Programme for Legal Empowerment and Enhanced Justice Delivery (PLEED)
- 期間：2015-2021 年
- 予算：EU から 850 万ユーロ
- ドナー：EU とドイツ政府の資金
- 実施機関：GIZ 及び DIHR
- 活動内容：
プログラムの内容は、司法アクセス向上に向け、①市民組織との協力・連携によるパラリーガルデスクの設置、②パラリーガル教育の標準化、③法規制及び政策支援、④ステークホルダーとの調整。

活動①は、パラリーガルを警察署、矯正施設、下級裁判所に配置し、情報の提供及びリファレンスシステムの機能を強化した。中央部及び南部の 3 州で展開（ルサカ、コッパーベルト、リビングストン）。また、プログラムの中で、Lifeline Childline Zambia（コールセンター）の支援も実施した。

活動②と③は、パラリーガルと NGO が紛争解決において公式に役割を果たすことを可能にする枠組み作りに関するもの。②については TEVETA によるパラリーガル研修内容の統一・標準化の支援、③については、それらを正式に認めるための、法律扶助政策（2018 年）及び法律扶助法（2021 年）の作成支援を行った。

- プロジェクト名：Enabling Access to Justice Civil Society Participation and Transparency (EnACT)
- 期間：2021-2026 年
- 予算：EU から PLEED 同様の予算
- ドナー：EU とドイツ政府の資金
- 実施機関：GIZ
- 活動内容：
上記 PLEED プロジェクトの効果を持続化することを目的として、①パラリーガル支援、②法律、組織改革、③ステークホルダー間の調整、④ICT 化のテーマで支援を継続する。

活動①では、パイロット的に設置していたパラリーガルデスクを持続的に維持していくために CSO の資金調達キャンペーン強化を計画している。また、PLEED では、受益者に女性や子

¹³⁰ Paralegal Alliance Network の局長へのヒアリングによる。

供が少なかったため、コミュニティパラリーガルデスクを設置し、女性や子供の司法アクセス向上を図る。また、北部（ムペカ Mpeka）でも展開する。

活動②では、特に LAA の執行に伴い LAB の強化が必要となるため、LAB のアドミ部門の強化を図る組織変革を行う。また、プロボノガイドラインの運用、パラリーガルの行動指針や仮釈放のガイドライン支援などを行う。

活動③では、既存の CCCI の透明性を高めるため、汚職防止委員会（ACC）も巻き込み、機能強化を図る。この組織を活用したサービス提供や市民との連携も視野に入りたい意向がある。

活動④については、LAB の E-case management システムの運用を継続支援する予定。

(2) UNDP

- プロジェクト名：Joint Programme on Gender Based Violence Phase II
- 期間：2019-2022 年
- 予算：670 万米ドル
- ドナー：主な資金源は、スウェーデンとアイルランド
- 実施機関：UNDP
- 活動内容：

本プロジェクトは GBV に焦点を当てたプロジェクトで、①GBV の予防と被害者への対応と②コミュニティのエンパワメントを成果としている。

具体的な活動は、村レベルの GBV ワンストップセンター（OSC）を設立し、GBV に関する啓発活動や他機関への照会などを行い、NLACW との連携による法律扶助サービスや GBV 裁判所の強化などにより、GBV 被害者の司法アクセス向上を目指す。加えて、村長に対するジェンダー・文化的な規範に対する意識改革を促すトレーニングを実施し、被害者支援ユニット（VSU）、子供保護ユニット、警察検察官との連携を強化する等の活動も含む。

- プロジェクト名：Promotion of Human Rights and Access to Justice Project
- 期間：2019-2021 年
- ドナー：主な資金源は、スウェーデンとアイルランド
- 実施機関：UNDP
- 活動内容：

プロジェクト内容は、①人権の法律枠組み、②関連機関の強化、③啓発活動、④政府のコンプライアンス強化。現時点では、選挙に関する人権保護を目的としているため、選挙管理委員会（Conflict Management Committee）をカウンターパートとしているが、今後は、より人権に焦点を当てた活動になるため、人権委員会（Human Rights Commission）をカウンターパートとしていくことを検討している。

②は、司法機関（Judiciary）、警察（Zambia Police Service）、人権委員会（Human Rights Commission）などを対象としている。特に警察署への支援には、民主化の強化が含まれ、GBV や紛争解決システムをテーマにし、女性警察官のトレーニングや被害者支援ユニット（VSU）の強化を行い、彼らを通じてカウンセリングや啓発活動が行われている。

本調査の ICT 化との関連性が見込まれる活動としては、人権侵害の早期発見と対応を目的としたオンラインプラットフォームの整備計画がある。現場にいるモニターが人権侵害を目撃した場合、携帯で報告もしくは電話通報（トールフリー番号を利用）出来るようにし、それをデータ化することを想定している。

また、司法機関（Judiciary）からは、ケース管理システムの導入の要請を受けている。特に、GBV 裁判所では、プライバシー保護の観点から技術的な改善・強化が求められているが、具体的な支援内容については検討中の段階である。

(3) DIHR

- プロジェクト名：Community Justice Project
- 期間：2011-15 年
- ドナー：デンマーク
- 実施機関：DIHR
- 活動内容：

プロジェクト内容は、地方裁判所（フォーマルシステム）と伝統審判システム（インフォーマルシステム）に対するトレーニングを行い、各システムの違い、解決できる範囲を明確にするとともに、パラリーガルを活用した連携促進を目的としたもの。パイロットプロジェクトの対象地域は南部のチョマ（Choma）とチパタ（Chipata）。

地方裁判所は、各チーフダムに設置されており、伝統審判システム（慣習法）では、父家制の場合、娘や離婚後の妻は財産相続出来ないが、地方裁判所（成文法）では可能であるなど、一定の役割を果たしており、能力強化が有効であるとのプロジェクト結果が報告されている。

5.10 司法アクセスに関してザンビア国が抱える課題

司法アクセスの制度の課題としては、プロセスの遅延、人材・予算不足、地域格差、ジェンダーの課題、知識レベルの課題、ICT 環境の未整備、持続性の課題などが挙げられる。

- プロセスの遅延
裁判所の手続きに時間を有し、弁護士が裁判所と事務所を往復する時間もチャージされるため、弁護士費用が高くなる。起訴の電子登録システムの導入により、裁判プロセスの効率化が必要である。
- 人材・予算不足
法律扶助の予算及び人材が不足しているため、特に地方裁判所での法律扶助の提供が不十分である。警察の予算も十分でないため、持ち込まれた事件の調査経費が当事者に要求される（調査にかかる人件費・輸送費の不足）。
- 地域格差
法律実務家は、首都ルサカと他の主要都市（キトウェ、ヌドラなど）に集中している。環境が整っていない地方での人材確保は非常に難しく、LAB はスタッフの高い離職率に直面している。地方裁判所における法廷、裁判官室等の設備も不十分である。地域によっては、最寄りの警察や裁判所まで 100km 離れているところもある。

- ジェンダーの課題
GBV 等のプライバシーに関わるケースは、インフォーマルシステムでは相談しづらいというコメントがあった。ただし、GBV の課題がフォーマルシステムに持ち込まれた場合でも加害者からの証言が取れずに裁判が行われないケースも多い。GBV を支援するコールセンターや OSC も提供されており、これらを通じてさらに関係機関のトレーニングや啓発活動を強化していく必要がある。
- 法の知識・理解不足
法律と法律扶助システムに関する情報の周知が出来ておらず、法的問題に直面した際に、支援を求める機関や手段についての知識が不足している。また、法律扶助サービス提供者側である、検察庁、刑務所、警察職員から、自身が有する権利について知らされないため、多くの被疑者や受刑者は自分の権利を主張することもできない状況にある（2021 年の法律扶助改正法では、法律扶助を受ける権利の通知と法律扶助申請の支援が明記された）。
- ICT 環境の未整備
裁判所や司法関係機関において、e-case filing システムが導入されつつあるが、未だ地方では ICT 機材が不足しており、また、通信環境が十分整備されていない。さらに、一般的に IT リテラシーが低いいため、ICT を導入するためには、IT トレーニングや人材育成も必要となる。
- 持続性の課題
司法アクセス分野の政府予算が極めて少ない。ドナー支援により、司法アクセス関連機関のサービス強化やパラリーガルを活用したサービス拡大に向けた取り組みが行われているが、各機関がそれを継続的に実施するための資金確保の目途はまだついていない。ドナー主導で、司法アクセス分野での資金確保を目的としたバスケット基金設立の可能性が検討されているようである。

5.11 JICA の支援方策と当該方策に関する評価、留意点

(1) パラリーガル

ザンビアでは、政策・法律により法律扶助提供者としてパラリーガルが正式に認められている。これに基づきパラリーガルの研修及び認定制度が確立され、パラリーガル育成機関の認定やパラリーガル登録が本格化しようとしているところである。現時点では、まだ認定パラリーガルのモニタリングやサービスの質を評価する仕組みが確立していないため、法律扶助局（LAB）及び教育機関（TEVETA）と協力した仕組み作りが求められている。

コミュニティレベルでの司法へのアクセスポイントは、成文法を根拠法とする地方裁判所と、慣習法を根拠法とするチーフ、また司法情報共有や調停を行うパラリーガルである。しかし、地方裁判官が慣習法を十分理解していない、チーフが裁判官を十分信用していない等、連携がうまく出来ていないという課題がある。過去に南部地域で支援を行った経験のある DIHR から、両者へのトレーニングと連携の仕組み強化に対する支援を他の地域に展開するため JICA と協力したいとの関心が示された。支援の方法と体制が整っているため、実現性は高いと考えられる。

(2) ICT

2003年からGBV被害者や子供の支援に特化したコールセンターが運営されており、カウンセリングを含む支援ノウハウも蓄積しているため、Q&A等を他のGBV支援機関と共有し能力強化を行うことは有益である。また、コールセンターからの照会後のフォローアップが十分でないため、照会先との連携やフィードバックの仕組みが出来れば、より効果的な支援になると考えられる。さらに、SMSやWhatsAppやFacebookからの問合せにも対応できるシステムが導入されているため、GBVコールセンターモデルとして他国と対応方法やQ&Aを共有することは意義がある。

また、ドナーがNGOと協力して、警察、刑務所、治安判事裁判所にパラリーガルを配置し、法律情報の提供や関係機関への照会を行っている。コミュニティレベルでの相談を受けるパラリーガルが、代理弁護が必要となるケースを弁護士へ繋ぐツールとして、ルワンダの事例を参考にJusticeHubアプリを展開する可能性も考えられる。

さらに、現在刑事司法機関が個別にe-case management systemを導入しているが、司法省とスマートザンビア機構が、今後機関を跨ぐe-case flow management systemを整備する構想がある。ルワンダのIECMS (e-case flow management) の仕組みも参考にしつつ、各機関のシステムを連携させる技術支援が求められている。

(3) モバイルリーガルクリニック

現在、警察や刑務所の一部にパラリーガルデスクが設置されているが、設置されていない場合に出張ベースで司法に関する情報提供や法律相談を行いたいというニーズがある。また、ドナーの支援により遠隔地でのコミュニティデスクの設置もパイロット的に行われている。そのため、車両を供与し、モバイルリーガルクリニックとして啓発活動や法律相談サービスの範囲を拡大していく支援は大変有益である。

(4) OSC

ザンビアでは、USAIDの支援を受け、GBVの被害者支援を目的として病院にワンストップセンター(OSC)が設置され、カウンセリングや治療、関連機関への照会が行われている。また、警察署には被害者サポートユニット(VSU)が設立され、カウンセリングと関係機関への照会を行っている。しかし、現時点ではパラリーガルとの接点は限定的である。病院ベースOSCと警察署ベースVSUとパラリーガルを連携させ、司法の情報提供や弁護士とのリンクを作ることで、包括的なサポートが提供できると考えられる。また、OSCを拠点として、GBV事例紹介や課題対応について同地域へのチーフへのトレーニングやコミュニティに対する教育を行うことが出来ればOSCの機能強化にも繋がる。病院ベースのOSCや村レベルの展開については、現在UNDP(スウェーデンとアイルランド)がNGO(NLACW)と連携して支援を行っている。

第6章 マラウイ国に関する調査結果

6.1 サマリー

(1) 調査対象地

マラウイは、北部、中部、南部の3つの州 (Region) から成り、28の県 (District) に分かれている。本調査では、首都リロングウェと第2の都市ブランタヤの都市2カ所、地方部は、チョロ、ゾンバ、サリマ、ムジンバの4カ所を対象に調査を実施した。

(2) 調査概要

フォーマル・ジャスティス：旧宗主国の英国法制度に基づき、判例法 (Common Law) が実践されている。裁判制度は、最高上訴裁判所、高等裁判所、下位裁判所から成る。また、別途産業関連裁判所と児童司法裁判所が設置されており、ここでは簡易な手続きが用いられ、非弁護士も法廷での支援を行うことが出来る。

民事訴訟の場合は、原則、高等裁判所に持ち込まれる前に調停が行われる必要がある。この場合、調停はフォーマル・ジャスティスのプロセスの一部を成すため、裁判官と弁護士により行われる。また、政府のADR機関としては、総務総局、オンブズマン、労働局などが挙げられるが、これらの機関の決定は高等裁判所のレビュー対象となる。

インフォーマル・ジャスティス：村レベルでは、村長、村の調停人 (Village Mediator)、宗教リーダー、警察などが紛争解決の窓口となる。特に、村の調停人は、NGO やドナーにより育成されたコミュニティのボランティアであり、村民のファーストコンタクト先として機能し、軽微な紛争解決を担っている。現在、全国に3,000人程度が活動している。一方で、暴力やGBV等の刑事事件については、コミュニティ警察が育成されており、彼らを通じて警察に通報される仕組みも出来ている。また、女性や子供の紛争課題解決には、NGO が介入し支援が行われることもある。

インフォーマル・ジャスティスは、賄賂や権力者の関係などが判断に影響する (特に土地関連) 等の理由により、信頼度は低いようである。しかし、フォーマル・ジャスティスは、高額で距離的にも遠く、手続きにも時間がかかるという理由で、アクセスが限られているため、インフォーマル・ジャスティスの活用が主流である。

法律扶助サービス：法律扶助局の事務所が13県に設置されており、将来的に全県に地方事務所が設立される計画がある。しかし現在は、予算・人材不足により、地方事務所では対応できるのは申請数の半分程度である。特に、地方事務所に弁護士が十分配置されず、地方での法律扶助へのアクセスが問題である。ICT化により、物理的なアクセス課題をどう補完できるか、その手段を含め検討する必要がある。



出典：JICA 調査団

図 6.1 調査対象地

ICTの活用：ドナーの支援を受け、電子事件記録システムが導入され、e-courtも試みられている。しかし、資機材の調達や通信環境の改善、ITリテラシーの向上などの基本的な支援が求められており、通信費の支払いを含む運営費の予算の捻出にも課題を抱えている。また、トールフリー番号の導入による電話での連絡、通報、相談も行われているが、主に資金的な持続性に課題がある。

司法アクセスの課題：フォーマル・ジャスティスのプロセスの遅延や司法過疎の課題、インフォーマル・ジャスティスの汚職問題や執行力の欠如などが課題として挙げられた。また、司法アクセスの窓口として複数の組織があり、インフォーマル・ジャスティスからフォーマル・ジャスティスへのチャンネルが作られているものの、予算・人材不足により支援の規模は小さく、また、パラリーガルや関係機関を含む司法サービス提供者の人材育成の必要性が指摘された。なお、GBVや児童婚は社会問題であり、人権保護の概念についての意識向上や、社会福祉局や警察との連携の仕組み作りなどが取り組まれつつある。

6.2 ガバナンス／司法セクター概要

6.2.1 司法制度

マラウイの司法制度は、英国法制度に基づき、判例法（Common Law）が実践されている。法体系は、憲法を最高法として、法律、慣習法、宗教法、国際法から構成されている。法律は、刑法、規制法、金融法、財政法そして社会法に分類される。慣習法は、国の法源として認識されているが、地域毎に内容が異なる。また、宗教法は、宗教的な結婚を除いては、国の法源としては認識されていない¹³¹。

6.2.2 組織体制

法務・憲法省の組織図は、入手出来ていないが、訴務総局（Solicitor General）、検事総局（Attorney General）、検察総局（General and the Directorate of Public Prosecutions）、登録局（Registrar General）、総務総局（Administrator General）を含むいくつかの部門から構成されている。

6.3 法的な紛争を解決するための制度とそのプロセス

6.3.1 裁判制度

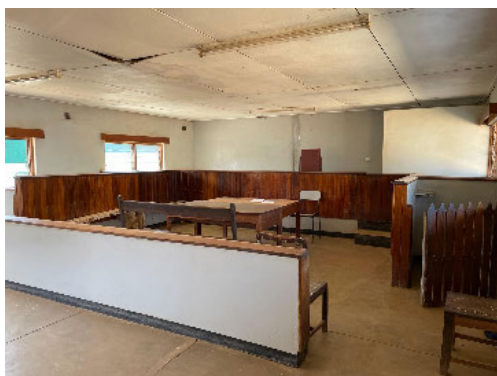
マラウイの裁判制度は、以下の3段階で構成されている。

- 最高上訴裁判所（Supreme Court of Appeal）
- 高等裁判所（High Court）
- 下位裁判所（Subordinate Courts）

最高上訴裁判所は、マラウイの裁判所構造の頂点にあり、ブランタヤにある。高等裁判所は、全国に4箇所あり（リロングウェ、ブランタイヤ、ゾンバ、ムジンバ）、民事、商事、刑事、家族・遺産、税務局が設けられている。殺人事件については、高等裁判所がモバイルコートとして地方を回る仕組みになっている。

¹³¹ The Marriage, Divorce and Family Relations Act, 2015 (“Marriage Act”)は、宗教的な結婚を認めている。

また、下位裁判所は、治安判事裁判所 (Magistrate Court)、産業関連裁判所 (Industrial Relations Court)、児童司法裁判所 (Child Justice Court) に分かれている。治安判事裁判所は、各県に設置されており、民事訴訟の場合は金額、刑事訴訟の場合は犯罪の性質によって、管轄する裁判官の等級が分かれる。なお、産業関連裁判所と児童司法裁判所は迅速な解決が奨励されているため、高等裁判所に比べて訴訟手続きに必要な書類も簡易なものであり、特に弁護士は必要なく、必要に応じて非弁護士も法廷でサポートをすることが出来る。



サリマ県の治安判事裁判所



サリマ県の児童司法裁判所で登録を待つ住民

6.3.2 裁判所以外の紛争解決制度

(1) 強制調停 (Mandatory mediation)

憲法第 13 条では、紛争の平和的解決のために、交渉、調停、仲裁を通じた解決に努めることが定められている。高等裁判所に持ち込まれる民事訴訟は原則調停の対象となり、弁護士が関与し、裁判官による決定を受ける必要がある。

(2) フォーマル・ジャスティス

法廷外で裁判外紛争解決を提供する政府機関はいくつか存在する。その例を以下に示す。

1) 総務総局 (The Office of Administrator General)

法務・憲法省内の総務総局は、故人の財産を管理する。紛争解決プロセスとしては、社内弁護士により調停が行われ、原告と被告が同席する会議で決定が下される。総務総局は、法的助言を行うが、弁護士代理は行わないため、当事者が合意に達しない場合は、他の機関に照会される。高等裁判所に提訴する場合、法律扶助局にサービス提供を求めることが出来る。合意に至った場合でも、決定を強制する権限はないため、その執行力に課題がある¹³²。

2) オンブズマン

オンブズマン事務所は、憲法第 120 条によって設立された憲法機関である。主に、公的機関の権力濫用や公的サービスの過失などの問題を取り扱う。基本的に証拠がなく法廷に持ち込めない問題に対応し、調査のために関係機関から必要な書類を求める権限が与えられている。司法関連では、警察署や

¹³² ブランタヤ総務総局へのヒアリングによる。

裁判所の不当な対応や手続きの遅れなどの問い合わせを取扱うことが多い。紛争解決手段はさまざまであり、独自の調査、調停やオンブズマンの法廷での解決が図られるが、オンブズマンの決定は高等裁判所のレビュー対象となる。対象となった組織や政府職員が決定に従わない場合は、議会に召喚され対応を求められる。

事件の内容によっては、汚職防止局（Anti-Corruption Bureau）、マラウイ人権委員会（Malawi Human Rights Commission）、法律扶助局（Legal Aid Bureau : LAB）への照会が行われる。年に1,500件程度取り扱っており、法廷に持ち込まれたケースは、5年間で350件程度あった¹³³。

3) 労働局

労働局は、労働・技能・人材開発省（Ministry of Labour, Skills and Manpower Development）の傘下であり、労働力の促進、保護、育成を任務とする。労働局が扱う問題は、非熟練労働者、特に、インフォーマルセクター従事者、工場労働者などが持ち込む不公正な労働慣行や雇用契約の不本意な終了などである。紛争解決プロセスとしては、労働局が不服申立の正当性を確認し、正当性があると判断された場合、雇用人を労働法廷に出頭するよう命じる。労働局では、月に50～100件程度の案件を扱っている¹³⁴。

(3) インフォーマル・ジャスティス

1) 県長官（District Commissioner : DC）

マラウイの地方自治はDCが統治している。DCは、主に開発プロジェクトの特定、計画及び実施を担っているが、地方自治体法（Local Government Act）に基づき紛争解決を行う権限も有している。DCが取り扱う紛争課題は、政府職員の雇用と昇進などの課題が多い。また、村レベルで解決されなかった紛争解決について、調停や関係機関に照会を行う。民事事件では、土地問題や首長争いが多く、刑事事件ではGBVや子供の問題が挙がってくる場合もある。DCの社会保障局がカウンセリングなどの提供と、病院、警察署や裁判所などの他の機関に繋ぐ役割を果たしている。

2) Traditional Authority (TA)

村レベルでは、チーフ法（Chiefs Act）などに基づき、村長が紛争解決の役割を担うとされている。まず、村長（Village Head）が紛争解決を求める最初のコンタクト先となる。村長の法廷に紛争課題が提出され、聴聞と協議の結果、審判が下される。紛争解決に至らなかった場合は、グループ村長（Group Village Head）に上訴することが出来、それでも未解決の場合は、準伝統的な首長（Sub-Traditional Authority）、伝統的な首長（Traditional Authority : TA）の順で解決が図られ、最終決定は、チーフ評議会（Chief's Council）で行われる。チーフ評議会のメンバーは、通常、村長やグループ村長、長老など、コミュニティから信頼を得ている者から構成されている。この伝統的な審判システム（Traditional Tribunal System）については文書化されていないが、全国的に同様のシステムが運用されている。このシステムで扱われる紛争課題は、主に民事事件であり、刑事要素を含む問題は警察に照会される。

¹³³ オンブズマン副局長へのヒアリングによる。

¹³⁴ ブランタヤ労働局へのヒアリングによる。

紛争解決を求める両当事者は、紛争解決の手数料のようなものを支払う必要がある。ゾンバ県でのヒアリングによると、表 6-1 に示す通り、村長の紛争解決には 1,500MWK（約 2 米ドル）、TA では、5,000MWK（約 6.3 米ドル）と高い水準に設定されている。これは、些細な問題については、当事者同士で解決することを奨励するためのものである。また、これらの金額は、金銭ではなく鶏などの家畜で支払われることが多い。サリマ県でのヒアリングでは、指定の手数料が支払えない場合は、提供できる範囲でよいというある程度緩い決まりとなっているようである。しかし、村民の大部分は貧困線以下で生活しているため、ある程度の負担になると考えられる。

表 6-1 紛争解決の手数料

申請先	金額
村長 (Village Headman)	1,500MWK (約 2.0 米ドル) /各当事者
グループ村長 (Group Village Headman)	3,000 MWK (約 3.8 米ドル) /各当事者
伝統的な首長 (Traditional Authority)	5,000 MWK (約 6.3 米ドル) /各当事者

出典：Gift Sinchaya, Malajira Village, CBO Chairman-Zomba

3) 村の調停人 (Village mediators)

コミュニティレベルでは、村長をサポートする位置づけで、村の調停人が紛争解決の一部を担う。村の調停人は、村長から推薦を受け NGO やドナーが育成したコミュニティ内のボランティアである。彼らは、夫婦間、盗難、ローンなどの簡易な問題のみを取扱い、土地問題や魔術など判断が難しい事件は村長へ、GBV やレイプなどの事件は警察に照会される。また、調停により当事者が合意に達しない場合には、上記の伝統的な審判システムに持ち込まれることになる。逆に、軽微な紛争が村長や警察に持ち込まれた場合は、村の調停人に照会され紛争解決が試みられる場合もある。この調停は無償であり、村の調停人の役割は、当事者が自ら和解の結論を出すように導くことである。

4) 宗教リーダー

上述の村長が、すべての村民の紛争解決に対する権限を持っているのに対し、一般的に宗教リーダーはメンバーに対して権限を行使する。宗教リーダーが取り扱う紛争は、夫婦間の問題、養育費、宗教的規則の違反などが一般的である。紛争解決は無償であり、紛争解決方法としては、以下のとおり。

- キリスト教：教会での話し合いが行われ、和解出来ない場合は必要に応じて裁判所に照会される。裁判所は記録とさらなる措置のために紛争の結果を教会に提供する。
- イスラム教：モスクにて、宗教リーダーが当事者との対話を行い、コーランに基づき当事者間の理解と和解を促進する。提供するのはアドバイスとカウンセリングのみで、ペナルティ等は課さない。また、刑事事件の場合は関与せず、村長に照会する¹³⁵。

(4) チャンネルと照会システム

村の調停人に代表されるように、司法関連機関および CSO から研修を受けたコミュニティボランティアが、フォーマルとインフォーマル・ジャスティスを繋ぐ役割を果たしている。例えば、法律扶助局、汚職防止局、人権委員会、警察を含む機関が、コミュニティボランティアを活用し、コミュニティレ

¹³⁵ サリマ県におけるムスリム宗教リーダーへのヒアリングによる。

ベルの紛争課題に関する連絡や照会を受け対応に当たるといった仕組みが出来ている。また、同じボランティアを通じて、情報の普及や意識向上活動を行っている。以下は代表的なボランティアと役割である。

- 村の調停人：軽微な民事事件を処理し、村長に持ち込まれる事件数を低減する
- 地域警察：強盗などの事件を警察に報告し、警察が到着するまで拘留することができる
- コミュニティジャーナリスト：選挙関連の違法行為と暴力を警察と人権委員会に報告する
- コミュニティアクショングループ：地方自治体での不正行為を報告し、汚職防止局やオンブズマンに連絡する

6.4 法律実務家に関する基礎情報

6.4.1 法律実務家の数

マラウイ弁護士会（Malawi Law Society）に登録されている弁護士の総数は約 600 人であり、そのうち、男性が約 400 名、女性が約 200 名という比率である¹³⁶。裁判官の総数は、高等裁判所と最高裁判所で 46 人であり、男性と女性がそれぞれ 31 名と 15 名となっている¹³⁷。

6.4.2 資格

弁護士資格を得る必要条件是、マラウイ法律教育研究所（Malawi Legal Information Institute : MILE）に 1 年以上在籍し、マラウイ法律試験に合格することである。また、弁護士資格を得た後は、実務許可証を取得し、毎年更新する必要がある¹³⁸。

裁判官は、マラウイの憲法機関である司法サービス委員会の推薦に基づき、大統領によって任命される。必要な資格は、刑事・民事訴訟の管轄する裁判所の裁判官である、もしくは過去に経験がある、または、裁判所で弁護士または擁護者として 10 年以上経験があることと定められている（憲法 112 条）。

検察局（DPP）は、刑事手続及び証拠法などに基づき、犯罪を起訴する権限をマラウイ警察に委任している。副検査官ランク以上のすべての警察官は、下位裁判所における刑事事件の検察官に任命される。

労働局のスタッフの最低資格は、マラウイ学校教育証明書（Malawi School Certificate of Education : MSCE）の保有者であるが、雇用主と従業員間の紛争を解決するために必要な知識と専門知識が不足している¹³⁹。

パラリーガルは、ディプロマ保有者である必要がある。

NGO の場合、例えば CHREEA と WOLREC の法律相談サービスを提供する職員は、法律の学士号または卒業証書を有する。

¹³⁶ マラウイ弁護士会局長へのヒアリングによる。

¹³⁷ ブランタヤ高等裁判所の書記官へのヒアリングによる。

¹³⁸ The Legal Education and Legal Practitioners Act (LEPA) [Section 30(4)]

¹³⁹ ブランタヤ労働局へのヒアリングによる。

6.4.3 研修

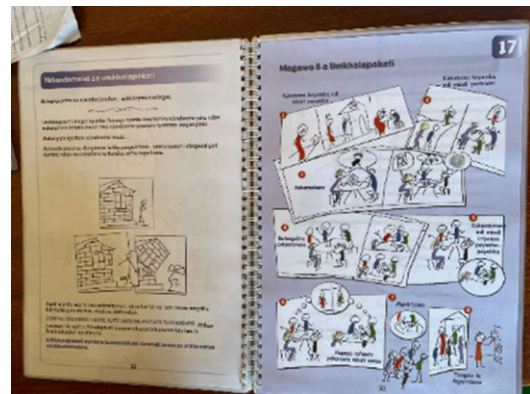
弁護士は、法律の様々な分野で、継続的な専門能力開発（Continuing Professional Development : CPD）トレーニングを受ける必要がある。CPD 毎に 1 単位が授与され、ライセンスを更新するためには、6 単位が必要である。

裁判官は、任命されると短い導入コースを受ける。財政的な制約もあり、研修の提供は散発的である。

警察官は、初期訓練を受け警察署に所属される。副検査官のランクに達すると、警察署の検察部門に配属される。配属後に法務研修を受け、合格者のみが検察官となる。研修内容は、刑法、道路交通法、金融犯罪や野生生物犯罪など。法務研修の期間は 2-3 ヶ月であるが、研修期間が不十分であり、また、指導者不足により、研修の一部がカバーされない場合もある点が指摘された¹⁴⁰。

コミュニティ警察システムが 1997 年に導入され、それ以来、コミュニティボランティアが、村および TA レベルで防犯オフィサー（Crime prevention officer）として訓練されている。警察署は、訓練を受けた地域のボランティアのメンバーを記録しているが、予算の制約とボランティアメンバーの頻繁な交代のため、継続的な訓練が必要である¹⁴¹。

村の調停人に対するトレーニングは、CSO である Paralegal Advisory Service Institute (PASI) 等により提供されている。村の調停人になるためには、特に教育バックグラウンドは要求されておらず、教育マニュアルやマニュアルも視覚的に理解できるものとなっている¹⁴²。研修は、初任者研修が 1-2 週間ほど行われ、2-3 か月の実践を経て、フォローアップ研修が 1、2 日ほど行われる。



村の調停人用のマニュアル

6.4.4 弁護士の紛争解決への関与

(1) 弁護士の紛争解決への関与

弁護士は、法的助言、調停、仲裁、法廷弁護などの様々なレベルで紛争解決に関与している。また、モバイルクリニックにも従事している他、国民の法律や権利に関する知識向上のため、LAB の行う意識向上キャンペーンにも関与している。

(2) 報酬体系

弁護士の報酬は、法学教育、法律実務家の観点から請求可能な最小額のルールが設定されている。それ以外は、特に規制されておらず、弁護士とクライアントの合意により決定される。金額は、固定の一括払いまたは時給のいずれかとなっている。

¹⁴⁰ 南部地域警察署へのヒアリングによる。

¹⁴¹ 警察サービス本部被害者サポートユニット（VSU）へのヒアリングによる。

¹⁴² PASI へのヒアリングによる。

(3) プロボノ

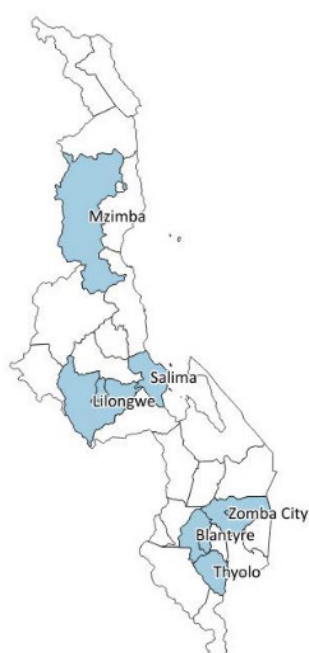
弁護士は、法律教育及び法律実務家法（Legal Education and Legal Practitioners Act）に定められているとおり、実務ライセンスを更新するための要件として、1年以内に少なくとも24時間のプロボノを行う義務がある。LABは、マラウイ弁護士会（MLS）及び裁判所と調整する必要があるが、2020年は約600名の登録弁護士のうちLABを通じてプロボノを行ったのは130名に留まる¹⁴³。LABはスクリーニングプロセスを経て受益者を決定するが、弁護士が行うプロボノはスクリーニングを経ない場合も多い。そのため、現在LABとMLSの間でプロボノに関する調整・連携フレームワークを協議中である。

6.5 司法アクセスにかかるニーズ

6.5.1 典型的な紛争とその解決方法

(1) 典型的な紛争

マラウイは北部、中部、南部の3つの州（Region）から成り、28の県（District）に分かれている。本調査では、首都リロングウェと第2の都市ブランタヤの都市2カ所、地方部は、チョロ、ゾンバ、サリマ、ムジンバの4カ所を対象に調査を実施した。



出典：JICA 調査団

図 6.2 マラウイの調査対象地

表 6-2 マラウイの調査対象地の概要

区分	都市名	概要
都市	リロングウェ Lilongwe	国土のほぼ中央に位置するマラウイの首都。行政機能を果たす。県の人口約260万人。
	ブランタヤ Blantyre	南部に位置するマラウイの第二の都市。最大の商業都市。最高裁判所がある。県の人口約125万人。
地方	チョロ Thyolo	南部州の都市でマラウイの4大民族の1つロムウェ族が居住。大部分が紅茶プランテーションに占められている。
	ゾンバ Zomba	南部州の都市で、国民の2割程度のイスラム教徒（ヤオ族）が多い地域。県の人口約75万人。
	サリマ Salima	中部州の都市で、湖に面しており投資家から注目を集める。チェワ族（ナイジェリア、カメルーン、DRC）が大半を占める。キリスト、ムスリム、他の宗教も混在。県の人口約48万人。
	ムジンバ Mzimba	北部州の都市で、南アフリカからのンゴニ族系、トゥンプカ族が多く、トゥンプカ語が用いられている。父系結婚制度。県の人口約94万人。

出典：Population and Housing Census 2018

都市における法律課題は、労働・雇用関係、土地紛争、財産相続の問題が多い。一方で、村レベルでの典型的な紛争課題は、土地、夫婦間の問題、地位争い、GBV、窃盗などの問題が多い。特にチョロ県の大部分が大規模農園で占められており、農園主と村民との土地紛争が多くみられる。また、土地

¹⁴³ 法律扶助局（LAB）及びマラウイ弁護士会（MSL）へのヒアリングによる。

所有権や相続問題などは、女家長制の社会制度により多少地域の特徴はあるものの、紛争課題は類似している。インフォーマル・ジャスティスにおける紛争解決方法は、6.3.2に記載のとおり、調停による和解が基本となっている。

表 6-3 主な紛争課題

都市	地方
<ul style="list-style-type: none"> ● 首長の問題（継承法の知識不足） ● 土地の紛争（人口増加、女家長制） ● 雇用の問題 ● 故人の財産の紛争 ● GBV ● 選挙の紛争 	<ul style="list-style-type: none"> ● 土地の紛争（人口増加、女家長制、投資家） ● 結婚紛争の解決 ● 財産紛争 ● 単純な盗難（作物や家畜） ● 魔術（高齢者） ● チーフ争い ● GBV

出典：調査団ヒアリング

(2) 脆弱層の課題

マラウイでは、脆弱層の特定の定義はないが、一般的には、子供、女性、高齢者、障害者、白皮症（アルビノ）などが含まれる。一般的な紛争課題は、GBV、児童婚、故人の財産、財産の取得、暴力や障害者に対する差別などが挙げられる。伝統的なシステムでの紛争解決を求める場合が多いが、特に子供・女性の問題は、NGOが支援に介入することも多い。その他の脆弱層は、村長等の権力者からの報復を恐れて問題を持ち込むことさえしないというような課題も確認された¹⁴⁴。

それぞれの脆弱層グループが抱える課題は以下のとおり。

- 子供：特に児童婚が社会的な問題であるが、当事者からの相談が困難である。
- 女性：GBVなどは、夫への経済的な依存、加害者が村長に賄賂を渡し判断に影響を与えるなどの問題により、当事者が警察に届け出をしないこともある。
- 高齢者：魔術の原因とみなされ、暴力などの被害を受けやすい。
- 障害者：親族や親戚を通じた相談が必要となるが、支援も受けられない場合も多い。
- 白皮症：宗教儀式の犠牲者となる場合が多い。

また、言語の課題として、フォーマル・ジャスティスの裁判所では英語が使用されており、当事者が英語を話さない場合は通訳が充てられるが、その通訳者が必ずしも法律専門家とは限らないため、法廷で不利になることがある。

(3) 脆弱者の支援の取り組み

司法アクセスの向上に向けた取り組みとして、脆弱層や被害者サポートのための仕組みも設けられている。

1) 警察サービス被害者サポートユニット

これまでの加害者中心の取り組みから被害者への支援も必要であるという観点から、2010年から刑事および民事事件の被害者、特に女性と子供を支援するために被害者サポートユニット（Victims Service

¹⁴⁴ 調査対象地における村民へのヒアリングによる。

Unit : VSU) が設立された。各県に最低 1 名の VSU 担当者が配置され、現在 41 の警察署に VSU が設置されている。VSU が提供するサービスには、カウンセリング、応急処置、アドバイス、社会福祉部門、病院、裁判所などの他の機関への照会が含まれる。

警察へのインタビューによると、2020 年の 6 か月間に報告された GBV 事件は 8,674 件であり、2021 年の同時期には 9,321 件に増加した。また、COVID-19 による学校の閉鎖の影響で、児童婚や未成年者の妊娠の件数も増加したとの統計を確認しているとのことである。

2) ワンストップセンター (OSC)

2009 年からジェンダー省と保健省のイニシアティブにより、GBV の被害者を支援するため、各県のディストリクト病院にワンストップセンター (OSC) が設置されている。UNICEF の支援を受け病院内にオフィスが設置され、児童保護関係者、社会福祉関係者、医者、看護師、カウンセラーが駐在している。政府からはスタッフの給与が支給されている。OSC が提供するサービスには、医療、カウンセリング、意識向上キャンペーン、および家庭と裁判所の両方での事件のフォローアップが含まれる。治療が必要ない場合でも、直接訪問してカウンセリングを受けることも可能である。

場合によっては、OSC のスタッフが、被害者が法廷に出廷する支援することもあり、法律扶助を行う CSO が支援を行い、教職員や警察員を起訴したケースもあるなど、OSC が被害者の司法アクセス向上に繋げる役割も果たしている。

6.5.2 市民の行政や司法に関する意識

本調査でのヒアリングによると、フォーマル・ジャスティスに対しては、法律根拠があるため司法の決定を信頼できるという意見があった半面、プロセスに時間を要すること、裁判所は所詮裕福な人が利用するものであるというイメージから利用はしないという意見もあった。地方では特に、物理的な距離からアクセスが出来ない、弁護士の移動費も負担する必要があるなどの課題も多く挙げられた。

インフォーマル・ジャスティスについては、村長の腐敗や政治的干渉、バイアスがかかる、執行力がない等の理由により信頼度は低いという発言が多かった。しかし、その他の手段がないため、住民の多くはインフォーマル・ジャスティスに頼っている状況である。

6.6 司法アクセスに関する国家の制度及び政策

6.6.1 司法アクセスにかかる施策

(1) 国家政策

司法組織の戦略計画 2019-2024 年 (Malawi Judiciary Strategic Plan : MJSP) では、①サービス提供の強化、②必要な資金・人材の確保と管理、③司法に対する国民の信頼向上、④司法の組織体制及び能力強化が掲げられている。ICT 活用の観点では、2011-2017 年計画では、e-case management の導入に主眼が置かれていたのに対し、2019-2024 年計画では、サービス提供の効率化に重点が置かれている。

法務・憲法省の戦略計画は、現在、見直し中である。セクター別の関連政策としては、民主的ガバナンス部門政策及び国家検察政策などが存在するが、いずれも見直しが必要な状況である。

(2) 法律扶助法

2015年法律扶助法（Legal Aid Act : LAA）は、司法へのアクセス手段が不十分な人々に対して、民事及び刑事問題の法的援助を促進することを規定している。法律援助の定義は、法律相談、弁護士代理、法律に関する教育及び情報の提供を含む。法律相談とは、助言を求めた人に対して制定法及び慣習法を適用し、口頭及び書面による助言を提供することを意味する。また、弁護士代理とは、法廷での弁護や当事者が訴訟手続きを行う際に必要な支援を指す。

(3) 法学教育及び法律実務家法

法学教育及び法律実務家法（Legal Education and Legal Practitioners Act : LEPA）は、法律実務家が実務を行う際の基準を定めている。LEPAには、実務ライセンスを取得するための前提条件としてプロボノ活動が明記されている。また、法律扶助局とマラウイ弁護士会が連携し、すべての弁護士にプロボノ活動を割り当てなければならないと規定している。

弁護士がプロボノに従事出来ない場合は、正当な理由に加え、他の法律実務家を雇えるように金額補填を行う必要がある。支払わない場合は、懲戒処分の対象となるが、公共サービス機関に雇用されている弁護士は、すでに地域社会に奉仕していると見なされているため、免除される。

6.6.2 司法アクセスに関する所管・組織

司法アクセスの担当部署は、法律扶助局（LAB）であり、LABが法律扶助サービスを提供している。その他、腐敗防止局（Anti-Corruption Bureau : ACB）、人権委員会（Malawi Human Rights Commission : MHRC）、法務委員会（Law Commission）、オンブズマンなどが挙げられる。管轄業務の役割分担は基本的には、以下のとおりであるが、各機関間で担当案件が照会される場合もある。

- LAB：法廷に持ち込まれるべき事件
- MHRC：人権侵害に関わる問題
- ACB：汚職問題¹⁴⁵
- オンブズマン：証拠がなく法廷に持ち込めない案件

6.6.3 法律扶助の概要

(1) 法律扶助の概要

刑事分野では、逮捕され拘留されている、または、犯罪捜査の対象になっている個人に対して、法的助言、保釈申請、法廷での弁護士代理などの支援が提供される。また、結婚問題や土地紛争などの民事問題では、法律情報の提供、法的手続き、法律適用に関する法的助言、法的弁護が含まれる。

LABは、EUの支援により、一部の警察署にトールフリー番号を導入している。これはパイロット段階であるが、逮捕された者と被疑者が、早い段階で法律援助を受ける権利について通知を受けることを目的としている。トールフリー番号の対応者は資格を有するパラリーガルであり、基本的な法的アドバイスを提供している。

¹⁴⁵ Corrupt Practices Act 1995では、「汚職行為とは、公務員、役人、その他の者の職務行為上の行動に影響を与えるために、何かの利益を供与、受領、取得または勧誘することを言い、利益斡旋及び利益の強要を含む」と定義されている。

(2) 法律扶助の予算

司法分野の予算は、国家予算の0.8%程度であり、必要予算の3%に達していない¹⁴⁶。法務・憲法省の2020/2021会計年度の予算のうち、司法アクセス分野の政策執行予算は7,656万MWK（約9.6万米ドル）、LABの年間予算は6.9億MWK（約87.5万米ドル）である。LABに対する予算は、前会計年度の3分の1に削減し、資金不足は深刻な課題である。

(3) 法律相談の提供状況と担い手・利用者層

1) 法律扶助局（LAB）

LABは、主要4都市（リロングウェ、ブランタイヤ、ムズズ、ゾンバ）に事務所を構えている。現時点で13県に地方事務所を設立しており、将来的には全県に設置することを目指している。

2015年から現在までLABに提出された訴訟件数は、全国レベルで約20,200件にのぼり、これまでに15,142件が処理された。啓発活動により、ここ2-3年（2019-2021年）の間で案件が増加している。法律扶助の件数とサービス分類はデータ化されていないため推定であるが、法律扶助は、おおよそ70%が弁護代理、30%が法律助言や支援である。また、年間の申請数と処理数の統計的な把握が難しいが、例えば、ブランタイヤのLAB地方事務所を受領した申請3,000件のうち、処理数はほぼ半分程度に留まる¹⁴⁷。LABは、資格を有する弁護士25名、パラリーガル88名しか抱えておらず、人口1,800万人に対して圧倒的に人材が不足している状況である。

また、利用者については、刑事事件の対象者は約90%が男性で、そのうち約10%が未成年の事件である。民事訴訟の場合、対象者の約80%は女性であり、婚姻問題と故人の財産紛争が多い。男性の場合は、土地関連、婚姻や契約の問題が多い。また、法律扶助の提供は、刑事事件が多い¹⁴⁸。

2) パラリーガル

パラリーガルの業務範囲は、法的助言と支援の提供に限定されているが、被告人の基本的権利がフォーマル・ジャスティスで十分に保護されていない場合は非常に重要な役割を果たす。例えば、サリマ地区のマウラ刑務所では、1,200人の収容施設に2,800人収容されている（200%以上の収容率）。そのうち1,000人が判決を待っている勾留者である。共通の問題として、プロセスが遅いのに加え、保釈が認められても親戚と連絡が取れず刑務所に拘留されている者も多い。

現在、ドナー支援により、パラリーガルが一部の警察署、裁判所、刑務所に配置され、法律援助、法律助言を行っている。パラリーガルは保釈申請や有罪判決を受けた後の上訴の申請は出来るため、これらの基本的な支援は、フォーマル・ジャスティス制度の機能を改善する上で必要とされている。

また、弁護士の不足を補うためにパラリーガルの業務範囲を治安判事裁判所まで広げる議論が出ているが、司法関連組織の中で、その範囲とサービスの質に関しては賛否両論があるようである。

¹⁴⁶ Malawi Judiciary Strategic Plan 2018-2022年

¹⁴⁷ ブランタイヤの法律扶助事務所からのヒアリングによる。

¹⁴⁸ 法律扶助局のDirectorからのヒアリングによる。

3) 村の調停人

上述のとおり、ドナーや CSO に指導を受けた村の調停人が、簡易な紛争を調停する役割を担っており、現在、全国で 3,000 名程度が活動している¹⁴⁹。村の調停人への相談は無償であることに加え、村長や警察へ相談する場合と異なり、事件内容が公開されないため、プライバシーを保護することが出来る。それにより、コミュニティメンバーからアプローチしやすい存在となっているようである。

村の調停人の数はまだ少なく、現在 28 県のうち 11 県で育成支援がなされている状況である。PASI へのインタビューによると、村の調停人になることに関心を持つコミュニティボランティアは多いため、研修費用を確保出来れば調停人の数を増やすことは可能とのことである。

4) NGO

マラウイでは、複数の NGO が司法サービスを提供している。一般的な紛争には、盗難、夫婦間の問題、DV、GBV、児童の性的虐待、魔術の問題などが含まれる。民事事件は村長、刑事事件は警察や裁判所での紛争解決を支援する立場で活動している場合が多い。また、性的虐待や家庭内暴力の犠牲者に対するカウンセリングや法律支援を提供する NGO もある。代表的な NGO は、以下のとおり。

- Paralegal Advisory Service Institute (PASI) : パラリーガル育成とパラリーガルを通じた法律扶助を行う NGO。特に警察、裁判所、刑務所レベルと、コミュニティレベルでの村の調停人による紛争解決モデルを普及している。また、地域レベルのプラットフォームである African Center of Excellence for Access to Justice (ACE-AJ) を通じて他国への同モデルの展開も行っている。
- Women Legal Resources Center (WOLREC) : 女性・少女への支援を中心とする NGO。フォーマル・ジャスティスでは裁判所での弁護、インフォーマル・ジャスティスでは村の調停人や村長と連携もしている。
- Catholic Commission for Justice and Peace (CCJP) : カトリック教会系 NGO。人権関連の紛争解決や情報共有のため、地方委員会の設置、コミュニティの代表育成を行う。法改定に関するアドボカシーにも積極的に関与している。
- Center for Human Rights Advice and Assistance (CHREAA) : 脆弱層（拘留者、女性、子供）に対する市民教育、法律助言、法律扶助を通じて人権保護を促進する NGO。ワンストップセンター（OSC）との連携により GBV 関連の被害者の法律扶助サービスも提供している。

(4) 司法アクセスの質の向上のための施策

1) モニタリングの欠如

ヒアリングによると、フォーマル、インフォーマル・ジャスティスともに、法的サービスの質は低いという見解が示された。フォーマル・ジャスティスでは、司法組織の戦略計画に従い、計画・政策サービス局が提供サービスの質の評価と監視を義務付けられているが、現時点ではまだ機能・運営されていない。また、インフォーマル・ジャスティスでは、モニタリングシステムはないが、問題が再発した場合に、DC が TA に対してその理由について確認するような場合もある。

¹⁴⁹ パラリーガルアドバイザーサービス機関 (PASI) からのヒアリングによる。

2) 地域ネットワークの動き

2017年にマラウイのNGO (PASI) がチェアとなる African Center of Excellence for Access to Justice (ACE-AJ)¹⁵⁰ というパラリーガルを促進する地域レベルのNGO ネットワークが設立された。アフリカ地域におけるコミュニティパラリーガルに関する情報ハブになることを目指しており、これまでワークショップ、スタディーツアーやインターンシップ、トレーニングマテリアルの共有などを行っている。

現在、アフリカ諸国の英語圏 12 カ国¹⁵¹ (ケニア、タンザニア、ルワンダ、マラウイ、ザンビアを含む) のNGO がメンバーとなっており、今後、西アフリカの仏語圏にも広げることが計画されており、コートジボワール、セネガル、ブルンジにおいてインフォーマル・ジャスティスの現状にかかる調査が行われた。今後、他国ベストプラクティスの E-library 化やオンラインネットワークの構築を行っていきたいとの方向性が示された¹⁵²。

6.6.4 コールセンターの存否

(1) 法務・憲法省

法務・憲法省にコールセンターは設置されていない。

(2) 法務・憲法省外

法律扶助局 (LAB) が、ドナーの支援を受け、2021年7月からトールフリー番号“675”のサービスを開始し、8つの警察署に電話を導入している。警察署では、拘束された個人がいずれも最低5分間はトールフリー番号“675”のサービスを利用することが出来るように運用している。LAB側の体制は、電話回線が1本のみでパラリーガルが1名で対応している。現在は、“675”の番号は一般公開しておらず、当面のターゲットは警察署と刑務所のみとの接続が想定されており、LABの体制や運営方法が確立できれば、一般市民からのアクセスも検討するようである¹⁵³。

汚職防止局 (ACB) もドナー支援により2008年にトールフリー番号“113”を導入したが、支援の終了とともに1年間でサービスが終了した。2021年7月に新たにドナー支援が得られることになり再導入が図られている。2つの通信会社 (TNM・Airtel) と契約し、一般市民から汚職問題の通報や連絡を受け付けている。また、彼らが各県で組織したコミュニティボランティアを活用しトールフリーに関する広報を始めている。トールフリーの受信は、ACBの調査官が行い、簡単な問合せであればその場で助言を行い、ACB管轄の問題は機関内で取り扱いの有無を判断し、管轄外であれば他機関に照会する。

LAB、ACBともに、トールフリーサービスの持続性について財政的な課題は残るが、マラウイ通信規制当局 (Malawi Communications and Regulatory Authority : MACRA) に対して通信費を無償にもらえるよう交渉中とのことである¹⁵⁴。

¹⁵⁰ <https://accesstojustice.africa/>

¹⁵¹ 現時点でのメンバー国 (南: マラウイ、ザンビア、南アフリカ、モザンビーク、シエラレオネ、東: ケニア、タンザニア、ルワンダ、ウガンダ、西: ガーナ、ナイジェリア、シエラレオネ)、今後の展開予定国 (西: コートジボワール、セネガル、ブルンジ)

¹⁵² ACE-AJ の Chairman (PASI の Director) からのヒアリングによる。

¹⁵³ 法律扶助局 (LAB) の Director からのヒアリングによる。

¹⁵⁴ 汚職防止局 (ACB) からのヒアリングによる。



LAB オフィスの一角にトールフリー受信電話を設置



ACB 内のトールフリーの受信電話

また、いくつかの NGO がトールフリー番号を通じた支援を行っている。例えば、CHREAA は、関連分野の学位を持つ担当者が電話相談を提供している。WOLREC も過去にドナーの支援を受けて、GBV の通報を受けるトールフリー番号を導入した実績はあるが、プロジェクト終了後に運営費が捻出できずサービスを終了した。

(3) コールセンター設備費

実際にコールセンターを運営している機関へのヒアリングは出来ていないため、コールセンターの設置及び運営に係る費用の単価を以下に示す。

表 6-4 設置費・運営費

設置費の項目		単位	金額 (MWK)
機材レンタル (月額)	コンピューター	式	25,000
	ヘッドフォン	式	12,000
	電話機	式	6,000
人件費	エージェント料金	人/月	250,000
	コールセンタートレーニング	人/モジュール	70,000
	レコーディング費用	250ワード/ページ	90,000
運営費の項目		単位	金額 (MWK)
サービス	ネットボイス通話サービス	分	40
	オフネットボイス通話サービス	分	60
	固定回線レンタル (サポート・メンテナンス料金を含む)	エージェント/月	15,000

出典：Telecommunication Networks Malawi (TNM), Blantyre Head Office

6.7 司法アクセスを支えるインフラ及び広報ツール

6.7.1 通信

マラウイ通信規制当局 (MACRA) によると、全国のテレビ普及率は 11.6%であり、都市部と農村部の普及率はそれぞれ 44.3%と 5.4%と大きな差がある。ラジオ普及率の方が高く、都市部で 60.8%、農村部で 32.8%である。また、利用率で見ると、全国のテレビ使用率 23.7%と比較すると、ラジオの使用率は 71.2%と極めて高く、また都市部と農村部の差はそれぞれ 81.2%と 62.9%と小さい。

インターネット普及率は、2019年で人口の13.8%である¹⁵⁵。電子ファイリングシステムを導入している裁判所でのヒアリングによると、通信速度が遅いことが課題として指摘された。

6.7.2 教育制度

(1) 初等・中等教育

初等教育では、小学校5年生の社会科のカリキュラムから、憲法や環境管理法、人権と自由、三権分立などについて学ぶ。

中等教育では、人権侵害、労働法、紛争解決の仕組み（全国レベルと地方レベル）、社会正義などについて学ぶ。調停、交渉、仲裁などの紛争解決の方法についても社会開発学の本で説明されている。

(2) 法学教育

国が認定した唯一の高等教育機関マラウイ大学チャンセラーカレッジのカリキュラムを概観する。

1) 学部課程

法学部には基礎法学科と実務法学科の2学科があり、学部課程に入学する学生は、ロースクールの1年から3年までの基礎的な法律コースを履修する。3年目は、必須科目と選択科目により構成されている。また、最終学年では、実践的な科目を中心にカリキュラムが組まれている。大学でのモバイルクリニックなどは行われていない。

表 6-5 法学部のカリキュラムの概要

1年目	2年目	3年目	4年目
必須科目 ● 憲法 ● 行政法 ● 刑法 ● 不法行為の法則 ● 臨床法学教育 ● ジェンダーと法律	必須科目 ● 公平性と信頼の法則 ● 土地法 ● 契約法 ● 法学 ● 公的国際法	必須科目 ● 慣習法 ● 商法 ● ビジネス組織法 ● 法律研究 選択科目 ● 環境法 ● 家族法 ● 知的財産法 ● 天然資源法 ● 人権の法律 ● 労働法	必須科目 ● 民事訴訟法 ● 刑事訴訟 ● 証拠の法律 ● 会計 ● 学位論文 ● 臨床法学教育 ● 起草 ● 歳入法

出典：マラウイ大学

2) 修士課程

マラウイ大学で提供されている大学院プログラムは、商法の修士号のみである。カリキュラムは、銀行法、企業金融法、法人税法などの必須科目と、コーポレートガバナンスの理論と実践、国際比較的財産法、倒産法などの選択科目から成る。

¹⁵⁵ Statista, Malawi: internet penetration 2000-2019

(3) 研修機関

スタッフ開発機関（Staff Development Institute）は、政府の研修機関で、官民セクターの職員に対して多様な分野における研修コースを提供している。司法分野では、パラリーガルや弁護士の育成コースが設けられている。受講者は、裁判所の職員や NGO など司法関係機関の従事者が多く、今後、夜間や週末に受講できるようにオンラインコースを導入する予定である。また、調停人の育成は重要な事項であると認識しているため、ニーズが確認できれば、追加コースを検討する可能性もあるとの見解が示された。

表 6-6 研修コースの概要

コース名	受講資格	期間
パラリーガル育成コース	MSEC 4 単位	16 週間
法律の証明書コース (Certificate in Law)	MSEC 4 単位	1 年間
法律のディプロマコース (Diploma in Law)	マラウイ大学 6 単位	6 年間

出典：スタッフ開発機関からのヒアリングによる

(3) 成人教育

公聴会、法規の公布または改正のための説明会は行われている。この種の公聴会に人々を招待する通知は、新聞に掲載され、国営テレビや、国営ラジオとコミュニティ ラジオの両方で放送される。ただし、公聴会への参加は、多くの場合、特定の法律に関心のある都市部の人々に限定されている。

(4) 啓発活動

法務・憲法省は、意識向上キャンペーンに直接的には関与していない。ただ、前述のとおり、法律が制定される前に公聴会が行われ、制定された法律の性質に応じて、啓発キャンペーンを実施する場合もある。

司法関係機関は、それぞれ法律や権利に関する啓発活動、法律扶助や問い合わせ窓口の紹介などの情報提供を行っている。主な活動や手法は以下のとおり。

- 法律扶助局（LAB）は、ドナーの支援を受け、法律や法律扶助について、全国及びコミュニティラジオ、テレビ番組などを利用して啓発活動を行っている。また、ドキュメンタリー番組、音楽や演劇などを活用してメッセージを伝えるような工夫もされている。遠隔地でのモバイルクリニックの実施、Facebook、Twitter、Instagram 等のソーシャルメディアを通じた情報提供を行っている。
- マラウイ弁護士会は、登録弁護士を動員したモバイルクリニックを通じて、都市部や農村部の人々を訪問し、法律や人権に関する啓発活動を行っている。
- オンブズマンは、四半期に一度は特定の地域を対象としてモバイルクリニックを行い、その場で問題解決を図るとともに、公開討論、パネルディスカッションを実施し、市民の権利や権利の侵害についての啓発活動を行っている。また、情報提供の手段として Twitter や facebook 等も活用している。

- 汚職防止局（ACB）は、テレビやラジオ番組を通じて、裁判官や警察官を含む政府組織の不正などについての情報共有を行うとともに、啓発月を設け一般市民の汚職防止に対する意識向上に向けた活動を行っている。また、CLOUB と呼ばれる 20-30 人グループを県毎に形成し、彼らを通じてコミュニティに情報提供し、またコミュニティから ACB に通報される仕組みを作っている。

これらの組織は、市民教育を目的とした National Initiative for Civic Education（NICE）の組織するコミュニティボランティア（各村に 10 人程度活動）と MOU を締結し、彼らを通じた情報提供や啓発活動を行っている。

6.7.3 広報ツール

(1) ホームページ

法務・憲法省の HP には、同省の主要職員への連絡方法に関する連絡先情報が掲載されている。また、プレスリリースと最新ニュースに関するセクションがあり、国民に最新情報を提供している。

(2) ソーシャルメディア

他の司法関係機関（LAB、ACB、HRC 等）も同様に HP を整備し、関連情報の共有や市民からのアクセス窓口として Facebook や Twitter を活用している。NGO の中には、SMS やモバイルアプリケーションをコミュニケーションツールとして利用しているところもある。例えば、CHREEA は、SMS システムを運営し、相談者からの SMS に対して法的助言を提供している。

(3) 従来メディア

上記同様、NGO やドナーの支援を受けて、インターネットアクセスのない地域の情報源であるテレビやラジオ番組を使用して、法学教育や司法制度に関する情報が広められている。

6.8 司法制度における ICT の導入

6.8.1 ICT 導入についての政策

司法組織の戦略計画 2019-2024 年には、4 つの目標が設定されており、そのうちの 1 つにサービス提供の強化が挙げられている。このなかで、ケース管理の改善と ICT 利用率の向上が掲げられている。

また、裁判所（高等裁判所）（民事訴訟）規則（2017 年）では、主に裁判所プロセスの電子化、及び、FAX の利用を許可し電子メールを使用した文書の送達が規定されている。これらにより、ICT を活用した効率的な文書管理の促進が期待されている。

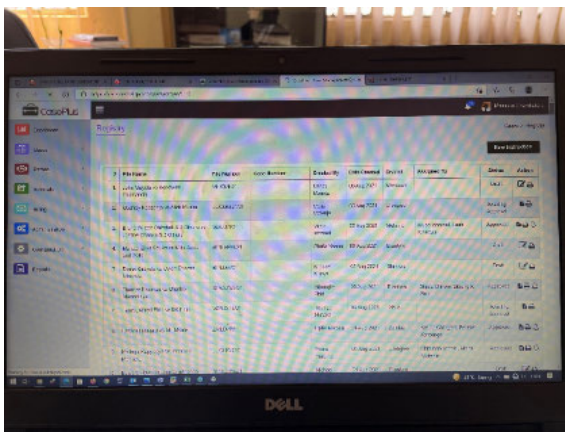
6.8.2 ICT 導入の状況

(1) e-filing、e-management

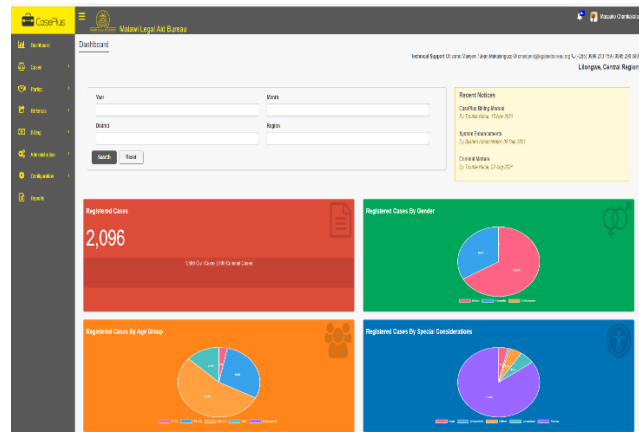
EU の支援を受け、司法組織と法務・憲法省に訴訟記録のオンライン管理システム（e-case management system）が導入された。このシステムは最高裁判所と 5 カ所の高等裁判所に設置され、法務・憲法省の検察局（DPP）とも連携している。課題として、ネットワークが遅いため申請に時間がかかることが指摘された。現在、システムのレビューが行われており、既存のサービスプロバイダーからファイ

バーネットワークに変更する提案が行われたようである。また、スタッフの技術不足が利用率の低さに繋がっているとの指摘もあり、ユーザーとなる裁判官、IT 担当者、弁護士などのへのトレーニングの重要性が強調された。今後は同システムを他の県にも拡張するための機材調達が必要となる。さらに、将来的には、一般市民からも事件の進捗が確認できるようにパブリックポータル機能も付けることも検討されている。

法律扶助局（LAB）は、2020年12月から独自予算で e-case management system の開発をはじめ、システム開発業者と協議しながら、使いやすいシンプルなシステムを構築している。2021年8月から案件登録を開始し、効率的な案件把握、進捗管理や他機関への照会案件の整理などを進める方針である。また、同システムで統計処理を行い、地域別、事件の種類、受益者の性別等がダッシュボードで確認できるようになっている。追加予算が必要なため未定ではあるが、将来的には、事件を申請した当事者が、事件の進捗をフォローするような機能を加えることも考えており、SMS（USSD）で自動回答が出来るようなシステムを検討している。



LAB が開発した事件管理システム



事件管理システムによる統計処理

(2) e-court

e-court システムについては、最高裁判所と高等裁判所の4カ所には、PC 機材と Zoom が導入されている。ただし、地方裁判所の8カ所はインターネットが整備されているが、それ以外の裁判所ではネットワークに接続されていない。また、e-case management の課題同様、PC 等の設備が足りないこと、インターネット速度が遅いことも問題である。今後、資金不足による運営費の確保が課題となる可能性が高いため、Zoom ライセンスの更新のための資金的支援が必要となる。さらに、ユーザーの IT トレーニングについては、マラウイ弁護士会と連携するのがよいとの提案がなされた。なお、刑事手続きでは、公開トライアルとなり被告のプライバシーの問題が発生するため、刑事手続法の改正も必要になってくることが指摘された。

6.9 ドナー分析

司法アクセス分野の主要ドナーは、EU、UNDP、DFIDである。ドナーコーディネーションは定期的で開催され、各ドナー及びCSOsを含む関係者の活動内容についての情報共有を通じて、支援の重複がないかなどの確認がなされている。

(1) EU・UNDP

- プロジェクト名： The Chilungamo (“Justice”) project ①Justice and Accountability Programme
- 期間：2017-2022年
- 予算：1,200万ユーロ
- ドナー：EU
- 実施機関：UNDP
- 活動内容：

刑事司法に特化し、刑務所の過密状態を低減し、被害者と加害者の司法アクセスを向上させるために、関係機関のアカウントビリティ及びサービスの質の向上を目指すもの。7機関（司法省、裁判所、法律扶助局、オンブズマン、警察署、刑務所、マラウイ人権機関）を対象としている。

各機関への支援内容は、司法省・裁判所のケース管理システム支援、警察官と検察官へのトレーニング、警察署被害者サポートユニット（VSU）及び治安判事裁判所のリハビリ、オンブズマンのモバイルコート支援、裁判所のレポートング支援、法律扶助局の啓発活動のためのマテリアル支援、殺人事件モバイル裁判の支援（宿泊費、燃料や車両の提供）などを含む。
- プロジェクト名： The Chilungamo (“Justice”) project ②Access to Justice through Village Mediation and Paralegal Services
- 期間：2018-2022年
- 予算：500万米ドル（EUが530万ユーロ、UNDPが80万米ドル）
- ドナー：EU、UNDP
- 実施機関：UNDP、PASI
- 活動内容：

村レベルの調停メカニズムの強化及び警察署、裁判所、刑務所でのパラリーガルサービスの提供を通じて、軽微な刑事事件を早期に解決し、司法アクセス向上を目指すもの。対象地域は、7地域（中部州リロングウェ、サリマ、ムチンジ、南部州ブランタイヤ、マンゴチ、ゾンバ、北部州ムジンバ）。

22県の警察所、刑務所、治安判事裁判所にパラリーガルを配置し、法律情報や助言、保釈手続きなどの支援を行っている。また、約600名の村の調停人を育成しており、プロジェクト期間中に1,200名まで増やすことを目標としている。能力強化の対象者には、村の調停人、パラリーガルに加え、治安判事、警察官、刑務官、社会福祉職員も含まれ、各職種に対する理解向上にも働きかけている。
- プロジェクト名： Malawi Spotlight Country Programme (Spotlight)
- 期間：2018–2023年（第1フェーズ2018–2021、第2フェーズ2021–2023）
- 予算：第1フェーズ2,000万ユーロ
- ドナー：EU、UN
- 実施機関：UNDP、UNFPA、UNICEF、UN Women
- 活動内容：

SGBV に特化したプログラムで、プログラムの内容は、①法律・政策、②制度、③予防と社会規範、④サービス、⑤データ化、⑥女性の権利運動の 6 つの柱で構成されている。支援対象国は、マラウイを含むアフリカ 8 カ国（マラウイ、ニジェール、リベリア、マリ、モザンビーク、ナイジェリア、ウガンダ、ジンバブエ）を含む世界 13 カ国。マラウイでは、6 地域を対象（北部州ムジンバ、ンカタベイ、中部州ドーワ、ンチシ（Ntchisi）、南部州マチンガ、ンサンジェ（Nsanje））。

特に、SGBV のサービス提供者のキャパビルやリファレンスシステムの強化、VSU の強化による暴力被害者の支援に重点が置かれている。また、GBV が報告されない要因として、経済的依存の問題があるため、女性の SME や起業家支援による女性の自立化に対する支援も行われている。UNICEF、UN Women 等にそれぞれ予算が割り当てられ、各機関が CSO を特定し、彼らの活動を支援するアプローチとしている。

(2) DFID

- プロジェクト名：Access to Justice for Vulnerable Groups Programme (JVG)
- 期間：2011-2016 年
- 予算：1,500 万ユーロ
- ドナー：DFID
- 実施機関：UNDP、UNICEF や NGO 等
- 活動内容：
当該プロジェクトでは、SGBV に焦点を置き、既存のインフォーマルとフォーマル・ジャスティスの強化を目的として、コミュニティ警察、VSU、治安判事裁判所へのトレーニングなどが行われた。
- プロジェクト名：Malawi VAWG Prevention & Response Programme (Tithetse Nkhanza)
- 期間：2019-2024 年
- 予算：2,000 万ユーロ（5 年間）
- ドナー：DFID
- 実施機関：UNDP、UNICEF や NGO 等
- 活動内容：
上記の JVG の継続プロジェクトとして実施されている。フェーズ 1 は、中部州リロングウェ、北部州カロンガ、南部州マンゴチで実施中であるが、フェーズ 1 の終了年次にあたる 2022 年で終了する方向である。

6.10 司法アクセスに関してマラウイ国が抱える課題

司法アクセスの制度の課題としては、汚職問題、予算・人材不足、プロセスの遅延、地域格差、執行力の欠如、ジェンダー、持続性の課題などが挙げられる。

- 汚職問題
特に土地に関する紛争においては、政治的干渉や権力者の影響が判決を左右するという課題が指摘された。

- プロセスの遅延
フォーマル・ジャスティスにおける裁判所での判決の慢性的な遅延や訴訟の延期が問題である。結果的に当事者が訴訟を放棄することも多く、フォーマル・ジャスティスへの信頼にも影響を及ぼしている。
- 予算・人材不足
人口 1,900 万人に対して弁護士は 600人程度と弁護士の比率が低く、各弁護士は毎年300件以上の事件を担当しているため、質の高いサービス提供が出来ない。また、LABの予算が十分でなく、ニーズに対して弁護士が圧倒的に少ないため、パラリーガルの活用が期待が寄せられている。
- 地域格差
司法機関が都市部に集中しており、また地方のLAB事務所に弁護士が十分配置されず、地方ではフォーマル・ジャスティスの活用が困難である。このため、パラリーガルやNGO等の活動及び品質の向上への期待が高い。
- 執行力の欠如
紛争解決手段としてADRが推奨され権限移譲もされているが、執行力がないために問題解決に繋がらない場合も多い。
- 法の知識・理解不足と能力不足
一般大衆の法律の知識、裁判制度や紛争解決手段の認知度が低い。村レベルでは基本的な紛争解決の知識、例えば証拠の必要性などを理解していない人も多い。また、警察所や刑務所の職員に対する被疑者の権利に関する指導も必要である。
特にインフォーマル・ジャスティスに従事するDC、TAレベルでは、紛争解決に関する専門知識を有していないため、人間関係や影響力によって判断され、正義の質が担保されない場合も多い。特に、憲法と慣習法のギャップが問題を複雑化させている面もある。
- ジェンダー問題
特にGBVや児童婚は社会問題であり、ドナーやNGOも同分野への支援が多く、人権保護の概念についての啓発活動が行われている。しかし、地方住民の最初のコンタクト先となる村長やTAと関係機関である社会福祉局や警察、支援しているNGOとの連携が十分ではなく、情報がフィードバックされない場合も多い。コミュニティ全体での意識向上を図るためには、村レベルでの伝統的な審判システムとの連携強化が重要である。
- 持続性の課題
2016年から計画されていた法律扶助局の法律扶助基金の設立が遅れており、現在進められつつあるが政府からの予算が乏しく、弁護士の雇用や事件の対応が十分できていない。その他の司法アクセス関係機関も活動費の多くをドナー支援に依存している。活動の範囲を広げ、質を高めるためには、資金源をどう確保するかが一番の課題である。

6.11 JICA の支援方策と当該方策に関する評価、留意点

(1) パラリーガル

マラウイには、特にコミュニティパラリーガルの重要性と役割を他のアフリカ諸国にも普及してきた代表的な NGO (PASI) が存在する。EU/UNDP 等のドナー支援を受け、NGO がコミュニティボランティアをコミュニティパラリーガル (村の調停人) として育成しており、コミュニティにおける紛争解決のファーストコンタクト先として重要な役割を果たしている。しかし、現時点では支援地域が限られており (28 県内の 11 県)、またリフレッシュ研修が十分に行われていないなどの課題がある。そのため、トレーナー研修やリフレッシュ研修 (Q&A 作成) を提供しつつ、地方展開を支援するのも一案である。また、政府研修機関のパラリーガル研修コースに調停トレーニングが含まれていないため、研修の拡充支援も有益である。

(2) ICT

UNDP の支援を受け、22 県の警察、刑務所、治安判事裁判所にパラリーガルが配置され、法律情報の提供や関係機関への照会を行っている。代理弁護が必要となるケースをパラリーガルが弁護士と繋ぐツールとして JusticeHub アプリの展開が考えられる。また、弁護士資格を更新するためには、年間最低 1 案件はプロボノに従事する必要があるが、弁護士がプロボノに従事したかどうか把握する仕組みがない。もう一つの弁護士資格の更新要件である CPD トレーニングと合わせて管理できる仕組みが求められている。

(3) モバイルリーガルクリニック

特に地方部では司法人材不足により、遠隔地での啓発活動や法律相談はモバイルリーガルクリニックにより行われている。しかし、予算的な制約により地域的なサービス範囲及び頻度が限定的である。法律扶助局 (LAB) の地方事務所でも LAB 弁護士の移手段がないために、ニーズに十分答えられないという課題がある。そのため、車両を供与し、地方の弁護士やパラリーガルによる啓発活動、法律相談、法律扶助などの活動の幅を広げる支援が望まれる。

(4) OSC

2009 年から GBV の被害者支援を目的として県病院にワンストップセンター (OSC) を設置し、児童保護員、社会福祉員、医師、警察官によるカウンセリングや治療、通報等が行われている。この OSC は、ジェンダー省と保健省が管轄省庁である。また、NGO の支援を受けて OSC とパラリーガルが連携して、司法へのアクセスに繋げる活動も限定的ながら行われている。OSC と類似した機能を果たす機関として、警察所に設置された被害者サポートユニット (VSU) が挙げられる。VSU では、カウンセリングと関係機関への照会を行っている。この病院ベース OSC と警察所ベース VSU を核として、パラリーガルとの連携を強化し情報提供や弁護士とのリンクを作ること、同地域へのチームに対して GBV 事例紹介やトレーニング、啓発活動に繋げる支援は有効と考えられる。

第7章 コートジボワール国に関する調査結果

7.1 サマリー

(1) 調査対象地

コートジボワールは、32の州（Region）と2つの自治区、108の県（Departement）に分かれている。本調査では、経済的・政治的な首都のアビジャンと第二の都市ブアケの都市部2カ所、地方部は、北部のコロゴ、中部のセゲラ、西部のダロアで調査を行った。



出典：JICA 調査団

図 7.1 調査対象地

(2) 調査概要

フォーマル・ジャスティス：旧宗主国のフランスと同様に法体系は大陸法（Civil law）で、裁判制度は第一審裁判所及び支部、第二審の控訴院、そして最上位に破棄院・国務院が置かれている。都市部・農村部ともに、一般的にフォーマル・ジャスティスは手続きに時間がかかり費用が高いこと、汚職があるとみなされあまり信頼されていないこと、社会的・文化的に当事者同士の話し合いによる和解を好む傾向にあることなどから、インフォーマル・ジャスティスの方が市民には身近な存在となっている。また、都市部では、公務員や公共機関の苦情申し立てを受け対処する共和国斡旋官、商事分野の調停・仲裁を行う司法・仲裁裁判所、国家人権評議会などの ADR 機関が存在する。

インフォーマル・ジャスティス：都市部では、各地区レベルに存在する地区チーフ、キリスト教やイスラム教指導者による紛争解決が行われている。地方部では、郡庁、村のチーフなどの下、様々な紛争の調停が行われている。主な紛争の内容は、都市部・地方部共通で離婚や子の親権などの家族間の問題や土地の権利などの民事紛争である。地方部では暴力事件や GBV に関する問題で、伝統的チーフと公的機関との連携・協力もみられる。

法律扶助サービス：2016年に、法律扶助地方事務局が第一審裁判所及び支部に設置された。他方、法律扶助の依頼内容の9割は弁護士費用の立替であるが、弁護士に対し、報酬とは別に交通費・宿泊費が支給されない。そのため、弁護士が地方に移動できず、実質的に地方での弁護は実現できない。結果として、地方では法律扶助の制度自体が機能しない状況となっている。

ICTの活用：裁判所のインターネットが整備されておらず、IT 機材も不足するなど、ICT 導入の前提条件が備わっておらず、裁判記録はいまだ紙ベースで保存されている。他方、訴訟手続きの ICT 化のパイロット事業が一部の裁判所で実施されている。

司法アクセスの課題：法律扶助予算の不足、司法官の人材不足による案件の滞留、弁護士のアビジャン一極集中による地域間格差のほか、司法セクターの汚職、法・権利の知識・理解不足、社会的・文

化的慣習が公的機関との協力・連携を阻害するケースもあるとされる。また、司法クリニックや法律扶助の運営について、ドナー依存であるために持続性が確保されていないなどの課題が存在する。

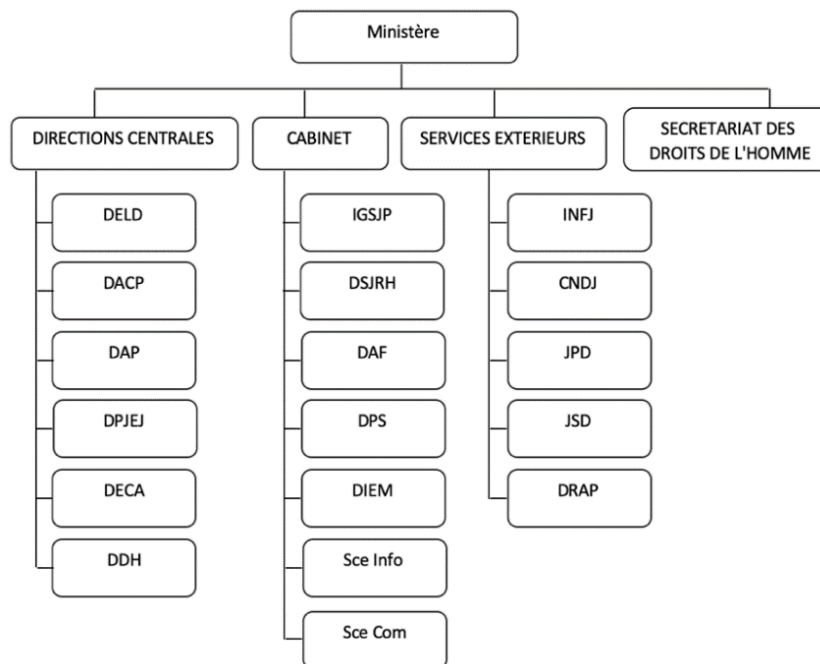
7.2 ガバナンス／司法セクター概要

7.2.1 司法制度

コートジボワールの司法制度は、旧宗主国のフランスの影響を受け、法体系は大陸法（Civil law）であり、憲法を最高法規として、民法、刑法、商法（アフリカ商事法調和化機構：OHADA）¹⁵⁶、労働法などから構成されている。これらの成文法と併存し、各民族や地域で異なる慣習法が実践されている。司法制度を規律する基本的な法令は、1961年法の改正法である1999年7月6日付第99-435号（la loi n° 99-435 du 06 juillet 1999）である。

7.2.2 組織体制

司法・人権省（Ministère de la Justice et des Droits de l'Homme）は、図 7.2 の通り専門部局、官房、外部サービス機関、人権担当事務局の4つに分かれ構成されている。



出典：Ministère de la Justice et des Droits de l'Homme, 2020. Annuaire des statistiques judiciaires et pénitentiaires 2018-19 より作成

図 7.2 司法・人権省組織図

略語

専門部局（Directions Centrales）

- DELD : La Direction des Études, de la Législation et de la Documentation (The Directorate of Studies, Legislation and Documentation)
- DACP : La Direction des Affaires Civiles et Pénales (The Directorate of Civil and Criminal Affairs)
- DAP : La Direction de l'Administration Pénitentiaire (The Directorate of Prison Administration)
- DPJEJ : La Direction de la Protection Judiciaire de l'Enfance et de la Jeunesse (The Directorate of Judicial Protection of Children and Youth)

¹⁵⁶ 西部・中部アフリカ 17 カ国が加盟する商事に関する統一法（Organisation pour l'Harmonisation en Afrique du Droit des Affaires: OHADA）。

- DECA : La Direction du Contrôle de l'Etat Civil et des Archives (The Directorate of Civil Status and Archives Control)
 - DDH : La Direction des Droits de l'Homme (The Directorate of Human Rights)
- 官房 (Cabinet)**
- IGSJP : L'Inspection Générale des Services Judiciaires et Pénitentiaires (The General Inspectorate of Judicial and Penitentiary Services)
 - DSJRH : La Direction des Services Judiciaires et des Ressources Humaines (The Directorate of Judicial Services and Human Resources)
 - DAF : La Direction des Affaires Financières (The Financial Affairs Department)
 - DPS : La Direction de la Planification et des Statistiques (The Planning and Statistics Department)
 - DIEM : La Direction des Infrastructures, de l'Équipement et de la Maintenance (The Department of Infrastructures, Equipment and Maintenance)
 - See Info : Le Service de l'Informatique (The IT Department)
 - See Com : Le Service de la Communication et des Relations Publiques (The Communication and Public Relations Department)
- 外部サービス機関 (Services Extérieurs)**
- INFJ : L'Institut National de Formation Judiciaire (The National Institute of Judicial Training)
 - CNDJ: Le centre National de Documentation Juridique (The National Center for Legal Documentation)
 - JPD: Les juridictions du premier degré (The courts of first instance)
 - JSD: Les juridictions du second degré (The courts of second instance)
 - DRAP: Les délégations régionales de l'Administration pénitentiaire (The regional delegations of the Prison Administration)

7.3 法的な紛争を解決するための制度とそのプロセス

7.3.1 裁判制度

コートジボワールの裁判制度は、図 7.3 の通り、下級裁判所の第一審裁判所 (Tribunal de première instance) 及び支部 (Section détachée)、上級院の控訴院 (Cour d'Appel) が存在し、最上位に司法裁判機関上の最高裁判所である破棄院 (Cour de cassation) 及び行政裁判機関上の最高裁判所にあたる国務院 (Conseil d'Etat) が位置する。この他に、会計検査院 (Cour des comptes)、法律の合憲性の審査や大統領・議会選挙の投票活動の管理等を行う憲法院 (Conseil constitutionnel) が存在する¹⁵⁷。

第一審裁判所は全国に 10 か所、支部は 27 か所存在する。控訴院は全国に 3 か所 (アビジャン、中部のブアケ、西部のダロア) あり、2021 年 10 月に北部のコログに新たに控訴院が設置される¹⁵⁸。その他、例外裁判所として、アビジャンに商事裁判所 (Tribunal de commerce)、国軍・憲兵隊・国家警察の違反事項を裁く軍事裁判所 (Tribunal militaire) が置かれている。



ダロア第一審裁判所

¹⁵⁷ Présidence de la République de Côte d'Ivoire [url](#)

¹⁵⁸ アビジャン控訴院長官との面談に基づく情報 (2021 年 6 月 23 日)。

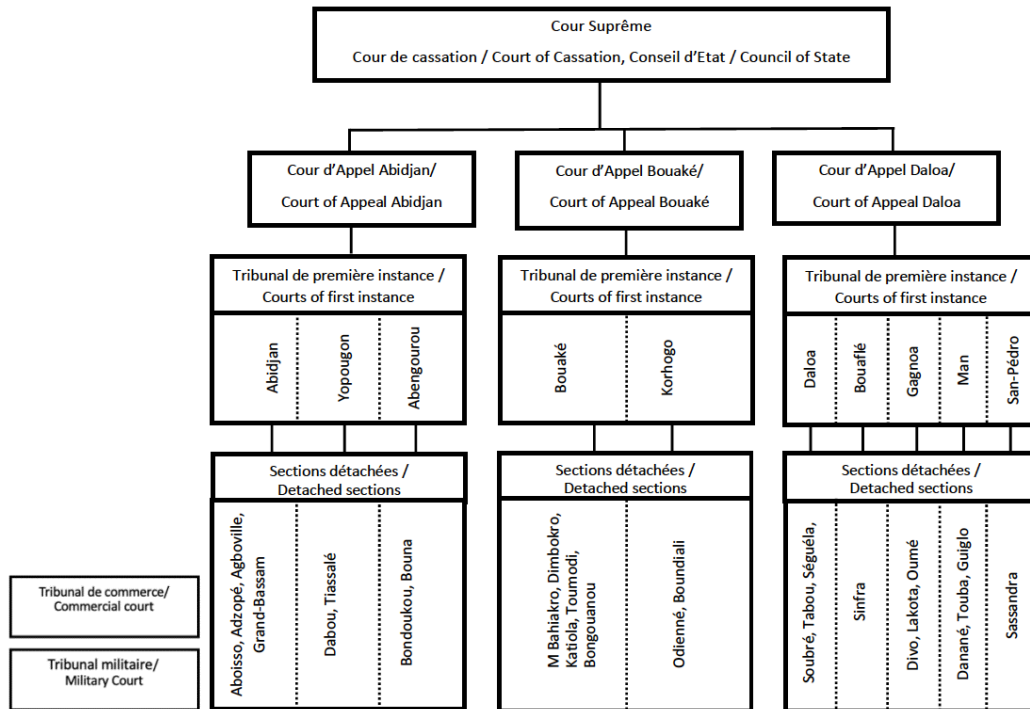


図 7.3 コートジボワールの裁判制度

出典：Ministère de la Justice et des Droits de l'Homme, 2020. Annuaire des statistiques judiciaires et pénitentiaires 2018-19 より作成

7.3.2 裁判所以外の紛争解決制度

(1) インフォーマル・ジャスティス

裁判所以外での紛争解決として、都市部では公務員や公共機関の苦情申し立てを受け対処する共和国斡旋官（Médiateur de la République）¹⁵⁹、商事分野の調停・仲裁を行う司法・仲裁裁判所（Cour Commune de Justice et d'Arbitrage: CCJA）、国家人権評議会（Conseil National des Droits de l'Homme: CNDH）が存在する。その他、各地区（Quartier）レベルに存在する地区チーフ（Chef de quartier）、キリスト教やイスラム教指導者による紛争解決が行われている。地方部では、郡庁（Sous-Préfecture）、村（Village）のチーフの下で、話し合いに基づく紛争解決が行われている。以下では、村、郡庁、宗教指導者による紛争解決を概観する。

1) 村（Village）

最小行政単位である村（Village）では、主に村のチーフ（Chef de village）のもとで、土地を巡る争いや家族間の問題等の民事関連の紛争に関する調停が行われている。2014年に公布された「王及び伝統的チーフの身分規定についての法」¹⁶⁰で、王・伝統的チーフは「危機と紛争の予防・管理のための調停を行う」ことが明記されており、紛争解決を担うことが法で定められている。村レベルでの紛争解決は、紛争当事者同士の話し合いに基づく和解を目的としたもので、基本的にチーフが物事の善悪を裁定し加害者を非難するような形式ではないとされる。村で紛争を解決することができない場合は、後述する郡庁に持ち込まれることが多い。

¹⁵⁹ Médiateur de la République [url](#)

¹⁶⁰ Loi n° 2014-428 du 14 juillet 2014 portant statut des rois et chefs traditionnels de Côte d'Ivoire [url](#)

傷害、殺人、レイプ、FGM 等の GBV といった刑事関連の事案は、従来では村レベルで調停することもあったが、最近では警察、憲兵隊、ソーシャルセンター（Centre social）¹⁶¹への通報や相談を経て、公的機関との連携・協力を行った事例がみられる。これは、NGO による地道な啓発活動の積み重ねが背景にあるとされる。

2) 郡庁 (Sous préfecture)

村 (Village) を管轄する郡庁 (Sous préfecture) には、都市部の住民に加え、村レベルで解決に至らなかった紛争が持ち込まれる。郡長や郡庁職員は、紛争当事者からの依頼に基づき、村のチーフと同様に双方の意見を聞き、話し合いによる和解と住民の社会的融和を目的とした調停を行う。

3) 宗教指導者

コートジボワールの主要な宗教はイスラム教とキリスト教であり、イスラム教のイマーム、キリスト教の神父や牧師のもとに、信者から相談や調停の依頼が持ち込まれる。イスラム教ではコーラン、キリスト教では聖書に基づき、紛争の調停が行われる。キリスト教では、まずは日頃から通っている教会に相談し、解決できなかった場合は、州を統括する教会に持ち込まれる。州レベルでも和解に至らない場合は、国レベルの教会で調停が行われる。

7.4 法律実務家に関する基礎情報

7.4.1 法律実務家の数

(1) 弁護士 (Avocat)

コートジボワール弁護士会に登録している弁護士は 700 名で、そのうち 593 名が活動している。このうち、男性が 425 名 (72%)、女性が 168 名 (28%) となっており、女性の割合は 3 割弱に留まっている。弁護士の大多数はアビジャン在住で、地方では第 2 の都市であるブアケに 3 名、第 3 の都市のダロアに 1 名、西部の都市マンに 1 名が弁護士事務所を構えているのみで、地方における弁護士へのアクセスは極めて困難である。

(2) 司法官 (Magistrat)

コートジボワールでは、フランスの制度と同様に、裁判官と検察官を司法官と称する。司法官は 2019 年時点で 700 名¹⁶²であり、男性は 496 名 (71%)、女性は 204 名 (29%) と弁護士と同様の男女比となっており、女性の割合が少ない。

¹⁶¹ 雇用・社会保護省 (Ministère de l'emploi et de la protection sociale) 及び女性・家族・子供省 (Ministère de la Femme, de la Famille et de l'Enfant) の二つの省庁により運営されている。前者は脆弱層 (主に女性、子供) を対象とした支援を行い、後者は障害者や就学前児童ケアを目的としたソーシャルセンターを運営している。

¹⁶² Ministère de la Justice et des Droits de l'Homme (2020) Annuaire des statistiques judiciaires et pénitentiaires 2018-2019 [url](#)

7.4.2 資格

(1) 弁護士

本調査の対象国であるコートジボワール、セネガル、ニジェールを含む西アフリカ通貨同盟（Union Economique et Monétaire Ouest Africaine : UEMOA）¹⁶³の加盟 8 カ国において、弁護士業の調和に関する共同体規定が定められており、同規定により共通の弁護士資格が定められている¹⁶⁴。弁護士資格の受験条件は法学修士（Master 2 en droit ないしは Maîtrise en droit）を有していることである。UEMOA の加盟国内であればどの国でも試験を受験できるが、受験回数は 3 回までとなっている。

コートジボワールでは、弁護士の資格試験は弁護士会が国立大学の法学部等と協力して作成し、実施する。試験合格者は、12 ヶ月の座学の研修を受け、その後弁護士職適格証書（Certificat d'Aptitude à la Profession d'Avocat: CAPA）を得るための試験を受験する。現在、弁護士会は研修センターを持っていないため、アビジャンにある国内最大の国立フェリックス・ウフェ・ボワニ大学（Université Felix Houphouët Boigny: UFHB）の教室を借り、講義を行っている。講師は弁護士及び UFHB 大学の法学部の教授である。CAPA の取得後、弁護士事務所 で 3 年間の実務研修を受け、正式に弁護士資格を得ることになる。実務研修は UEMOA の加盟国内であればどの国でも実施可能である。なお、10 年以上の経歴を有する司法官及び大学の法学部教授資格者（Professeurs agrégés）は、資格試験を受けずに弁護士となる資格を有する。

(2) 司法官

司法官は、国家司法研修所（Institute National de la Formation Judiciaire: INFJ）内の司法学院（Ecole de la Magistrature）で養成される。司法学院の受験資格は法学修士（Master 2 en droit ないしは Maîtrise en droit）を有しており、健康状態が良好であること（健康診断の結果を提出しなければならない）、及び原則 40 歳以下であることである。ただし 40 歳以上でも例外規定が設けられており、子供の数 1 人につき 1 年の延長が認められる。弁護士と同様に、大学の法学部教授資格者（Professeurs agrégés）は、入学試験を受ける必要はなく司法官になれる。

1 年目は座学が中心で、修士課程で学んだ知識を強化するほか、英語や会計なども学ぶ。また、裁判の進め方などロールプレイングも取り入れた実践的な講義を実施する。1 年目が終了すると、2 年目は裁判所での実務研修を行う。実務研修終了後に研修報告を作成・発表し、カリキュラムが終了して司法官の資格を得る。

司法省は司法官の人材不足を補うため、毎年 50 名の司法官を養成する目標を挙げているが、入学定員数は経済・財務省が予算に応じて調整しており、INFJ が決めることはできない。年により異なるが、ここ数年は年間 25 名である。受験者は毎年 1,000 名程度と狭き門となっている。女性の学生数は 3 割程度で、女性を優先的に取るクォーター制は導入していない¹⁶⁵。

¹⁶³ 西アフリカ諸国中央銀行が発行する CFA フランを使用する Benin, Burkina Faso, Côte d'Ivoire, Guinea Bissau, Mali, Niger, Senegal, Togo の 8 カ国が加盟する。

¹⁶⁴ N° 05/UEMOA relatif à l'harmonisation des règles régissant la profession d'Avocat dans l'espace l'Union Economique et Monétaire Ouest Africain (UEMOA) [url](#)

¹⁶⁵ INDJ での聞き取り（2021 年 6 月 24 日）。

7.4.3 研修

上述の初期研修に加え、INFJ では現職の弁護士及び司法官に対する継続研修が実施されている。弁護士向けの研修は弁護士会が必要に応じて主催している。司法官は、初期研修と同様に INFJ が継続研修を実施しているが、予算が十分になく、ドナーの資金により実施されるケースが多い¹⁶⁶。

7.4.4 弁護士の紛争解決への関与

(1) 弁護士の紛争解決への関与

弁護士は、通常の弁護士業務に加え、第一審裁判所で実施される重罪裁判所 (Tribunale de criminal)¹⁶⁷ における弁護や裁判費用を支払えない貧困層が利用する法律扶助による弁護など、フォーマル・ジャスティスでの紛争解決に大きな役割を果たす。

(2) 報酬体系

弁護士の報酬については、上述の UEMOA 弁護士業に関する規定により、各自が自由に定めることが可能で、報酬額の下限・上限は決まっていない。一般的な報酬体系についての情報は得られていないが、通常は民事に比べ刑事の報酬額は高額になる。

法律扶助及び国選弁護人の弁護では、司法省から 1 案件につき弁護士会を通じ 20 万 FCFA (約 360 米ドル) の報酬が支払われる。地方都市で行われる裁判であっても報酬額は変わらず、交通費及び宿泊費は別途支給されない¹⁶⁸。大多数の弁護士がアビジャン在住であるため、弁護士が法律扶助及び国選弁護人の弁護で地方に赴くことは非常に困難である。

(3) プロボノ

弁護士会が不定期にプロボノ活動を実施している。また、弁護士会の理事によると、理事会メンバーは年間 5 回のプロボノ活動を実施することになっており、無料で弁護活動を行っている¹⁶⁹。

7.5 司法アクセスにかかるニーズ

7.5.1 典型的な紛争とその解決方法

コートジボワールは、60 以上の民族グループが 5 つの言語グループに分かれ、地域的には東部、西部、北部と大きく 3 つに分けられる。コートジボワールの人口は約 2,200 万人 (2014 年) で、2 つの自治区と 31 の州、108 の県 (Departement) で構成される。本調査では、下表の通り、民族、地域、宗教、人口規模等に基づき、都市 2 カ所、地方 4 カ所を対象に調査を実施した。

¹⁶⁶ 同上

¹⁶⁷ Article 281 de la loi n° 2018-975 du 27 décembre 2018 portant Code de Procédure pénale [url](#) 刑法典では重罪 (Crime) は無期懲役ないしは 10 年以上の拘禁刑と定義されている (Code pénal, [url](#))

¹⁶⁸ 弁護士会からの聞き取り (2021 年 6 月 23 日)

¹⁶⁹ *ibid.*



出典：JICA 調査団

図 7.4 コートジボワールの調査対象地

表 7-1 コートジボワールの調査対象地の概要

区分	都市名	概要
都市	アビジャン Abidjan	コートジボワールの実質的な首都で、行政及び経済の中心地。人口の約5分1を占める約470万人が暮らす。
	ブアケ Bouaké	中部に位置する第二の都市で、人口53万人。最大言語グループであるアカン系のバウレ人が多く住む。その他、都市部にはマリ人などの移民系の住民も多数暮らす。
地方	ブアケ Bouaké	同上。地方ではバウレ人が多く、王を頂点とした階層的な社会を構成している。
	コロゴ Korhogo	北部に位置する第4の都市で、人口約24.3万人。人口規模第2の言語グループであるボルタ系のセヌフォ人が多く暮らす。イスラム教徒が多数を占める。
	ダロア Daloa	西部に位置する第3の都市で、人口24.5万人。人口規模第4グループの南マンデ系のグロ人、第5言語グループのクル系バテ人などが暮らす。カカオの主要生産地でコートジボワール中部・北部からの移住者やブルキナファソからの移民が多く暮らす。
	セゲラ Séguéla	中北部に位置する都市で、人口約19万人。人口規模第3の言語グループ北マンデ系のマリンケ人などが暮らす。イスラム教徒が多く、主要な産業は牧畜等である。

出所：Institut National de la Statistique Cote D'Ivoire (2014) Recensement Général de la Population et de l'Habitat 等より作成

(1) 典型的な紛争

都市部における法的課題としては、土地の権利を巡る紛争、バイク等の窃盗、解雇や給与に関する労働・雇用関係、財産相続、結婚、離婚、子供の親権、DV等のGBVが多く見られる。地方部でも、全ての調査地で複数人が同じ土地の権利を主張するなどの土地紛争が存在し、中部・西部では家畜が農地を荒らすといった牧畜民と農耕民の紛争が見られる。加えて、財産相続、結婚、離婚、子供の親権等の家族間の問題、バイクや作物・家畜等の窃盗、邪術による呪い、レイプ、DVに加え、域内からの移住者が多い西部では早期婚、強制結婚、FGMなどのGBVなどが見られる。

表 7-2 主な紛争課題

都市	地方
<ul style="list-style-type: none"> ● 土地紛争（土地の希少化、土地の権利関係が不明） ● 盗難（バイク等） ● 雇用の問題 ● 財産相続 ● 結婚、離婚、子供の親権 ● GBV（DV等） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 土地の紛争（土地の希少化、土地の権利関係が不明） ● 盗難（バイク、作物、家畜等） ● 邪術による呪い ● 財産相続 ● 結婚、離婚、子供の親権 ● GBV（早期婚、強制結婚、FGM、DV、レイプ）

(2) 脆弱層の課題

コートジボワールでは脆弱層の特定の定義はないが、一般的には、孤児、未亡人、障害者、身寄りのない高齢者などで、地方では土地を保有していない人、ハンセン病患者といった意見も挙がった。脆弱層に関する特別の法的課題は特に挙げられず、上述と同様の法的課題に直面しているとされる。

7.5.2 市民の行政や司法に関する意識

一般的に都市部及び地方部ともに、フォーマル・ジャスティスに関する信頼は高くはない。都市部ではキリスト教やイスラム教の宗教指導者、地方部では村のチーフ、郡長、宗教指導者などによるインフォーマルな紛争解決が好まれている。その背景には、フォーマル・ジャスティスは費用が高く時間もかかるという資金と手続き面での課題に加え、裁判所では一般的に汚職がはびこっているとみなされており、イメージが悪いことが影響しているとされる。また、村レベルでは、裁判所では紛争当事者の和解を目指すのではなく、勝者と敗者に分けることで当事者間の関係性を悪化させ、コミュニティを分断する負の影響をもたらすものとみなされている。加えて、法や司法手続きに関する知識・理解不足も、インフォーマル・ジャスティスが活用される要因の一つとされる。他方、GBVなどの刑事の事案はフォーマル・ジャスティスとの協力・連携が増えてきているが、村の住民が刑務所に入るような状況になると村の融和を乱すとされ、いまだ村レベルで調停し、公的機関に通報しない事例もあると言われている。この傾向は同じ民族同士の紛争の場合はより強くなり、異なる民族間の場合は低くなるとされる。

7.6 司法アクセスに関する国家の制度及び政策

7.6.1 司法アクセスにかかる施策

(1) 国家政策：司法セクターアクションプラン 2016-2020（Plan d'actions du secteur de la justice : 2016-2020 : PAPS2)

司法省は国家開発計画 2016-2020（Plan National de Développement）に沿って、司法セクターアクションプラン 2016-2020（PAPS2）を策定している。PAPS2の全般的なビジョンは、国家開発計画 2016-2020の第一戦略である「あらゆる形態における質の良い制度とグッドガバナンス」と整合性を取り、公正で質の高い司法へのアクセスを市民に提供することと定義されている。同ビジョンは、以下の4つの柱と各柱を支える成果目標から構成されている。

1. 市民の司法へのアクセスを改善する。
2. 司法システムの透明性・信頼・能力を強化する。
3. 刑務所システムを国際的基準に合わせる。
4. 司法システムに接触する少年の予防、受入、ケア、社会的結束を改善する。

司法アクセスは第一の柱となっており、成果目標は、①司法アクセスを阻害する経済的・社会的障壁を改善する、②司法への地理的なアクセスを改善する、の2つが設定されている。前者は特に法律相談・法律扶助制度の財政的メカニズムを設置すること、後者は控訴院、第一審裁判所、刑務所を新たに建設し、物理的な司法へのアクセスを改善することを目的としている。また、第二の柱である「司法システムの透明性・信頼・能力を強化する」では、司法システム及び刑務所のICT化が成果目標として挙げられている。

(2) 法律扶助法

1972年に制定された民事訴訟法の第27条から第31条に、法律扶助（Assistance judiciaire）に関する規定があり、本条項には、資力のない人に裁判費用等を供与することが定められている¹⁷⁰。同法に則って、1972年に司法省民事・刑事局（DACP）に国家法律扶助事務局（Bureau National de l'Assistance Judiciaire: BLAJ）が設置された。しかし、予算がなく、長年機能していなかった。2011年の内戦終結以降、裁判を受けたくても資力のない人への支援ニーズが高まったが、BLAJはアビジャンにあり、地方在住者からのアクセスは困難であったことから、制度の修正が求められた¹⁷¹。

2016年の政令¹⁷²でBLAJが各地の第一審裁判所10カ所及び裁判所支部27カ所に設置された。同制度改正により、地方在住者は近隣の裁判所で法律扶助の申請が可能となった。

7.6.2 司法アクセスに関する所管・組織

司法アクセスの担当部署は司法省の民事・刑事局（DACP）である。DACPの傘下で、司法省民事・印章局（Direction Chargé des Affaires Civiles et du Sceau）が法律扶助を統括しており、全国の法律扶助地方事務局に寄せられた法律扶助の申請数、供与数などの統計を整理している。

7.6.3 法律扶助の概要

(1) 法律扶助の概要

法律扶助は、上述の通り、2016年の法律扶助地方事務局の設置以降地方分権化され、地方の各裁判所が窓口となり実施されている。手続きは以下の通りである。

- 訴訟費用が必要であるが資力が乏しくその費用を工面できない人は、法律扶助地方事務局に申請書を提出する。申請書は、申請理由と共に資力のないことを示す非課税証明書を提出する。

¹⁷⁰ Loi n° 72-833 du 21 décembre 1972 portant Code de procédure civile, commerciale et administrative en ses articles 27 à 31 relatifs à l'assistance judiciaire.

¹⁷¹ 司法省民事・印章局（Direction des Affaires Civiles et du Sceau:DAScK）からの聞き取り（2021年6月25日）

¹⁷² DECRET n° 2016-781 du 12 Octobre 2016 fixant les modalités d'application de la loi n° 72-833 du 21 Décembre 1972 portant Code de procédure civile, commerciale et administrative relativement à l'assistance judiciaire

- 各地の裁判所で公聴会が実施され、申請者は法律扶助の申請理由と資力が不足していることを説明する。公聴会は裁判所長官ないしはその代理の司法官、書記官、執行官、弁護士、税務署代表、国税局代表、社会保護担当省代表、市民社会代表の7名から構成される。公聴会はこのうちの3名が揃えば実施可能で、地方では主に裁判所長官、書記官、執行官の3名で実施される。
- 公聴会で法律扶助の供与が決定すると、法律扶助地方事務局から通知レターが発行される。申請者の約9割は裁判での弁護士費用の支援依頼で、同通知レターをアビジャンの弁護士会に提出し、弁護士の依頼を行う。

その他、第一審裁判所での重罪裁判では弁護士による弁護が必須となっている。資力が乏しく弁護士を雇えない人のために、国は弁護士会に国選弁護人を依頼する。

(2) 法律扶助の予算

法律扶助予算は司法省財務局で管理されている。司法省は以前から法律扶助基金を設立する意向を示しているが¹⁷³、一向に設置される見通しはない。法律扶助予算は約170百万FCFA（約307,700米ドル）¹⁷⁴で、弁護士会及びローカル NGO からの情報より、予算額は十分ではないとされる。法律扶助の依頼内容の9割は弁護士費用の立替で、国から弁護士会に支給される報酬は全ての事案で1件あたり20万FCA（約360米ドル）となっている。しかし、大部分の弁護士がアビジャン在住であるが、地方の裁判所で弁護をする場合であっても、別途交通費・宿泊費が支給されない。そのため、地方に出向き弁護をすると赤字となるため、実質的に地方での弁護は実現できておらず、法律扶助の制度自体が機能しない状況となっている。また、地方で実施される重罪裁判も同様に、弁護士に国選弁護人の依頼があっても交通費・宿泊費が支給されない。そのため、弁護士の参加が困難で、重罪裁判が延期され、未決拘留期間が長期化する要因となっている¹⁷⁵。

(3) 法律相談の提供状況と担い手・利用者層

1) 法律扶助地方事務局

全国の法律扶助地方事務局を総括する司法省民事・印章局によると、2016年の制度開始以降の法律扶助の申請数、処理数、供与決定数、申請却下数は以下の通りである。法律扶助の利用者は、原則、資力が乏しい貧困層である。

- 2016年のBLAJ設立から2019年7月31日まで
申請数：555件。内訳：処理数：532件、書類の不備：23件、供与決定数：440件、申請却下数70件、処理中：22件
- 2020年1月1日から2020年2月26日（2020年3月からCOVID-19の影響で裁判所の機能しなくなったため、2月までの統計しかない）
申請数：86件。内訳：処理数：37件、供与決定数：3件、申請却下数3件、処理中：49件
- 2021年1月1日から2021年4月23日
申請数：73件。内訳：処理数：65件、供与決定数：49件、申請却下数7件、処理中：6件

¹⁷³ UNDP コートジボワール事務所との面談（2021年2月17日）。

¹⁷⁴ DACP との面談（2021年11月24日）

¹⁷⁵ 弁護士会（2021年6月23日）、ローカル NGO、ダロア第一審裁判所（2021年7月4日）からの聞き取り

2016年BLAJ設立から2019年7月31日までの申請数について、555件中、344件(62%)がアビジャン控訴院の管轄下にある裁判所、20件(4%)がブアケ控訴院の管轄下にある裁判所(中部・北部)、187件(34%)がダロア控訴院の下にある裁判所(西部)、4件(1%)が商事裁判所での申請となっている。ブアケは国内第二の都市で第四の都市コロゴを管轄しているが、申請数は極めて少ない。

2) NGO

コートジボワール女性法律家協会(Association de Femmes Juristes de Côte d'Ivoire:AFJCI)が全国数カ所で運営する司法クリニック(Clinique juridique)において、法律無料相談、トラックによるモバイル司法クリニック、貧困層が法律扶助を申請する際の書類作成支援などが行われている。AFJCIの本部があるアビジャンでは、電話による法律相談にも応じている。電話料金は無料ではなく、相談者の負担となっている。なお、司法省は、司法クリニックを司法省の組織の一部にするため、法改正を行っている。同法改正により、司法クリニックの持続的な運営が確保されることが期待される。



GIZ 供与モバイル司法クリニック

3) 宗教団体(イスラム教モスク、キリスト教教会)

イスラム教のモスクの中には、収入の2.5%を脆弱層への支援に配分している場合もあり、裁判費用が必要であるが支出が困難な貧困層に対し、必要に応じ臨時的に信者から動員した寄付金の中から、裁判費用を支援することがある。また、キリスト教も教会によるが、裁判費用が必要であるが捻出が困難な人に、寄付を行うことがある¹⁷⁶。

4) パラリーガル

コートジボワールでは、パラリーガルは制度化されておらず、現時点では、パラリーガルを設置する計画はないようである。司法省DACPによると、司法クリニックで法律情報の提供や法的なアドバイスを行っているNGOのスタッフは、パラリーガルであるとされる。しかし、パラリーガルの仏語訳であるParajuristeの公式な定義はなく、一般的に使われているJuriste¹⁷⁷とParajuristeの用語の相違も曖昧である。なお、司法クリニックのNGOのスタッフをパラリーガルとみなした場合、パラリーガルの数は国全体で100名程度と想定される。

¹⁷⁶ アビジャン、ブアケでの聞き取り(2021年3月、4月)

¹⁷⁷ コートジボワールを含むフランス語圏では、弁護士等の資格を有さないが、法学の修士号や博士号を持ち、民間企業の法務部で働く人やNGOで法律相談などを行う人々を、Juriste(Legal advisor)と呼ぶ。

(4) 司法アクセスの質の向上のための施策

上述の通り、弁護士への報酬額が少なく、地方での法律扶助制度が機能していない。地方で裁判を受けたい人が必要な支援を受け、また、地方での重罪裁判が実施されるように、弁護士報酬の引き上げが求められる。

7.6.4 コールセンターの存否

(1) 司法省

司法省民事・刑事局（DACP）に 2016 年 12 月に JICA の支援で設置されたコールセンターが存在する。JICA の支援以降、UNDP 及び GIZ の支援により、人員の増加、機材の供与、機能の強化が行われている。当初、オペレーターは 2 名体制であったが、現在は 5 名に増加している。これらの 5 名の給与は司法省の予算で支払われている。コールセンターの役割は相談者が必要とする情報や支援を得るための機関等を紹介することであり、オペレーター 5 名は法律家ではないが、コールセンターのスーパーバイザーは法律家（書記官）で、オペレーターを技術的に支援している。

コールセンターに寄せられる主な相談内容は、民事に関するものである。具体的には、結婚、コートジボワール国籍の取得方法、国籍証明の取得方法、身分登録簿（Etat civil）、住宅の賃貸借契約、解雇、給与の不当値下げ等に関する相談である。コールセンターの Q&A は、2016 年の設置当初は 100 件程度であったが、寄せられる相談に沿って徐々に追加し、現在は 639 件まで増加している。

以下は 2016 年のコールセンター導入以降の男女別の受電数である。

表 7-3 コールセンターの受電数

	男性	女性	合計
2016 年 12 月	16	68	84
2017 年	1,218	434	1,652
2018 年	737	190	927
2019 年	470	170	640
2020 年	480	223	703

出典：司法省コールセンター

コールセンターへの受電数は 2017 年以降減少しており、司法省として受電数の増加のため、広報の強化が必要と認識している。また、大多数の電話はアビジャン在住者からで、地方での広報は課題の一つである。加えて、コールセンター設立から約 5 年が経つが、トールフリー（numéro vert）がいまだ取得できていない。そのため、2021 年に Facebook（Allo justice）¹⁷⁸での相談を始めた。Facebook に寄せられる相談は 50 件/日程度と電話よりもはるかに多く¹⁷⁹、今後は Facebook による相談の拡大やメッセージャー、WhatsApp などを利用した無料の通話の追加などの機能の強化が望まれる。

¹⁷⁸ <https://www.facebook.com/pageofficieleallojustice>

¹⁷⁹ 司法省コールセンターからの聞き取り（2021 年 6 月 22 日）



司法省コールセンター看板



司法省コールセンター

(2) 国家人権評議会 (Conseil National des Droits de l'Homme: CNDH) ¹⁸⁰

市民からの人権侵害に関する相談・通報を受けるトールフリーのコールセンターを有している。2020年の人権侵害に関する相談・通報件数は1,765件である。これらの相談・通報のうち、59%は直接事務局を訪問して行われ、無料コールセンターは約27% (476件) となっている。そのほか、CNDH自身が人権侵害を確認した割合は11%、Email及びSNS (Facebook, Twitter) は1.7%に留まっている。

(3) NGO

既述の通り、AFJCIのアビジャン本部でトールフリー番号はないが、電話による法律無料相談が実施されている。また、各地の司法クリニックにおいても、電話による法律相談に応じている。

(4) コールセンター設備費

司法省コールセンターの設置費用はJICAの支援で行われたため、司法省として詳細は把握していないとのことであった。

7.7 司法アクセスを支えるインフラ及び広報ツール

7.7.1 通信

ラジオが利用可能な地域は98%、テレビは96%とほぼ100%近いカバー率となっている¹⁸¹。他方、インターネットの普及率は、36% (2019年)¹⁸²で、ラジオやテレビと比較すると低く、全国民に広く行き渡っている状況ではない。

7.7.2 教育制度

(1) 初等・中等教育

初等教育及び中等教育では、人権・公民権教育 (Éducation aux Droits de l'Homme et à la Citoyenneté : EDHC) が行われている。小学校6年生では、納税の義務、民主化、議会の役割、交通ルール、環境保

¹⁸⁰ 2018年11月30日付け第2018-900号 (Loi n°2018-900 du 30 Novembre 2018) により設立された独立機関で、人権の促進、保護、擁護に関し、政府及び政府関連機関に対しアドバイス、調査、評価を行うことを目的としている。[url](#)

¹⁸¹ Ministère de la Communication, de l'Économie Numérique et de la Poste 2017, Étude-diagnostique de la situation des médias: Presse, presse en ligne, radio et télévision, entrave à la professionnalisation et mesures correctives [url](#)

¹⁸² World Bank, Individuals using the Internet (% of population) [url](#)

護や公共物の維持管理などを学ぶほか、少年兵とは何か、望まない妊娠を避けることなど、社会的状況に即した内容が盛り込まれている。中学校3年では、基本的に小学校6年生のEDHCと同じテーマを学ぶが、内容がより具体的かつ高度になる¹⁸³。

(2) 高等教育

大学の法学部では、第1・第2年次で法律の基礎を学び、第3年次で公法と私法に分かれる。仏語圏の教育システムでは3年間で学士号(Licence)、2年間で修士号(Master)を取得できる。修士課程では、1年目から公法ないしは私法のコースに分かれて学ぶ。表7-4と表7-5はアビジャン国立フェリックス・ウフェボアニ大学(Université Félix Houphouët-Boigny: UFHB)の法学部のカリキュラムを示した表である。

表 7-4 UFHB の法学学士過程のカリキュラムの概要

1年目	2年目	3年目	
必須科目 <ul style="list-style-type: none"> ● 法律入門、経済政策 ● 憲法 ● 民法 ● 制度史、国際関係 ● 人権入門 	必須科目 <ul style="list-style-type: none"> ● 行政法 ● 民法 ● 刑法 ● 民事訴訟法 ● 刑事訴訟法 ● 公共財政、経済政策、制度史 選択科目 <ul style="list-style-type: none"> ● 環境法 ● 共同体法 	【公法】 <ul style="list-style-type: none"> ● 国際公法 ● 行政財産法 ● 租税法 ● 労働法、商法、社会学、政治学 ● 人権、公的自由、法律英語、IT ● 分権化法 ● 保健法、社会保障 	【私法】 <ul style="list-style-type: none"> ● 社会法、労働法 ● 民法(債務に関する一般制度)、物権法、担保法 ● 一般商法 ● 土地法、法律英語 ● 民事裁判法、IT

表 7-5 UFHB の法学修士課程のカリキュラムの概要

1年目		2年目	
【公法】 必須科目 <ul style="list-style-type: none"> ● 経済公法 ● 公職法、行政法 ● 国際組織法 ● 国際人道法 ● 行政訴訟 ● 環境法 ● 都市計画法 選択科目 <ul style="list-style-type: none"> ● 外交関係法 ● 国際人道法 	【私法】 必須科目 <ul style="list-style-type: none"> ● 債権譲渡担保(商法) ● 民法(婚姻・相続・贈与法) ● 刑法 ● 契約各論 ● ビジネス税法 ● 国際私法 ● 英語、IT 選択科目 <ul style="list-style-type: none"> ● 保険法、銀行法、知的財産権、交通法 	【公法】 必須科目 <ul style="list-style-type: none"> ● 法律一般理論 ● 憲法 ● 行政法 ● 国際公法 修士論文	【私法】 必須科目 <ul style="list-style-type: none"> ● 法律一般理論 ● 民事裁判法 ● 国際私法 修士論文

¹⁸³ Les classiques ivoiriens 2018, EDHC Éducation aux Droits de l'Homme et à la Citoyenneté CM2, Ministère de l'Éducation Nationale et de l'Enseignement technique et de la Formation professionnelle 2018, EDHC Éducation aux Droits de l'Homme et à la Citoyenneté 4e, Sud Editions

(3) 成人教育

NGO が不定期に村を訪問し、また、コミュニティラジオを通じて法の啓発活動などを実施している程度で、制度的には実施されていない。また、新しい法律が公布された時も、特に啓発は行われておらず、成人が法律や司法手続きについて知る機会はほとんどないのが実情である¹⁸⁴。

7.7.3 広報ツール

(1) ホームページ

司法省のウェブサイトには、最新ニュース、司法統計年鑑、アビジャン控訴院・第一審裁判所・商事裁判所の判例の一覧、裁判所・刑務所の所在地図、よくある質問集などが掲載されている。よくある質問では被害届の出し方などが記載されているが、それらは7項目に留まっている。

(2) ソーシャルメディア

コートジボワールで広く利用されている SNS は Facebook で、Twitter などの他の SNS の利用者はそれほど多くはない。司法省は Facebook で情報を発信しているが、モバイルアプリケーションを使用した広報活動は行われていない。AFJCI などの NGO も Facebook で活動を発信しているが、モバイルアプリケーションを使った広報や啓発は実施されていない。

(3) 従来のメディア

NGO により、ラジオやテレビ番組を活用した法律や司法制度に関する啓発活動が行われている。農家を対象とした情報の入手手段に関する調査によると、国営ラジオが93%、コミュニティラジオが56%、国営テレビは46%、新聞はわずか3%となっており、ラジオが主要な手段となっていることが示されており¹⁸⁵、地方部では伝統的なメディアが有効な啓発手段であると言える。

7.8 司法制度における ICT の導入

7.8.1 ICT 導入についての政策

既述の通り、PAPS2 の第二の柱である「司法システムの透明性・信頼・能力を強化する」において、司法システム及び刑務所の ICT 化が成果目標となっている。しかし、裁判所のインターネットが整備されていないなど、ICT 導入の前提条件が備わっていないのが現状である¹⁸⁶。一方、訴訟手続きの ICT 化のパイロット事業がアビジャン第一審裁判所等の国内3か所の裁判所で実施されている¹⁸⁷。また、アビジャンの裁判所の判決内容は、国家法律図書センターのウェブサイト¹⁸⁸で公開されている。アビジャン以外の裁判所については、今後データを整備していく予定である。

¹⁸⁴ アビジャン、ブアケ、コロゴ、セゲラ、ダロアでの聞き取り（2021年3月、4月、5月）

¹⁸⁵ *Ministre de l'Agriculture et en Côte d'Ivoire du Développement Rural 2017, Recensement des Exploitants et Exploitations Agricoles (REEA) 2015/2016*

¹⁸⁶ アビジャン控訴院、アビジャン第一審裁判所（2021年6月23日）、ダロア控訴院、ダロア第一審裁判所での聞き取り（2021年7月25日）

¹⁸⁷ 司法省民事・刑事局での聞き取り（2021年6月23日）

¹⁸⁸ <https://cndj.ci/decisions>

7.8.2 ICT 導入の状況

(1) e-filing、e-case management

e-filing、e-case management は、導入に必要な法整備はなされているが、ともに導入されていない。アビジャン及びダロアの裁判所長官によると、訴訟の開始から決定が下るまでの一連の訴訟手続きを ICT 化したい意向が示されたが、いまだ裁判所のインターネット接続も配備されておらず、IT 機器も不足している状況である。

なお、既に終了した USAID の Projustice プロジェクトにおいて、支援対象であった 10 カ所の裁判所内に Bureau d'Ordre Pénal (Criminal registry office) が設置されている。これは刑事裁判の手続きを電子化する取り組みで、プロジェクト終了後も活用されている。司法省として Bureau d'Ordre Pénal を全国展開する意向を示しているが、今のところ全国の裁判所には導入されていない。

(2) e-court

e-court システムはまだ運用されておらず、現時点では導入予定もない。

7.9 ドナー分析

司法アクセス分野で活動する主要ドナーは、UNDP、GIZ、EUである。

(1) UNDP

以下のプロジェクトを 2021 年 1 月まで実施していた。本プロジェクトでは、司法省コールセンターの機能強化を支援している。現在は、UNDP コートジボワール事務所の Country Programme Document (CPD)2021-2025 に沿って、司法を含むガバナンスセクターのプロジェクトを検討中である。

- プロジェクト名：性とジェンダーに基づく暴力 (SGBV) への対応のための司法と治安の強化支援プロジェクト (Projet d'appui au renforcement de la justice et des services de sécurité intérieur dans la réponse aux VSBG en Côte d'Ivoire (PARR/VSBG))
- ドナー：在コートジボワール米国大使館
- 対象機関：国家警察、憲兵隊、司法省、裁判所、法律扶助地方事務所
- 期間：2017 年～2021 年 1 月
- 予算：約 110 万米ドル
- 活動内容：
 - ・ 司法官、弁護士、警察官、憲兵隊への研修を実施。南西部 4 州の警察署、憲兵隊にジェンダーデスクを設置。ローカル NGO の AFJCI と協力し、司法省が設置した地方法律扶助事務所において、SGBV 被害者が法律扶助を得られるように支援を行った。弁護士が法律扶助の一環で地方に行く際の交通費・宿泊費を支給した。
 - ・ JICA の支援で司法省に設置されたコールセンター機能の強化を行った。支援内容は、電話回線の追加、パソコン供与、ソフトウェア改善、広報の強化、SGBV 被害者の支援先との調整の強化などである。

(2) GIZ

司法アクセスの促進、起業促進のための法整備支援、Judicial Integrity の促進等のため、以下のプロジェクトを実施中。本プロジェクトは地域プログラムで、ガーナとチュニジアでも実施されている。

- プロジェクト名：法・司法へのアクセス改善と女性協同組合支援プロジェクト（Projet d'amélioration de l'accès au Droit, à la Justice et d'appui aux coopératives féminines: PAJAF）
- 対象機関：司法省、弁護士会、NGO、中小企業振興省等
- 実施期間：2018-2021年（2024年まで延長予定）
- 予算：約1,190万ユーロ
- 対象地域：全国、NGOの活動は中部（ブアケ）、北部（コロゴ）、西部（ダロア）
- 活動内容：
 - ・ JICAの支援で設立した司法省コールセンターの機能強化のため、サーバーの増強、同時受電システムの導入、PCの購入、マニュアルの更新、オペレーターの増加支援を実施した。
 - ・ ローカルNGO支援として、司法クリニックを運営するAFJCIに、モバイル・司法クリニックを行うためのトラックを2台供与した。トラックの維持管理費及び燃料費も支援している。また、ブアケ平和と民主主義市民社会プラットフォーム（Plateforme de la Société Civile pour la Paix et la Démocratie: PSCPD）を通じ、法の啓発活動を実施した。
 - ・ 当初は、身分登録簿（Etat civil）のICT化を支援する予定であったが、政府の合意が得られず、コールセンター等を通じた支援を行うことになった。
 - ・ セネガルとベナンでは、法律扶助基金を司法省ではなく弁護士会が運営している。同事例を学ぶため、弁護士会の弁護士と及び司法省関係者共に、セネガルへの視察旅行を実施した。

(3) EU

以下のプロジェクトを実施中。EUは2011年の内戦後、司法セクターの包括的な支援プロジェクトを実施していたが、現在は司法アクセスに関連し、以下のプロジェクトを実施中である。

- プロジェクト名：コートジボワール身分登録簿・身元確認実施支援（Appui à la mise en œuvre de la Stratégie nationale de l'état civil et de l'identification de Côte d'Ivoire）
- 実施機関：2021年1月～2023年6月
- 予算：500百万ユーロ。
- 実施機関：Civipole
- C/P機関：国家身分登録簿・身元確認局（Office National de l'Etat Civil et de l'Identification: ONECI）
- 活動内容：
 - ・ Etat civil（身分登録簿）の国家戦略の策定支援に関する技術的支援
 - ・ ONECIの広報・啓発の戦略の支援
 - ・ 出生登録、死亡届未提出者対応のパイロットプロジェクトの実施

(4) AFD

AFDは、債務免除・開発契約（Contrat de Désendettement et de Développement, 通称C2D）の枠組みで、2023年から司法支援プロジェクトを実施予定である。

- プロジェクト名：C2D 司法プロジェクト (Projet C2D Justice)
- 実施機関：2023 年～
- 活動内容：
 - ・ 司法アクセス向上：全国 8 カ所の司法クリニックの運営支援、裁判所の建設
 - ・ 司法の近代化：アビジャン控訴院の管轄下にある 3 カ所の第一審裁判所の ICT 化と職員
の ICT 研修
 - ・ 人権：NGO (LIDHO、MIDH、PRSF) と協力し、権利意識、少年司法への支援、刑務所の支
援 (刑務所の保健医療状況及び水・衛生の改善) を実施
 - ・ プロジェクトのガバナンス

7.10 司法アクセスの制度の課題

司法アクセスの制度の課題としては、法理扶助の予算不足、人材不足、地域間格差、法・権利の知識・理解不足、持続性の課題などが挙げられる。

- 法律扶助の予算不足と地域間格差
上述の通り、法律扶助は各地方の裁判所で申請ができ、申請理由が妥当で資力がないことが証明されれば、弁護士費用の支援などを享受できる制度となっている。他方、弁護士がアビジャンに集中しているにもかかわらず、弁護士が地方に行く時の交通費・宿泊費が支払われない。弁護士が地方に行くことが困難で、実質的に地方では法律扶助制度が機能していない。地方における第一審裁判所での重罪裁判も同様に、国選弁護人として弁護士が任命されても、弁護士に交通費・宿泊費が支給されないため地方に行けず、地方での重罪裁判が開催されず、未決拘留期間が長期化する要因となっている。
- 人材不足
司法官の数が不足しているが、予算の都合で人員を増やすことができない。1人の司法官では処理できない案件数を抱えており、未決拘留期間が長引く一つの要因となっている。
- 法・権利の知識・理解不足
裁判所で用いられる言語はフランス語であるが、非識字者のみならず、フランス語を話す人にとっても、フランス語の法律用語は難解で、法律や法的手続きを理解するのは困難である。法・権利の知識・理解不足や法律用語の難解さから生じるフォーマル・ジャスティスへの抵抗感は、司法へのアクセスを阻害する一因と考えられる。
- 司法関係者の汚職
政治家や司法関係者が裁かれることはなく、司法は公平ではないとみなされている。フォーマル・ジャスティスへの不信感を高める要因として指摘されている。
- 社会的・文化的慣習
特定のコミュニティにおいて、早期婚、強制結婚、FGMといったGBVに関連する文化的慣習が根強く実施されている。NGO等の啓発によりその数は減少しつつあり、また、これらを村レベルで把握した場合、警察、憲兵隊、ソーシャルセンターなどの公的機関と連携・協力して女性を保護するケースも増加しつつある。しかし、これらのGBVを含め、刑事の事案を村レベルで調停し、公的機関に通報しないコミュニティもまだ多く存在すると言われている。

この背景には、一般的に刑務所のイメージが非常に悪く、被害者の保護よりも、加害者が刑務所送りにならないことが重要とみなされているためとされる。このように、被害者よりも加害者の保護が優先される場合もあり被害者の保護及び人権の観点から課題である。

- 裁判手続きのICT化の遅延

裁判手続きのICT化は、裁判を受ける人々が裁判所に足を運ぶ必要をなくし、移動に要する時間、交通費を大幅に削減でき、司法への物理的なアクセス改善に貢献する。しかし、大多数の裁判所ではインターネット接続自体が配備されておらず、裁判手続きのICT化が実現できるような状況ではない¹⁸⁹。

- 持続性

法律扶助制度を持続的に運営していくためには、司法省が必要な予算を確保し、特に弁護士報酬を引き上げることが重要である。以前はUNDPなどのドナーの支援により、弁護士が地方に行く際の交通費・宿泊費が支給されていたが、プロジェクト終了後に資金が途絶えた。また、ローカルNGO（女性法律家協会）が運営する司法クリニックは脆弱層の法律相談、一般市民への法の啓発、法律扶助の申請支援などで大きな役割を果たしているが、運営費はドナーの資金に依存している。しかし、司法クリニックは司法省の公的な組織になる予定であり、持続的な運営予算が確保される見込みである。

7.11 JICA の支援方策と当該方策に関する評価、留意点

(1) パラリーガル

司法省は、現在ローカルNGOがドナーの支援を受けて運営している司法クリニックを、司法省の公的な組織にするため、法改正を行っている。司法クリニックが正式に司法省傘下の組織となった場合、司法クリニックのスタッフをパラリーガルとして認定する仕組みが必要になると想定される。そのため、英語圏アフリカのパラリーガルの制度や能力強化の事例を学び、将来的に参考にすることは意義がある。

(2) ICT

e-filing 及び e-case management を導入するための法整備はなされているが、ICT化は実施されていない。司法セクターのICT化を促進するため、既に司法セクターのICT化が進展しているルワンダにおいてIECMSの事例などを学び、自国のICT化に役立てることも一案である。

コートジボワールは、2016年にJICAの協力で設置されたコールセンターが、他のドナーの支援も得ながら徐々に規模を拡大している。オペレーターが使用するQ&Aも、ニーズに沿って更新を重ね、設置当初は100項目であったが、現在は約650項目まで増加している。これらの経験をコートジボワールが他国に共有し、他国でのコールセンターの設置を技術的に支援することは、コートジボワールの自信を高めるとともに、コールセンターの発展や改善にも寄与するものと思われる。

¹⁸⁹ 現在、Plateau, Yopougon, Dabou、今後はTiassaléの裁判所で裁判所のICT化パイロットプロジェクトが実施されている（司法省民事・刑事局との面談：2021年6月21日）。

(3) モバイルリーガルクリニック

都市部から離れた農村部において、法・権利の啓発を実施し、社会的・文化的慣習と関連した課題に対応していくことは、GBVなどの刑事事件の被害者の保護や支援の観点からも重要である。モバイルリーガルクリニック用のトラックを供与することで、農村部での法・権利の啓発活動の拡大に活用することは、有益である。

(4) OSC

コートジボワールでは、UNDPの支援で南西部4州の数カ所の警察署及び憲兵隊にジェンダーデスクが設置されている。また、これらのジェンダーデスク、第一審裁判所、控訴院、司法クリニック、女性・家族・子供省の関係者で形成されるGBVプラットフォームが設置されている。しかし、このようなプラットフォームが存在する地域はドナーが支援した地域に限られており、また、保健省や教育省との連携も行われていない。

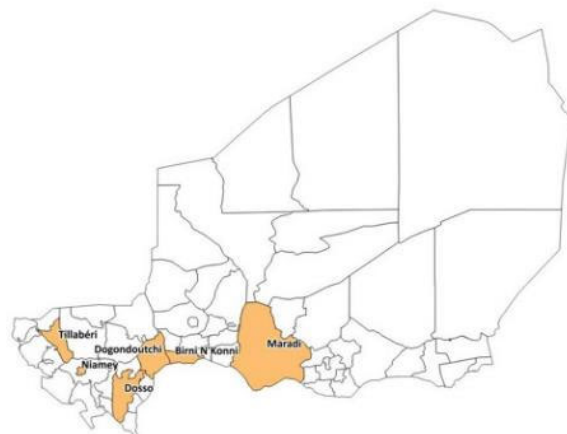
また、域内のフランス語圏アフリカ諸国では課題やニーズは類似しており、これらを解決するための各国の取り組みを共有し、自国での課題の解決に活用することも、意義が高い。

第8章 ニジェール国に関する調査結果

8.1 サマリー

(1) 調査対象地

ニジェールは、ニアメ特別州 (Region) 及び7つの州の合計8州で構成され、これらの州は63県 (Departement) に分かれている。本調査では、首都からのアクセスや治安を考慮し、都市2カ所 (ニアメ、ティラベリ)、地方5カ所 (ティラベリ、ドッソ、マラディ、ドゴンドウッチ、ビルニンコニ) を対象に、ローカルコンサルタントのネットワークを活用し、調査を実施した。



出典：JICA 調査団

図 8.1 調査対象地

(2) 調査概要

フォーマル・ジャスティス：旧宗主国のフランス

と同様に法体系は大陸法 (Civil law) である。2010年11月25日の第7共和国憲法第116条¹⁹⁰により、司法権は、憲法裁判所、破棄院、國務院、会計検査院、裁判所によって行使されると規定されている。裁判制度は第一審に大審裁判所及び小審裁判所、第二審に控訴院、最上位に破棄院・國務院が置かれている。ニジェールは国土が広く物理的に裁判所へのアクセスが困難であること、識字率が低く法律や訴訟手続の知識が普及していないことに加え、裁判での紛争解決方法は文化・慣習と大きく異なるとみなされていることなどから、都市部ではイスラム教指導者、農村部では伝統的なチーフによるインフォーマル・ジャスティスによる紛争解決が活発に行われている。また、都市部には、公務員や公共機関の苦情申し立てを受け対処する共和国斡旋官、商事分野の調停・仲裁を行う調停・仲裁センター、国家人権委員会などのADR機関が存在する。

インフォーマル・ジャスティス：都市部では、各地区レベルに存在する地区チーフ、宗教指導者の調停の下、紛争解決が行われている。地方部では、村、遊牧民集団の伝統的なチーフの下、調停が行われている。暴力などの刑事事件やGBVに関し、宗教指導者、伝統的なチーフと公的機関との連携・協力がみられる場合もある。

法律扶助サービス：2011年に設置された国家司法支援・法律扶助事務局 (Agence Nationale de l'Assistance Juridique et Judiciaire : ANAJJ) が、本部及び全国の大審裁判所内で法律相談や貧困層・脆弱層のために裁判費用等の支援を行っている。法律扶助の申請の多くは弁護士費用の支援依頼であるが、国が弁護士に支払う報酬が少なく、特に地方での弁護士の動員は困難である。その対策として、司法省はパラリーガル (Défenseurs Commis d'Office : DCO) の制度を設けている。DCOは地方で裁判書類の作成支援に加え、特に脆弱層の裁判、重罪裁判及び少年事件の裁判で弁護を行う。DCOの多くは教員か法学専攻の学生である。

¹⁹⁰ Constitution de la VIIème République du 25 Novembre 2010

ICTの活用：IT機器の不足や裁判所のインターネットが整備されていないなど、ICT導入の前提条件が備わっていない。記録は紙ベースで保存されている。

司法アクセスの課題：法律扶助予算の不足、司法官の人材不足による案件の滞留、弁護士のニアメへの一極集中といった地域間格差に加え、社会的・文化的慣習とフォーマル・ジャスティスの相違が相まって、司法への信頼が低いことが挙げられる。また、低い識字率や難解な法律用語、法・権利の知識・理解不足も、フォーマル・ジャスティスへのアクセスを困難にしている要因の一つである。加えて、司法相談や法律扶助の運営がドナー依存で持続性が欠如していることなどの課題が存在する。

8.2 ガバナンス／司法セクター概要

8.2.1 司法制度

ニジェールの司法制度は、旧宗主国のフランスの影響を受け、法体系は大陸法（Civil law）で、憲法を最高法として、民法、刑法、商法（アフリカ商事法調和化機構：OHADA）、労働法などの成文法から構成されている。司法制度を規定する基本的な法令は、2010年11月25日付第7共和制憲法（Constitution de la VIIème République du 25 Novembre 2010）である。

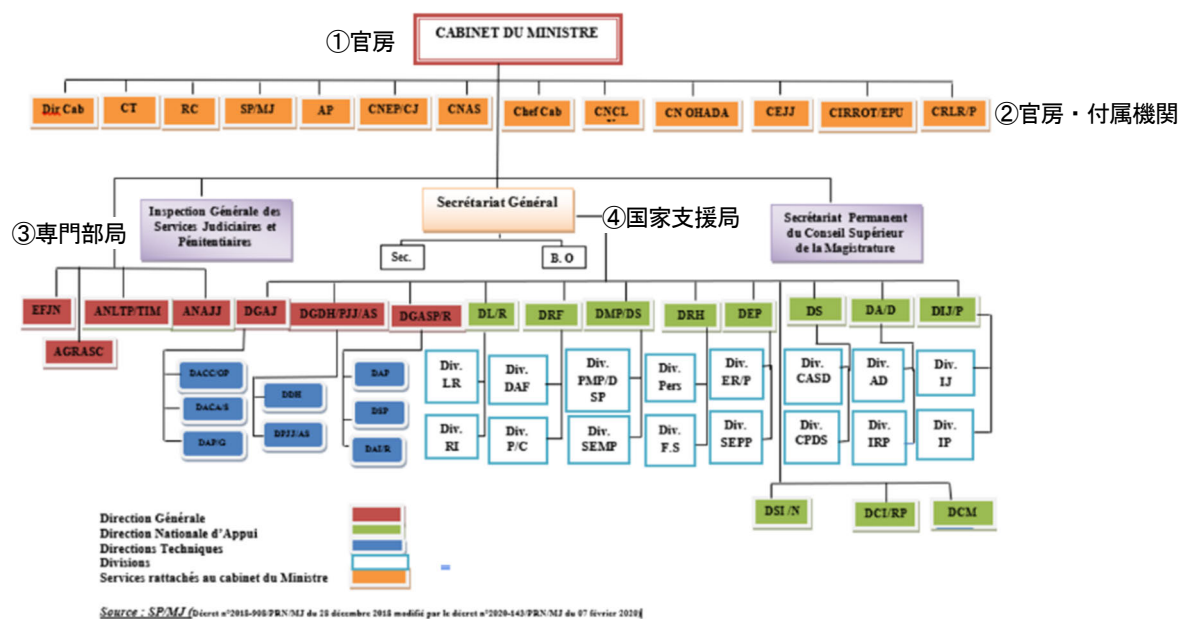
ニジェールでは成文法と慣習法が併存し、2018年の法律¹⁹¹により、結婚、離婚、贈与、相続などの民事の事案について、慣習法を適用することが規定されている。ただし、不動産登記がなされている土地については、同法の適用外となっている。また、ニジェールの人口の約99%はイスラム教徒¹⁹²で、イスラム教は慣習法に大きな影響を与えているとされる。

8.2.2 組織体制

司法省（Ministère de la Justice）は、図 8.2 の通り①官房、②官房・付属機関、③専門部局、④国家支援局、国家支援局の傘下にある各部局で構成されている。

¹⁹¹ 2018年6月1日付け第2018-37号ニジェール共和国組織と権限を定める法律（Loi N°2018-37 du 1er Juin 2018 fixant l'organisation et la compétence des juridictions en République du Niger）[url](#)

¹⁹² République du Niger, Recensement Général de la Population et de l'Habitat 2021[url](#)



出典：Ministère de la justice 2020, Annuaire des statistiques 2015-2019 édition 2020 より作成

図 8.2 司法・人権省組織図

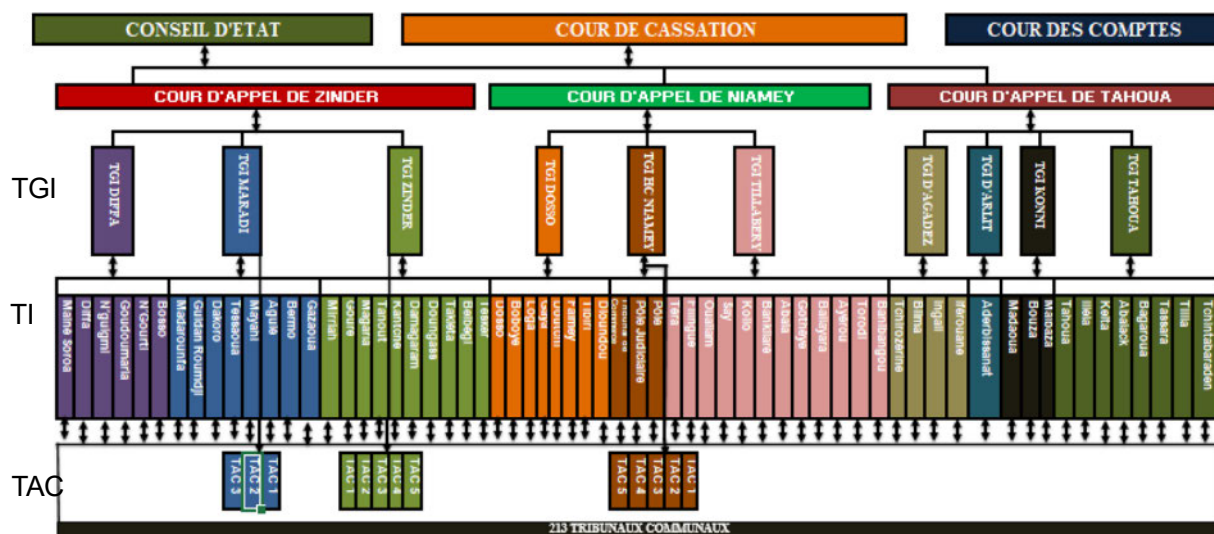
8.3 法的な紛争を解決するための制度とそのプロセス

8.3.1 裁判制度

ニジェールの裁判制度は、図 8.3 の通り、第一審を担当する下級裁判所の大審裁判所 (Tribunal de Grande Instance:TGI) 及び小審裁判所 (Tribunal d'Instance:TI)、上級院の控訴院 (Cour d'Appel)、最上位に司法裁判機関の最高機関である破棄院 (Cour de Cassation) 及び行政裁判機関の最高機関である国務院/ CONSEIL D'ETAT (Conseil d'Etat) が位置付けられている。また、閣僚の資産及び公的機関の支出の管理・調査をする会計検査院 (Cour des Comptes)、法律の合憲性の審査や大統領・議会選挙の投票活動の管理等を行う憲法院 (Cour Constitutionnelle) が置かれている。その他、例外裁判所として、ニアメに商事裁判所 (Tribunal de commerce)、国軍の違反事項を裁く軍事裁判所 (Tribunal militaire) が置かれている。

下級裁判所の大審・小審裁判所では、民事事件、商事事件、刑事事件及び少年事件を扱う。ただし、小審裁判所で扱う民事事件は 500 万 FCFA (約 9,000 米ドル) 以下の事案に制限されている。大審裁判所は各州に設置され、小審裁判所は 2018 年に制定された法で全国の県 (Department) 63 か所に設置されることになっているが、現時点では 35 か所に留まっている。また、15 か所のコミューン区 (Arrondissement communal) には、小審裁判所と同じ権限を持つコミューン区裁判所 (Tribunal d'Arrondissement Communal : TAC) が設置されることになっているが、実際にはニアメの 5 か所に留まっている。さらに、小審裁判所が存在しない農村コミューン (Commune rurale) には、213 か所のコミューン裁判所 (Tribunal communal) が設置予定であるが、予算や人員が不足しており、建設されて

いない。さらに、控訴院は各州に設置されることになっているが、今のところ3カ所 (Niamey、Tahoua、Zinder) に留まっている¹⁹³。



出所：Ministère de la Justice 2020, Annuaire des statistiques judiciaires 2015-2019 Edition 2020 より作成

図 8.3 ニジェールの裁判制度

8.3.2 裁判所以外の紛争解決制度

(1) インフォーマル・ジャスティス

裁判以外の紛争解決制度として、都市部では公務員や公共機関の苦情申し立てを受け対処する共和国斡旋官 (Médiateur de la République)、商事分野の調停・仲裁を行うニジェール調停・仲裁センター (Centre de Médiation et d'arbitrage du Niger: CMAN) のほか、都市部の各地区 (Quartier) の地区チーフ (Chef de quartier)、ニジェールイスラム教協会 (Association Islamique du Niger: AIN) などにより、紛争解決が行われている。なお、民事訴訟法、OHADA、農業法典、労働法典などでは、紛争当事者間での勧解 (Conciliation) を求める和解前置主義が採用されている。

地方部では、県庁 (Préfecture de département)、複数の村を管轄するカントン (Canton)、村 (Village)、イスラム教協会地方支部などが、市民の紛争解決を担っている。以下では、都市部のニジェール調停・仲裁センター、コミュニティレベル (地区、村、遊牧民集団)、イスラム教協会による紛争解決を概観する。

1) ニジェール調停・仲裁センター (Centre de Médiation et d'arbitrage du Niger : CAMAN)

ニジェール調停・仲裁センターは、ビジネス環境における法的保障を目的として、ニジェール商工手工業会議所 (Chambre de Commerce, d'Industrie et d'Artisanat du Niger) を通じて、世界銀行やその他の組織の支援を受け、2014年12月¹⁹⁴に設立された。主要な目的は、商事分野の紛争を迅速に解決する

¹⁹³ 2018年6月1日付け第2018-37号ニジェール共和国組織と権限を定める法律 (Loi N°2018-37 du 1er Juin 2018 fixant l'organisation et la compétence des juridictions en République du Niger) [url](#)

¹⁹⁴ Décision N°00014/CCIAN/PDT du 5 Décembre 2014

ことである。調停及び仲裁の内容は、ほぼ債権回収に関するものである。調停の期間は多くの場合2ヶ月間で、最大で3ヶ月間であるが、最近では1日で終了することもある¹⁹⁵。調停は解決策を提案するので、調停案を受け入れず合意に至らなかった場合は、アビジャンにある司法仲裁裁判所(CCJA)に持ち込まれる。他方、仲裁の期間は6ヶ月間で、3名の仲裁人により構成される。仲裁人は弁護士、法律家、医師、建築家など多岐にわたる。各紛争に関連する専門家が仲裁人となり、法律家に不足している知識を補足する役割を担っている。仲裁は仲裁人が当事者のどちらに非があるかを判断し裁くので、CAMANで事案が完結し、調停のようにCCJAに持ち込まれることはない。調停及び仲裁の件数、利用にかかる費用は以下の通りである¹⁹⁶。

- 調停及び仲裁の件数

調停：2016年3件、2017年7件、2018年14件、2019年13件、2020年13件

仲裁：2016年2件、2017年3件、2018年5件、2019年3件、2020年2件

- 調停・仲裁の費用

調停：2万FCFA（約35米ドル）の事務手数料を支払う。調停人の報酬額は紛争の金額規模により、その額は公表されている。紛争の金額規模が100万FCFA（約1,800米ドル）以下の場合、調停人の報酬額は7.5万FCFA（約135米ドル）、5千万～1億FCFA（約9万～18万米ドル）の場合、紛争金額の0.25%（約225～450米ドル）となる。

仲裁：3万FCFA（約55米ドル）の事務手数料を支払う。仲裁人の報酬額は紛争の金額規模により、その額は公表されている。

紛争の金額規模が500万FCFA（約9,000米ドル）以下の場合には15万FCFA（約270米ドル）、5千万～1億FCFA（約9万～18万米ドル）の場合には紛争金額の1%（約900～1,800米ドル）となる。

CAMANは首都ニアメにしか存在せず、地方からのアクセスは困難である。利用者が低迷しており、周知のための広報施策が必要となっている。

2) コミュニティレベルでの調停

最小行政単位である都市部の地区(Quartier)、地方部の村(Village)、遊牧民集合体(Fraction)では、伝統的なチーフが存在し、これらのチーフのもとで住民が直面する法的課題について調停が行われている。2015年に公布された伝統的チーフの身分規定に関する法¹⁹⁷で、「伝統的チーフは、慣習、民事、土地の取引に関する調停を行う権限がある」と規定されており、チーフは公的に権限を与えられ、コミュニティレベルで紛争解決を担っている。主な紛争の内容は、土地の権利、呪術による呪い、結婚に関するものである。村レベルでの紛争解決は、紛争当事者同士の話し合いに基づく和解を目的としたもので、平和と社会的統合を促進し、紛争を予防することである。コミュニティレベルで解決できなかった場合は、土地紛争は県知事、その他は警察、憲兵隊、裁判所に持ち込まれる。

¹⁹⁵ Décision N°00014/CCIAN/PDT du 5 Décembre 2014

¹⁹⁶ ニアメ調停・仲裁センターからの聞き取り（2021年6月16日）。実質的に機能し始めたのは2016年からである。

¹⁹⁷ Loi 2015-01 du 13 janvier 2015 portant statut de la chefferie traditionnelle en République du Niger [url](#)

3) イスラム教協会

国民の99%がイスラム教徒のニジェールには、1974年に設立されたイスラム教教会（AIN）が、イスラム教徒が直面する法的課題などの調停で大きな役割を果たしている。AINは首都ニアメに本部があり、各州・県・コミュニケーション・カントンレベルまでに支部が設置されている。AIN本部での聞き取りでは¹⁹⁸、相談内容の多くは結婚、離婚、相続、子供の養育などで、これらの相談に対し、イマームが調停を行う。調停はコーランに基づき、紛争当事者間の和解を目的に行われる。なお、暴力や傷害などの刑事事件に関することは調停の範囲外であり、警察や憲兵隊に通報することになっており、公的機関との連携・協力関係が見られる。AIN本部での調停は月曜日から木曜日の10時から13時に行っている。1日に100名程度が来て、25～30件程度の紛争を調停している。調停の時間は早ければ5分程度、長くて1時間程度である。調停に来る人の多くは貧しい人が多く、調停費用は要求しない。ただし、例えば妻からの離婚の相談で夫に召喚状を出す場合は、1通200FCFA（約0.4米ドル）、離婚の許可書は1,000FCFA（約1.8米ドル）、相続の分配は、相続額が100万FCFA（約1,800米ドル）の場合は5,000FCFA（約9米ドル）の手数料を受け取ることになっている。



イスラム教協会

8.4 法律実務家に関する基礎情報

8.4.1 法律実務家の数

(1) 弁護士 (Avocat)

ニジェール弁護士会に登録している弁護士は2021年時点で133名である。男女別の人数は、男性が122名（91%）、女性が11名（9%）となっており、女性の割合はわずかに1割弱に留まっている。弁護士の大多数はニアメ在住で、地方ではタワ（Tahoua）に1名が弁護士事務所を構えているのみで、地方における弁護士へのアクセスは極めて困難である¹⁹⁹。

(2) 司法官 (Magistrat)

ニジェールでは、フランスの制度と同様に、裁判官と検察官の双方を合わせて司法官と称する。司法官は2019年時点で421名²⁰⁰であり、男性は381名（91%）、女性は40名（9%）と弁護士と同様の男女比となっており、女性の割合が極めて少ない。

¹⁹⁸ 2021年6月17日に聞き取りに基づく。

¹⁹⁹ 弁護士会理事からの聞き取り（2021年6月16日）

²⁰⁰ Ministère de la Justice et des Droits de l'Homme (2020) *Annuaire des statistiques judiciaires et pénitentiaires 2018-2019* [url](#)

8.4.2 資格

(1) 弁護士

コートジボワールの章で記載の通り、ニジェールを含む UEMOA の加盟 8 カ国において、弁護士業の調和に関する共同体規定が定められており、同規定により共通の弁護士資格が定められている²⁰¹。弁護士資格の受験条件は 21 歳以上で法学修士 (Master 2 en droit ないしは Maîtrise en droit) を有していることである。UEMOA の加盟国内であればどの国でも試験を受験できるが、受験回数は 3 回までとなっている。

弁護士の資格試験は弁護士会が国立大学の法学部等と協力して作成し、弁護士会が実施する。試験合格者は、受験をした国の研修センターで 18 ヶ月の在学の研修を受け、その後弁護士職適格証書 (CAPA) を得るための試験を受験する。弁護士会の研修センターはなく、後述するニジェール司法研修校の教室を借り、講義を行っている。講師は弁護士である。CAPA の取得後、弁護士事務所です 3 年間の実務研修を受け、正式に弁護士資格を得ることになる。実務研修は UEMOA の加盟国内であればどの国でも実施可能である。また、10 年以上の経歴を有する司法官及び大学の法学部教授資格者 (Professeurs agrégés) は、資格試験を受けずに弁護士となる資格を有する。

(2) 司法官

司法官は、ニジェール司法研修校 (Ecole de Formation Judiciaire du Niger: EFJN) 内の司法学院 (Ecole de la Magistrature) で養成される。EFJN は 2 年前に設立され、それ以前は国立行政・司法院 (Ecole Nationale Administrative et de Magistrature: ENAM) で司法官が養成されていた。司法学院の受験資格は法学修士 (Master 2 en droit ないしは Maîtrise en droit) を有しており、40 歳以下であることが条件である。入学試験に合格し、24 ヶ月の研修を受ける。最初の 1 年は座学で、残りの 1 年は裁判所での実務研修である。実務研修の修了後に試験があり、合格すれば司法官となる。2 年に一回入学試験を実施しており、前回は 775 名の志願者のうち、47 名が合格した。

8.4.3 研修

上述の初期研修に加え、現職の司法官に対する継続研修は EDJN で実施される予定となっている。その他、ドナーのプロジェクトで、GBV や人身取引などの様々な継続研修が、弁護士や司法官に対し実施されるケースが多い。

8.4.4 弁護士の紛争解決への関与

(1) 弁護士の紛争解決への関与

弁護士は、民事・刑事裁判の訴訟などの通常の弁護士業務に加え、大審裁判所で実施される重罪裁判及び少年事件の裁判における弁護や裁判費用を支払えない貧困層が利用する法律扶助による弁護など、フォーマル・ジャスティスでの紛争解決に大きな役割を担っている。

²⁰¹ N° 05/UEMOA relatif à l'harmonisation des règles régissant la profession d'Avocat dans l'espace l'Union Economique et Monétaire Ouest Africain (UEMOA) [url](#)

(2) 報酬体系

弁護士の報酬については、上述の UEMOA 弁護士業に関する規定により、各自が自由に定めることが可能で、報酬額の下限・上限は決まっていない。一般的な報酬体系についての情報は得られていないが、扱う事案の内容や弁護士事務所の名声などにより、報酬額は高額になる。

法律扶助及び国選弁護人の弁護では、司法省から 1 案件につき弁護士会を通じ 5 万 FCFA (約 90 米ドル) の報酬が支払われる²⁰²。しかし、弁護士会によるとこの報酬額で弁護士を動員することは極めて困難である点が指摘されている²⁰³。同課題の対策の一つとして、弁護士会は弁護士研修生の実務研修の中に国選弁護人の弁護を取り入れている。他方、地方都市で行われる裁判の場合、報酬に加え別途 5 万 FCFA (約 90 米ドル) が支給されることになっているが、金額が不十分で、地方出張の間は通常業務ができず弁護士事務所の収入が減少するため、弁護士が地方に行くことは稀であるとされる。このため、国は後述するパラリーガル制度を設け、地方での弁護士の不在を補う仕組みを整備している。

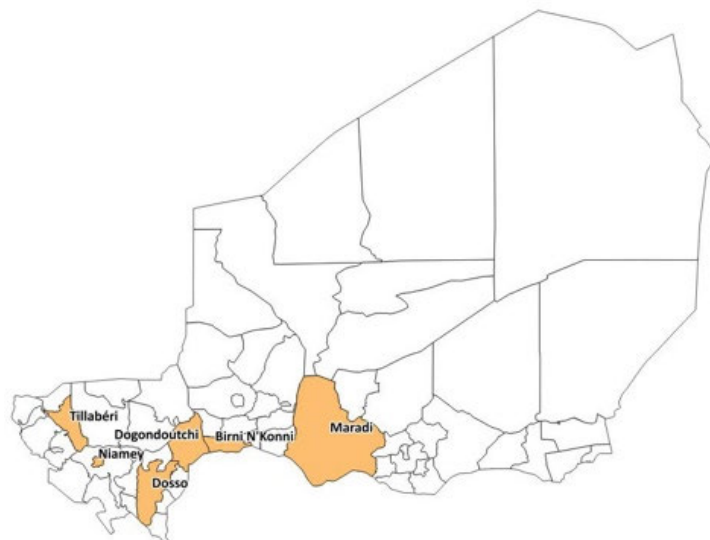
(3) プロボノ

若手弁護士で形成される弁護士ユース協会 (Association des Jeunes Avocats du Niger) により、無料の法律相談や法律扶助活動が不定期に実施されている。

8.5 司法アクセスにかかるニーズ

8.5.1 典型的な紛争とその解決方法

本調査では、首都からのアクセスや治安を考慮し、下表の通り、都市 2 カ所、地方 5 カ所を対象に調査を実施した。ニジェールの人口は約 2,200 万人 (2020 年の予測値) で、ニアメ特別州及び 7 つの州で構成される。



出典：JICA 調査団

図 8.4 ニジェールの調査対象地

²⁰² Décret n°2014-578/PRN/MJ du 26 septembre 2014 fixant les montants forfaitaires à verser aux défenseurs commis d'office et les dotations annuelles à verser aux barreaux

²⁰³ 弁護士会との面談 (2021 年 6 月 16 日)

表 8-1 ニジェールの調査対象地の概要

区分	都市名	概要
都市	ニアメ Niamey	ニジェールの首都で、行政及び経済の中心地。大審裁判所及び5つのコミューン区裁判所 (Tribunal d'Arrondissement Communal) が存在する。約130万人が暮らす。
	ティラベリ Tillabéry	首都近郊のティラベリ州の州都。州全体の人口は約362万人。大審裁判所及び小審裁判所 (Ouallam, Téra, Kollo, Say, Filingué, Torodi) が存在する。都市化率は6.3%*で大多数は農村部で暮らす。
地方	ティラベリ Tillabéry	同上。地方では農耕民のジェルマ、ソンガイ、グルマンチェ、遊牧民のトゥアレグ人や牧畜民のフラニ人が多く暮らす。
	ドッソ Dosso	首都近郊のドッソ州の州都。州全体の人口は約273万人。大審裁判所及び5つの小審裁判所 (Dogondoutchi, Loga, Birni N'Gaouré, Gaya, Falmey) が存在する。都市化率は8.9%*に留まっている。
	ドゴンドゥチ *Dogondoutchi	ドッソ州に位置する県で人口は約37万人。小審裁判所が存在する。
	ビルニンコニ *Birmi-N'Konni	タワ州に位置する。州全体の人口は約440万人。ビルニンコニ県の人口は約31万人。大審裁判所及び2つの小審裁判所 (Madaoua et Bouz) が存在する。
	マラディ Maradi	マラディ州の州都。州全体の人口は約452万人。大審裁判所及び6つの小審裁判所 (Mayayi, Téssaoua, Dakoro, Aguié, Guidan Roundji, Madarou) が存在する。都市化率は13%*である。

出所：Africa South of Sahara 2021 より作成

*は Institut National de la Statistique-Niger (2012), Recensement Général de la Population et de l'Habitat [url](#) の数字

(1) 典型的な紛争

都市部における法的課題は、土地の権利を巡る紛争、解雇や給与に関する労働・雇用関係、財産相続、結婚、離婚、子供の親権、DV等のGBVが多く見られる。地方部でも、全ての調査地で土地の権利を巡る紛争、家畜が農地を荒らす、農地拡大で牧草地が減少しているといった牧畜民と農耕民の紛争に加え、財産相続、結婚、離婚、子供の親権等の家族間の問題、邪術による呪い、DVに加え、早期婚、強制結婚などのGBVなどが見られる。

表 8-2 主な紛争課題

都市	地方
<ul style="list-style-type: none"> ● 土地紛争 ● 雇用の問題 ● 財産相続 ● 結婚、離婚、子供の親権、子供の養育費 ● GBV (DV等) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 土地紛争 ● 農耕民と牧畜民の紛争 ● 邪術による呪い ● 財産相続 ● 結婚、離婚、子供の親権 ● GBV

(2) 脆弱層の課題

ニジェールでは脆弱層とは、法律²⁰⁴で「貧困に陥り、食料不安に直面し、物理的にも経済的にも基本的なニーズを満たすことができないリスクに直面している人々」と定義されている。一般的には貧困層、障害者、DV被害に遭っている女性などが脆弱層とみなされる。脆弱層が直面する課題は上述の典型的な課題と同様で、大きな違いはないとされる。

²⁰⁴ Loi N°2018-22 du 27 Avril 2018 déterminant les principes fondamentaux de la protection sociale, Loi N° 2011-42 du 14 décembre 2011

(3) 市民の行政や司法に関する意識

2017年に国立統計局が全国で実施した「司法の腐敗とその他の社会現象に関する全国調査」²⁰⁵によると、「司法を大いに信頼している」が27.1%、「ほとんど信頼していない」が32.1%、「全く信頼していない」が8.21%となっており、残り32%は「司法制度について無関心である」と回答しており、司法を信頼している人は3割弱に留まっている。なお同調査によると、司法権の独立は保障されているかとの問いに対し、76%が分からないと回答しており、三権分立の定義を把握している人が少ないことが示されている。

首都ではイスラム教協会、地方では伝統的なチーフが紛争当事者の調停を行い、インフォーマル・ジャスティスによる紛争解決が活発に行われている。その背景には、国土が広く物理的に裁判所へのアクセスが困難であること、識字率が低く²⁰⁶、法律や訴訟手続きについて把握していないこと、法律相談や法律扶助のサービスが不十分、ないしは存在しないなどの要因が存在する。上述の司法の腐敗とその他の社会現象に関する全国調査によると、裁判所で訴えを起こしたことがある人は5%に留まっている。その理由として、訴訟手続きを知らないという法・権利の知識・理解不足や、費用が高い、時間がかかるという手続き面での不満に加え、裁判での紛争解決は文化・慣習とかけ離れているなどの理由も挙げられている。他方、コートジボワールのように、殺人、傷害、レイプ、FGMなどの刑事の事案は警察や憲兵隊に通報するなどのフォーマル・ジャスティスとの協力・連携が見られる。ただし、強制結婚及び早期婚については、イスラム教協会や伝統的チーフが介入し、問題を解決することが多いとされる。

8.6 司法アクセスに関する国家の制度及び政策

8.6.1 司法アクセスにかかる施策

(1) 国家政策：司法・人権国家政策（Politique Nationale Justice et Droits Humains : PNJDH）2014-2023

司法省は国家政策である経済・社会開発計画（Plan de Développement Économique et Social 2012-2015）に沿って、司法・人権国家政策（PNJDH）2013-2023²⁰⁷を策定している。PNJDHでは、法の支配と社会での司法の位置づけを強化し、ニジェールの民主主義の構築と発展に不可欠な柱とすることを上位目標としている。また、具体的な目標として、以下の3点が挙げられおり、司法アクセスの改善は主要課題の一つとなっている。

1. 司法に対する信頼を回復し、市民が司法制度を全面的に信頼できるようにする。
2. 司法へのアクセスを改善するため、司法サービスを利用する人々が直面する障壁を軽減・排除する。
3. 法の下での平等を実効性のあるものにする。

²⁰⁵ Institut national de la Statistique-Niger (2018), Enquête nationale sur la corruption en milieu judiciaire et autres phénomènes sociaux [url](#)

²⁰⁶ 15歳以上の識字率は35%にとどまる（World Bank, 2018）。[url](#)

²⁰⁷ Ministère de la justice, Document de Politique Nationale Justice et Droits Humains [url](#)

²⁰⁷ Ministère de la justice, Document de Politique Nationale Justice et Droits Humains [url](#)

2013年にPNJDHのフォローアップ・評価委員会が設置され²⁰⁸、2020年に実施されたフォローアップ会合では、司法アクセスについて物理的・社会的な距離があり、それらの改善が提案されている²⁰⁹。物理的な距離として、裁判所が予定通り新設されておらず裁判所までの距離が遠いことが指摘されている。また、社会的な距離として、フォーマル・ジャスティスは特に地方部の人にとって「他人事」とみなされており、怖い存在でニジェール人の慣習や文化とはかけ離れたものであると認識されていることが挙げられている。

(2) 法律扶助法

民事訴訟法の第61条及び第62条²¹⁰に、法律扶助（Assistance judiciaire）に関する規定があり、本条項には、脆弱で資力のない人に国家司法支援・法律扶助事務局（ANAJJ）により支弁されることが記載されている。ANAJJとは、2011年の法律²¹¹で設置された司法制度や法律の理解促進や法律相談及び貧困層・脆弱層のために裁判費用等を支援する国家機関である。ANAJJは全国の大審裁判所内に地方事務所を構えており、ANAJJの地方事務所で法律相談や法律扶助の申請を実施できる。



ANAJJ HQ office

8.6.2 司法アクセスに関する所管・組織

司法アクセスの担当部署は、上述の通り、ANAJJがその業務を担っている。

8.6.3 法律扶助の概要

(1) 法律扶助の概要

- 訴訟費用が必要であるが資力が乏しくその費用を工面できない人は、ANAJJに申請をする。申請者は脆弱性と資力がないことを示すため、申請理由と共に収入証明書及び貧窮証明書を提出する²¹²。ANAJJは申請理由及び証明書を確認し、支援の可否を決定する。
- ただし、少年事件の被告人、犯罪被害者の少年、障害者、重罪院の被告人、刑法第2・3・4・7章記載の暴力の被害女性、食料手当・相続の処分・子供の養育に関する依頼を申請する女性は、証明書の提出なしに法律扶助が支給される²¹³。
- 申請内容の多くは裁判での弁護士費用の依頼であるが、弁護士はニアメに集中しており、国が弁護士に支払う報酬も少ないため、特に地方で弁護士を動員するのは困難である。司法省は、地方において裁判書類の作成支援に加え、重罪裁判及び少年事件の裁判で弁護を補助するパラリーガル（DCO）の制度を設けている。DCOの選定基準は特にないが、その多くは教員か法学専攻の学

²⁰⁸ Arrêté n°00048/PM/MJ du 05 mars 2013

²⁰⁹ Ministère de la justice, Rapport de suivi de la mise en œuvre des conclusions et recommandations des états généraux de la justice Janvier 2020 [url](#)

²¹⁰ Code de procédure civile [url](#)

²¹¹ Loi n° 2011-042 du 14 décembre 2011, fixant les règles applicables à l'assistance juridique et judiciaire. [url](#)

²¹² DECRET N° 2014-004/PRN/MJ du 3 janvier 2014 fixant les critères et les modalités de la preuve de l'indigence pour bénéficier de l'assistance judiciaire [url](#)

²¹³ loi n° 2011-042 du 14 décembre 2011, fixant les règles applicables à l'assistance juridique et judiciaire.

生が担っている。DCO は司法省の省令 (arrêté) により任命され、任期は 1 年間である。基本的にボランティアで無報酬であるが、国の規定で 1 案件につき 5 万 FCFA (約 90 米ドル) の報酬を受け取る権利がある。DCO はニアメ以外の大審裁判所 9 か所に 54 名、小審裁判所 12 か所に 54 名配置されている。

(2) 法律扶助の予算

AJAJJ によると、法律扶助予算は ANAJJ が設置された 2011 年には 1.8 億 FCFA (約 32 万米ドル) であったが、年々予算が削減され、2020 年は 40 百万 FCFA (約 7,200 米ドル) である。この金額の 50% は弁護士会に配分される。

(3) 法律相談・法律扶助の提供状況と担い手・利用者層

1) ANAJJ

2019 年度 (2018 年 10 月から 2019 年 9 月) に全国の ANAJJ に寄せられた法律相談の件数は以下の通りである。主な相談内容は、子供の親権や離婚などの家族間の問題、また、給料の未払いや解雇などの個人と組織間の問題である。

- 2019 年 (2018 年 10 月から 2019 年 9 月) の法律相談件数 : 9,487 件
- 内訳 : 女性 2,033、男性 6,195、18 歳以下の少女 215、少年 1,044

なお、多数の法律相談は、UNDP が雇用している国連ボランティア (UNV) が、各地の大審裁判所内に設置されている法律扶助地方事務所で開催しているものである。UNDP によると、UNV はニジェール人で、大学で法学を専攻した者となっている²¹⁴。

2019 年度に ANAJJ が支援した法律扶助の件数は以下の通りである。

- 2019 年 (2018 年 10 月から 2019 年 9 月) の法律扶助の件数 : 1,407 件
- 内訳 : 女性 112、男性 483、18 歳以下の少女 181、少年 628

ニアメ大審裁判所内に設置されてある ANAJJ 地方事務所の 2021 年 1 月から 3 月までの法律相談及び法律扶助の申請件数は以下の通りである。法律相談件数は 1 日あたり 2~3 件程度に留まっている。その要因として、法律相談は大審裁判所ではなく、よりコミュニティに近い小審裁判所で多く寄せられていることが挙げられた。また、法律扶助は裁判費用の支援を依頼するものであり、2 件の申請ともに承認された。

- 法律相談 : 152 件 (内訳 : 女性 50、男性 90、18 歳以下の少女 10、少年 2)
- 法律扶助 : 2 件 (内訳 : 男性 2 名)



ニアメ大審裁判所内の ANAJJ 事務所

²¹⁴ UNDP からの聞き取り (2021 年 6 月 18 日)

2) NGO

司法アクセスの改善に関する活動を行っているローカル NGO は多くはなく、以下に代表的な団体を挙げる。

- ニジェール人権擁護協会 (Association Nigérienne de Défense des Droits de l'Homme :ANDDH)

民主主義体制への移行期の 1991 年に、人権擁護や人権を促進するため、数名の活動家により設立された NGO である。国際人権連盟 (FIDH) の加盟団体であり、常勤スタッフは 3-4 名で、現在は各州の州都に支部を構えている。現在は、UNDP、UNFPA、UNICEF、UN Women が拠出する Niger Spotlight Country Programme (Spotlight) において、法律相談を実施している。本プロジェクトでは、UNDP が ANAJJ と契約を結び、ANDDH は ANAJJ から法律相談の業務委託を受け実施している²¹⁵。

- リーガル・クロニクル (Chronique juridique)

ニジェール人女性司法官が、市民の法の知識・理解不足に危機感を覚え、2014 年から Facebook を活用して法の啓発活動を開始したのが発端である。SNS での相談や連絡が 1,000 件を超えた頃から、一人で運営できる範囲を超えたため、2019 年に事務所を構え、現在はボランティアスタッフと常勤スタッフ 1 名で運営している。Facebook での法の啓発活動が話題を呼び、メディアからの依頼で、現在は毎週金曜日 17 時にコミュニティラジオでフランス語、ジェルマ語、ハウサ語、フラニ語、アラビア語の 5 つの言語で法律の説明や普及を行っている。説明はまずフランス語で行うが、多くの人が理解できるように、簡単なフランス語で伝えるように試みている。アフリカは元々口承伝承の文化で、ニジェールは識字率が低いこともあり、ラジオやテレビでのメディアを通じた啓発に力を入れている。全国各地にネットワークがあり、100 名のボランティアスタッフがいる。法律相談を行う司法クリニックも事務所、電話、メールで実施している²¹⁶。

3) 宗教団体 (イスラム教協会)

既述の通り、イスラム教協会が信者の法的課題にかかる調停を実施している。イスラム教団体では、早期婚に関する警告や女子に教育を受けさせるように、コミュニティラジオ等で啓発も行っている。

4) 国家人権委員会 (Commission Nationale des Droits Humains : CNDH)

2012 年に人権の擁護・保護・促進のために設立された国家機関で、市民からの人権侵害に関する通報・苦情を受け付け、必要に応じ捜査を行う。主な人権侵害に関する通報・苦情は、テロリストによる誘拐等で行方不明になった人 (Dispartion forcée、強制失踪)、少年院での長期拘留、恣意的な拘留などに関するものである²¹⁷。

5) パラリーガル

司法省は、地方において裁判書類の作成支援に加え、重罪裁判及び少年事件の裁判で弁護を補助するパラリーガル (DCO) の制度を設けている。DCO は ANAJJ が管轄している。DCO の選定基準は特にないが、その多くは教員か法学専攻の学生が担っている。DCO は司法省の省令 (arrêté) により任

²¹⁵ ANDDH からの聞き取り (2021 年 6 月 16 日)

²¹⁶ Chronique juridique からの聞き取り (2021 年 6 月 17 日)

²¹⁷ CNDH からの聞き取り (2021 年 6 月 15 日)

命され、任期は1年間である。基本的にボランティアで無報酬であるが、国の規定で1案件につき5万FCFA（約90米ドル）の報酬を受け取る権利がある²¹⁸。現在、DCOはニアメ以外の大審裁判所9カ所、小審裁判所12カ所に合計54名が配置されている。なお、教員や法学部の学生が中心であり、法律や司法手続きに熟知しているわけではないため、能力強化が求められている。しかし、DCOに対する研修は体系的に実施されていない。

(4) 司法アクセスの質の向上のための施策

ニジェールでは法律扶助を専門に行うANAJJが設置されているが、予算が十分になく、法律扶助で特に必要とされる弁護士を動員するのが困難である。そのため上述のとおりパラリーガル制度（DCO）を設けているが、法律扶助予算の引き上げとともに、DCOの能力強化はPNJDHのフォローアップ会合でも指摘されており、必要であろう。

8.6.4 コールセンターの存否

(1) 司法省

2011年に国連腐敗防止条約に対応するため、司法省内に市民が司法セクターの汚職通報・苦情申立を行うことができる無料のホットライン（ligne verte）が開設された。無料ホットライン（08001111）は、司法省の無料ホットライン調整ユニット（Cellule de coordination de la ligne verte）が運営している。7名から構成されるメンバーが、汚職通報・苦情申立の内容を精査し、必要に応じ、検事局に捜査を依頼する。メンバーは執行官、公証人、司法官組合、弁護士会、検察官、市民社会2名である。他方、予算が不足しており、メンバーを召集し会議を開催することも困難である。

電話の受付は8-17時までであり、2名で対応している。電話は固定電話でなく携帯電話であるが、事務所の外に持ち出すことはなく、担当者が不在の場合にはつながらない。2020年の汚職通報・苦情申立件数はわずか10件であった。主な苦情は汚職の通報ではなく、裁判手続きが進まないことや、手続き自体ができないという司法アクセスへの課題に関するものであった。汚職通報・苦情申立件数が低迷しているのは、広報や啓発を行う予算がなく、無料ホットラインの存在自体が知られていないことが主な要因とのことである。年々予算が削減され、当初は5つの通信会社からの電話が通話料無料で利用できたが、現在はZamani（旧Orange）1社のみとなった²¹⁹。

(2) ローカル NGO

既述の通り、ローカル NGO の ANDDH 及び Chronique juridique により、電話による法律相談が実施されている。

(3) コールセンター設備費

司法省無料ホットラインは携帯電話で運営されている。受電内容を分析するソフトウェアもなく、設置費用は携帯電話購入費用のみである。また、国家情報庁（Agence Nationale pour la Société de

²¹⁸ DECRET N° 2014-578/PRN/MJ du 26 septembre 2014 fixant les montants forfaitaires à verser aux défenseurs commis d'office et les dotations annuelles à verser aux barreaux [url](#)

²¹⁹ 司法省無料ホットライン調整ユニットからの聞き取り（2021年6月14日）

l'Informationによると、一般的な固定電話のコールセンターの設置費用は1,200万～1,500万FCFA（約2万～2.7万米ドル）である。

8.7 司法アクセスを支えるインフラ及び広報ツール

8.7.1 通信

ラジオ及びテレビの普及率についての統計データは得られていないが、NGOよりラジオでの法の啓発が実施されており、ラジオは最も利用されているメディアであると考えられる。また、インターネットの普及率は、わずか5%（2018年）²²⁰と極めて低い状況となっている。

8.7.2 教育制度

(1) 初等・中等教育

初等教育及び中等教育では、法に関する授業は行われていない。しかし、公民・道徳教育（Instruction civique et morale）において、人権や公民権についての講義が行われている。

(2) 高等教育

大学の法学部では、第1・第2年次で法律の基礎を学び、第3年次で一部公法と私法を選択し、講義を受ける。仏語圏の教育システムでは3年間で学士号、2年間で修士号を取得できる。修士課程では、1年目から公法ないしは私法のコースに分かれて学ぶ。以下はニアメにある国内最大の国立大学であるアブドゥウ・ムムニ・ニアメ大学（Université Abdou-Moumouni de Niamey）の法学部のカリキュラムを示した表である。

表 8-3 アブドゥウ・ムムニ・ニアメ大学の法学学士過程のカリキュラムの概要

1年目	2年目	3年目
基礎科目 ● 法学入門 ● 憲法1・2 ● 民法1：人格権 ● 民法1：家族法 補足科目 ● 司法制度 ● 人権入門 ● 国際関係 ● 制度史 ● 政治学入門 ● 社会学入門 ● 政治経済 ● 文献リサーチ入門	基礎科目 ● 民法1 ● 民法2：債権一般理論 ● 行政法1・2 補足科目 ● 物権法 ● 公共財政1・2 ● 刑法一般 ● 政治学：基礎的コンセプト ● 行政制度 ● 契約各論 ● 開発経済 ● 刑事訴訟 ● 農業法 ● グローバル化：争点・課題	（公法基礎科目） ● 国際公法1・2 ● 行政法：公務員制度 ● 行政法：物権法 （公法選択科目） ● 公的自由 ● 国際人権法 ● 共同体法 ● 担保法 ● 行政訴訟 ● 政治思想史 ● 商法 ● 社会法 （私法選択科目） ● 婚姻制度 （私法選択科目） ● 担保法 ● 国際私法 ● 経済刑法 ● 基本的自由

²²⁰ World Bank, Individuals using the Internet (% of population) [url](#)

		<ul style="list-style-type: none"> ● 民法：婚姻制度・相続 ● 社会法 ● 行政訴訟 ● 国有財産
--	--	---

表 8-4 アブドゥウ・ムムニ・ニアメ大学の法学修士課程のカリキュラムの概要

1年目		2年目	
【公法】 必須科目 <ul style="list-style-type: none"> ● 行政法 ● 自治体憲法と人権 ● 地方自治体の地位・組織・機能・権限 ● 地方自治体のガバナンス：民主化と公民権 ● 行政文章 ● 書類・データの分類・保存 ● 労働の組織 選択科目 <ul style="list-style-type: none"> ● パブリックサービス ● 英語 ● 衛生と衛生管理 	【私法】 必須科目 <ul style="list-style-type: none"> ● 信用取引 ● 経営難企業法 ● 刑法各論1・2 ● ビジネス税法 ● 危機の予防と調停手続き 選択科目 <ul style="list-style-type: none"> ● 保険法 ● 慣習法 ● 国際私法 ● 環境法 ● 仲裁法 ● 競争法 ● 銀行法 ● 交通法 (OHADA) ● 国際刑法 	【公法】 必須科目 <ul style="list-style-type: none"> ● 自治体公共財政 ● 自治体の財源、予算策定、予算執行 ● 身分登録簿 ● 国土整備・都市計画 ● 国有財産 ● 自治体計画 ● 地方経済 ● コミュニティポリス ● 自然資源 ● 道徳・職業倫理 ● マネジメント 修士論文	【私法】 必須科目 <ul style="list-style-type: none"> ● 民法：市民の責任 ● 商法（企業形態） ● 特定契約条項 ● 証拠法 選択科目 <ul style="list-style-type: none"> ● 共同体司法裁判所訴訟 ● 証券取引法 ● 刑法(刑の執行と修復) ● 比較法 (EU、アメリカ、中国) ● 調査方法・倫理 ● IT と法 ● 商事裁判所 ● 行政文書 修士論文

1) 成人教育

NGOによる不定期の啓発が行われている程度で、制度的には実施されていない。また、新しい法律が公布された際も、特に啓発は行われておらず、成人が法律や司法手続きについて知る機会ほとんどないのが実情である。

8.7.3 広報ツール

(1) ホームページ

司法省のHPには、最新ニュース、司法制度、司法統計、調査報告書の公開、また、「司法とあなた」というページでは、訴訟手続き、司法官、書記官、弁護士などの役割の紹介、モバイルコート、犯罪記録などに関する項目が設けられている。しかし、現時点では、訴訟手続き以外の情報は工事中となっている。

(2) ソーシャルメディア

ニジェールで広く利用されているSNSはFacebookであるが、司法省はFacebookでの情報発信はしておらず、モバイルアプリケーションを使用した広報活動も行われていない。Chronique juridiqueはFacebookで自身の活動や法律について発信しているが、Twitterやモバイルアプリケーションを使った広報や啓発は実施されていない。

ニジェール政府は、2021年に公共サービスに関する情報提供サイトを開設した。同サイトには法律のページが設置されており、犯罪記録証明の取得方法などが記載されている。

サイト：<https://www.service-public.ne/fr/demarches/55>

(3) 従来のメディア

上記同様、ローカルNGOのChronique juridiqueより、ラジオやテレビ番組を活用した法律教育や司法制度に関する啓発活動が行われている。

8.8 司法制度における ICT の導入

8.8.1 ICT 導入についての政策

司法・人権国家政策（PNJDH）2013-2023²²¹では、ICT化を促進し、司法システムの近代化を促進する意向が示されている。また、デジタル化を導入するための法整備もなされている。しかし、首都ニアメを除く裁判所ではインターネット回線が整備されておらず、司法のICT化を促進するための前提条件が整備されていない。また、PC等のIT機材は古く、更新が必要なものが多い。また、裁判所の情報は電子データではなく、紙ベースで保存されている。司法省の統計年鑑2020年版を作成する時は、情報収集チームが設置され、同チームが各地の裁判所を訪問し、紙ベースの記録を確認してデータを収集・整理した²²²。ICT化の遅延により、データ収集に時間とコストがかかる状況となっている。

8.8.2 ICT 導入の状況

(1) e-filing、e-case management

e-filing、e-case management ともに導入されていない。

(2) e-court

e-court システムはまだ運用されておらず、現時点では導入予定もない。

8.9 ドナー分析

司法アクセス分野で活動する主要ドナーは、UNDP、IDLO 等である。

(1) UNDP

以下のプロジェクトを実施中である。

- プロジェクト名：Niger Spotlight Country Programme (Spotlight)
- 期間：2019–2024年（第1フェーズ2019–2021、第2フェーズ2021–2024）
- 予算：第1フェーズ1,700万米ドル、第2フェーズ600-700万米ドル
- ドナー：EU
- 実施機関：UNDP、UNFPA、UNICEF、UN Women

²²¹ Ministère de la justice, Document de Politique Nationale Justice et Droits Humains [url](#)

²²² 司法省情報・デジタル化システム局からの聞き取り（2021年6月14日）。

- 活動内容：本プロジェクトは GBV に特化したプロジェクトで、ニジェールを含むアフリカ 9 カ国²²³で実施している。UNDP は、①法律相談・法律扶助、②刑事司法人材の能力強化、③司法省・裁判所の ICT 化を支援。
 - ① 司法クリニックを各地に設置し、GBV の被害者を中心に無料で法律相談にあたっている。法律相談は、法学学士を有する若いニジェール人を国連ボランティアとして派遣し、実施している。司法クリニックでは、電話での相談は実施していない。貧しい人は携帯電話を持っていない場合も多く、クリニックを訪れ直接相談をしてもらうようにしている。司法クリニックに関する広報もしているが、活動については主に口コミで広がっている。
 - ② 犯罪の捜査、訴追、判決に関わる司法警察官、検察官、裁判官に対し、GBV やテロリズムの対処に関する能力強化を実施している。テロリズムに関する移動法廷も実施している。
 - ③ 裁判所に IT 機材を供与し、紙からデータへの情報管理を促進し、IT 機器の能力強化も行い、統計を容易に入手できるようにしたいと考えている。UNDP としても、活動の成果をはかるために統計が必要であるが、裁判所では紙で情報を管理しているので、統計の入手が非常に難しい。また、データを集約化し (guichet unique)、場所を問わず必要なデータを入手できるようにしなければならないと考えている。

(2) IDLO (International Development Law Organization)

IDLO は法の支配の促進を目的とした 37 か国の政府間組織である。以下のプロジェクトを実施中である。

- プロジェクト名：Programme Lead
- 期間：2020 年 4 月-2024 年 8 月
- ドナー：オランダ政府
- 対象国：ニジェール、マリ、ブルキナファソ
- ニジェールの対象地域：Tahoua, Konni, Tillaberi, Dosso (ニジェール司法省との協議に基づき選定)
- 目的：刑事司法分野における質の改善、アクセスの改善、人権の尊重、事件処理の速度、透明性の確保、ジェンダーへの配慮を改善する。
- 活動内容：刑事司法プロセス（捜査、訴追、判決）に関与するアクターの能力強化、刑事司法プロセスに関する CNDH 及び NGO のモニタリング能力の強化、司法手続きや法の啓発を行い、司法アクセスを改善する。ANAJJ とは、刑事司法の裁判において、脆弱層の法律扶助支援を行っている。

(3) AFD

- プロジェクト名：Appui à la justice et à la sécurité au Niger:AJUSAN (ニジェール司法と治安支援プロジェクト)
- 期間：2017 年-2021 年
- ドナー：EU
- 予算：600 百万ユーロ

²²³ Spotlight Initiative ウェブサイト [url](#)

- ニジェールの対象地域：不明
- 目的：貧困の撲滅に貢献し、持続可能で包括的な成長を促進し、民主的で経済的なガバナンスを強固にする。司法分野は、司法関係者の能力強化を目指す。
- 活動内容：
 - ① 国境を越えた犯罪、人身売買、移民の違法取引との戦いに適切に対応するため、特に刑事司法プロセス（捜査、訴追、判決）を改善する。
 - ② 国家人身売買と不法移民売買対策庁（Agence Nationale de Lutte contre la traite des Personnes et de Trafic Illicite de Migrants）を支援する。
 - ③ 国境を越えた犯罪に対応するための国際捜査共助を強化する。

8.10 司法アクセスの制度の課題

司法アクセスの制度の課題としては、法律扶助の予算不足、人材不足、地域間格差、法の知識・理解不足、持続性の課題などが挙げられる。

- 法律扶助の予算不足
法律扶助は各地方の裁判所で申請ができ、申請理由が妥当で資力がないことが証明されれば、弁護士費用の支援などを享受できる制度となっている。他方、法律扶助予算が年々減少していることに加え、弁護士に支払う報酬も少なく、弁護士の動員は困難である。
- 人材不足
司法省は司法官の人数を国際的規範に沿って人口2万人に1人の割合で育成することを目標としているが、現在は5万人に1人の割合となっており、司法官の数が不足している。しかし、国立司法学院の収容能力や予算の関係で、人員を増加することができず、1人の司法官がかかえる案件数が多く、訴訟期間が長引く要因となっている。
- 地域間格差
弁護士がニアメに集中し、地方では弁護士へのアクセスが非常に困難である。地方で法律扶助の供与が決定しても弁護士が地方に行くことは稀であるため、パラリーガル（DCO）制度を設け、弁護士に代わりDCOが書類作成や弁護を行っているが、DCOはプロの弁護士ではないため、能力強化が必要である。
- 法・権利の知識・理解不足と言語
低い識字率などとも相まって、市民の法律や法的手続きに関する一般的な知識が不足している。また、裁判所で用いられる言語はフランス語であるが、通訳を介しても法律用語を理解することは困難であると言われ、フォーマル・ジャスティスに対する抵抗感を高める要因になっていると考えられる。
- 社会的・文化的慣習
フォーマル・ジャスティスは特に地方部の人にとって「他人事」とみなされており、怖い存在でニジェール人の慣習や文化とはかけ離れたものであると認識されていることが挙げられている。他方、暴力やGBVなどの刑事事件については、憲兵隊などの公的機関との協力・連携もみられる。

- フォーマル・ジャスティスに対する信頼
2017年に国立統計局が全国で実施した「司法の腐敗とその他の社会現象に関する全国調査」によると、司法を信頼している人は3割弱に留まっている。法の知識・理解不足とも関連しているものと考えられるが、一般的に司法に対するイメージは良くはない。
- 司法システムの ICT 化の遅延
司法システムのICT化は、統計情報を効率的に整理するだけではなく、道路が整備されておらず、裁判所までのアクセスも困難な状況の中、裁判を受ける人々が裁判所に足を運ぶ必要をなくし、移動に要する時間、交通費を大幅に削減でき、物理的な距離を削減することが可能である。また、ビデオ会議を活用したe-court導入を実現すれば、弁護士が地方へ移動する必要がなくなる。しかし、国内のインターネット網が十分に整備されておらず、大多数の裁判所はインターネット接続自体が整備されていないことから、裁判手続きのICT化が実現できるような状況ではない。
- 持続性
パラリーガルを設け、地方での弁護士の不在を補う仕組みがあるが、法律扶助制度を持続的に運営していくためには、司法省が必要な予算を確保し、特に弁護士報酬の引き上げをすることも重要である。また、法律相談や啓発はUNDPなどのドナーに依存しているが、プロジェクト終了と同時に活動が停止しないように、国の資金動員が必要である。

8.11 JICA の支援方策と当該方策に関する評価、留意点

(1) パラリーガル

ニジェールでは、弁護士へのアクセスが困難な地方において、DCO というパラリーガルを配置している。同制度は、コートジボワール及びセネガルの共通の課題でもある弁護士の都市部への集中に対する一つの対策として、他国にも参考となる取り組みである。また、パラリーガルの制度化が進んでいる英語圏アフリカのパラリーガルネットワーク機関と提携し、パラリーガルの研修制度や研修マニュアルを共有してもらうなどの、地域間協力の構築も有益である。

(2) ICT

e-filing、e-case management、e-court を導入するための法整備はなされているが、ICT化は実施されていない。国土が広大なニジェールでは、ICT化により物理的な移動時間とコストを大幅に削減でき、ICT化がもたらすメリットは大きい。司法セクターのICT化を促進するため、既に司法セクターのICT化が進展しているルワンダにおいてIECMSの事例などを学び、自国のICT化に役立てることも一案である。

(3) モバイルリーガルクリニック

中心部から離れた農村部で暮らす住民や遊牧民に対する法・権利の啓発の実施は、広大なニジェールでは容易ではない。モバイルリーガルクリニック用のトラックを供与することで、農村部及び遊牧民への法・権利の啓発活動に効果的に活用できる。

(4) OSC

ニジェールでは、Spotlight Country ProgrammeというUNDPやユニセフ等の国連機関が支援するGBVに特化したプロジェクトが実施されている。同プロジェクトでOSCが設置されているわけではないが、OSCが設置されている他国の事例を学び、同プロジェクトの成果を補完することも考えられる。

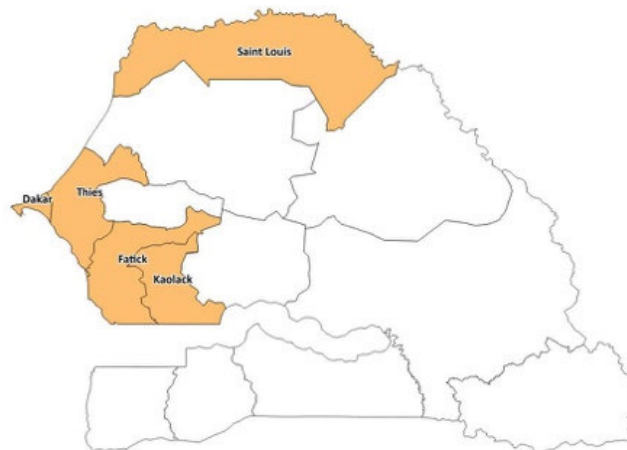
その他、コートジボワールのコールセンターの経験を学び、自国の汚職通報ホットラインの活性化や改善に役立てることも一案である。加えて、ニジェールには法律情報の提供及び法律扶助を実施する国家機関である ANAJJ が設立されている。ANAJJ に相当する国家機関の設立を検討している国に対し、ニジェールの経験を共有する意義は高い。

第9章 セネガル国に関する調査結果

9.1 サマリー

(1) 調査対象地

本調査では、首都からのアクセスや治安を考慮し、都市2カ所、地方4カ所を対象に調査を実施した。セネガルの人口は約1,722万人（2021年の予測）で、14の州により構成される。調査地は大審裁判所が存在する主要都市となっている。



(2) 調査概要

フォーマル・ジャスティス：旧宗主国のフランスと同様に法体系は大陸法（Civil law）で、裁判制度は第一審に大審裁判所及び小

出典：JICA 調査団

図 9.1 調査対象地

審裁判所、第二審に控訴院、最上位に最高裁判所が置かれている。都市部・地方部ともに、裁判所での紛争解決よりは、宗教指導者や村のチーフの調停の下、話し合いによる和解を好む傾向がある。特に地方では、物理的に裁判所へのアクセスが困難であること、識字率が低く法律や訴訟手続の知識が普及していないことによる法の知識・理解不足も、フォーマル・ジャスティスへのアクセスを阻害する要因となっている。また、都市部では公務員や公共機関の苦情申し立てを受け対処する共和国斡旋官、商事分野の調停・仲裁を行う仲裁・調停センター、セネガル人権委員会、司法ハウスといったADR機関が存在する。

インフォーマル・ジャスティス：都市部では、地区チーフ、マラブーやイマームなどのイスラム教指導者による紛争解決が行われている。地方部では、司法ハウス、マラブーやイマーム、村のチーフなどが、話し合いに基づく紛争解決を担っている。GBVに関する問題はタブー視されており、被害者自身が告発することは稀で、その実態が見えにくいと言われている。

法律扶助サービス：2004年以降、司法省は各地の地方自治体と協力・連携し、全国30カ所に司法ハウスという公的機関を設置し、法律相談や行政書類の取得支援、紛争当事者間の和解・調停を無料で実施している。また、弁護士会が年間5億FCFA（約9万米ドル）の法律扶助予算を管理・運営している。同予算の大部分は刑事事件での国選弁護人の弁護費報酬に費やされ、民事事件への配分は限定的である。

ICTの活用：IT機器の不足や裁判所のインターネットが整備されていないなど、ICT導入の前提条件が備わっていない。ダカール大審裁判所では、判決内容がデータベース化されており、内部の関係者のみが閲覧可能となっている。その他の裁判所では、記録は紙ベースで保存されている。

司法アクセスの課題：民事分野における法律扶助予算の不足、司法官の人員不足、弁護士の首都への集中と地方での裁判所設置遅延による地域間格差のほか、法の知識・理解不足や難解な法律用語、司

法セクターの汚職や司法への政治的介入などから、インフォーマル・ジャスティスへの信頼はそれほど高くはない。また、GBV を告発することはタブー視されており、被害状況を把握しづらく、被害者の救済が困難であるとされる。

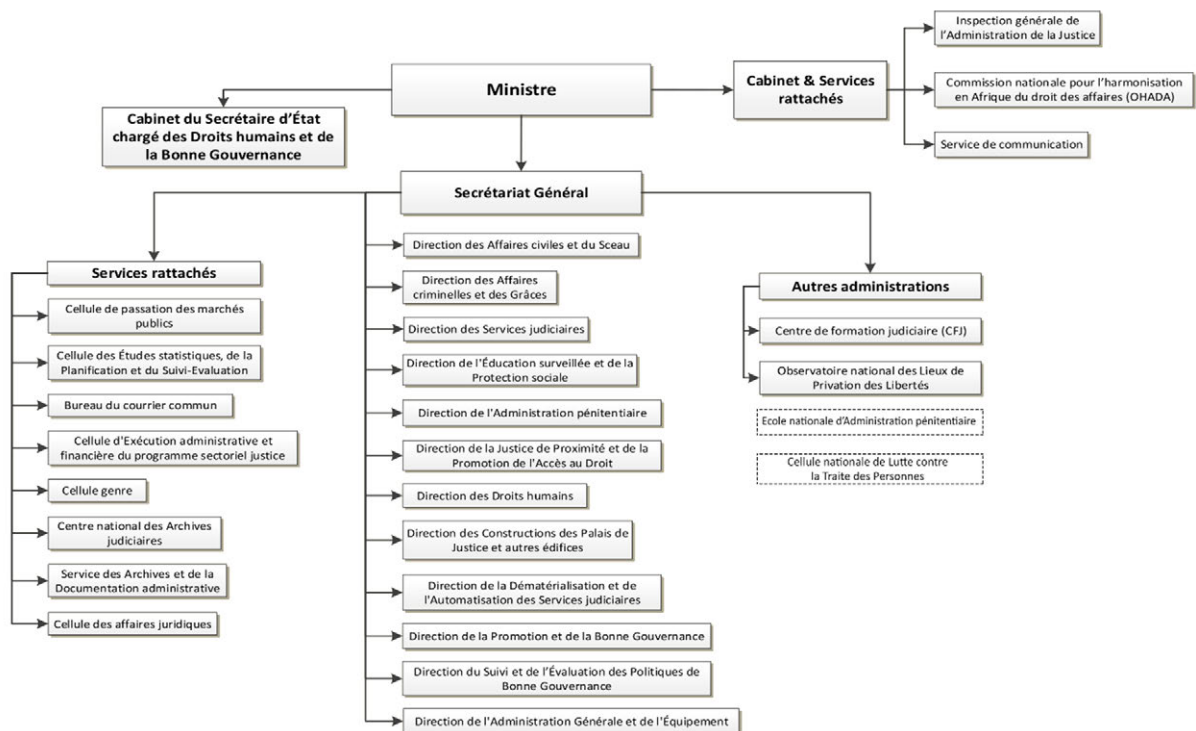
9.2 ガバナンス／司法セクター概要

9.2.1 司法制度

セネガルの司法制度は、コートジボワール及びニジェールと同様にフランスの植民地であったことから、法体系は大陸法（Civil law）で、憲法を最高法として、民法、刑法、商法（アフリカ商事法調和化機構：OHADA）、労働法などの成文法から構成されている。また、各地域の文化や伝統に根ざした慣習法が併存し存在する。司法制度を規定する基本的な法令は、2017年6月28日付第2017-23号（Loi n° 2017-23 du 28 juin 2017）²²⁴である。

9.2.2 組織体制

司法省（Ministère de la Justice）は、下図の通り大臣を頂点に官房・付属機関、人権・グッドガバナンス担当大臣補佐、事務総局から構成され、事務総局は各専門部局、付属機関、その他機関に分かれている。



出典： Ministère de la justice url

図 9.2 司法省組織図

²²⁴ Loi n° 2017-23 du 28 juin 2017 modifiant les articles 5, 6, 7, 9 et 13 de la loi n° 2014-26 du 03 novembre 2014 fixant l'organisation judiciaire url

9.3 法的な紛争を解決するための制度とそのプロセス

9.3.1 裁判制度

セネガルの裁判制度は、下図の通りである。第一審を担当する下級裁判所の大審裁判所（Tribunal de Grande Instance:TGI）及び小審裁判所（Tribunal d’Instance:TI）、上級院の控訴院（Cour d’Appel）、頂点に最高裁判所（Cour suprême）が置かれている。また、公的機関の支出の管理・調査をする会計検査院（Cour des Comptes）、法律の合憲性の審査や大統領・議会選挙の投票活動の管理等を行う憲法院（Cour Constitutionnelle）が存在する。その他、例外裁判所として、商事裁判所（Tribunal de commerce）、労働裁判所（Tribunal de travail）が設置されている。



ダカール大審裁判所・控訴院

第一審の小審裁判所は、刑事事件の違軽罪（Contravention）及び軽罪（Délit）を扱い、民事事件の200万 FCFA（約3,600米ドル）までの事案を扱う。大審裁判所では、小審裁判所の管轄外の民事事件及び刑事事件の重罪を扱う²²⁵。2015年の司法組織に関する政令²²⁶では、控訴院は全国に6カ所設置するとなっているが、5カ所に留まっている。また、大審裁判所は19カ所設置予定であるが15カ所、小審裁判所は45カ所設置予定であるが38カ所となっており、規定と実際の設置数には相違がある。

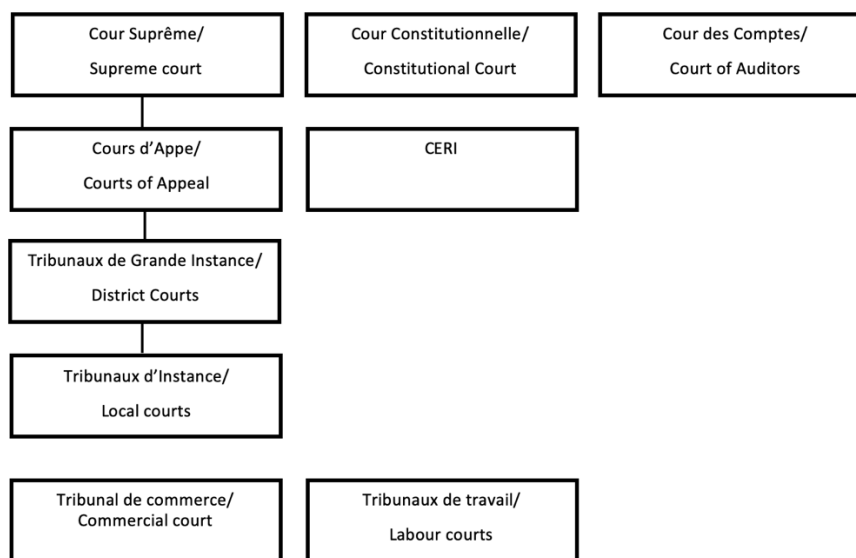


図 9.3 セネガルの裁判制度

注：CERI (Cour de répression de l'enrichissement Illicit/Court of Repression of Illicit Enrichment)

²²⁵ Décret n° 2015-1145 du 03 août 2015 fixant la composition et la compétence des cours d’appel, des tribunaux de grande instance et des tribunaux d’instance [url](#)

²²⁶ Décret n°2015-1039 du 20 juillet 2015 portant aménagement de l’organisation judiciaire [url](#)

9.3.2 裁判所以外の紛争解決制度

(1) フォーマル・ジャスティス

公務員や公共機関の苦情申し立てを受け対処する共和国斡旋官 (Médiateur de la République)、商事分野の調停・仲裁を行うダカール仲裁・調停センター (Centre d'Arbitrage et de Médiation de Dakar)²²⁷、セネガル人権委員会 (Comité Sénégalais des Droits de l'Homme : CSDH)²²⁸などの ADR 機関が、紛争解決を担っている。

(2) インフォーマル・ジャスティス

都市部では、各地区に存在する地区チーフ (Chef de quartier)、地方部では村のチーフなどにより、紛争解決が行われている。また、都市部・地方部ともに、宗教指導者、イスラム教のマラブー、司法ハウス (Maison de Justice) による調停が行われている。以下では、司法ハウス、村のチーフ、イスラム教のマラブーによる紛争解決を概観する。

1) 司法ハウス (Maison de Justice)

司法ハウスは、1999年の政令²²⁹に基づき2004年に設立された司法省の機関である。コミュニティレベルでの司法へのアクセスを促進し、司法が市民にとって身近な存在となることを目的としている。司法ハウスの運営は、各地の地方自治体 (コミューン) と協力・連携して行われている。現在、全国30カ所の司法ハウスが設置されており、設置場所は主要都市から離れた裁判所へのアクセスが困難な地域となっている。

司法ハウスでは、①法律情報の提供、②調停、③行政書類の取得支援、の3つのサービスを全て無料で提供している。司法ハウスに寄せられる相談の多くは、日常的な小さな揉め事が大半である。借金の返済、子供の親権、相続、離婚、隣人とのトラブルなどである。特にマイクロファイナンス関連の相談は非常に多い。小規模な揉め事を扱うことで、裁判所で扱う事案を軽減し、裁判所の負担を減らすことも目的の一つである。

司法ハウスで実施する調停は、機密性を保持し実施している。この背景には、裁判所の公判で人目に晒されることが、アフリカでは恥として認識されていることがある。また、使用言語は仏語ではなくローカル言語のため、言語的な障壁がなく、利用しやすくなっている。なお、調停人は法律を学んだ人とは限らず、アフリカの文化に沿って年長者が務めており、その多くは定年退職した元公務員である。例えば、元警察官や元教員などで、女性の場合は元ソーシャルワーカーが多い。調停人は公募制で、能力・経験があり、モラルに問題がない人が選出される。



司法ハウスのポスター

²²⁷ ダカール仲裁・調停センターは、1998年に設立された機関で、商事分野において OHDA の規則に則って、仲裁、調停、和解を通じた紛争解決を行っている。

²²⁸ 1997年3月10日付第97-04号法 (Loi no 97-04 du 10 mars 1997) で設立された独立機関で、人権保護と促進を担っている。 [url](#)

²²⁹ Décret n° 99-1124 du 17 novembre 1999 relatif aux maisons de justice, à la médiation et à la conciliation [url](#)

2) 村のチーフ

最小行政単位である村 (Village) では、村の一定区画に存在する区画チーフ (Chef de carré) や村全体を統括する村のチーフ (Chef de village) のもとで住民が直面する様々な法的課題について調停が行われている。1996年の政令²³⁰で、村のチーフは行政当局の補助としての役割を担い、法律や条例の遵守状況の管理などを行うことが規定されている。村レベルでは、問題が起こった時はまずは区画チーフに相談し、解決できなかった場合は、村のチーフに相談する。村チーフのもとでは、紛争当事者同士の話し合いに基づく和解を目指し、調停が行われている。コミュニティレベルで解決できなかった場合は、郡知事や裁判所に持ち込まれる。

3) マラブー (Marabout)

国民の94%がイスラム教徒のセネガルには、各宗派にマラブー²³¹と呼ばれる宗教指導者が存在する。マラブー信仰が非常に強く、マラブーは都市部及び地方部で影響力を持ち、政治的な紛争解決にも大きな役割を果たすとされる。2021年に発生した野党政治家の逮捕に関連する支持者のデモでは、マラブーの介入により事態は収束したとされ、日常的な揉め事だけではなく、国家レベルでの紛争解決にも影響を与える存在となっている。

9.4 法律実務家に関する基礎情報

9.4.1 法律実務家の数

(1) 弁護士 (Avocat)

セネガル弁護士会に登録している弁護士は2020年時点で371名である²³²。男女別の人数は、男性が325名(88%)、女性が46名(12%)となっており、女性の割合はわずかに1割強に留まっている。また、371名のうち35名(約10%)はダカール以外に事務所を構えているが、そのうちの10名はダカール近郊の都市であるティエスとなっている。コートジボワール及びニジェールと比較すると、弁護士の地方展開が進んでおり、地方における弁護士のアクセスは他の2カ国よりは容易であるが、首都に集中している現状は大きく変わらない。

(2) 司法官 (Magistrat)

セネガルでは、フランスの制度と同様に、裁判官と検察官の双方を合わせて司法官と称する。司法官は2017年時点で512名であり、男性は422名(82%)、女性は90名(18%)となっており、女性の割合は弁護士よりは多いが、2割弱と留まっている²³³。司法省セクター開発政策では、司法官の人員の不足が指摘されている。全ての裁判所が適切に機能するためには、全体の人数を約2.5倍の1335名まで増加する必要があるとされている²³⁴。

²³⁰ Décret n° 96-228 du 22 mars 1996 modifiant le décret n° 72-636 du 29 mai 1972 relatif aux attributions des chefs de circonscription administrative et des chefs de village [url](#)

²³¹ マラブーとは、「神と特殊な関係にあると考えられている生者もしくは死者であり、彼らはその特殊な関係によって、超自然的な存在との仲介者の役目をはたしたり、神の恩寵を自分の信者たちに伝えることができる特別な恵まれた位置にある」人とされている。出所：小川了1998年『可能性としての国家誌—現代アフリカ国家の人と宗教』世界思想社

²³² Ordre des avocats du Sénégal [url](#)

²³³ Ministère de la Justice, Rapport d'activité 2017 [url](#)

²³⁴ Ministère de la Justice, Lettre de Politique sectorielle de Développement 2018-2022 [url](#)

9.4.2 資格

(1) 弁護士

弁護士資格を得るためには、まず弁護士会が実施する試験に合格する必要がある。受験条件は法学修士（Master 2 en droit）を有していることである。試験合格者は、弁護士事務所に研修生として配属され、3年間の座学及び実務研修を受け、その後正式に弁護士資格を得る。セネガルはコートジボワール及びニジェールと同様に UEMOA の加盟国であるが、他の2カ国のように弁護士業の調和に関する共同体規定に沿って、CAPA を取得する仕組みはまだ整備されていない²³⁵。

(2) 司法官

司法官は、司法研修センター（Centre de Formation Judiciaire: CFJ）で養成される。司法学院の受験資格は法学修士（Master 2 en droit）を有しており、40歳以下であることが条件である。また、書記官など既に実務経験のある実務者枠が別途設けられており、実務者の場合は53歳以下であることが受験資格を満たす条件となっている²³⁶。2020年度は司法官35名のうち5名が実務者枠となっている。CFJの入学試験に合格後、24ヶ月の研修を受ける。最初の1年は座学で、残りの1年は裁判所での実務研修である。実務研修修了後に論文を提出して口頭試験を受け、合格すれば司法官となる²³⁷。

9.4.3 研修

上述の初期研修に加え、現職の司法官に対する継続研修はCFJで実施されることになっている。継続研修の詳細については未入手であるが、司法省セクター開発政策文書によると、継続研修はAFD、EU、ユニセフ、世銀などのドナーの資金で実施されているとのことである²³⁸。

9.4.4 弁護士の紛争解決への関与

(1) 弁護士の紛争解決への関与

弁護士は、民事・刑事裁判の訴訟などの通常の弁護士業務に加え、大審裁判所で実施される重罪裁判における国選弁護人としての弁護など、フォーマル・ジャスティスでの紛争解決に大きな役割を担っている。

(2) 報酬体系

弁護士の報酬については、上述の UEMOA 弁護士業に関する規定により、各自が自由に定めることが可能で、報酬額の下限・上限は決まっていない。他方、弁護士報酬の基準額が省令で定められている²³⁹。口頭での相談で最低5万 FCFA（約90米ドル）、第一審の民事裁判で最低25万 FCFA（約450米ドル）、刑事事件で最低35万 FCFA（約630米ドル）となっている。また、重罪裁判での国選弁護人の報酬は、国の法律扶助予算により支払われ、1件あたり50万 FCFA（約900米ドル）となっている。

²³⁵ セネガル弁護士会からの聞き取り（2021年7月23日）

²³⁶ Centre de Formation Judiciaire [url](#)

²³⁷ Centre de Formation Judiciaire [url](#)

²³⁸ Ministère de la Justice, Rapport d'activité 2017 [url](#)

²³⁹ Arrêté ministériel n° 11032 en date du 26 décembre 2008, fixant le barème de référence des honoraires d'avocats à partir du 1er novembre 2008 [url](#)

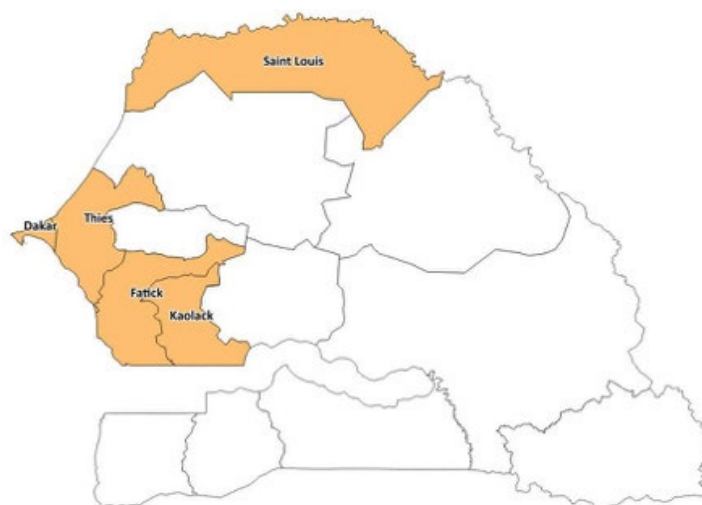
(3) プロボノ

弁護士会によると、プロボノ活動は実施されていない²⁴⁰。

9.5 司法アクセスにかかるニーズ

9.5.1 典型的な紛争とその解決方法

本調査では、首都からのアクセスや治安を考慮し、下表の通り、都市2カ所、地方4カ所を対象に調査を実施した。セネガルの人口は約1,722万人（2021年の予測）で、14の州により構成される。調査地は大審裁判所が存在する主要都市となっている。



出典：JICA 調査団

図 9.4 セネガルの調査対象地

表 9-1 セネガルの調査対象地の概要

区分	都市名	概要
都市	ダカール Niamey	セネガルの首都で、行政及び経済の中心。約393万人が暮らす。貧困指数は26.1%で、国内では最も低く、識字率は68.6%と国内で一番高い。
	ティエス Thiès	首都近郊のティエス州の州都で第二の都市。州全体の人口は約222万人。都市部の人口割合は28.1%である。貧困指数は41.3%で、識字率は53.8%となっている。
地方	ティエス Thiès	同上。
	ファティック Fatick	ファティック州の州都。州全体の人口は約93万人。都市部の人口割合は17.1%で、約8割の人口は農村部で暮らす。貧困指数は67.8%と高く、識字率は45.8%と国の平均（52%）を下回る。
	カオラック Kaolack	カオラック州の州都。州全体の人口は約122万人。都市部の人口割合は25.3%で、4分の3の人口は農村部で暮らす。貧困指数は61.7%と高く、識字率は50.2%となっている。
	サン・ルイ Saint-Louis	サン・ルイ州の州都。州全体の人口は約112万人。都市部の人口割合は17.8%で、都市化率は低い。貧困指数は39.7%で、識字率は53.2%となっている。

出典：Agence Nationale de la Statistique et de la Démographie ([url1](#), [url2](#), [url3](#)), World Bank より作成

²⁴⁰ セネガル弁護士会からの聞き取り（2021年4月）

(1) 典型的な紛争

都市部における法的課題は、解雇や給与に関する労働・雇用関係、土地の権利を巡る紛争、夫婦間の問題が多く見られる。地方部でも土地紛争が最も多く、家畜が農地を荒らすといった牧畜民と農耕民の紛争や土地の所有権を巡る問題、財産相続、結婚、離婚、子供の親権、DV等の家族間の問題がみられる。地方では、レイプ、早期婚、強制結婚、FGMなどのGBVに関する問題はタブー視されており、被害者自身が告発することは稀で、その実態が見えにくいと言われている。なお、早期婚や強制結婚については、イマームが介入し解決することがあるが、それ以外のGBVに関しては、問題が発覚した場合は警察や憲兵隊に通報をされるとされる。

表 9-2 主な紛争課題

都市	地方
<ul style="list-style-type: none"> ● 土地紛争 ● 雇用の問題 ● 財産相続 ● 結婚・離婚等の夫婦間の問題 	<ul style="list-style-type: none"> ● 土地紛争 ● 農耕民と牧畜民の紛争 ● 財産相続 ● 結婚、離婚、子供の親権

(2) 脆弱層の課題

セネガルの法律では、脆弱層とは、一般的には貧困層、障害者、犯罪被害者、女性、未成年者、難民等などが脆弱層とみなされる。脆弱層が直面する課題は上述の典型的な課題と同様で、大きな違いはないとされる。なお、司法省の法律扶助担当によると、脆弱層とは物乞いを行っている人、誘拐された未成年者、DVの被害者、レイプの被害者とされる。

9.5.2 市民の行政や司法に関する意識

地方部では、村レベルでのチーフやイマームによるインフォーマルな紛争解決がより信頼されているとされる。その背景には、村での紛争解決はアクセスが容易で、費用が安く、時間もかからないという手続きや費用面での利点に加え、紛争当事者同士の関係も維持しやすいこともあるとされる。村での調停は、和解を目的になされるもので、フォーマル・ジャスティスのように勝者と敗者に分けないため、紛争当事者間の関係悪化を回避しやすいとされ、村の住民は、慣習に基づく伝統的なチーフによる調停に満足している。一方、識字率が低く、法律や司法手続きに関する知識や情報を有している市民は少ない。このような法の知識・理解不足もインフォーマルな紛争解決が好まれる要因として挙げられる。

都市部においても、地方部と同様に宗教指導者やマラブーなどによるインフォーマルな紛争解決は好まれているとされる。特に家族や夫婦間の問題については、インフォーマル・ジャスティスによる調停が頻繁に行われる。また、フォーマル・ジャスティスを利用することについて、地方部ほどの心理的な距離感はないとされるが、都市部であっても一般的に法律や司法手続きに関する知識や情報は乏しい。加えて、弁護士費用が高額で判決までに時間がかかる、また、司法の汚職や政治的な影響で判決が歪められるリスクもあるとみなされており、フォーマル・ジャスティスに対する信頼はそれほど高くはないとされる²⁴¹。

²⁴¹ ダカール及びティエスでの聞き取り（2020年4月）

9.6 司法アクセスに関する国家の制度及び政策

9.6.1 司法アクセスにかかる施策

(1) 司法省セクター開発政策文書 2018-2022 (Lettre de Politique sectorielle de Développement du Ministère de la Justice 2018-2022)

司法省は国家開発計画であるセネガル新興計画 (Plan Sénégal Emergent) に沿って、司法省セクター開発政策文書 2018-2022 (Lettre de Politique sectorielle de Développement du Ministère de la Justice 2018-2022)²⁴²を策定している。同政策では、自由を保護し、個人及び集団の権利を保証することができる、アクセス可能で効果的かつ効率的な司法サービスを、完全に独立した状態で、訴訟当事者、囚人及び市民に提供するために、司法機関及び刑務所の適切な機能を確保することを上位目標としている。また、17の具体的な目標が挙げられており、司法アクセスの改善は以下の具体的な目標の1及び2となっている。

1. アクセス可能で機能的な裁判所を配置する
2. 市民の法的情報及び司法サービスへのアクセスを改善する

第1の目標について、裁判所の新規建設や必要な機材の供与などの物理的なアクセスの改善を行うことが予定されている。第2の目標については、司法ハウスの拡大、司法手続きの情報提供の改善、法律扶助法の制定、国家・地方法律事務局の設置などが計画されている。

(2) 法律扶助法

1996年1月10日付1996/1号法律扶助無料に関する法律 (loi 1/1996 du 10 janvier 1996 relative à l'assistance juridique gratuite) で、貧困層に対する法律扶助が規定されている。しかし、法律扶助法が実際に機能し始めたのは2005年からである。法律扶助事務局はダカールの裁判所内 (Palais de justice) に設置されている。司法省の管轄は民事・印章局 (Direction des Affaires civiles et du Sceau) であるが、法律扶助基金は弁護士会が管理・運営している。セネガルでは2013年に法律扶助法案が策定されているが、いまだ採決されていない。また、司法省セクター開発政策文書で国家・地方レベルに法律扶助事務局を設置することが計画されているが、いまだ設置されていない。

9.6.2 司法アクセスに関する所管・組織

法律扶助に関する担当部署は民事・印章局 (Direction des Affaires Civiles et du Sceau) である。法律扶助の業務は、法律扶助委員会 (Commission de l'assistance judiciaire) が別途設置されており、同委員会が担当している。なお、司法省セクター開発ポリシーで予定されている法律扶助国家・地方事務局は、現在ではダカール以外には設置されていない。司法ハウスなどの司法アクセス全般は、司法省の司法アクセス促進とコミュニティジャスティス局 (Direction de la Justice de Proximité et de la Promotion de l'Accès au Droit : DJPPAD) が担当している²⁴³。

²⁴² Ministère de la Justice, Lettre de Politique sectorielle de Développement 2018-2022 [url](#) (アクセス日: 2021年7月24日)

²⁴³ Ministère de la Justice ウェブサイト [url](#) (2021年7月24日)

9.6.3 法律扶助の概要

(1) 法律扶助の予算

法律扶助法は採決されていないが、年間 5 億 CFA (約 90 万米ドル) の法律扶助予算があり、これらはダカール控訴院長官の監督の下、弁護士会が管理・運営している²⁴⁴。弁護士会が法律扶助予算を管理・運営する根拠は、UEMOA の弁護士業共同体法による。なお、法律扶助予算のほぼすべては刑事事件²⁴⁵での国選弁護人の弁護士報酬に費やされ、民事事件には配分できていない。

2017 年の全国の大審裁判所で行われた重罪裁判において、791 件は国選弁護人による弁護で実施された。弁護士への報酬は国の法律扶助予算により賄われ、1 件あたり 50 万 FCFA (約 90 米ドル) の報酬となっている²⁴⁶。セネガル弁護士会では、地方での国選弁護人のニーズがある場合は、地方に弁護士事務所を開設している弁護士を優先的に任命する制度をとっているとされる²⁴⁷。

2020 年の法律扶助の供与件数²⁴⁸は以下の通りである。国選弁護人の費用負担を除き、申請数に対する法律扶助の供与件数は少ない。これは、予算が十分になく、希望者全員に支援を提供することができないためである。

- 重罪事件での国選弁護人の費用負担：795 件 (男性 734 人、女性 61 人)
- 司法省教育監督・社会保障局の未成年者担当部署 (Action éducative en milieu ouvert: AEMO) を通じた申請件数：388 件、うち法律扶助供与件数は 166 件
- ローカル NGO セネガル女性法律家協会 (Association des Juristes Sénégalaises) を通じた申請件数：149 件、うち法律扶助供与件数は 17 件
- 法律事務局に寄せられた GBV に関する支援申請件数：217 件、うち法律扶助供与件数は 20 件
- ダカール刑務所からの申請件数：354 件、うち法律扶助供与件数は 0 件

(2) 法律相談・法律扶助の提供状況と担い手・利用者層

1) 司法ハウス

2018 年の司法ハウスの統計によると、全国の司法ハウスに 42,577 件の相談や依頼があり、そのうち 13,046 件 (約 30%) は法律や司法手続きに関する情報提供、10,928 件が調停・和解 (約 25%)、18,145 件 (約 42%) が犯罪証明書取得や告訴状の作成などの行政書類の取得・作成支援となっている²⁴⁹。ファティック州の Gossas 県にある司法ハウスが 2020 年に扱った内容は以下の通りである²⁵⁰。約 8 割は行政書類の取得や作成支援となっており、ニーズがかなり大きいことが分かる。

- 全業務件数：1,500 件
- 情報提供：175 件 (約 11%)

²⁴⁴ 弁護士会からの聞き取りによる (2021 年 5 月)

²⁴⁵ Ministère de la Justice, Rapport d'activité 2017 [url](#)

²⁴⁶ Ibid.

²⁴⁷ コートジボワール弁護士会からの聞き取り (2021 年 6 月 16 日)。

²⁴⁸ 法律扶助事務局からの聞き取り (2021 年 10 月 12 日)。

²⁴⁹ L'activité des Maisons de Justice 2016-2018 [url](#)

²⁵⁰ Maison de justice Gossas からの聞き取り (2021 年 4 月)。

- ・ 調停：144 件（約 10%）
- ・ 行政書類の取得・作成：1,181 件（約 79%）

2019 年及び 2020 年の全国の司法ハウスの利用件数は以下の通りである。2020 年は COVID-19 の影響で司法ハウスの業務が通常通り実施できなかった。また、調停人は高齢者が多く、COVID-19 の感染予防のために調停を一時中断したので、2019 年と比べ件数が減少している。

表 9-3 司法ハウスの利用件数

	法律情報提供	調停	書類取得支援	合計
2019 年	13,500	13,421	22,190	50,539
2020 年	13,675	10,173	13,667	49,503

出所：司法省・司法アクセス促進とコミュニティジャスティス局からの聞き取り

2) 司法情報提供事務所 (Bureaux d'Information du Justiciable : BIJ)

司法へのアクセス改善を目的とした司法省の取り組みの一つで、大学内に司法情報提供事務所 (Bureaux d'Information du Justiciable : BIJ) が設置されている²⁵¹。司法省が大学と協定を結んでおり、法学部が BIJ 職員の研修を担っている。最近では、学生への情報提供にとどまらず、学生の揉め事を調停するなど、活動の幅を広げている。現時点では、ダカール、ティエス、サン・ルイ、ジガンショールの 4 つの国立大学内に設置されている。しかし、ダカール大学では、BIJ の事務所は存在するが、数年前から機能していない²⁵²。

3) NGO

国内のローカル NGO により、法律情報の提供や人権保護などの活動が行われている。セネガル法律家協会 (Association des Juristes Sénégalaises) は 40 年以上前に女性法律家により設立された団体で、法の啓発、法律情報の提供、暴力被害者の支援、無料コールセンターの運営などを実施している²⁵³。メンバーは女性法律家で構成されており、全員が少なくとも法学修士を有している。本部はダカールであるが、地方 6 カ所 (Kaolack, Thiès, Ziguinchor, Kolda, Sédhiou, Louga) 及びダカール 2 カ所 (Médina, Pikine) に司法ブティック (Boutique du droit) を設置し、無料で脆弱な女性や子供の法的支援を行っている。性被害に遭った場合は、医療証明書の取得支援、被害届の申請、心理的ケアのほか、弁護士とも協力して救済にあたっている。

人権分野では、1987 年に設立され、国際人権連盟 (FIFD) の加盟団体である国家人権機関 (Organisation Nationale des Droits de l'Homme : ONDH) やアムネスティ・インターナショナルセネガル支部などが、人権侵害などの相談を行っている。アムネスティでは、必要に応じ、弁護士に支援を依頼する。

4) パラリーガル

セネガルでは、コートジボワールと同様に、パラリーガルは制度化されておらず、現時点では、パラリーガルを制度化する計画もないようである。また、パラリーガルの仏語訳である Parajuriste の公式

²⁵¹ L'activité des Maisons de Justice 2016-2018 [url](#)

²⁵² ダカール大学での聞き取り (2021 年 7 月 26 日)

²⁵³ Association des Juristes Sénégalaises ウェブサイト [url](#)

な定義もない。なお、NGO で法律情報の提供や法的アドバイスを行うスタッフは **Juriste** と呼ばれており、彼（女）らは、法学修士を有しているが弁護士等の資格は保有していない。また、司法ハウスの調整員は、法学の学位や法曹資格を有していない場合もあるが、法律情報の提供や調停を行っている。

(3) 司法アクセスの質の向上のための施策

刑事事件における国選弁護人は、コートジボワール及びニジェールと比べると、弁護士会に潤沢な予算が配分されており、地方での重罪裁判では地方に事務所を構える弁護士に優先的に弁護を依頼するなど、効率的な仕組みも取られている。他方、予算の大部分は国選弁護人の弁護士報酬となっており、民事事件の法律扶助に予算を配分するため、さらなる予算の確保が求められる。また地方における法律扶助のアクセスを拡大するため、法律扶助事務局の地方展開も必要である。

9.6.4 コールセンターの存否

(1) 司法省

司法省にはコールセンターは設置されていない。

(2) ローカル NGO

既述の通り、ローカルNGOのセネガル法律家協会（Association des Juristes Sénégalaises）が無料コールセンターを運営し、法律相談や情報提供を行っている。

(3) コールセンター設備費

本情報については得られていない。

9.7 司法アクセスを支えるインフラ及び広報ツール

9.7.1 通信

Afrobarometer の調査によると、セネガル人の 75%はラジオ、73%はテレビから週に数回は情報を得ており、これらの伝統的なメディアは主要な情報入手手段となっている。特にラジオは都市部と地方部のあらゆる年代の人が幅広く利用している。ラジオ、テレビに続き SNS から情報を入手する割合は 54%となっているが、主な利用者は都市部の教育水準が高い若い世代となっている²⁵⁴。

9.7.2 教育制度

(1) 初等・中等教育

初等教育及び中等教育では、法に関する授業は行われていない。しかし、公民・道徳教育（Instruction civique et morale）において、人権や公民権についての講義が行われている。

²⁵⁴ Afrobarometer 2021, Dépêche No. 451 [url](#)

(2) 高等教育

コートジボワール及びニジェールと同様に大学の法学部では、第1・第2年次で法律の基礎を学び、第3年次で一部公法と私法を選択し、講義を受ける。仏語圏の教育システムでは3年間で学士号、2年間で修士号を取得できる。修士課程では、1年目から公法ないしは私法のコースに分かれて学ぶ。以下はダカールにある国内最大の国立大学であるシェク・アンタ・ジョップ・ダカール大学 (Université Cheikh Anta Diop de Dakar) の法学部のカリキュラム示した表である。

表 9-4 シェク・アンタ・ジョップ・ダカール大学の法学学士過程のカリキュラムの概要

1年目	2年目	3年目	
<ul style="list-style-type: none"> ● 法学入門 ● 法制度史 ● 公的制度史 ● 憲法 ● 私法・家族法 ● 共同体法入門 ● 政治学入門 	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共財政 ● 刑法一般 ● 物権法 ● 行政法 ● 刑事訴訟法 ● 政治経済 ● 民事責任/一般制度 ● 基礎法学英語 	<p>【私法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 社会保障 ● 個人事業主の法律 ● 個人的労使関係 ● 担保法 ● 民事訴訟法/民事裁判法 ● 執行手続き ● 行政訴訟 ● 私法史 ● イスラム法 ● 契約各論 ● 海洋法 ● 銀行法 ● 租税法 ● 企業会計 ● 自治体労使関係 ● 営利団体会法 ● 国際ビジネス法 ● 刑法・犯罪科学 ● 刑法各論 	<p>【公法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● アフリカ政治制度 ● 国際組織法 ● 共同体制度法 ● 憲法裁判 ● 社会保障 ● 行政法3・4 ● 労働法 ● 国際公法1・2 ● 行政訴訟法 ● 租税法 ● 共同体租税法 ● 国際環境法入門 ● 国際基本権研究入門 ● セネガル政治・行政史

表 9-5 シェク・アンタ・ジョップ・ダカール大学の法学修士課程のカリキュラムの概要

1年目		2年目	
<p>【私法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 業務契約各論 ● 保険契約各論 ● 債権法史 ● 契約手法 ● 経済訴訟 ● 支払不能リスクの管理と予防 ● 会社法 ● 情報処理 ● 法律英語 ● 経済刑法 ● 会計 ● 租税法 ● 商法史 ● 法学史 	<p>【公法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 経済公法1 ● 経済公法2 ● 公企業法 ● 行政学 ● 共同体公共財政 ● 憲法判例 ● 国際人道法 ● 自治体法 ● 情報処理 ● 鉱業法 ● 国際刑法 ● 公務役法 ● 公務員訴訟 ● 行政公務 ● 公共調達法 	<p>【私法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 交通法 ● 営業県 ● 石油・鉱業法 ● 契約手法 ● 企業内社会関係 ● 企業組織再建 ● 市民の責任 ● 裁判外紛争解決方法 ● 債務一般制度 ● 国際商法 <p>修士論文</p>	<p>【公法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 金融・経済軽犯罪の抑止的法 ● 租税法 ● 国際訴訟 ● 公法史 ● 公的契約 ● 外交・領事法 ● 自治体訴訟 ● 競争法 ● 国有財産訴訟 ● 公共財政法2 <p>修士論文</p>

2) 成人教育

NGOによる不定期の啓発が行われている程度で、制度的には実施されていない。また、新しい法律が公布された際、郡長が村のチーフを召喚し、法の説明をするケースもあるようであるが、一般的に成人が法律や司法手続きについて知る機会がほとんどないのが実情である。

9.7.3 広報ツール

(1) ホームページ

司法省のHPには、最新ニュース、司法省の各部局の紹介、裁判制度の紹介、犯罪記録の取得方法の説明、刑務所の生活環境、司法省セクター開発政策文章、各種の法律などの様々な情報が掲載されている。しかし、司法アクセスに関する情報は特になく、司法ハウスへのリンクも案内されていない。

(2) ソーシャルメディア

司法省はFacebookで、新しい法や政令、セミナー等の情報発信は活発に行っている。また、Twitterでの情報発信も行っているが、更新頻度はFacebookに比べ少ない。モバイルアプリケーションを使用した広報活動は行われていない。

(3) 従来のメディア

ラジオやテレビ番組を活用した法律教育や司法制度に関する啓発活動についての情報は得られていない。

9.8 司法制度における ICT の導入

9.8.1 ICT 導入についての政策

司法省セクター開発計画では²⁵⁵、司法省や裁判所における IT 機材の不足や訴訟手続きの ICT 化の必要性は記載されている。他方、司法省にデジタル化・司法サービス自動化局 (Direction de la Dématérialisation et de l'Automatisation des Services judiciaires :DDASJ) が設置され、司法の近代化を担当している²⁵⁶。DDASJ の局長によると、裁判所が発行する犯罪記録等のデジタル化を促進するため、システム開発を行うスタートアップ企業のコンテストを開催予定である。コンテストで優勝した企業に業務を委託し、デジタル化を促進することを検討している。

9.8.2 ICT 導入の状況

司法省として、ICT 化を促進するため、2020 年に 5 億 FCFA (約 90 万米ドル) の予算でパソコン、コピー機、プリンター、スキャナー、電圧機を司法省及び全国の裁判所に配置した。しかし、全ての裁判所に ICT 機材、インターネット、サーバー、データのバックアップシステムを整備するためには、50 億 FCFA (約 9,050,700 ドル) の予算が必要である。なお、商事裁判所は以前から ICT 化されており、弁護士は訴訟手続きをオンラインで実施できる。また、ICT 化の取り組みとして、商業登記簿

²⁵⁵ Ministère de la Justice, Lettre de Politique sectorielle de Développement 2018-2022 [url](#)

²⁵⁶ Ministère de la Justice ウェブサイト [url](#)

(Reistre du Commerce et du Crédit Mobilie: RCCM) の手続きはオンライン上で実施可能となっている²⁵⁷。他方、後述する通り、全般的に司法の ICT 化は遅延しており、いまだ紙ベースでの記録を保存しているのが現状である。

(1) e-filing、e-case management

e-filing は商事裁判所のみで導入されている。e-case management を導入している裁判所は存在しない。

(2) e-court

e-court システムはまだ導入されていない。他方、DDASJ が地方の裁判所でテストを行い、問題なく機能することが確認されている。しかし、e-court を実現するためには法改正が必要であるが、いまだ法案作成は行われていない。

9.9 ドナー分析

司法アクセス分野において現時点で確認できているプロジェクトは、以下のAFDのプロジェクトである。

(1) AFD

以下のプロジェクトを実施中である。

- プロジェクト名：セネガル民事・商事司法支援プロジェクト (Projet d'appui à la justice civile et commerciale au Sénégal : JUCICOM)
- 期間：2021年1月～
- 予算：20百万ユーロ（8百万ユーロは無償、12百万ユーロはローン）
- 実施機関：司法省
- 目的：司法省セクター開発政策文書の戦略的・実務的な運営を強化し、ビジネス環境を確保するため、民事・商事司法を改善する。
- 活動：①商事司法へのアクセスの強化、②司法官と法律専門家のための新しい研修センターの設立、③ICT化による司法へのアクセスの改善 (e-justice)、④司法省によるプロジェクト運営とセクター開発政策文書の戦略的・実務的な運営の支援

9.10 司法アクセスの制度の課題

司法アクセスの制度の課題として、民事分野における法律扶助の予算不足、人的資本の不足、地域間格差、法の知識・理解不足、ICT化の遅延などが挙げられる。

- 民事分野における法律扶助の予算不足
コートジボワールやニジェールと比較すると、法律扶助予算が潤沢で、同予算を弁護士会が100%管理・運営するなど、先進的な取り組みがみられる。他方、法律扶助予算の大部分は刑事事件の国選弁護人の報酬に配分されており、民事事件の裁判費用に充当できていない。

²⁵⁷ 司法省からの聞き取り（2021年5月）

- 法律扶助事務局の未設置
セネガルは司法省の予算で司法ハウスを全国に展開し、市民の法的課題の相談や調停を無料で実施するなど、国主導で司法アクセスの改善に取り組んでいる。一方、法律扶助を担当する事務局がダカール以外には設置されておらず、法律扶助業務を効率的に実施する制度が整備されていない。
- 人的資本の不足
司法官の数が不足しており、一人の司法官が抱える案件が多く、裁判所の適切な機能を妨げている。司法省として、より多くの司法官の育成を計画しているが、2020年時点での年間育成数は35名に留まっている。また、継続研修の実施はドナー依存とされ、弁護士の資格試験も未整備であるなど、改善すべき点がみられる。
- 地域格差
2015年の政令で規定された通りに、裁判所が設置されていない。控訴院は計画では6カ所であるが5カ所に留まっており、大審裁判所は19カ所のうち15カ所、小審裁判所は45カ所のうち38カ所となっており、地方では物理的な司法へのアクセスは困難な状況となっている。
- 法・権利の知識・理解不足と言語
特に農村部では低い識字率なども相まって、市民の法律や法的手続きに関する一般的な知識が不足している。また、フランス語の法律用語は難解であり、フォーマル・ジャスティスへのアクセスを困難とする要因の一つである。
- 社会的・文化的慣習
GBVは、特に村レベルにおいては、被害者が告発することがタブーとされ、被害者の救済が困難であるとされる。問題が明るみになった場合は、憲兵隊などの公的機関との協力・連携もみられるとのことで、被害者が匿名で相談できる体制を整備するなどの支援が求められる。
- 司法関係者の汚職
裁判所での紛争解決は政治的な影響を受け、公平な判断が下されないというリスクを抱く傾向もあるとされ、フォーマル・ジャスティスへのアクセスを阻害する要因となっている。
- 司法システムのICT化の遅延
司法システムのICT化は、人材不足を補うだけでなく、裁判を受ける人々が裁判所に足を運ぶ必要をなくし、移動に要する時間、交通費を大幅に削減でき、物理的な距離を削減することが可能である。また、ビデオ会議を活用したe-court導入が実現すれば、弁護士が地方へ移動する必要がなくなる。しかし、ICT化がまだまだ遅延しており、書類も紙ベースで保管されている状況で、ICT化の促進には時間を要する。
- 持続性
セネガルは司法省が司法ハウスを運営し、法律扶助基金も弁護士会が予算を管理・運営するなど、ドナーの支援なしで持続的に運営できる仕組みが整備されている。しかし、継続研修ではドナー依存の面もあるとされ、独自予算による持続的な人材育成も課題の一つである。

9.11 JICA の支援方策と当該方策に関する評価、留意点

(1) パラリーガル

セネガルでは、司法省が運営する司法ハウスにおいて、法曹資格を有しない調整員が、法的情報の提供や調停を行っている。この司法ハウスで活動する、いわゆるパラリーガルのような存在のスタッフに対する能力強化を、英語圏アフリカのパラリーガルネットワーク機関が有する研修教材を仏訳して研修に活用することも一案である。

(2) ICT

司法省内にデジタル化促進局が設置され、ICT 化の推進にあたっているが、現時点では e-filing、e-case management、e-court は導入されていない。司法セクターの ICT 化を促進するため、既に司法セクターの ICT 化が進展しているルワンダにおいて IECMS の事例などを学び、自国の ICT 化に役立てることも有益な支援の一つである。

(3) モバイルリーガルクリニック

司法ハウスにモバイルリーガルクリニックを導入し、司法ハウスへのアクセスが困難な住民への法・権利の啓発に役立てることも一案である。

(4) OSC

OSC の存在の有無について情報を得られていないが、ローカル NGO の AJS は司法ブティック (Boutique du droit) において、性被害者の支援として、医療証明書の取得支援、被害届の申請、心理的ケア、弁護士との協力による包括的な支援を行っている。

上記に加え、セネガルは、司法省が運営する司法ハウス (Maison de Justice) において、コミュニティレベルでの法的課題に包括的に取り組んでいる。また、国選弁護士制度など、他国の司法アクセスの改善に役立つ活動が実施されており、セネガルの経験を他国に共有することは意義が高い。

第10章 司法 ICT 化試行的トレーニング

10.1 背景と目的

(1) 背景

COVID-19 の拡大を受け、司法分野における ICT 化が注目されてきている。アフリカ諸国においても、ドナー機関の支援を受け、効率性の向上に加え、公衆衛生の観点からも、ICT 化による司法アクセス向上に関する取り組みが進められている。同分野におけるニーズ調査に留まらず、実際にパイロットプロジェクトを実施し、その経験を今後の支援に活かすことは本調査の目的の1つでもある。アフリカ諸国において、適正な手続きへの権利が保障されておらず、刑事司法制度の大きな課題となっている。特に、被疑者または被告人は、裁判前の拘禁期間中に虐待や拷問を受けやすく、非人道的な状況に置かれることが多い。また、被拘禁者の多くは基本的な権利に関する知識が不足しており、また大多数は貧困層であるため弁護士代理及び法的援助へのアクセスが出来ない。そのため、拘禁期間が長期化し、刑務所の過密化にも繋がっている。これらの問題は、COVID-19 の拡大を受けさらに深刻化しており、ICT の導入による問題解決の緊急性が高まっている。

上述の背景を受け、既に同分野でのプロジェクト提案を受けていたルワンダを対象国とし、拘留者が弁護士にアクセスできるような ICT ソリューションを検討し、それを活用したパイロットプロジェクトを実施することとなった。

(2) 目的

本パイロットプロジェクトは、ルワンダにおいて刑務所の拘留者と弁護士を繋ぐモバイルアプリを開発し試行的に活用することで、その効果を確認するとともに、全国そして他地域へ展開する際の課題を抽出することを目的とする。なお、このアプリは、法律サービスへのファーストコンタクト手段となることが期待されるため、刑事事件に限らず民事事件にも対応できるよう、民事を担当する弁護士や関連機関・組織にリファーできる機能を含むこととする。

(3) 実施機関

International Bridges to Justice (IBJ) は、刑事事件の未決から生じる被疑者及び被告人の人権問題を解決することを目的に発足した国際 NGO である。主に、警察署、刑務所、法廷弁護士への早期アクセスを通じて、脆弱層の司法アクセス向上を目的とした活動を行っている。近年、被疑者及び被告人が弁護士にアクセスするためのモバイルアプリを開発し、2019年にカンボジアとスリランカ、2020年にはシリアで実装している。この既存アプリをルワンダ仕様に改良し、IBJ と Rwanda Bridges to Justice (RBJ) を実施機関として、本パイロットプロジェクトを実施する。

(4) 支援対象者

本パイロットプロジェクトは、アプリを使用する弁護士及び警察、刑務所、矯正施設の職員を含む法執行官にトレーニングを提供する。また、コミュニティのボランティアと Irembo エージェント²⁵⁸も、受益者の家族や親戚が事件の登録を行うことが出来るように支援する役割を担うためトレーニングの対象とする。

本パイロットプロジェクトの受益者は、ルワンダにおける法的援助サービスの対象者と合致している。対象者は、ルワンダ政府が規定した社会経済的階層化システムである Ubudehe カテゴリー²⁵⁹により特定される。このカテゴリーは、世帯収入、年齢、性別、扶養家族の数、職業、病気、またはその他の障害に基づいて、A から E にカテゴライズされており、本パイロットプロジェクトは、最も貧しく、最も脆弱な D 及び E のカテゴリーを対象とする。

10.2 活動内容

本パイロットプロジェクト期間は、2021 年 2 月～12 月、活動内容は、以下の 6 つの活動を含む。詳細は、表 10-1 のとおり。

1. アプリの開発
2. アプリのトレーニングの実施
3. アプリ利用に関する啓発活動の実施
4. アプリを活用した法律扶助サービスの提供
5. ICT ワークショップの実施
6. ワークショップにおけるアプリの経験・教訓の共有

表 10-1 本パイロットの活動内容

No.	活動項目	期間	活動内容
1	アプリの開発	2 月～5 月	<ul style="list-style-type: none"> ● アプリの開発 ● 弁護士タスクフォースの選定 ● コミュニティボランティアの選定
2	トレーニング	4 月	<ul style="list-style-type: none"> ● 弁護士タスクフォースへのトレーニング ● コミュニティボランティアへのトレーニング
3	啓発活動	5 月～7 月	<ul style="list-style-type: none"> ● アプリローンチイベントの開催 ● 啓発活動の実施
4	法律扶助サービスの提供	5 月～9 月	<ul style="list-style-type: none"> ● アプリを活用した法律扶助サービスの提供
5	ICT ワークショップ	9 月	<ul style="list-style-type: none"> ● ICT ワークショップの実施 ● 今後の改善点についての協議
6	地域ワークショップ	11/12 月	<ul style="list-style-type: none"> ● ワークショップへの参加

²⁵⁸ Irembo エージェントは、コミュニティ内で、電話やインターネットの時間を購入できるサイバーカフェ（Irembo センター）の従業員である。彼らは、遠隔地で政府サービスを提供し、ルワンダの最近実装されたオンライン裁判所システムの使用を支援するために裁判所からトレーニングを受けている。

²⁵⁹ Ubudehe カテゴリーは、ルワンダ政府が社会的保護制度によって支援されるグループを特定するためのものと理解される。A から E の 5 つのカテゴリーがある。A と B は、多様な生計の選択肢を持つ自立した世帯で貧困から卒業するグループ。C と D は社会的保護制度を受け、2 年以内に貧困から卒業するための履行契約（Imihigo）に署名する必要がある。カテゴリー E（特別）は、自ら生計を立てることが出来ない高齢で脆弱なグループを指す。

10.2.1 アプリの開発

本パイロットプロジェクトでは、シリア仕様に開発された既存のアプリをベースに、ルワンダの現地ニーズに合わせて改善していく方法をとった。また同時に、他国への展開も視野に入れ、国によって変更が必要な項目については、容易にシステムを修正できるような調整も行った。

(1) アプリの開発手法

アプリの開発においては、「スプリント」と呼ばれる短い開発サイクルを繰り返し進めていくソフトウェア開発の手法を用いた。アプリ開発のライフサイクルは、以下のとおり、1) 要求仕様、2) 設計、3) 実装、4) テスト、5) 展開とメンテナンスで構成される。

- 1) 要求仕様：アプリ開発者は、IBJ/RBJの協議を通じてシステムの目的とニーズを確認し、ソフトウェアの機能要件と非機能要件を整理した。これをIBJと調査団がレビューし、必要な機能を網羅した要件仕様書を作成した。
- 2) 設計：アプリ開発者は、インターフェース、データベース、ユーザー行動のデザインを作成した。その後、IBJ/RBJからユーザー視点でフィードバックを受け、デザインの改訂が行われた。
- 3) 実装：アプリ開発者は、要件仕様書に記載されている、フロントエンド(ユーザーインターフェイス)、バックエンド(プログラマーインターフェイス)、モバイルアプリケーションを含む全てのコンポーネントを開発した。
- 4) テスト：アプリ開発者は、システムが動作可能で、信頼性が高く、本番環境に対応できることを確認するため、以下のような様々なテストを実行した。
 - ユニットと統合テスト：システムの個々のコンポーネントと基本機能が動作することを確認。
 - 回帰テスト：新機能の追加や機能の更新が行われた際に、既存の機能とシステムが更新され、動作が継続されることを確認。
 - ユーザー受け入れテスト：開発されたシステムが目的及び機能に準拠していることを確認。
- 5) 展開とメンテナンス：アプリ開発者は、システムファイルをパッケージ化し、プロジェクト関係者がシステムを使用している間、システムの使用状況とパフォーマンスを追跡し、発生した問題を修正した。

(2) アプリの機能

アプリの機能は大きく分けて、次の4つから構成されている。機能選択画面は、図10.1のとおり。また、弁護士が利用する「JusticeHub Admin」と、受益者が利用する「JusticeHub」の2つのインターフェースが作成されている。これらのインターフェースは、使用目的や必要な情報に応じて、多少異なる機能で構成されている。

1. ケースマネジメント
 - 刑事及び民事訴訟を入力・確認する機能
 - クライアントと弁護士をつなぐ機能
 - 関連機関をリファーする機能
2. 関連書面の共有
 - 弁護人マニュアルやチェックリスト、法律関連情報など共有する機能
3. E-ラーニング
 - 弁護士に対する研修コースが受けられる機能
4. コミュニティスペース
 - 弁護士同士が情報交換や交流を行う機能

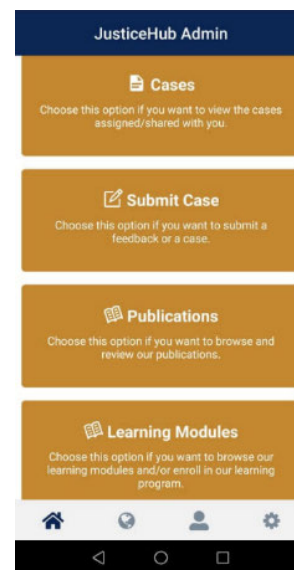
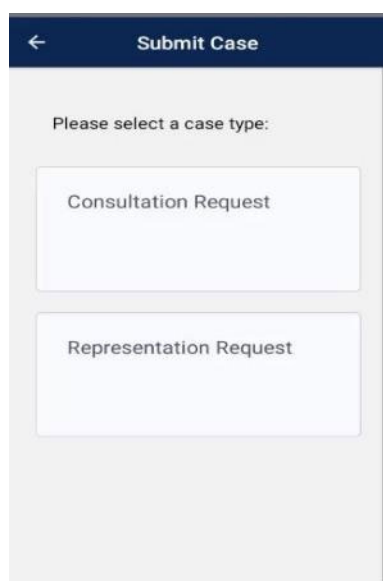


図 10.1 トップ画面

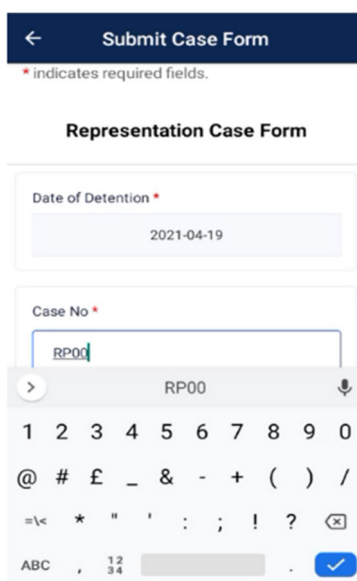
ケースを登録する際には、表 10-2 の情報を入力または選択する。また、このケース情報の登録及び更新画面は、図 10.2 に示すとおり。

表 10-2 ケース登録情報

ケースの情報	被告人の情報	裁判手続きの情報
<ul style="list-style-type: none"> ● 被告人の名前 ● 被告人の写真 ● ユーザーの名前と被告人との関係 ● 連絡先 ● 犯罪が起訴された日 ● 拘留場所 ● 拘留期間 ● 被告人の虐待の有無 (もしあれば) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 年齢 ● 性別 ● 障害 (該当する場合) ● 病気 (もしあれば) ● 被告人の職業 ● 被告人の扶養家族数 ● 被告人の収入 ● 世帯収入 ● 被告人の所在地・住所 	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の裁判の日 ● 判決日 ● 申立ての提出/決定日



情報提供もしくは弁護士代理のリクエスト画面



ケース情報を記入する画面



ケース情報を更新・提出する画面

図 10.2 ケース登録・更新画面

上記の情報に基づき、弁護士側が自主的にケースの担当希望を出すことも出来、アドミンである RBJ が弁護士にケースを依頼することも出来る。アドミンがアサインを確定する際には、場所、専門性、タスク量や性別などが考慮される。アサイン画面は図 10.3 のとおり。また、弁護士は、音声、ビデオ、テキスト、写真などの機能を利用して必要な情報を保存できるようになっている。

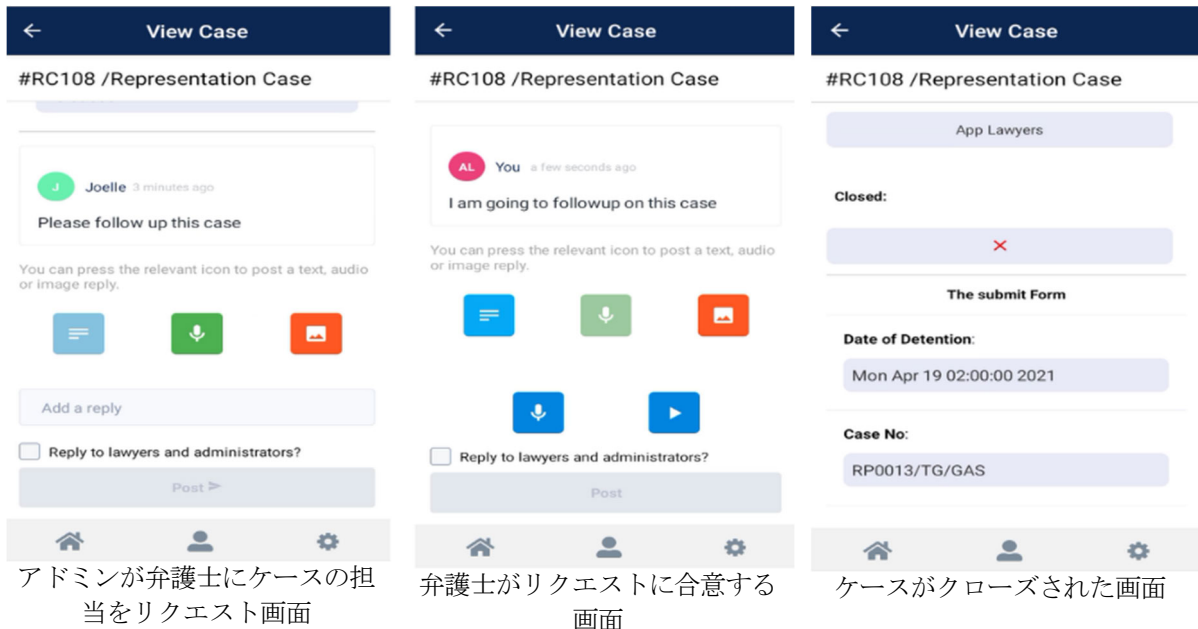


図 10.3 ケースのアサイン画面

その他、関連文書の共有、E-ラーニング、コミュニティスペースについては、開発中であるが、現時点で機能している画面を図 10.4 に示す。

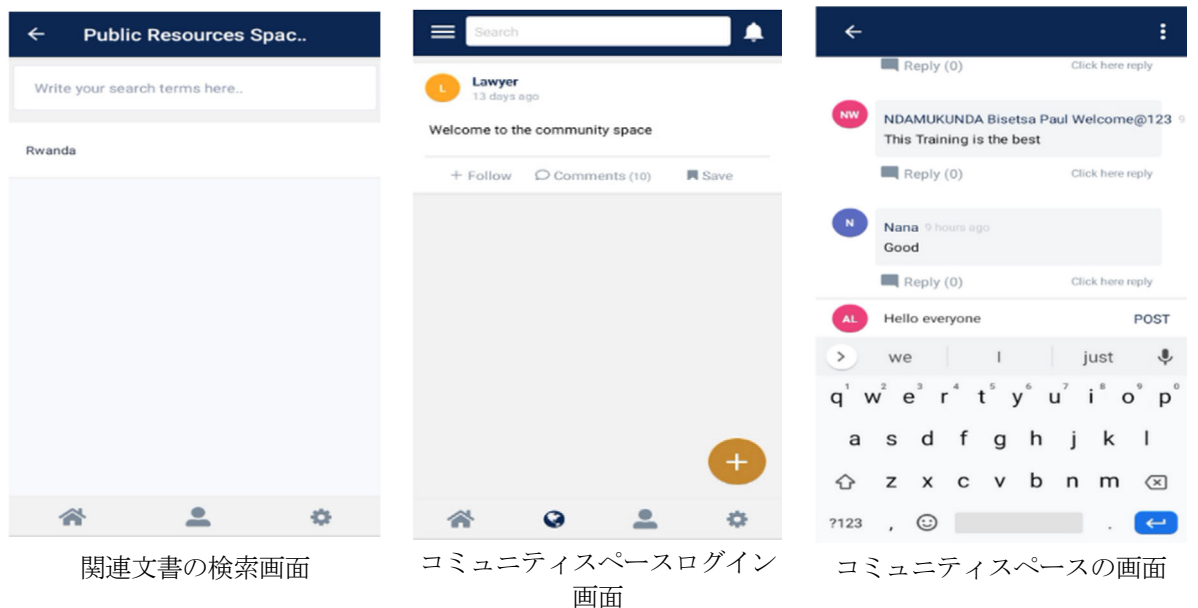


図 10.4 関連文書の検索、コミュニティスペース画面

(3) アプリの現地化

既存のアプリは、一言語に対応していたが、本パイロットプロジェクトでは、他国に展開しやすいように、次の主要な変更を加えた。また、外部からの資金提供を受け、Android 対応アプリから、IOS (Apple) にも対応できるように変更を加えた。

- 新しい地理的位置をサポートできるようにコードベースとフレームワークを変更
- 言語のローカリゼーションへの適応（英語とルワンダ語）
- 機密データのクロスオーバーが発生しないようにデータセキュリティサイロを作成
- 民事訴訟についても扱うことができるように訴訟フォームを調整

10.2.2 アプリ利用の研修

これまでに、弁護士 50 名、コミュニティボランティア及び Irembo エージェントの 11 名の合計 61 名にトレーニングを行った。コミュニティボランティアと Irembo エージェントは、インターネットへのアクセスがない人々に対して、ケースの登録支援を行う役割を担う。また、これらのトレーニングを通じてユーザーフィードバックを受けアプリの改善にも役立てた。

(1) 司法関係者への初期トレーニング

2021 年 3 月 30 日、キガリにある RBJ のオフィスで 8 人のタスクフォース弁護士（女性 4 人と男性 4 人）に対してトレーニングが行われた。また、2021 年 4 月 14 日に 5 人のルワンダ矯正サービス (RCS) の法務官と 3 人のタスクフォースの弁護士の合計 8 名（女性 3 人、男性 5 人）にトレーニングが実施された。RCS のスタッフは、法定代理人を必要とする被拘禁者のケースファイルを入力するため、重要なユーザーとなる。これらのトレーニングでは、以下のようなフィードバックを得た。

- 受取人の生年月日を入力しやすくする
- ケースファイル番号入力欄により多くのスペースが必要
- アプリへのケースの送信中及び送信後に、ケース情報の編集/削除を許可する
- e ラーニングモジュールへのアクセシビリティを向上させる

(2) コミュニティボランティア及び弁護士へのトレーニング

2021 年 4 月 20 日～22 日に、RBJ は、コミュニティボランティアと弁護士に対して、アプリの使用に関するトレーニング及びディスカッションセッションを実施した。各トレーニングは 5 時間であり、COVID-19 感染拡大防止の規制に従い、1 日あたり約 15 人の参加者を対象とし、合計 45 人に対して行われた。参加者の内訳は以下のとおり。

- 弁護士 33 名（女性 23 名、男性 11 名）
- コミュニティボランティア 7 名（女性 4 名、男性 3 名）
- Irembo エージェント 4 名（女性 1 名、男性 3 名）

トレーニングは、各参加者のユーザーの視点に基づき行われた。弁護士は法的支援を提供する者として、アプリの「JusticeHub Admin」（管理者画面）を使用してトレーニングを実施し、ユースコミュニティボランティアと Irembo エージェントは、受益者がアプリを利用する支援を行う立場であるため、アプリの「JusticeHub」（ユーザー画面）からトレーニングを受けた。

参加者からは、データ入力フィールドに以下の項目を追加する等、アプリの改善に役立つフィードバックを受けた。

- 事件の日付
- 被告人の職業
- 扶養家族の数
- 被告人の収入
- 世帯収入

また、その他、以下のようなコメントも挙げられた。

- IOS 携帯電話のアクセシビリティ
- 裁判所の分野に下級裁判所、控訴裁判所、最高裁判所の選択機能を追加する
- 暫定拘留または拘留を選択できる機能を追加する
- 選択制のリストに「その他」フィールドを追加する
- アプリの使い方を説明するビデオを作成する
- フリーダイヤルを追加する

トレーニングを受けた関係者からは、総じて機能的で使いやすいという評価を得ている。



トレーニングの様子

10.2.3 アプリに関する啓発活動

(1)アプリの公式ローンチイベント

2021年5月28日に、公式アプリのローンチイベントとして、法律専門家を招いたラウンドテーブルが開催された。参加者は、法務省、国家検察庁（NPPA）、調査局（RIB）、弁護士会、司法、矯正サービス（RCS）、法務開発研究所、ルワンダ大学法学部、全国障害者連合およびCSO（Initiatives for Peace and Human Rights, Prison Fellowship Rwanda, and Dignity in Detention）が集結した。

ラウンドテーブルで挙げられた主なコメントは以下のとおり。

- トールフリー番号とSMS（USSD）の機能をアプリと連携出来るとよい
- アプリの利用についてより多くの関係者を対象にトレーニングを行う必要がある

参加者からのコメントを踏まえ、RBJは次のような改善が必要になることを確認した。

- 研究やEラーニングため、法律ジャーナルをアプリと連携する
- RIB、RCS、NPPA に対してアプリ研修を行う
- RIB と NPPA 等の政府関係者がアプリにアクセスできるチャンネルを設ける
- SMS (USSD) 機能をアプリと連携する
- 拘留者と家族、裁判所、刑務所がオンラインで繋げるようなシステムを検討する



公式アプリローンチイベント

(2) アプリの啓発活動イベント

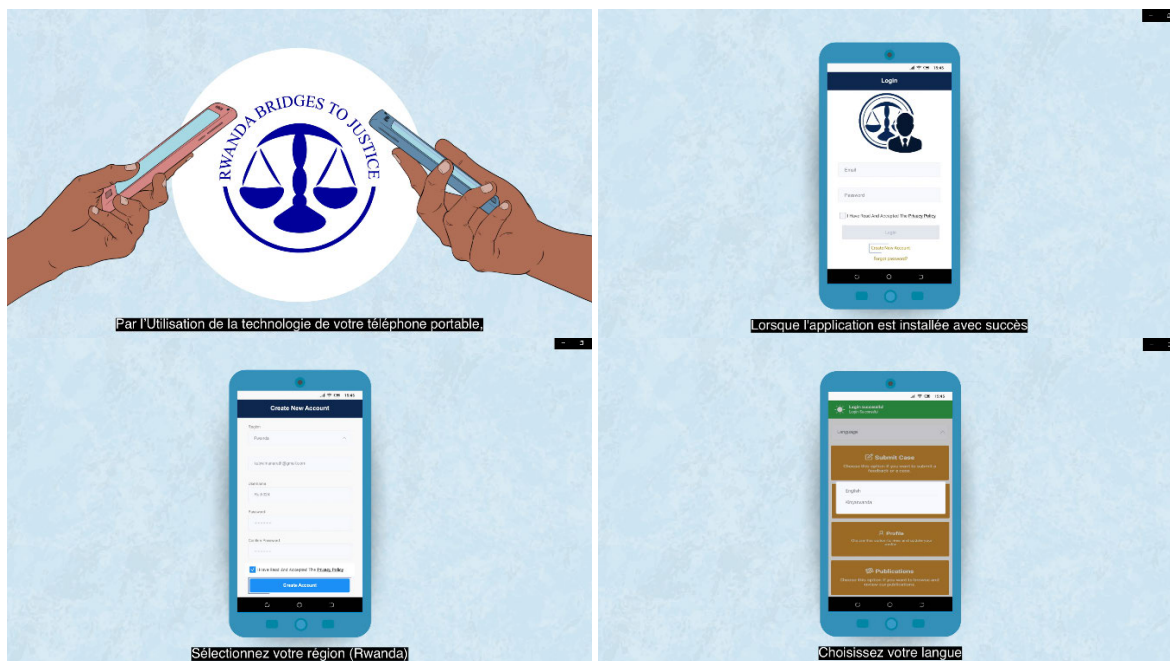
2021年5月27日には、RBJはアプリの情報を多くの人々に広めるために、SMSキャンペーンを実施した。また、2021年6月16日には、コミュニティ・中学校向けに刑事司法に関するイベントを行った。さらに、2021年10月にはテレビとラジオを通じた啓発活動を行った。啓蒙活動のツールとしては、RBJはアプリの使用方法を説明するアニメーションビデオを使用した。また、トレーニングを受けたコミュニティボランティアとIrembo エージェントが、対象のコミュニティに対して啓発活動を行い、ライブデモを行った。

RBJは、警察署や拘留施設とのネットワークを活用し、継続的に拘留者がアプリにアクセスできるように、警察署15カ所、刑務所1カ所及びキガリにある拘置施設3カ所(Nyarungenge, Kicukiro, Gasabo)との協業関係を構築した²⁶⁰。



中学校向けのに刑事司法に関するイベントの様子

²⁶⁰ 警察署15カ所 (Nyamirambo, Nyarugenge, Kimisagara, Gatsata, Kimironko, Remera, Kicukiro, Kimihurura, Kacyiru, Kininya, Kabuga, Gisozi, Muhima, Gahanga and Kibagaga)、刑務所1カ所 (Mageragere)、拘置施設3カ所 (Nyarungenge, Kicukiro, Gasabo)



アプリの使用方法を説明するアニメーションビデオ

10.2.4 アプリを利用した法律扶助サービスの提供

(1) 受益者の情報

RBJは、アプリの研修を受けた50名の弁護士のうち、14名とフルタイムで対応する契約を締結した。2021年5月～10月にかけて、合計200名の被告者、拘留者に対してアプリを通じた法律扶助サービスを提供した。

この200名の内訳は、176名が男性（そのうち18歳以下²⁶¹の少年は22名）、24名が女性（そのうち少女は5名）となった。また、事件の内容としては、男性の場合は、レイプ事件が多く、女性の場合は、窃盗事件などが多い。

いずれのケースも弁護士が最低一度は警察所もしくは刑務所に赴き、対面で被告者、拘留者と協議する機会を持った。アプリを活用する場合でも、対面での対応が必要ではあるが、アプリ導入による大きな利点としては、登録情報により、法律扶助対象者の特定が出来る点、事前情報を得た上で対応できる点であるとのフィードバックがあった。

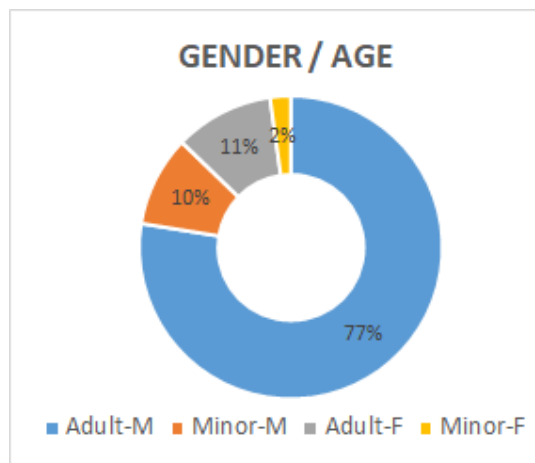


図 10.5 法律扶助サービス受益者の内訳

²⁶¹ Law Relating the Rights and Protection of the Child 2012

(2) 法律扶助サービス提供の結果

弁護士が対応したことにより、半数以上（110件）がポジティブな結果に繋がった。下図に示す通り、74件が仮放免、62件が免罪、9件に執行猶予が与えられ、1件が服役期間の短縮といった結果に至った。なかには、未成年が違法に拘留されていたケースもあった。なお、有罪判決を受けた73件のうち、17件がまだペンディングの状況である。

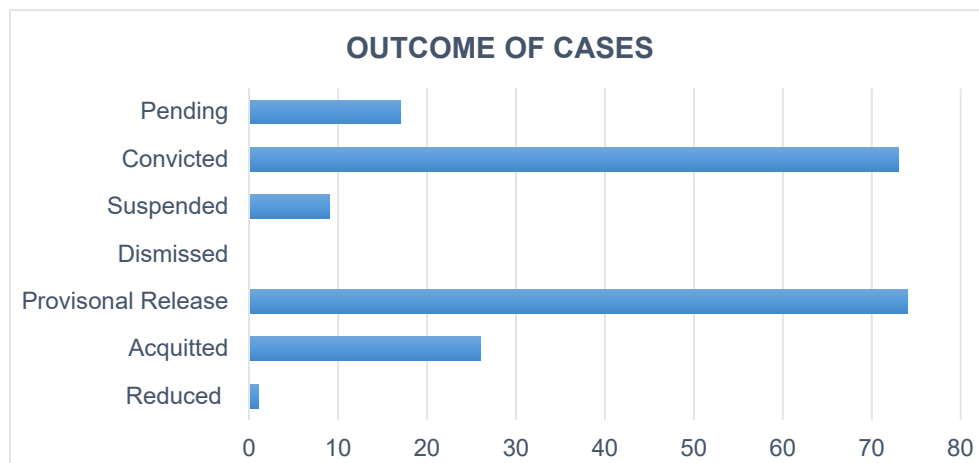


図 10.6 法律扶助サービス提供による結果

(3) アプリの管理

RBJは刑事事件を専門とするNGOであるため、民事事件についてはアプリ管理者を通じて、ルワンダ弁護士協会や他のNGO（iPeace）に照会された。アプリ管理者の役割としては、事件の登録フォームを確認し、適切な弁護士にアサインする作業を行うことである。また、アプリ管理者は事件毎に弁護士の活動をモニタリングし、例えば1週間経っても進捗がなければ弁護士にフォローアップし、必要に応じて事件を別の弁護士に再アサインすることもある。このパイロットプロジェクトでは、RBJの1名が管理者となり、2つのケースを再割り当てるのみとなった。

(4) プライバシー保護

アプリに登録された情報及びクライアントのプライバシーは、以下の機能によって保護されている。

- すべてのアカウントはユーザー名とパスワードで保護されている
- このアプリは、AppStore から個別にダウンロードできる2つのアプリで構成されている
 - ✓ 弁護士向け：弁護士は、管理者によって割り当てられたケースのみを見ることができる
 - ✓ 受益者向け：受益者は、ケース作成のために情報を入力し、啓発情報にアクセスできる
- アプリには、管理者のみが弁護士に案件を割り当てるウェブサイトプラットフォームがある
- アプリは、GDPR要件に準拠しているEUのサーバーでホストされている

10.2.5 ICT ワークショップの開催

9月16日にルワンダにおいて、本パイロットプロジェクトで開発したアプリの説明と、ルワンダにおけるパイロットプロジェクトの活動を紹介するICTワークショップを開催した。ルワンダの司法関係

者が会場で参加するとともに、東・南アフリカ 4 カ国（ケニア・タンザニア・ザンビア・マラウイ）の司法機関・ドナーもオンライン参加した。

(1) 目的

本 ICT ワークショップは、以下を目的とし、実務者に対する実践的な機会として開催された。

- アプリの紹介
- アプリの使用に関するアプリユーザーやその他の関係者との意見交換
- 参加者とさらなる改善のための方向性についての協議

(2) プログラム

本 ICT ワークショップでは、IBJ/RBJ の開発したアプリを使った弁護士／刑事被疑者・被告人とのマッチングについて説明するとともに、事件管理の一助としても使われていることや、統計・フィードバックなどを紹介した。また、今後の全国展開及び他国への展開も視野に、そのような改善が必要かを議論する内容とした。当日のプログラムは下表のとおり。

表 10-3 ICT ワークショップのプログラム

時間	内容	発表者
Session I	Opening Session	JICA
09:00-09:30	Opening Remarks	
Session II	JusticeHub App Development	
09:30-09:45	Introduction and Overall Development	IBJ/RBJ
09:45-10:00	Application Summary and Usage	RBJ
Session III	JusticeHub App Usage, Cases, and Evaluation	
10:00-10:15	Application usage experiences	RBJ
10:15-10:30	Users' Evaluation, e.g. advocates/lawyers, citizens by users	
	Statistical Views from App Administrators	RBJ
	Future Application Expansion possibilities, plans, dissemination	RBJ
Session IV	JusticeHub App Way Forward	participants
11:00-11:20	Free Discussion	
11:20-11:25	Closing Remarks	JICA
11:25-11:30	Closing Remarks and Announcement	Govt of Rwanda
11:30-11:45	Break	
Session V	Short Training of JusticeHub Application	
11:45-12:00	Introduction to JusticeHub App	RBJ
12:00-12:15	Main and Key pages and functions from users' viewpoints	RBJ
12:15-12:30	Key points on usage statistics from Administrators viewpoints	RBJ
12:30-12:45	Questions and Answers on usage by participants and	RBJ
12:45-13:00	Way Forward	JST

(3) 参加者

ワークショップの開催国であるルワンダからは、矯正局（RCS）、ルワンダ大学、弁護士会などの約 10 名が会場から参加し、他の 4 カ国を含む関係者が約 40 名程度オンラインで参加した。ワークショップ実施中に参加者の出入りがあったが、合計約 50 名の参加者を確認した。

(4) フィードバック

質疑応答セッションでは各国への展開可能性、大学・調停機関との連携、シンプルな携帯への応用（USSD の利用）、地域での展開・パラリーガル活用などについて議論が交わされた。主な質疑応答の内容は、以下のとおり。

- ケニア：現在トールフリー番号や SMS で相談を受けるサービスを提供している。このアプリでは、スマートフォンを持たない市民が SMS（USSD）でサービスにアクセス出来るようになることは可能か。可能であれば大変有効なアプリだと思う。連携の可能性を検討したい。
- ルワンダ：アプリを活用した司法アクセスについて大学で講義を行うのも面白いかもしれない。また、大学のリーガルクリニックでも活用が可能かもしれない。今後連携を模索したい。
- ザンビア：司法アクセスの ICT 化は現在検討しているところで大変関心がある。ザンビアでは人権や権利に対する知識や意識レベルが低いとのコメントに対し、IBJ/RBJ は早い段階での司法アクセスを保障することが人権保護に繋がると考えており、そのためには啓発活動も大事であるとの回答がなされた。



ICT ワークショップの状況

10.3 今後の展開に向けた課題

本パイロットプロジェクトでは、アプリがルワンダの司法関係者に広く受け入れられ、期待の高さが確認できた。また、アプリの活用により、脆弱層である被拘留者、被疑者と弁護士を効率的にリンクさせることが出来ることが実証された。近年、スマートフォンの利用者が増加し、新しい技術の採用が加速化している中で、本パイロットプロジェクトは時機を得た取り組みであると評価できる。一方で、スマートフォンを保有しない層への対応については、スマートフォンを有する友人やコミュニティメンバーを介してサービスにアクセスできる支援や、一般の携帯電話からもアクセス出来るようなさらなる改善が求められる。

今後の展開に向けて、プロジェクト実施中に以下の点を改善し、利用者の拡大および提供者の現地化ニーズへの対応への準備を行った。

- アプリの IOS (Apple) バージョン (2021 年 10 月発売)
- 新しい「地域」の機能を加え、合わせてフォームのデザイン、言語の変更、地域の追加が簡易に出来るような改良を加えたため、他国への展開及び現地化が容易になった。

また、今回のパイロットプロジェクトにおける利用者や関係者からのフィードバックを踏まえ、今後さらにサービスの拡充や他の地域展開が図るためには、以下のような改善を行うことが有効であると考える。

- SMS (USSD) 機能をアプリと連携する。
- 現地の関係者へのトレーニングを実施し、現地の事情を反映した微調整が必要である。
- 民事事件については、既存アプリの民事セクションを拡大することで対応できる。
- 他機関への照会機能として、機密性とプライバシーの問題を念頭に置いて、情報の転送を容易にするためのケースフォームのエクスポート機能を作成する。
- ビデオ会議機能をアプリプラットフォームに追加し、拘留者と家族、裁判所、刑務所がオンラインで繋げるようなシステムを検討する。

第11章 地域ワークショップ

11.1 目的

地域ワークショップは、フランス語圏の西部アフリカ、英語圏の東部・南部アフリカの2回に分けて11月下旬から12月上旬にかけて実施された。地域ワークショップの目的は、以下の通りである。

- 調査結果を対象国の司法省、ドナー、NGO等の関係者に報告してフィードバックを得て、今後の支援案の参考にすること。
- 対象国間で司法アクセスに関する課題を協議し、課題を解決するためのグッドプラクティスを共有することで、司法アクセス改善の参考にすること。
- 参加者間のネットワークを形成し、司法アクセス向上のための地域間協力を促進すること。

11.2 西部ワークショップ

11.2.1 アジェンダ

西部の地域ワークショップは、対象国であるコートジボワール、ニジェール、セネガルに加え、ルワンダのアプリ開発の再委託先である現地 NGO 関係者（RBJ）も参加し、11月24日から25日の2日間にかけて実施された。西アフリカは、東部・南部アフリカと比べると、インターネット通信が不安定なことから、基本的に各国でインターネット環境の整備された首都のホテルに参加者が集まり、各ホテル会場をZoomで接続して行われた。調査団はコートジボワールの会場から参加した。

地域ワークショップのアジェンダは、下表の通りである。1日目は調査団から調査結果を発表し、次に各国の司法アクセスの取り組みについて司法省の担当者が発表した。午後は各国において、午前中の発表を参考として今後の司法アクセス改善に必要な取り組みについて協議し、翌日、協議結果を発表した。

2日目は日本の司法アクセスの取り組みについて、JICA国際協力専門員の小松氏より法テラスの概要やコールセンターやJICAの調停研修教材の紹介があり、次に首都大学東京の石田准教授より、ケニアの慣習法の成文化プロジェクトに関する発表が行われた。その後、国別に1日目午後協議した内容について発表が行われた。

表 11-1 西部地域ワークショップアジェンダ

1st day

Time (GMT)	Program	Speakers
Session I	Opening	
0900-0915	Opening remarks Speech Presentation of the seminar and programme for the 1 st day Group photo	JICA Côte d'Ivoire MJDH Côte d'Ivoire JST Participants
Session II	JICA Study Report - Key findings and challenges	
0915-1000	Presentation of the study results 0915-0920 Overview of the study 0920-0930 Cote d'Ivoire, Niger et Sénégal 0930-0940 Kenya, Tanzanie et Rwanda 0940-0950 Zambie et Malawi	JST

Time (GMT)	Program	Speakers
	0950-1000 Q&A	
1000-1015	Coffee break	
Session III	Key issues on access to justice - Country presentations	
1015-1200	Presentation on - overview and challenges of legal aid (10min) - experience of access to justice (10 min) - digitalisation of the justice sector (5 min) 1015-1040 Côte d'Ivoire 1040-1105 Niger 1105-1130 Senegal 1130-1200 Q&A	Participants
Session IV	Presentation by Rwanda	
1200-1300	1200-1210 Presentation on IBJ 1210-1225 Presentation on the digitalisation of the judicial system in Rwanda 1225-1240 Presentation on the RBJ application (JusticeHub) 1240-1300 Q&A	IBJ MJ Rwanda RBJ
Session V	Lunch and Groups Working	
1300-1500	Lunch < activities to be carried out in each country Exchange between participants on the lessons learned from the workshop for the 2 nd day	Participants

2nd day

Time (GMT)	Program	Speakers
0900-0915	Wrap up for the 1 st day and Program for the 2 nd day	JST
Session VI	Experience in Japan	
0915-1015	0915-0950 Formalisation of customary law – contributions from academia Dr. ISHIDA Shin-ichiro, Tokyo Metropolitan University 0950-1030 Discussions, Q&A	
1015-1030	Coffee break	
Session VII	Key issues in access to justice - Report of working group discussions	
1030-1130	Presentation on lessons learned from the workshop and challenges ahead 1030-1040 Côte d'Ivoire 1040-1050 Niger 1050-1100 Senegal 1100-1115 Discussions 1115-1130 Feedback from Japanese side	Participants JST
Session VII	Closing	
1130-1200	Closing remarks	JICA Côte d'Ivoire MJDH Côte d'Ivoire MJ Senegal MJ Niger
1200-	Lunch	Participants

MJDH: Ministère de la Justice et des Droits de l'Homme (Ministry of Justice and Human Rights)

MJ: Ministère de la Justice (Ministry of Justice)

IBJ: International Bridges to Justice

RBJ: Rwanda Bridges to Justice

11.2.2 参加者

参加者は会場 42 名、オンライン 15 名の合計 57 名であった。司法省関係者のほか、ローカル NGO、UNDP、GIZ、AFD のドナー関係者、弁護士会などが参加した。参加者の詳細は下表の通りである。

表 11-2 西部ワークショップ参加者

単位：人

国名	司法省関係者	NGO	ドナー	その他	合計
コートジボワール	5	4	4 UNDP: 1 GIZ:1 AFD:2	15 弁護士会: 1 JICA Cote d'ivoire:3 JST: 9 RBJ: 2	P: 26 O: 2
ニジェール	4	2	1 UNDP:1	6 弁護士会: 2 JICA Niger:2 JST:2	P:11 O: 2
セネガル	6	1	3 AFD/Expertise France:3	2 JST:2	P:5 O:7
日本 その他	-	-	-	4 JICA HQ:1 首都大学東京:1 IBJ:2	P:0 O:4

注：P-Physical participants, O-Online participants



コートジボワール・ワークショップ会場参加者



ワークショップ会場の様子

11.2.3 質疑応答の概要

主なコメントや質問を以下に示す。特に、西アフリカでは司法セクターにおけるデジタル化の取り組みが東部・南部アフリカと比較して遅れていることから、参加国から英語圏の ICT 化の取り組みやルワンダの司法セクターの ICT 化について、大きな関心が寄せられた。

(1) 調査結果の報告

- 西アフリカは東部・南部アフリカに比べ司法のデジタル化で大きな遅れをとっている。また、東部・南部アフリカではコミュニティに根差した司法アクセスの取り組みが行われており、学ぶ点が多い。
- 各国で民族や文化は異なることから、他国の取り組みを単にコピーするのではなく、それぞれの国の事情に即した支援を検討することが重要である。

- ドナーのプロジェクト終了後に活動を持続的に実施していくためには、司法省が必要なコストを予算化し、持続性を確保していくべきである。
- 司法アクセスを改善するために、NGO と司法省との協働を強化すること、フォーマル・ジャスティスとインフォーマル・ジャスティスをつなぐために各国の経験を共有し、OHADA（アフリカ商事法調和化機構）のような域内共通システムを形成することも検討すべきである。

(2) 各国の司法アクセスの取り組み

- セネガルの Maison de Justice（司法ハウス）の運営費は誰が負担しているのか。セネガルの法律扶助基金は誰が管理し、弁護士報酬はどの程度なのか。
 - Maison de Justice（司法ハウス）は司法省が運営費を負担している。法律扶助基金は弁護士会が管理している。（なお、弁護士報酬についての回答はなかったが、1件あたり 50 万 CFA（約 10 万円）である）
- ニジェールの ANAJJ（国家法律情報・法律扶助局）の組織設立に関する法的枠組みを共有して欲しい（コートジボワール及びセネガルの司法省司法アクセス担当局）。

(3) ルワンダ司法セクターの ICT 化の取り組み

- ルワンダの司法の ICT 化の取り組みから多くを学んだ。司法のデジタル化導入に関する法整備はなされているが、実行に移されていない。デジタル化には多くの利点があり、ICT 化を促進していくべきである（コートジボワール、セネガル、ニジェールからの共通のコメント）。
- ルワンダの JusticeHub アプリは他国でも使用可能なのか。アプリで収集した個人情報保護されるのか。
 - 今のところ、アプリはシリアとルワンダで活用されている。アプリで収集された個人情報は RBJ と登録した弁護士のみが閲覧可能となっている。

(4) 日本の経験

- JICA の調停手法に関する視聴覚教材は非常に興味深く、アクセス可能であればぜひ学びたい。また、JICA の研修で NGO 職員も研修対象となればありがたい。
- 法テラスのコールセンター及び財政的規模が非常に大きく、驚いている。これほどの予算をどのように確保しているのか。
 - 法テラスは発足当初からこの規模であったわけでない。1970 年代の交通事故紛争、90 年代の消費者紛争などを経て、特に東日本大震災以降、法律扶助のニーズが高まり、規模が拡大した。また、コールセンターの Q&A の作成などでは弁護士会が貢献している。
- 法テラスのコールセンターでは、GBV 被害者から電話があった場合、その保護も行っているのか。
 - コールセンターから被害者支援機関にリファーをするなど、被害者保護も行っている。
- 石田先生の発表で、民族により慣習法は異なるが、異なる民族同士が対立した場合、どの慣習法が用いられるのか。
 - インフォーマル・ジャスティスはフォーマル・ジャスティスとは異なり、話し合いにより柔軟に解決策を探ることが可能である。

11.3 東部・南部ワークショップ

11.3.1 アジェンダ

東部・南部の地域ワークショップは、対象国である5か国が参加し、12月1日から2日の2日間かけ、対面とオンラインのハイブリッド方式で実施された。

インターネット環境の整備された首都ナイロビの共同オフィススペース Indigo を拠点にケニアの参加者は集合し、ケニアの地方部及びその他4か国の参加者は Zoom で接続して行われた。調査団はケニアの会場及びオンラインで参加した。

地域ワークショップのアジェンダは、下表の通りである。1日目は調査団から調査結果を発表し、次に各国の司法アクセスの取り組みについて、1) 裁判制度、裁判外紛争解決制度 (Alternative Justice System: AJS) 及び調停、2) ICT 活用、3) 地域連携の3つのテーマで各国の関係機関が発表した。午後は各国でグループに分かれ、午前中の発表を参考に今後の司法アクセス改善に必要な取り組みについて協議した。

2日目は国別に1日目午後に協議した内容について発表が行われた。その後、質疑応答を経て、日本の司法アクセスの取り組みについて、JICA 国際協力専門員の小松氏より法テラスの概要やコールセンターや JICA の調停研修教材の紹介があり、次に首都大学東京の石田准教授より、ケニアの慣習法の成文化プロジェクトに関する発表が行われた。最後に日本の NGO である CALL4 より ICT を活用した司法アクセスの持続性維持及び法の啓発について発表が行われた。

表 11-3 東・南部地域ワークショップアジェンダ

Day 1: December 1, 2021 (Wed)

Time (EAT)	Content	Stakeholders
08:30-09:00	Registration @ meeting room 1 st floor Housekeeping for Day1 (posted)	Indigo (Kenya)
Session I.	Opening	
09:00-09:10	Opening remarks Opening speech Presentation of Day 1 Program	JICA HQ Kenya MOJ NLAS Survey Team
Session II.	JICA Survey Report – Key Findings and Issues	
09:10-09:45	09:10-09:15 Overall Summary 09:15-09:25 Kenya, Tanzania and Rwanda 09:25-09:35 Zambia and Malawi 09:35-09:45 Cote d'Ivoire, Niger and Senegal	Survey Team
09:45-10:00	Coffee Break @Annex	
Session III	Access to Justice Key Issues – Panel Discussion	
10:00-11:00	Topic 1: Formal Justice, Alternative Justice, Mediation 5 countries + UNDP x 10 min each <ul style="list-style-type: none"> Justice in the community (Chiefs) and Training – Kenya / Egerton University, FOLLAP Role of paralegals – Tanzania / Legal Service Facility Court mediation curriculum – Rwanda / Rwanda University Paralegal in formal justice and Village mediators in informal justice- Malawi / PASI Stakeholder coordination and problem solving mechanism - Zambia / MOJ UNDP Kenya 	
11:00-11:10	Q&A for Topic 1	

Time (EAT)	Content	Stakeholders
11:10-12:00	Topic 2: ICT Development for Access to Justice 5 countries x 10 min each <ul style="list-style-type: none"> • Use of ICT in Judiciary and in legal education – Tanzania / Judiciary, Law school of Tanzania • Integration of ICT and traditional methods – Kenya / Transparency International • Using application for tackling the issues in criminal justice – Rwanda / Rwanda Bridges to Justice • Case filing and toll free system – Malawi / Legal aid bureau • Integrated call center operation for children and GBV – Zambia / Lifeline Childline Zambia 	
12:00-12:10	Q&A for Topic 2	
12:10-12:20	Topic 3: Regional integration <ul style="list-style-type: none"> • East African Legal Aid Regional Network Conference 	
12:20-12:30	Q&A for Topic 3	
12:30-13:30	Lunch Break Showing video of IBJ/RBJ JusticeHub	IBJ/RBJ
Session IV	Access to Justice Key Issues – Breakout Group	
13:30-15:00	Access to Justice Key Issues – Breakout Group Discussion <ul style="list-style-type: none"> • Breakout Group - Country by Country • Key Issues identifications and Recommendations for Day 2 Presentation 	
	Closing announcement for Day1 and housekeeping for Day2	

Day 2: December 2, 2021 (Thu)

Time (EAT)	Content	Stakeholders
08:30-09:00	Registration @ meeting room 1 st floor Housekeeping for Day2 (posted)	Indigo (Kenya)
Session V.	Access to Justice Key Issues – Breakout Group Reporting back and Discussion	
09:00-10:45	09:00-09:15 Day 1 Review / Overview Day 2 09:15-09:30 Kenya 09:30-09:45 Tanzania 09:45-10:00 Rwanda 10:00-10:15 Zambia 10:15-10:30 Malawi 10:30-10:45 Discussion	
10:45-11:00	Coffee Break	
Session VI.	Experience in Japan	
11:00-12:30	11:00-11:20 Role of Call Center Model – JICA 11:20-11:40 Formalization of customary law / input from academia – Dr. Ishida 11:40-12:00 ICT use for sustainability and sensitization – CALL4 12:00-12:30 Discussion	
Session VII.	Synthesis, Recommendations and Closing	
12:30-12:50	Synthesis and recommendation	Survey Team
12:50-13:00	Closing Remarks	Legal Advisor, JICA HQ
13:00	End of Workshop Followed by Lunch in each location	

11.3.2 参加者概要

参加者は会場 27 名、オンライン 130 名の合計 157 名であった。司法省関係者のほか、ローカル NGO、UNDP、EU などのドナー関係者、弁護士会などが参加した。参加者の詳細は下表の通りである。

表 11-4 東・南部ワークショップ参加者

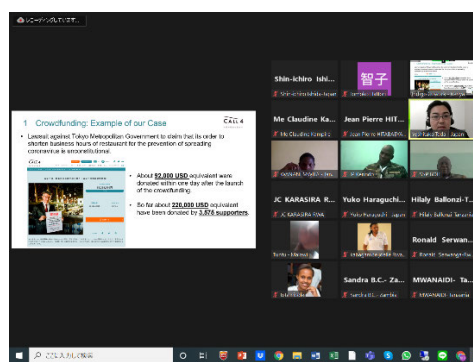
単位：人

国名	司法省関係者	NGO	ドナー	その他	合計
ケニア	5 司法省:1 裁判所:2 刑務所:2	12	5 UNDP: 3 EU:2	13 弁護士会: 2 調停研修機関:3 大学:2 弁護士事務所:2 JST: 4	P: 25 O: 10
タンザニア	2 裁判所:1 大学:1	4	1 UNDP:1	8 弁護士会: 4 JICA Tanzania:2 JST:2	P: 0 O: 15
ルワンダ	6 RCS(ルワンダ矯正局):6	6	0	40 弁護士会: 15 女性弁護士会:10 法律扶助協会:4 弁護士事務所:8 大学:1 JST:3	P:0 O:53
ザンビア	3 司法省:1 法律扶助局:1 刑務所:1	8	4 UNDP:3 Danish:1	2 JST:2	P:0 O:17
マラウイ	11 司法省:2 法律扶助局:1 腐敗防止局:5 オンブズマン:1 警察:2	6	3 UNDP:1 EU:2	4 教育機関:1 JICA Malawi:1 JST:2	P:0 O:24
日本 その他	-	-	-	13 JICA HQ:2 JICA ビジネス法:1 首都大学東京:2 CALL4:5 JST:3	P:2 O:11

注：P-Physical participants, O-Online participants



ワークショップ会場参加者



ワークショップオンライン参加者

11.3.3 グループディスカッション発表概要

各国ごとにフォーカスすべき主要課題として下記にリスト化した課題について議論が行われた。ディスカッション後の発表に対する主要コメントも以下に記す。

- ケニア
 - 主要課題：ICT 活用、一般市民の法知識の不足、パラリーガルの持続可能性（ファンド不足）、司法への信頼の欠如、インフォーマル・ジャスティスのキャパシティビルディング不足、腐敗
 - ICT 活用：情報一元型の one stop portal model を作る事が出来れば良いのではというコメント。また、刑務官からは、刑務所においても検察官・児童オフィサー（Children Officer）・地方行政官・長老などのステークホルダーを幅広く巻き込むのが良いとのコメント。
- タンザニア
 - 主要課題：ICT 活用、裁判所の統合司法センター（Integrated Justice Centre）活用、パラリーガル教育、地方部にある初等裁判所（Primary Court）での弁護士代理、パラリーガルの持続可能性（ファンド不足）、法律扶助機関の協働不足、インフォーマル・ジャスティスのキャパシティビルディング不足
 - 初等裁判所における弁護士代理の機能：ガイドラインでは、初等裁判所では 3 カ月の間にケースを裁定することとなっている。治安判事は代理されていない当事者に弁護士をつけることが可能である。刑事事件は初等裁判所では調停や和解で解決することが奨励されている。
- ルワンダ
 - 主要課題：ICT 活用、Abunzi・村の調停の活用、一般市民向けの法の啓発・法教育の必要性、コミュニティの意識啓発のためのツールフリーやオンライン啓発の可能性、ステークホルダーの協働、持続可能性
 - インフォーマル・ジャスティス（Abunzi）：フォーマル・ジャスティスは時間がかかるため、バックログ解消を目的とし、コミュニティベースでの紛争解決が奨励されている。Abunzi はコミュニティで民事事件や一部の刑事事件を調停・和解解決に至らせている。社会の継続的・調和的な平和が最終的な目的。解決のためのタイムフレームの設定は望ましい。現在は Edward Academy Mediation (California) がトレーニングを担っている。
- ザンビア
 - 主要課題：ICT 活用、フォーマル・ジャスティスの信頼の欠如、リソース不足、伝統裁判所とキャパシティビルディング、フォーマル・ジャスティスとインフォーマル・ジャスティスの統合、法教育・法の啓発の必要性、パラリーガル教育、持続可能性、ルワンダ・タンザニア事例の学習
 - フォーマル・ジャスティスの課題：ザンビアでは「遠い」という側面が大きい。地方部では、警察の出張所にたどり着くのに 100 km、治安裁判所に 120 km、高等裁判所に 400 km という実情がある。伝統裁判所が使われるのはこれと異なり、物理的距離が近く、手続きにかかる時間が短く、費用も比較的安価であるためである。
 - 伝統裁判所の課題：①男性優位である点、②チーフなどの有力者が人権分野の知識に乏しく、理解が不十分である点、③フォーマル・ジャスティスとインフォーマル・ジャスティスの住

み分けで混乱が生じる点、④分野別の管轄が曖昧であり、持ち込まれたケースをどの機関に照会すべきか混乱が生じる点

- 弁護士不足：ザンビアでは弁護士が不足しており、司法アクセスの阻害要因の1つになっている。他方で、弁護士代理による解決の費用が高いという問題もある。こうした問題があるためにレポートされないケースも地方部では多い。小規模な犯罪、土地紛争、家族紛争、GBVなどはインフォーマル・ジャスティスで処理される典型的なケースである。
- マラウイ
 - 主要課題：ICT活用、インフラの問題、フォーマル・ジャスティスの制度的課題、伝統的裁判所の解散の可能性、法教育・法の啓発の必要性、持続可能性
 - 法律扶助局（Legal Aid Bureau）：司法機関・警察・刑務所が連携したサービスあり。裁判所の中に法律扶助機関を入れるというアイデアは有用とのコメントがあり。

11.3.4 質疑応答の概要

主なコメントや質問を以下に示す。1日目の3テーマに応じて、①AJSの担い手・キャパシティブUILDINGについてはパラリーガルやチーフ・調停人の制度化、トレーニングに大きな関心が寄せられた。GBVなど課題別の解決パッケージへの関心も高い。②ICT活用についてはルワンダのJusticeHubアプリのほか、伝統的通信手段との併用や他分野とのアプリ連携に関心が寄せられた。③地域連携ではEast Africa Legal Aid Network, East and Horn of Africa conference of Paralegal（東）やAfrican Center of Excellence for Access to Justice（東南）が紹介された。

(1) テーマ1：裁判制度、裁判外紛争解決制度及び調停について

- （ザンビアからマラウイ）村長に対して紛争解決を求める刑事事件はどのようなものがあり、どう処理されるか。
 - 刑事事件もチーフや村の調停人などのインフォーマル・ジャスティスに持ち込まれることもある。多くは軽微な事件で、窃盗などはフォーマル・ジャスティスのリソースを使わずに村で解決される。和解による解決のこともある。これらはCriminal Procedure・Evidence Codeで許容されている。
- （ザンビアからマラウイ）村の調停人の腐敗を避けるためにPASIはどのような試みをしているか。
 - 村の調停人はコミュニティベースであり、チーフは紛争解決手続には入っていない。村の調停人には収賄を禁止する行動規範がある。
- （タンザニアからUNDP）CSOをサポートする仕組みはどのようなものがあるか。
 - 経済的支援のほか、知識・技術の供与がある。
- （ザンビアからタンザニア）パラリーガルの経済・財政的限界について持続可能なプランは策定されているか。
 - 長期プランはない。タンザニアのパラリーガルのバスケットファンドであるLSFはドナーの資金に依存している。最近ではGovernment Paralegalといわれる公務員のパラリーガル教育のイニシアティブが政府主導で始まっている。
- （ケニアからタンザニア・ザンビア）パラリーガルのインセンティブ・報酬は。

- (タンザニア) Legal Aid Regulations of 2017 では、ケース勝訴後、単なる費用請求が出来るのみとされている。報酬を得ることが出来るのはケースに勝訴したときのみであることは課題である。
- (ザンビア) Legal Aid Board に Legal Counsel が設置されており、法学位を持ち、Zambian Institute for Advanced Legal Education に登録されている者とパラリーガルを監督できる。依頼者が来た場合はまずパラリーガルがアテンドし、ケースを受任するかを決める。ケースを受任した場合はそれが仕事となる。
- (各国からタンザニア・ザンビアへ) パラリーガル教育のレベル・資格は。
 - (タンザニア) Legal Aid Act の施行前までは Tanganyika Law Society がトレーニングを行っており、トレーニング修了証をもらっていた (通常は2か月だった)。Legal Aid Act 施行後は2年のトレーニングの後にパラリーガルの学位 (Diploma) が導入された。
 - (ザンビア) ザンビアでは3つのレベルのパラリーガル教育がある。レベル1は学位 (Diploma) で、3年以上のトレーニングで主に民事法 (土地・GBV・労働法) と刑事法 (刑事手続と刑事罰) を学び、法務アシスタントやアドバイザー、地方検事などになる。レベル2は修了証、レベル3はスキル証明証で、レベル3は基礎知識を得て正しい機関に照会することが主業務である。

(2) テーマ2：ICT活用について

- (ケニアから各国に) 民間セクターのサポート・サイバーセキュリティ対策・呪術に関連する調停はどのように紛争解決に至るか。・国家からのサポートはどの程度か。
 - (ルワンダ) ルワンダでは警察などの国家機関と MOU を締結してキャパシティビルディングで連携している。
- (マラウイからザンビア) 子供のケースの通報にトールフリー番号を使っているが、どのように機能するか。
 - パートナー機関である学校の教師 (Guardian) に携帯電話セットを渡して、子供たちが家庭または学校で虐待や暴力を受けたときに NGO に通報できるようにしている。

(3) テーマ3：地域連携について

- (ケニアからタンザニア) 越境犯罪についてはどう対処しているか。
 - 国を超えた取り決めがあり、国相互が援助している。犯罪者の越境にも適用が拡大している。

(4) 日本の発表

- (CALL4 へ) 民間セクターが司法に果たす役割は。
 - エンパワメント、権利保護の状況とのギャップを埋めること。
- (小松専門家へ) トレーニング教材を英語で提供してほしい。
- (石田博士へ) ケニアでの慣習法の成文化はアカデミアとしてどのように取り組んでいるか。
 - ケニアの博物館と協働。

第12章 調査総括

12.1 アフリカにおける司法アクセスの現状と課題

本調査を通じて明らかとなった司法アクセスの現状と課題を再度まとめると、以下のとおりである。

(1) インフォーマル・ジャスティス強化

フォーマル・ジャスティスは司法過疎と呼ばれる状況が現出し、裁判所網の地方部への展開が十分でないため、“遠い・遅い・高い”と評価されている。一方で、これを補完するかたちでインフォーマル・ジャスティスとして伝統的調停人あるいはパラリーガルの制度化・強化に注力しているものの、その対応は十分とは言えない。とくに伝統的調停人およびパラリーガルの能力養成を通じた、法律知識の深度化・高度化ならびに知識内容の平準化・均一化、そして財務的な支援およびその持続性が大きな課題となっている。同時にフォーマル・ジャスティスでの司法システムの ICT 化（e-case management 等）を通じてフォーマル・ジャスティスの機能を強化し、一般市民からの評価を改善する取り組みにも大きなニーズがあると認識した。

(2) ICT 活用

本調査を通じて再委託方式で実施したルワンダの法律扶助支援スマホアプリ“JusticeHub”について、ICT ワークショップでは実務的な活用方法を紹介し、またリージョナルワークショップでも概要を紹介し、各回とも対面およびオンライン参加各国の参加者から好評を博し、関心が非常に高いことが判明した。またコートジボワールで実施しているコールセンターについても同様であり、また同国以外での整備も一部の国では進んでいる。ただし前者にあってはインターネット・スマートフォンの普及がカギとなり、後者については通話料負担が課題となっている。加えてケニアで見られたような、インターネットを活用したデータ通信と、伝統的通信手段（音声通話および SMS 機能）の統合を実現している事例のように異なる通信手段の包括的な確保・活用も大きく期待されるところであるが、その端緒についてとあるところであり、一層の加速が望まれるところである。

(3) 地域レベルの対応

司法アクセスにおける相談の内容は、各国固有の課題があるが、土地・財産・家族あるいは脆弱層の問題は各国に共通した課題として認識される。また、インフォーマル・ジャスティス強化、ICT 化整備の取り組みについても、各国個別というよりも地域横断的な共通課題として認識されるものも多い。したがって各国で個別に課題を検討・対処を図ることもさることながら、ある程度地域的な共通性を念頭にたとえば東・南部地域、あるいは西部地域諸国をまとめた共通課題への取り組みも必要とみる。加えてアフリカ東部女性法律家協会の事例にみるように地域レベルの活動を行っている組織もあり、対応を考えるにあたっての参考ともなる。

(4) 分野横断的な対応（ワンストップセンター）

本調査ではもっぱら司法分野の視点から実施してきたが、各課題内容は単に司法分野だけでの対応・解決ではなく、社会的（家族・コミュニティ）あるいは、保健医療、教育（司法知識普及）などより包括的なアプローチも求められていることが認識された。具体的にはワンストップセンター方式で関

係省庁が協力・連携した対応が始まっている国（マラウイ、ザンビア、タンザニア、ルワンダ）もあり成果をみせてきている。関係省庁・機関による分野横断的、総合的な対応はその開発には、その方法・調整などに時間を要することが多いが、中長期的な司法アクセス改善の一つのアプローチとして考えることが求められる。

(5) 国際機関等との連携・協業

今回の調査を通じ、国連系諸機関が活発に活動していることが確認できた。なかでも UNDP は対象各国での司法分野での経験・実績が豊富である。また EU も同様に自ら直接、あるいは UNDP を通じてプロジェクトを実施している。EU の基本戦略が 2021 年で終了し 2022 年から新たな 5 か年の戦略が実施されようとしているタイミングでもあるが、これまでと同様、平和・成長・雇用に加え気候変動・デジタル化などを推進していくことが確認されている。

特に司法分野では、EU が資金源となり、UNDP や GIZ などが実施機関としてプログラム型の支援を継続的に実施している。対象国毎に支援内容が計画されており、アフリカ諸国で共通した支援方針がある訳ではないが、各国での支援内容を見ると、司法機関の機能強化、パラリーガル支援、脆弱層（被収容者や女性・子供）の支援が多いと言える。また、支援対象国の NGO と連携し、地方での啓発活動や法律扶助支援を行っている。GIZ は、司法関連の法律や制度改革、司法関連機関の組織強化を含む中長期的な視点を持った支援を行っている印象を受ける。また、UNDP と同様に、支援対象国の NGO と協力し、地方におけるパラリーガル支援や啓発活動を行っている。

JICA の連携エリアとしては、現在どのドナーも司法分野の ICT 化に向けた支援を模索しているところであるため、ICT 化については連携可能性があると考えられる。また、コミュニティレベルでの司法情報および司法相談の提供や法律扶助を行う人材育成（パラリーガル、チーフ等）と彼らを活用した地方展開について、地域的な役割分担をしながら連携していくことも現実的である。

本調査活動を通じて得た UNDP を含む各国ドナーとのコンタクトを活かしつつ、我が国の特徴・実績・経験を活かす方式での連携・協力を考えていくこととしたい。

12.2 JICA の司法アクセス改善に向けた案件形成に関する提案

12.2.1 分野別のまとめ

上述の課題認識を踏まえ、JICA が司法アクセス分野に関して提供可能なメニューとして、以下のテーマで提案を整理する。

- パラリーガル
- ICT 化
- モバイルリーガルクリニック
- ワンストップセンター（OSC）

各テーマにおけるニーズと支援の概要を以下のとおり整理した。

(1) パラリーガル（研修、制度化、モニタリング）

フォーマル・ジャスティスとその補完関係と位置付けられているインフォーマル・ジャスティス／ADR が並立しているが、各国政府とも後者の制度化・整備を急いでいるところが多い。特にパラリーガルの制度化・養成・研修には大きなニーズがある。このパラリーガルでは、コミュニティレベルのパラリーガルも対象として裾野の拡大ならびに質の向上も要望されている。

これらを踏まえ、パラリーガル養成については、カリキュラム・テキスト整備から、トレーナー養成、コミュニティパラリーガル養成と各方面でのニーズが高く、かつ早期の実施を望む声も多い。支援スキームとしては、短期専門家派遣、あるいは第三国研修などが効果的かとみる。加えて制度設計・組織体制整備に係る内容は中期的な技術協力も可能かとみる。

具体的には、以下を支援案件素案として考える。

表 12-1 パラリーガルの支援案リスト

レベル	協力内容	CP	受益者	スキーム	成果	リソース
国	パラリーガルの研修内容強化とモニタリングの仕組み構築支援	司法省、法律扶助局、教育機関	法律扶助機関、パラリーガル	技術協力	パラリーガルの能力強化	日本の自治大学校
	コミュニティパラリーガルの地方展開支援	法律扶助局	コミュニティ	技術協力	コミュニティの司法アクセス向上	現地 NGO
地域	パラリーガルに関するプラットフォーム構築（E-Library 化、トレーニングマテリアル共有など）	East African Legal Aid Network Conference、African Center of Excellence for Access to Justice (ACE-AJ)	法律扶助提供機関、NGO	技術協力 専門家派遣	パラリーガルの制度化、能力強化	日本の E-Library ノウハウ
地域	法律相談・法律扶助促進地域ネットワーク構築	各国司法省司法アクセス担当局	司法アクセス担当者、NGO	技術協力 専門家派遣	法律扶助機関の能力強化、グッドプラクティスのアーカイブ化	East African Legal Aid Network ノウハウ

出典：JICA 調査団

(2) ICT 化（E-case management、アプリ、コールセンター等）

次に関係者の関心が高かった ICT 化について、その鍵となるインターネット通信網整備は、特に西アフリカ諸国においては、道のりは長いものの、非常に高い関心事項となっており、とくに本調査で実施したルワンダの法律扶助アプリ **JusticeHub** についてその内容・仕組み・導入に向けて関係者より熱意のある関心が示された。同様にコートジボワールですでに実績をもつコールセンターについても、いくつかの国で実施されているものの、本邦の法テラスとともに高い関心・興味がよせられている。

加えて各国司法システムそのものの ICT 化も計画はされている。予算・人材が大幅に不足している状況も確認されているところであるが、特に、ルワンダの IECMS システム (e-filing, e-case management が統合された仕組み) に対する各国からの関心が高いことが確認できた。そのため、課題別研修もしくは第三国研修による、司法分野の ICT 化に向けた研修に対する期待は高い。

これらのニーズには優先順位をつけた形での対応が必要とみられ、たとえばルワンダ JusticeHub アプリについては、導入まで期間を要するところも多いものの、短期的にはまずは関係者にその機能の理解を促し、有効性を確認し、導入にむけての機運・理解を高めるところから開始することが望ましいとみる。この場合は本アプリを開発・運営している IJB/RJB を中心とした南南協力方式での第三国研修方式がもっとも有効であるとみる。コールセンターについても同様にコートジボワールのケースがまず参考になるものとみられ、また同時に日本の法テラスのケースも多いに参考になるものとみられることから、第三国研修・本邦研修などが期待される。

そのうえで、中期的にはこのアプリを活用した法律扶助サービス提供に係る支援、また現在の JusticeHub は刑事事案に特化していることから、民事事案への応用・開発も中期的には展望したいところである。これらには日本からの法テラスなどのこれまでの知見が活用できるかとみる。

ICT 化に関する支援案件素案は、以下のとおり。

表 12-2 ICT 化に関する支援案リスト

レベル	協力内容	CP	受益者	スキーム	成果	リソース
国	JusticeHub アプリの拡充による法律扶助サービスの提供	刑務所、警察署、法律扶助局	被疑者、拘留者	技術協力 専門家派遣	被疑者、拘留者の法律扶助へのアクセス向上	JusticeHub アプリ、NGO
	司法プロセスと司法情報アクセスの ICT 化支援 (事件フォローアップ機能、ポータルサイト)	司法省、司法機関 (ザンビアは Smart Zambia Institute も)	一般市民	技術協力	司法プロセスの効率性、透明性の向上	ルワンダ IECMS
	Lawyers' Bank プラットフォーム (インフォーマル・ジャスティスの担い手の人材登録ウェブサイト)	法務長官局／司法・憲法省	法務長官局／司法・憲法省	技術協力	法律扶助人材の効率的な活用	日本の刑事弁護士 S 名簿登録 ²⁶² のノウハウ
地域	コールセンター普及支援プロジェクト (Q&A の共有など)	コートジボワール司法省 / ザンビア Lifeline Childline Zambia	司法省、法律扶助局	第三国研修	コールセンターのノウハウ共有、普及促進	法テラス、更新 Q&A
	司法分野の ICT 化に向けた研修 (IECMS : e-filing, e-case management 統合システムの事例研修)	ルワンダ司法省	各国司法関係機関	第三国研修 課題別研修	司法の ICT 化促進	ルワンダ IECMS

出典：JICA 調査団

²⁶² 裁判員裁判制度・公判前整理手続きの研修を受けた者

(3) モバイルリーガルクリニック

各国ですでに一部導入はされているものの、モバイルリーガルクリニックといった、移動法律相談車について拡充をたく支援を求める声も高かった。特に各国地方部においてはインターネット通信網も未整備であることから、モバイルリーガルクリニックにより、“遠い・高い・遅い”とされる司法システム、ならびにインフォーマル・ジャスティス/ADRの機能を強化する手段として期待が高い。

モバイルリーガルクリニックの設備については我が国の自動車改装・内装技術を活かし、プライバシーを確保した装備にするなど、日本の技術特性も活かした無償資金供与も可能か検討したい。また、日本の法教育の教材を参考にした啓発活動の教材開発支援の可能性もある。

表 12-3 モバイルリーガルクリニックの支援案

レベル	協力内容	CP	受益者	スキーム	成果	リソース
国	モバイルリーガルクリニック実施車両機材供与支援	司法省	コミュニティ	無償資金協力	遠隔地での法律情報・相談・支援の提供	日本からの車両供与、現地NGO
国	モバイルリーガルクリニック機能強化	司法省、法律扶助局	コミュニティ	技術協力	法教育・啓発活動の教材開発	日本の法教育の教材・ノウハウ

出典：JICA 調査団

(4) ワンストップセンター

一部諸国で端緒についているもので重要性を増しているとみられるのが、ワンストップセンター(OSC)の体制整備・省庁間連携による機能拡充を通じた包括的・一元的対応である。特に GBV 被害者を保護するにあたり、司法関係者のみならず、警察や医療機関、ソーシャルワーカー等の多様な関係者にコンタクトをとることの出来るワンストップセンターの役割は大きい。ただしワンストップセンターの体制整備と省庁間連携に必要となる施設、そして多様なニーズに対応可能な職員等の養成には時間をかけて取り組む必要があるかとみる。

ワンストップセンターの整備については、一部の国々で既に他ドナーが支援を始めているが、包括的な連携サービスにおいて肝要を考えられるきめ細かさ、プライバシーの尊重などは我が国の協力の特徴とするところであり、専門家派遣、あるいは、本邦研修といった方式で、国際機関との連携を念頭に各国と進めることが可能であると考えられる。

表 12-4 ワンストップセンターの支援案

レベル	協力内容	CP	受益者	スキーム	成果	リソース
国	GBV の被害者保護に向けたマルチセクター型の OSC の機能強化	法律扶助局（ジェンダー省、保健省、警察署、検察局と連携）	女性・少女を中心とする GBV の被害者	技術協力 専門家派遣 草の根技協	OSC 職員の能力強化、支援範囲の拡大	日本の女性支援 NGO

出典：JICA 調査団

(5) 国際機関・二国間援助機関等・NGO 等との連携

支援課題内容は各国独自性も多いが、共通に抱える課題も多く、地域的な広がりをもった支援案件の提供が可能であると考え。支援の提供者としてはこれまで長年の実績を持つ国際機関・二国間援助機関も多く、彼らのこれまでの経験を活かしつつ、日本の特徴や知見が有用であると思われる分野を検討していくことが必要である。また支援内容によっては、これまでの知見が対象各国にあることも多く、いわゆる南南協力方式も可能かとみる。

特にパラリーガル支援については、以下を含む地域レベルの組織を通じて支援を行うことで、広域での効果が期待できる。

1) East African Legal Aid Network (EALAN)

- 設立時期：2020年1月に始動。きっかけは2018年11月5日から8日にかけてナイロビで開催された「法律扶助ネットワーク会議 First East African Regional Legal Aid Conference」で、当初は IDLO の支援を得ていた。
- 目的：法律扶助に関する広域ネットワーク作り。地域課題の調査・共有。官民連携を行っていることが特徴。
- 事務局：East African Legal Aid Network としては始動したばかりで（MOU 締結待ちの国もあり）、未だ事務局を作っているところである。ウェブサイトも作成予定。
- 構成メンバー：各国の司法省と NGO が参画している。参加国はケニア、タンザニア、ブルンジ。現在ウガンダが MOU 締結中。ルワンダ・南スーダンが加入予定だが現在政府の確認待ち。各国の代表 NGO はサイン済み。チェア国は現在タンザニア（MOCLA）で、タンザニアの NGO 参加者を Tanzania Network of Legal Aid Providers にも拡大予定。
- 活動内容：各国の法律扶助の法的フレームワーク作り・現状調査、パラリーガルの支援を行う。そのためのネットワーキング、知識・情報共有、アクションプラン作りも行う。今後バーチャルプラットフォーム作りを進め、各国のイニシアティブ紹介、課題解決マイルストーン策定を行う予定。
- 課題・方向性：向こう 1-2 年の優先事項は、各国の司法アクセスの実情に関する情報収集である。データベース（アーカイブ）作りもしようとしているが、リソース不足。トレーニングマテリアル共有、各国の情報交換・経験共有プログラム・スタディツアーの企画も予定されている。しかし、2020年1月から年次ミーティングを企画していたが、COVID-19により定例化できていない。
- ニーズ・要望：今後形成予定の事務局への支援などを通じたパートナーシップや、政府機関の加入のための新しい国へのロビイング、コンテンツ作り（パラリーガルのトレーニング、知識・情報共有）、バーチャルプラットフォーム作り。その際、日本の法令・判例・文献データベースを参考にするのも一案である。
- 連携：East and Horn of Africa Paralegal Network と連携している。SADC Legal Aid Network とも連携予定。南部アフリカの ACE との協働も歓迎である。コーファンディングにあたっては法律扶助サービス提供者に直接支払うのが良いとの見解である。

2) East and Horn of Africa Paralegals Network

- 設立時期：2021年始動。EALANと同様に、2018年11月5日から8日にかけてナイロビで開催された「法律扶助ネットワーク会議 First East African Regional Legal Aid Conference」(IDLOの支援)のフォローアップとして作られた。
- 目的：広域でのパラリーガルのピア学習、地域課題の共有をはかる。
- 事務局：未だ事務局を作っているところである。
- 構成メンバー：EALANメンバーのほか、パラリーガル機関も参加。国はケニア、ウガンダ、タンザニア、ルワンダ、ブルンジ、ソマリア、南スーダン(2021年1月)²⁶³のほか、エチオピアも加入²⁶⁴。
- 活動内容²⁶⁵：ベストプラクティスの共有、ネットワーキング。

3) African Center of Excellence for Access to Justice (ACE-AJ)²⁶⁶

- 設立時期：2017年
- 目的：パラリーガルを促進する地域レベルのNGOネットワークとして、アフリカ地域におけるコミュニティパラリーガルに関する情報ハブになることを目指している。
- 事務局：マラウイのNGO(PASI)が代表を務める。
- 構成メンバー：現時点でのメンバー国は、アフリカ諸国の英語圏12カ国(南：マラウイ、ザンビア、南アフリカ、モザンビーク、東：ケニア、タンザニア、ルワンダ、ウガンダ、西：ガーナ、ナイジェリア、シエラレオネ)である。今後の展開予定国としては仏語圏(西：コートジボワール、セネガル、ブルンジ)も含める予定である。
- 活動内容：ワークショップ、スタディーツアーやインターンシップ、トレーニングマテリアルの共有などを通じ、コミュニティパラリーガルの育成や活動強化を行っている。今後は、各国のベストプラクティスのE-library化やオンラインネットワークの構築を行っていきたいとの方向性が示された。

12.2.2 国レベルの協力素案

上述のように分野別の課題に対する支援内容を整理した上で、続いて各国のニーズに基づく国別の支援内容と支援の優先度を検討するため、各国の特徴について整理する。各国の支援案リストの詳細については、別添13.2 JICA支援素案リストを参照されたい。

(1) ケニア

ケニアでは、パラリーガルはコミュニティで幅広く活動しているものの、認定制度及び全国統一した研修カリキュラムがこれから確立されるところであり、リソースの投入が必須である。制度化支援と研修カリキュラムの充実は司法省も「直ちにでも行いたい」としている。司法分野のICT化構想には司法機関・司法教育機関とも意欲的である。国土に生活様式の異なる多様な民族が暮らすことから、

²⁶³ <https://www.idlo.int/news/events/east-and-horn-of-africa-paralegals-network-cahpn-annual-forum>

²⁶⁴ 2021/12/28 EALAN インタビュー

²⁶⁵ 2021/12/1 地域ワークショッププレゼンテーション

²⁶⁶ <https://accesstojustice.africa/>

司法過疎の問題は地方で大きい。また、COVID-19の影響でGBVも増加しており対策が必要とされている。

表 12-5 ケニアの支援案リスト

No.	課題	協力内容	CP	受益者
K-1	パラリーガル	AJSの機能強化支援	司法省・NLAS	法律扶助機関・調停機関・行政担当者
K-2	パラリーガル	法教育の能力強化プラットフォーム	法教育カウンシル (CLE)	大学・パラリーガル
K-3	ICT化	JusticeHubアプリの活用による法律扶助サービスの提供	刑務所	パラリーガル、警察・刑務所スタッフ 刑事被疑者・被告人などの被収容者・その家族
K-4	ICT化	司法分野のICT化に向けた研修(ルワンダによる第三国研修)	ルワンダ司法省	ケニア司法関係機関(裁判所: Judiciary)
K-5	モバイルリーガルクリニック	モバイルリーガルクリニック支援	司法省・NLAS	法律扶助機関・一般市民
K-6	OSC	GBVの被害者保護に向けたマルチセクター型のOne-stop Center	法律扶助局 (Ministry of Gender, Health/警察署) 実施機関: NGO	女性・少女を中心とするGBVの被害者

出典: JICA 調査団

(2) タンザニア

タンザニアではパラリーガルはコミュニティで幅広く活動しているものの、認定制度及び全国統一した研修カリキュラムを現在検討中であり、ICT化を合わせてリソースの投入が必須とされている。また司法機関は司法分野のICT化を始めており、憲法・司法省、法務長官局ともに法律扶助の担い手を、ICTを利用して一元管理し、コミュニティからのクレームもオンラインで一元管理する必要があるとしている。また、国土に多様な民族が暮らすことから、司法過疎の問題はケニアと同様地方で大きい。GBVや家族紛争、刑事事件といった課題別ワンストップセンター(統合司法センター、IJC)の能力強化も必要である。

表 12-6 タンザニアの支援案リスト

No.	課題	協力内容	CP	受益者
T-1	パラリーガル	パラリーガルの研修強化とモニタリング支援	司法憲法省 (MOCLA) ロースクール	パラリーガル育成機関(大学・NGO)、パラリーガル
T-2	ICT化	司法プロセスと司法情報アクセスのICT化支援	司法機関 (Judiciary)、司法憲法省 (MOCLA)	司法機関 (Judiciary)、司法憲法省 (MOCLA)、弁護士
T-3	ICT化	法教育・継続教育のe-learning支援	司法憲法省 (MOCLA)、Law School of Tanzania	法学部生(学士課程)、ロースクール生(修士課

				程)、資格取得済みの司法関係者
T-4	ICT化	Lawyers' Bank プラットフォーム	法務省 (Attorney General's Office, Solicitors' Office)、司法省 (MOCLA)	インフォーマル・ジャスティスの利用者
T-5	ICT化	オンブズマン制度 (法律違反の Complaint) プラットフォームの ICT 活用 (インフラ・リソース・トレーニング支援)	法務省 (Attorney General's Office, Solicitors' Office)	一般市民
T-6	モバイルリーガルクリニック	モバイルリーガルクリニック支援	司法憲法省 (MOCLA)、ロースクール	法律扶助機関・一般市民
T-7	OSC	Integrated Justice Center (IJC) の支援	司法機関 (Judiciary)	要検討

出典：JICA 調査団

(3) ルワンダ

ルワンダでは IECMS を通じたオンラインの事件管理システムが整備されており、司法分野の ICT 化が進んでいる。そのために JusticeHub アプリの利用も促進された。また、パラリーガルという制度はないが、コミュニティ調停の Abunzi が制度化され、裁判調停人の資格も開始されるなどインフォーマル・ジャスティスの分野での活動は多いので、能力強化が急務である。また、GBV に対する OSC が既に存在しているがさらなる能力強化が必要とされているのも特徴である。

表 12-7 ルワンダの支援案リスト

No.	課題	協力内容	CP	受益者
R-1	パラリーガル	調停人のトレーニング及びトレーニングへの ICT 活用	ルワンダ大学法学部・司法省	調停人・調停の利用者
R-2	ICT化	仲裁及び仲裁のトレーニングへの ICT 活用	キガリ国際仲裁センター (Kigali International Arbitration Center)	弁護士、パラリーガル
R-3	ICT化	JusticeHub アプリの拡充による法律扶助サービスの提供	司法省、刑務所	刑事被疑者・被告人などの被収容者・その家族、警察・刑務所スタッフ
R-4	ICT化	JusticeHub アプリの活用によるプロボノ実施モニタリング	司法省・法律扶助局	弁護士
R-5	モバイルリーガルクリニック	モバイルリーガルクリニック支援	司法省	法律扶助機関・一般市民
R-6	OSC	既存 OSC (Isange Center) の機能強化	警察・RIB (Rwanda Investigation Bureau)	女性・少女を中心とする GBV の被害者

出典：JICA 調査団

(4) ザンビア

ザンビアは、パラリーガルの認定制度及び全国統一した研修カリキュラムが確立されており、今後は、これらの制度に基づくパラリーガルの増強と質の向上、地方展開の支援が求められている。また、法律扶助局ではパラリーガルモニタリングシステム構築が必要とされている。政府として e-governance を推進するために政府ポータルを整備し²⁶⁷、e-case flow management システムを参考に司法機関のシステムを連携させる構想も持っており、司法省の ICT 化支援の期待も高い。さらに、GBV に特化したコールセンターや GBV の被害者保護の OSC も設置されており、これらが一部連携して機能しているようであり、これらの地方への普及および連携機能強化に対する支援も有益である。

表 12-8 ザンビアの支援案リスト

No.	課題	協力内容	CP	受益者
Z-1	パラリーガル	地方裁判所とチーフの連携強化	司法機関 (Judiciary)、実施機関 (NGO : Law and Development Association)	コミュニティ (特に慣習法では不利な立場にある女性、少女)
Z-2	パラリーガル	パラリーガルの研修強化とモニタリング支援	法律扶助局 (LAB) (TEVETA との連携による)	パラリーガル育成機関 (大学・NGO)、パラリーガル
Z-3	ICT 化	GBV コールセンターの知見共有、関係機関との連携強化	Lifeline Helpline Zambia	警察 VSU、学校、チーフ、NGO (最終的には、GBV 被害者、子供に裨益)
Z-4	ICT 化	JusticeHub アプリの活用による法律扶助サービスの提供	法律扶助局 (LAB)、警察署 (ZPS)、刑務所 (ZCS)	パラリーガル、警察・刑務所スタッフ (最終的には、被疑者、拘留者、被告人者に裨益する)
Z-5	ICT 化	JusticeHub アプリの活用によるプロボノ実施モニタリング	法律扶助局 (LAB)、法律協会 (LAZ)	弁護士
Z-6	ICT 化	司法プロセスと司法情報アクセスの ICT 化支援プロジェクト	司法省 (MOJ)、機関間連携 (CCCI)、Smart Zambia Institute	刑事司法関係機関 (裁判所 : Judiciary、法律扶助局 : LAB、国家検察局 : NPA、警察署、刑務所)
Z-7	OSC	GBV の被害者保護のための OSC と司法連携による機能強化	法律扶助局 (Ministry of Gender, Health/警察署)、実施機関 : NGO (NLACW、LRF)	女性・少女を中心とする GBV の被害者

出典 : JICA 調査団

²⁶⁷ <https://eservices.gov.zm/#/service-directory>

(5) マラウイ

マラウイでは、コミュニティボランティアがインフォーマル・ジャスティスとフォーマル・ジャスティスの窓口を繋ぐ役割を果たしているのが特徴である。特にコミュニティパラリーガル（村の調停人）が効果的に機能しており、今後さらに NGO（PASI）を通じたトレーナー育成、リフレッシュ研修、地方への展開が切望されている。ICT 化の動きは、司法関係機関に e-case management system が導入され始めているが、IT リテラシーが高いとは言えないため、担当職員への追加的な研修が必要である。政府主導で GBV の被害者保護を目的とした病院ベースの OSC、警察ベースの VSU が設置され、応急処置、カウンセリング、関係者への照会が行われている。パラリーガルと連携して、これらの OSC、VSU の能力強化を図ることで法律情報・支援の提供が可能となり、啓発活動の拠点としても機能するような展開可能性もあると考えられる。

表 12-9 マラウイの支援案リスト

No.	課題	協力内容	CP	受益者
M-1	パラリーガル	コミュニティパラリーガルの展開支援	法律扶助局、PASI（実施機関）	コミュニティ（特に慣習法では不利な立場にある女性、少女）
M-2	パラリーガル	調停トレーニングコースの導入	Staff Development Institute (SDI)	パラリーガル
M-3	パラリーガル	パラリーガルの活用促進・拡大を目指した各国の知見共有	各国司法省	司法関係機関
M-4	ICT 化	JusticeHub アプリの活用による法律扶助サービスの提供	法律扶助局（LAB）	被疑者、拘留者、被告人者
M-5	ICT 化	司法分野の ICT に向けた研修（ルワンダによる第三国研修）	ルワンダ司法省	マラウイ司法関係機関（裁判所：Judiciary、法律扶助局：LAB、国家検察局：DPP）
M-6	モバイルリーガルクリニック	モバイルリーガルクリニック支援	法律扶助局、オンブズマン、市民教育については National Institute of Civic Education と連携	司法関連機関・一般市民人
M-7	OSC	GBV の被害者保護のための OSC と司法連携による機能強化	法律扶助局（Ministry of Gender, Health／警察署との連携が必要）実施機関は NGO（WOLREC、CHREAA）	女性・少女を中心とする GBV の被害者

出典：JICA 調査団

(6) コートジボワール

コートジボワールでは、司法クリニックが正式に司法省傘下の組織となった場合、司法クリニックのスタッフをパラリーガルとして認定する仕組みが必要になると想定される。そのため、ACE-AJ が有する豊富なネットワークや情報からパラリーガルの制度や能力強化の事例を学び、それらを参考にすることは意義がある。また、ICT化の先進事例をルワンダで学ぶことにより、自国でのICT化をより効果的に促進することが可能である。モバイルリーガルクリニック用の車両は、司法クリニックの活動を拡大し、農村部での法・権利の啓発に有効的に活用できる。なお、司法クリニックの支援を実施中の GIZ 及び今後実施予定の AFD と調整し、援助の重複を避け、相乗効果を高める支援を検討する必要がある。加えて、2016年に JICA の支援で設置されたコールセンターは、司法省の努力と他ドナーの支援により規模が拡大し、Q&A も内容が充実している。これらの経験を他国に共有することは、域内の司法アクセス改善に資する協力である。さらに GBV 被害者支援のための関連機関の連携・協力プラットフォームの機能の強化や支援地域の拡大を支援し、GBV 被害者保護を強化することも有益である。その他、セネガルやニジェールなどの類似の課題に直面する国々と法律相談・法律扶助に関する経験共有やグッドプラクティスのアーカイブを支援することも、有益な支援である。

表 12-10 コートジボワールの支援案リスト

No.	課題	協力内容	CP	受益者
C-1	パラリーガル	パラリーガルの制度化・能力強化支援	African Center of Excellence for Access to Justice (ACE-AJ)	司法省 DACP、司法クリニックのスタッフ
C-2	ICT化	司法分野の ICT 化に向けた研修（ルワンダによる第三国研修）	ルワンダ司法省、RBJ	各国司法関係機関、NGO
C-3	ICT化	コールセンター普及支援プロジェクト	コートジボワール司法省民事・刑事局（DACP）	コールセンター：仏語圏アフリカ諸国の司法省関係者 Q&A 英訳版：英語圏アフリカの法律扶助事務局、パラリーガル養成機関
C-4	モバイルリーガルクリニック	モバイルリーガルクリニック支援	司法省民事・刑事局（DACP）	司法クリニックをはじめとする法律扶助機関、一般市民
C-5	OSC	GBV の被害者保護のためのプラットフォーム機能の強化と拡大	司法省民事刑事局（DACP）、内務・治安省、女性・家族・子供省、保健省（GBV 被害者支援プラットフォーム）	女性・少女を中心とする GBV の被害者

出典：JICA 調査団

(7) ニジェール

ニジェールはパラリーガルが制度化されているが、その規模は小さく、パラリーガルの能力強化研修は体系的に実施されていない。ACE-AJ が持つ様々な情報や研修教材は、ニジェールのパラリーガルの改善に貢献するものと思われる。また、ICT 化の先進事例をルワンダで学ぶことにより、自国での ICT 化をより効果的に促進することが可能である。加えて、コートジボワール及びセネガルには存在しない国家司法支援・法律扶助事務局（ANAJJ）の活動や DCO の経験を共有することは、域内の司法アクセス改善に資する協力である。その他、コートジボワールのコールセンターを参考として、汚職通報ホットラインの活性化及び改善を行うことも、有益な支援である。

表 12-11 ニジェールの支援案リスト

No.	課題	協力内容	CP	受益者
N-1	ICT 化	司法分野の ICT 化に向けた研修（ルワンダによる第三国研修）	ルワンダ司法省、RBJ	各国司法関係機関、NGO
N-2	ICT 化	コールセンター普及支援プロジェクト（コートジボワールによる第三国研修）	コートジボワール司法省民事・刑事局（DACP）	コールセンター：仏語圏アフリカ諸国の司法省関係者 Q&A 英訳版：英語圏アフリカの法律扶助事務局、パラリーガル養成機関
N-3	モバイルリーガルクリニック	モバイルリーガルクリニック支援	国家司法支援・法律扶助事務局（ANAJJ）	ANAJJ をはじめとする法律扶助機関、一般市民

出典：JICA 調査団

(8) セネガル

ACE-AJ によると ACE-AJ と司法ハウスは連携に向けた協議を始めており、両者の協力・連携をより促進するため、ACE-AJ の英語研修教材等の仏訳などの言語的障壁を緩和する支援は、有益である。また、ICT 化の先進事例をルワンダで学ぶことにより、セネガルにおける ICT 化をより効果的に促進することが可能である。モバイルリーガルクリニック用の車両の供与も、司法ハウスへのアクセスが困難な地域で有効に活用できる。加えて、セネガルでは、司法ハウスの取り組みや国選弁護士制度など、他国の司法アクセスの改善に役立つ有益な活動が実施されている。また、コートジボワールのコールセンターで作成された Q&A を司法ハウスで活用することも、効果的な協力の一つである。

表 12-12 セネガルの支援案リスト

No.	課題	協力内容	CP	受益者
S-1	ICT 化	司法分野の ICT 化に向けた研修（ルワンダによる第三国研修）	ルワンダ司法省、RBJ	各国司法関係機関、NGO

S-2	ICT化	コールセンター普及支援プロジェクト（コートジボワールによる第三国研修）	コートジボワール司法省民事・刑事局（DACP）	コールセンター：仏語圏アフリカ諸国の司法省関係者 Q&A 英訳版：英語圏アフリカの法律扶助事務局、パラリーガル養成機関
S-3	モバイルリーガルクリニック	モバイルリーガルクリニック支援	司法アクセス促進とコミュニティジャスティス局（DJPPAD）	司法ハウスをはじめとする法律扶助機関、一般市民

出典：JICA 調査団

(9) 国別の分野複合的な協力素案

政府機関やNGO、国際ドナーの活動状況なども踏まえて、実現可能性が高いと思われる国レベルの協力素案を以下に示す。

1) ケニア

ケニアでは、法律扶助機関やパラリーガルに対するトレーニングは全国的に統一されていない上、オンラインで行われていない。そのため、パラリーガルやインフォーマル・ジャスティスの担い手向けの研修の全国展開を支援するのが有用である。

実施体制としては、司法省 NLAS と協働してプログラム策定・マテリアルなどのコンテンツ作りを協働し、NGO や教育機関を通じた全国への研修の拡大を CLE と協働して行う。その際、オンラインプラットフォームを活用する。また、課題別研修の中に GBV 分野の内容も取り入れ、OSC やモバイルリーガルクリニックの運用にあたってその成果を連携させるような展開も可能である。その際、モバイルリーガルクリニックを活用し、全国的に研修を行うことも考えられる。

表 12-13 国レベルの協力素案（ケニア）

協力内容	インフォーマル・ジャスティスの担い手に対する能力強化
ニーズ	コミュニティの司法へのアクセスポイントとして、チーフやパラリーガルなどの AJS の法律扶助機関・調停機関がある。そのほか、ケニアでは Huduma Desk（47 州をカバーする行政サービスデスク。全国 52 か所）があり、e-government サービスが普及している ²⁶⁸ 。 ケニアでは法教育提供機関に対するモニタリング・評価の仕組みが確立していない。また、法律扶助を担当する機関やパラリーガルに対してトレーニングを全国的に統一してオンラインで行えていない。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・トレーニング教材のコンテンツ作成（GBV や子供の扶養などの課題に特化したマテリアル、チーフやパラリーガル、行政オフィサーなどターゲット別のマテリアル） ・オンラインでの法教育提供機関に対するモニタリング・評価の仕組み作り ・法律扶助クリニックをオンラインで行うプラットフォーム作り ・パラリーガルの育成・パラリーガル向けプロボノサービスのプラットフォーム作り ・モバイルリーガルクリニックを通じて全国でトレーニングを行う ・モバイルリーガルクリニック機能強化（法教育・啓発活動の教材開発）

²⁶⁸ <https://www.ecitizen.go.ke/>

カウンターパート	司法省 NLAS・司法教育委員会 (CLE)
受益者	パラリーガル、インフォーマル・ジャスティスの担い手、コミュニティの一般市民、GBV の被害者
想定される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ICT化によるバーチャルプラットフォームを作ることで、評価の仕組みもプラットフォームに乗せることができ、また一元的に情報を閲覧できるようになる。 ・モバイルリーガルクリニックの機能が強化され、啓発活動の範囲と質が向上する
スキーム	技術協力、課題別研修、専門家派遣
日本の貢献 (投入)	プラットフォーム構築支援
日本国外リソース	<p>調停の研修教材</p> <p>日本のロースクール・弁護士会の知見、自治大²⁶⁹の知見</p> <p>女性支援、GBV 被害者支援に取り組む NGO の知見 (課題別研修)</p> <p>モバイルリーガルクリニック用の車両</p> <p>法教育教材の開発・活用 (日本司法書士連合会が作成した法教育の教材「相談のちから」「提案のちから」・福岡県司法書士会が作成した教材「解釈のちから」・法務省の小中高生向け教材・日本弁護士連合会のムービー・福井弁護士会や京都弁護士会の法教育素材など)</p>
留意点	CLE は法教育の全国展開を試みる一方で、NLAS とは重点地域が異なる可能性があるため、両者の役割分担を明確にする必要がある。また、NLAS はすぐにも法教育やインフォーマル・ジャスティスの担い手向けのトレーニング教材の作成を開始したい (オンラインでなくても良い) という意向の一方で、CLE はオンライン化を見据えているので、タイムフレームを協議する必要がある。両者からの要望は大きい。

出典：JICA 調査団

2) ザンビア

ザンビアでは、パラリーガルの研修・認定制度が確立しており、統一された研修を受けたパラリーガルが司法サービスを提供することになるが、パラリーガルの育成を強化するとともにサービスの質についてモニタリングする仕組みが求められている。警察、刑務所に配置されたパラリーガルデスクと弁護士をリンクさせること、また、地方ではパラリーガルを他機関と連携させることで、より効果が発揮できる。既に一部の地域で実施されている、地方裁判官とチーフとの連携や、GBV 保護に特化した既存の OSC と連携させることなどが考えられる。パラリーガルの NGO ネットワーク (PAN) も構築されているため、研修とモニタリングにおいて連携を図ることも可能であると考えられる。

CP としては、新法律扶助法により、法律扶助局 (LAB) にパラリーガルを登録し監督する役割が求められることから、LAB を中心とした支援が望ましい。ザンビアにおける司法分野の主要ドナーである GIZ がパラリーガル研修制度の整備支援を行い、今後 LAB の組織強化支援を行う予定であることから、GIZ との連携が可能である。OSC は UNDP も支援していることから、同じ地域で連携するか、別の地域で展開するかは検討が必要となる。

²⁶⁹ <https://www.soumu.go.jp/jitidai/jitidaitowa.htm>

表 12-14 国レベルの協力素案（ザンビア）

協力内容	パラリーガルの能力強化と関係機関との連携
ニーズ	<p>全国統一のパラリーガル育成カリキュラムとトレーニングマニュアルが作成されている。ただし、現在トレーナーに対する教育手法（Teaching Methodology）の研修や、リフレッシュ研修が不足している。</p> <p>警察、刑務所、治安判事裁判所にパラリーガルが配置され、法律情報の提供や関係機関への照会を行っているが、弁護士代理が必要となるケースについて弁護士ヘリパーするツールとしてアプリの活用が考えられる。また、新法律扶助法が執行されると、警察・刑務所において法律扶助への権利が通知される必要があるが、スタッフの知識が十分でないため、警察・刑務所スタッフが法律関連情報にアクセスする手段が必要である。</p> <p>コミュニティの司法へのアクセスポイントは、成文法を根拠法とする地方裁判所と、慣習法を根拠法とするチーフ、また司法情報共有や調停を行うパラリーガルであるが、裁判官が慣習法を十分理解していない、チーフが裁判官を十分信用していない等、連携がうまく来ていないという課題がある。</p>
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・パラリーガルの研修強化とモニタリング支援（リフレッシュ研修の実施など） （以下、地域を限定して実施） ・警察、刑務所に配置されたパラリーガルと弁護士のリンク強化（JusticeHub アプリの活用） ・パラリーガルを活用した地方裁判所とチーフの連携強化と司法教育・啓発活動 ・パラリーガルを活用した GBV 被害者の弁護士とのリンク強化 ・GBV コールセンターの Q&A 共有、関係機関とのフィードバック連携強化
カウンターパート	<p>法律扶助局（LAB）</p> <p>パラリーガル研修：実施は TEVETA 及び NGO と連携</p> <p>警察、刑務所、地方裁判所とチーフ、OSC との連携：実施は NGO と連携</p>
受益者	<p>パラリーガル育成機関（大学・NGO）、パラリーガル</p> <p>警察職員、刑務所職員、地方裁判官、チーフ、コミュニティ（特に慣習法では不利な立場にある女性、少女）</p>
想定される効果	<p>パラリーガル育成と関係機関の能力強化</p> <p>パラリーガルと関係機関の連携の仕組みが構築される（ICT の活用を含む）</p>
スキーム	技術協力
日本の貢献（投入）	<p>調停の研修教材</p> <p>女性支援に取り組む NGO</p> <p>JusticeHub アプリ</p>
日本国外リソース	<ul style="list-style-type: none"> ・NGO（Law and Development Association）が以前のパイロットプロジェクト実施機関である。 ・GBV 関連では、法律協会傘下の NGO（National Legal Aid Clinic for Women）が OSC を含め支援している。
留意点	<p>2011-15 年にデンマーク（DIHR）が南部で同様のプロジェクトを実施し、その成果が確認されたため、他の地域での展開が期待されている。JICA 側の関心があれば、共同でプロジェクトを実施したいとの意向がある。</p> <p>病院ベース OSC と連携する場合は、現在 UNDP（スウェーデンとアイルランド）が支援を行っているため、地域的な棲み分けを行う必要があるものと思われる。</p>

出典：JICA 調査団

3) コートジボワール

コートジボワールでは、司法アクセス改善の重点テーマとして挙げた4分野（パラリーガル、ICT化、モバイルリーガルクリニック、ワンストップセンター）に関連する支援ニーズが存在する。これら4分野にコールセンターの支援を加えた包括的なプロジェクトを、以下の通り提案する。

表 12-15 国レベルの協力素案（コートジボワール）

協力内容	コミュニティレベルの司法アクセス促進と ICT 化の促進
ニーズ	司法クリニックが司法省傘下の機関となれば、法律情報の提供や法律扶助の受給支援を行うパラリーガルの人材育成は司法省の役割となる。しかし、司法省はパラリーガルの採用や研修のノウハウを有していない。パラリーガルの活動が先行する英語圏アフリカからノウハウを学び、コートジボワールでの人材育成制度の整備を支援するニーズが存在する。また、司法クリニックが活用するモバイルリーガルクリニックは、車両が不足している。車両の供与により、農村部での法・権利の啓発を促進することが可能である。加えて、GBV における関連機関の連携・協力のプラットフォームの設置が一部の地域に留まっているが、同プラットフォームのニーズは全国に存在する。医療や心理ケアを含めたプラットフォームの設置拡大を支援し、GBV 被害者保護を強化することは有益である。その他、コートジボワールでは司法セクターの ICT 化が進んでおらず、ルワンダの事例を学び、それらを参考に ICT 化のシステム導入を含めた支援を行うニーズも高い。また、コールセンターモデルの他国への展開にあたり、受電数増加のための広報の強化等の支援も求められている。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・パラリーガル人材育成の制度化、能力強化研修の実施 ・モバイルリーガルクリニック用の車両の供与 ・モバイルリーガルクリニック機能強化（法教育・啓発活動の教材開発） ・GBV 被害者支援プラットフォームの能力強化と設置拡大 ・e-filing, e-case management の導入支援 ・コールセンターモデルの他国への展開支援
カウンターパート	司法省民事刑事局（DACP） 内務・治安省、女性・家族・子供省、保健省（GBV 被害者支援プラットフォーム）
受益者	司法省 パラリーガル（司法クリニックのスタッフ） コミュニティの住民 GBV 被害者
想定される効果	<ul style="list-style-type: none"> ・司法クリニックの人材及び機能が強化され、コミュニティレベルでの法・権利の啓発活動の質が向上するとともに、活動地域も拡大する。 ・GBV 被害者の包括的な支援枠組みが構築される。 ・司法セクターの ICT 化が促進され、物理的な司法へのアクセスが改善されるとともに、司法セクターの汚職が軽減される。 ・コールセンターの機能がより強化され、サービスの利用者が拡大する。 ・モバイルリーガルクリニックの機能が強化され、啓発活動の質が向上する
スキーム	技術協力
日本の貢献（投入）	調停の研修教材 モバイルリーガルクリニック用の車両

	女性支援、GBV 被害者支援に取り組む NGO 法テラス 法教育教材の開発・活用（日本司法書士連合会が作成した法教育の教材「相談のちから」「提案のちから」・福岡県司法書士会が作成した教材「解釈のちから」・法務省の小中高生向け教材・日本弁護士連合会のムービー・福井弁護士会や京都弁護士会の法教育素材など）
日本国外リソース	<ul style="list-style-type: none"> ・ African Center of Excellence for Access to Justice (ACE-AJ) ・ マラウイワンストップセンター (OSC)、ルワンダ Isange Center 等
留意点	司法省が以下の費用の負担を確約すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ モバイルリーガルクリニック用車両の維持管理・燃料費 ・ e-filing, e-case management の導入以降のシステム管理・必要経費 司法クリニックを支援中の GIZ 及び今後支援予定の AFD と連携し、支援の重複を避け、相乗効果を生む支援を検討する。

出典：JICA 調査団

12.2.3 地域レベルの協力素案

国別の支援ニーズの中には、各国に共通するニーズが確認された。共通課題を地域レベルで支援することで効果が期待できる支援案リストを以下に示す。地域レベルの各支援案の詳細は別添 13.2 を参照。

(1) 地域レベルの支援案リスト

アフリカ諸国では、司法アクセスを阻害する課題は類似しているが、各国での司法アクセス改善の取り組みは多様である。特にパラリーガルに関する活動に関心が高く、関連情報が一元的に集約され関係者がアクセス出来るようなプラットフォーム構築が必要である。また、司法分野における ICT 化が開始され、各国が課題を抱えている中で、先行事例に学ぶ機会を設定することが重要である。加えて、司法プロセスにおける ICT 化を地域共有することも司法アクセス向上に繋がる。

表 12-16 地域レベルの支援案リスト

No.	課題	協力内容	CP	受益者
A-1	パラリーガル	AJS の法律扶助機関・パラリーガルのプラットフォーム構築	East African Legal Aid Network Conference East African and Horn of Africa Paralegal Network	AJS 法律扶助サービス提供者、コミュニティパラリーガル
A-2	パラリーガル	コミュニティパラリーガルに関するプラットフォーム構築	African Center of Excellence for Access to Justice (ACE-AJ)	法律扶助サービス提供者、コミュニティパラリーガル
A-3	ICT 化	司法分野の ICT 化に向けた研修（ルワンダによる第三国研修）	ルワンダ司法省、RBJ	各国司法関係機関、NGO
A-4	その他	法律相談・法律扶助促進地域ネットワーク構築支援	西アフリカ各国司法省司法アクセス担当局	西アフリカ各国司法省司法アクセス担当者、NGO

出典：JICA 調査団

(2) 地域レベルの協力素案

上記で整理した支援案について、カウンターパートや協力リソースが確認でき、各国への貢献効果が高いと思われる地域レベルの協力素案を以下に示す。

1) パラリーガルに関するプラットフォーム構築

アフリカ諸国でパラリーガルの制度化や研修内容の検討が進められており、他国の事例を学び自国の取り組みに活かしたいという強い意向が確認できた。現在アフリカ諸国では他国の事例を参照し適用・応用する仕組みがないため、各国のコミュニティパラリーガルのベストプラクティスやトレーニングマテリアルを集約した E-library の整備により、アフリカ各国でのパラリーガルの制度化、育成や活動強化による効果向上に繋がる。

CP は、東・南・西アフリカ諸国の NGO をメンバーとする African Center of Excellence for Access to Justice (ACE-AJ) を想定する。ACE-AJ は、既に各国のパラリーガルの実態調査を行っており、ベストプラクティスを整理する素材が整っているため、ACE-AJ を拠点に E-library 化を技術協力プロジェクト等で支援することが現実的である。また、司法省と NGO をメンバーとする東アフリカ諸国のネットワーク (East African Legal Aid Network Conference、East and Horn of Africa Paralegals Network) も同様のアプローチを検討しているため、他のネットワークとの連携することでより面的な広がり期待できる。これらを第三国研修等と組み合わせて実施することも考えられる。

日本では、法律情報 (判例、法令、文献情報、法律雑誌) の豊富なコンテンツを搭載したデータベースが構築・利用されているため、E-library のノウハウとシステム導入支援が考えられる。また、JICA で作成している調停人育成教材に対するアフリカ諸国からの関心も高いことが確認されたことから、本協力案に対する日本の貢献も期待できる。

表 12-17 地域レベルの協力素案 (パラリーガル)

協力内容	コミュニティパラリーガルに関するプラットフォーム構築
ニーズ	現在アフリカ諸国では各国でコミュニティパラリーガルの取り組みが行われているが、他国の事例を参照し適用・応用する仕組みがない。パラリーガルのベストプラクティスやトレーニングマテリアルを集約したプラットフォームを構築し、各国が事例や方法論を学びながら活動改善に繋がれるような仕組みが求められている。 African Center of Excellence for Access to Justice (ACE-AJ) が有するパラリーガルのネットワークや研修教材は、西アフリカ仏語圏におけるパラリーガルの制度化や人材育成に効果的に活用可能であるが、そのためには研修教材の仏語翻訳や会議での英仏通訳の確保が求められる。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・パラリーガルベストプラクティスの E-Library 化 ・トレーニングマテリアルの取り纏め ・トレーニングマテリアルの仏語化
カウンターパート	African Center of Excellence for Access to Justice (ACE-AJ) 南、東、西アフリカ諸国のパラリーガル支援 NGO をメンバーに持つ。
支援対象国	調査対象国 8 カ国を含むアフリカ諸国
受益者	パラリーガルを活用する法律扶助サービス提供者
想定される効果	プラクティスやトレーニングマテリアルを参考に、アフリカ諸国のパラリーガルの取り組みに

	活かされることにより、コミュニティレベルでの司法アクセス向上に繋がる。
スキーム	技術協力プロジェクトもしくは第三国・課題別研修
日本の貢献（投入）	<ul style="list-style-type: none"> 日本の法律情報データベース構築（判例、法令、文献情報、法律雑誌）のノウハウを活用した E-library システム導入 (https://www.tkc.jp/law/lawlibrary/) JICA で作成した調停人育成教材の共有
日本国外リソース	<ul style="list-style-type: none"> 既にパラリーガル実態調査を実施しており、それをベースにベストプラクティスの整理が可能である。 東アフリカ諸国のネットワーク（East African Legal Aid Network Conference、East African and Horn of Africa Paralegal Network）との連携も期待できる。
留意点	2017 年設立の新しい組織ではあるが、Charles Stuart Mott Foundation や GIZ などの支援を受けている実績がある。

出典：JICA 調査団

2) コールセンター普及支援のための研修

コートジボワール司法省が運営するコールセンターについて、他の仏語圏アフリカ諸国より、コートジボワールの経験を学び、自国で展開したいとの関心が示されている。また、コールセンターが作成している Q&A を参考にしたいと、仏語圏アフリカだけではなく英語圏アフリカの法律扶助事務局やパラリーガル養成機関からも関心が寄せられている。

コートジボワールの経験を共有することで、他国でのコールセンターの設置を促進する意義は大きい。また、コールセンターが作成した Q&A は、他国の法律扶助機関やパラリーガル養成機関の研修にも分野・課題別に活用可能である。

表 12-18 地域レベルの協力素案（コールセンター）

協力内容	コールセンター展開のための研修
ニーズ	仏語圏アフリカ諸国より、コートジボワール司法省が運営するコールセンターの経験を学び、自国で展開したいとの関心が示されている。また、コールセンターが作成している Q&A を参考にしたいと、仏語圏アフリカだけではなく英語圏アフリカの法律扶助事務局やパラリーガル養成機関からも関心が寄せられている。
支援内容（研修内容）	<ul style="list-style-type: none"> 仏語圏アフリカ諸国から研修員を受け入れ、コールセンターの設置準備、オペレーター育成、Q&A の更新、受電内容の分析などコールセンターの設置から運営に関する一連の業務及び経験を技術移転する。 コールセンターの Q&A を英訳する支援を実施し、仏語圏だけではなく、英語圏の関連機関に共有する。
カウンターパート	コートジボワール司法省民事・刑事局（DACP）
支援対象国	コートジボワール司法省民事・刑事局（DACP） 調査対象国 8 カ国を含むアフリカ諸国
受益者	コールセンター：仏語圏アフリカ諸国の司法省関係者 Q&A 英訳版：英語圏アフリカの法律扶助事務局、パラリーガル養成機関
想定される効果	アフリカ諸国に対して、コールセンター運営ノウハウが共有され他国展開の参考になる。また、Q&A は他国の法律扶助機関、パラリーガル養成機関の研修や活動の質の向上にも繋がる。
スキーム	第三国研修

日本の貢献（投入）	第三国研修の実施・運営の財政的・技術的支援 コールセンターの導入費用 Q&A 翻訳費用 法テラスのオペレーター育成ノウハウ、コートジボワールへの技術移転の経験
日本国外リソース	研修の中でザンビア NGO (Lifeline Helpline Zambia) のコールセンターQ&A の共有も可能。
留意点	トールフリー番号の取得は容易ではないため、Facebook や WhatsApp などの無料のコミュニケーションツールを組み合わせた柔軟な運営を検討する。また、持続性を確保するため、コールセンターの機材の維持管理費やオペレーターの人件費は、司法省が責任を持って負担することを前提に支援を実施する。その他、Q&A の著作権、共有範囲については、あらかじめ規定を設ける。

出典：JICA 調査団

3) ICT 化 (IECMS/アプリ) に関する研修

ルワンダの JusticeHub アプリがルワンダにおいて全国的に活用されるのを可能にした素地として、同国では IECMS を通じたオンラインの事件管理システムが整備されていたという点がある。また、地域ワークショップにおいて、参加した各国の関係者からルワンダの IECMS を学びたいという声を確認できた。

そのため、ルワンダの司法省による IECMS の研修と、JusticeHub アプリを展開する NGO (IBJ/RBJ) によるアプリの研修をセットで行うのが有用である。アプリの研修に際しては、現在ルワンダで実施済みの刑事被疑者・被告人と弁護士とのマッチング、事件管理への紐づけのみならず、今後ルワンダでも拡大を見込みたい機能（オンライン面会）なども取り入れるとさらに内容が深まる。

表 12-19 地域レベルの協力素案 (ICT 化)

協力内容	司法の ICT 化促進のための研修
ニーズ	現在、東・南部アフリカ各国で電子事件管理システム (e-case management system) が導入されつつあるが、十分に活用されていない場合も多く、ルワンダの IECMS 事例を学びたいという高い関心が示された。 西部アフリカでは、e-filing、e-case management のシステムが全国で導入されておらず、裁判所に足を運ばなければ、各種情報にアクセスできない状況である。ICT 化により、裁判所までの移動時間及びコストを削減でき、裁判の迅速化促進にも役立つ。また、情報の透明性を確保でき、汚職防止にも貢献することが期待される。
支援内容（研修内容）	<ul style="list-style-type: none"> ルワンダの IECMS の仕組み (e-filing、e-case management) 及び運用方法に関する研修 JusticeHub アプリの活用と、IECMS との連携に関する研修 自国への適用可能性についての検討
カウンターパート	ルワンダ司法省、RBJ
支援対象国	調査対象国 8 カ国を含むアフリカ諸国
受益者	司法関係機関（司法省、裁判所、警察署、刑務所）、弁護士
想定される効果	アフリカ各国のフォーマル・ジャスティスにおける ICT 化の知識共有を行うことで ICT 活用促進によるプロセスの効率性の向上と透明性の確保に繋がる。
スキーム	第三国研修
日本の貢献（投入）	JusticeHub アプリ

日本国外リソース	ルワンダの IECSM システム JusticeHub アプリの実践と IECMS との連携については RBJ のノウハウを活用する。
留意点	西アフリカでは、インターネットが整備されていない裁判所もあるため、研修の成果を全国に普及には時間を要する。 東・南部アフリカでは、事件管理の ICT 化の進捗が少しずつ異なるために、知識共有は歓迎されるが、自国への適用可能性のニーズの濃淡が異なる可能性がある。

出典：JICA 調査団

第13章 別添資料

13.1 調査対象国の選定経緯

調査対象国の選定については、各国関連資料、主要ドナーの活動や調査結果をレビューし、整理した情報に基づき検討する。選定のアプローチとしては、まず1) 司法アクセス向上 (ICT化を含む) の観点から絞り込みを行う。さらに、絞り込んだ対象国の2) 裁判のICT化の取り組み状況を確認し、ICT化支援対象国選定の参考とする。現段階での調査対象国候補の選定経緯を以下に示す。

(1) 司法アクセス向上

調査対象国の選定については、貴機構と他機関との連携可能性、支援の持続可能性、ある一定の法の支配が存在すること、などの視点が重要であるという理解から、以下の8つの評価項目を設定した(表13-1)。

表 13-1 評価項目

視点	評価項目
JICA 案件との連携可能性	① 課題別研修「司法アクセス強化」参加国ないしは第三国研修「仏語圏アフリカ刑事司法」参加国
	② 国別開発協力方針の重点分野の一部に、広義に解釈し司法アクセスと関連するガバナンス(行政、治安、平和構築)ないしは社会保障が含まれている(過去10年以内)
効果的かつ持続的な協力の可能性	③ 国家開発計画に、司法アクセス向上への取り組みが記載されている
	④ 司法省等の政府機関が設置した無料の法律情報提供機関が存在する
	⑤ 法律扶助に関する法律、政令、政策のいずれかが存在する
他ドナーとの連携可能性	⑥ 法・司法セクターの主要ドナーが過去10年以内に司法アクセスに関連する支援を実施している
地域法体系/言語との整合性	⑦ 各地域の法体系(英米法/大陸法)及び言語(英語/仏語)との整合性の有無 西部:大陸法/仏語、東部・南部:英米法/英語 ²⁷⁰
「法の支配」の客観的な評価	⑧ World Justice Project (WJP) ²⁷¹ が公表している Rule of Law Index2020 のスコアが、サブサハラ・アフリカの平均である0.47以上か否か(全世界平均は0.56)

これらの8つの評価項目を用い、調査対象国候補選定の妥当性を3段階で確認した。

第1段階で、JICA 案件との連携を考え、①及び②に該当するサブサハラ諸国22カ国を選択した。第2段階で、効果的かつ持続的な協力の可能性を検討するため、各国の開発計画における司法アクセスの位置づけ、司法アクセスの施策や法令等の整備状況を、③から⑤で確認した。加えて、他ドナーとの連携・協力により相乗効果を創出するため、⑥で他ドナーの支援内容を確認し、また、⑦で各地域の対象国間での知見・経験共有難易・適否を判断するために、各国の法体系(英米法/慣習法-大陸法/成文法)と言語(英語-仏語)との整合性を確認した。その他、⑧で各国の法の支配の現状を客観的に把握した。第3段階で、これらの評価項目を点数化し、基本としては評価項目点数合計が高い国々が、貴機構案件との連携可能性等視点からあると判断し、各地域の上位国を原則対象国候補として選定した。

²⁷⁰ 西部はコートジボワールをはじめ旧宗主国フランスと同様に、大陸法系の成文法を中心とする国家が多数を占める。他方、東部・南部は、旧植宗主国イギリスと同じく、判例法、慣習法から成る英米法系の国家を中心とする。

²⁷¹ WJPは、法の支配の推進を目指す国際NGOであり、128カ国を対象とする「法の支配スコア」を公表している。また、研究やネットワーク構築、支援プログラムを通じ、政府及び市民レベルへの働きかけを行っている。[World Justice Project | Advancing the rule of law worldwide](https://www.wjpi.org/)

評価結果を表 13-2 に示す。②から⑦の項目は、コールセンターを含む司法アクセス向上支援の実現可能性を検討するにあたり特に重要と判断し、点数の配分を2点、その他の①と⑧は1点とした。

表 13-2 対象国選定のための評価結果

地域	国名	JICA 案件との連携		開発計画、施策、法令等			⑥ 他ドナー 関連プロ ジェクト	⑦ 法体系/ 言語との 整合性	⑧ RoL Index 2020	点数
		① 司法研 修受講	② 国別開 発協力 方針重 点分野	③ 国家開発 計画の位 置づけ	④ 政府の無 料法律相 談機関	⑤ 法律扶助 の法/政 令/政策				
東部	ケニア	0	2	2	0	2	2	2	0 (0.45)	10
	タンザニア	1	2	2	0	2	2	2	1 (0.47)	12
	ウガンダ	0	2	2	2 ^{*1}	2	2	2	0 (0.40)	12
	ルワンダ	0	2	2	0	2	2	1 ^{*3}	1 (0.62)	10
	ブルンジ	0	2	2	0	2	2	0	NA	8
	スーダン	0	2	0	1 ^{*2}	0	2	2	NA	7
	南スーダン	0	2	2	0	0	2	2	NA	8
	ジブチ	0	2	0	0	0	2	0	NA	4
	コンゴ民	1	2	不明	不明	不明	2	0	0 (0.34)	5
南部	マラウイ	1	0	2	2	2	2	2	1 (0.52)	12
	ザンビア	0	2	2	0	2	2	2	0 (0.45)	10
	南アフリカ	0	2	2	2 ^{*1}	2	2	1 ^{*4}	1 (0.59)	12
	マダガスカル	0	2	2	2	2	2	0	0 (0.44)	10
西部	コートジボワール	1	2	2	2	2	2	2	0 (0.46)	13
	ニジェール	1	2	2	2	2	2	2	0 (0.45)	13
	ナイジェリア	0	2	2	0	2	2	0	0 (0.43)	8
	マリ	1	2	2	0	2	2	2	0 (0.44)	11
	ブルキナファソ	1	0	2	0	2	2	2	1 (0.51)	10
	ガーナ	0	2	2	2	2	2	0	1 (0.57)	11
	モリタニア	1	2	2	0	2	2	2	0 (0.36)	11
	セネガル	1	0	2	2	2	2	2	1 (0.55)	12
	シエラレオネ	0	2	2	2	2	2	0	0 (0.45)	10

注：*1 無料のコールセンターあり、*2 ダルフルに設置、*3 法体系は大陸法で公用語は英語 *4 大陸法と英米法のハイブリットの法体系

出所：外務省、各ドナー機関、各国政府ウェブサイト、World Justice Project (2020), Globalex 等から作成

上記の評価結果から、以下8カ国を調査対象国として調査を進める。

これらの国々を提案する理由は以下の通りである。なお、既に無料のコールセンターが存在する国については、ローカルコンサルタントを活用した調査を行うことを想定し、団員による直接の現地調査からは除外した。

- 東部3か国：タンザニア、ケニア、ルワンダ
東部アフリカ8か国の上位は、タンザニア、ウガンダともに評点が12点、ケニア、ルワンダが10点となったが、ウガンダは司法省により設置されたJustice Centre²⁷²に無料のコールセンターが存在するため除外した。

²⁷² <http://justicecentres.go.ug/index.php/2014-11-27-11-30-03/about-us>

- 南部 2 か国：マラウイ、ザンビア
南部アフリカ 4 か国では、南アフリカ及びマラウイが 12 点、ザンビアとマダガスカルが 10 点という評価となった。このうち、南アフリカは法律扶助法により設置された Legal Aid South Africa²⁷³に無料のコールセンターが存在するため除外した。マラウイに加えザンビアを提案するのは、元難民の再統合支援を開始するなど開発課題が本調査とより近く、また、英米法で東部・南部の対調査象候補国との連携・協力を推進する上で現実的であるためである。
- 西部 3 か国：コートジボワール、ニジェール、セネガル
西部アフリカ 9 か国の上位は、コートジボワール、ニジェールの 2 か国が 13 点、セネガルが 12 点となった。ニジェール及びセネガルは、コートジボワールと同一の言語及び法体系（大陸法）で、同国で作成されたコールセンターの業務マニュアルや Q&A などの成果品や知見・経験を、効果的に共有可能である。また、セネガルは、司法省が全国各地で展開する Maison de Justice²⁷⁴において、法律情報の提供や調停等を行うなど先進的な取り組みを行っており、コールセンターの導入支援により Maison de Justice の価値を高めることも期待できることから、調査対象候補は上述の 3 か国となった。

(2) 司法プロセス（裁判）の ICT 化

司法プロセスそのものである裁判の ICT 化を検討するにあたっては、利用者のニーズや諸外国の状況等を踏まえて、①e 提出（e-Filing）、②e 法廷（e-Court）、③e 事件管理（e-Case Management）の（「3 つの e」）の観点から取り組み状況进行评估する（表 13-3）。

表 13-3 司法プロセス（裁判）の ICT 化の観点

項目	概要
① e 提出	裁判書類・証拠を電子情報のオンライン提出が行われている
② e 法廷	裁判手続をテレビ会議やウェブ会議を活用して実施されている
③ e 事件管理	裁判所が管理する事件記録を電子情報化して管理が行われている

調査対象候補国の 8 か国における、3 つの e の取り組み状況を調査した結果を、表 13-4 にまとめた。

表 13-4 司法プロセス（裁判）の ICT 化の評価結果

	国名	e-提出	e-法廷	e-事件管理
東部	ケニア	O	O	O
	タンザニア	O	X	O
	ルワンダ	O	O	O
南部	マラウイ	O	X	O
	ザンビア	O	X	O
西部	コートジボワール	△	X	△
	ニジェール	△	X	△
	セネガル	O	X	O

O：取り組みあり

△：取り組み終了ないしは取り組み予定

X：取り組み無し

出所：各ドナー機関、各国政府ウェブサイト、報道記事等から作成

²⁷³ <https://legal-aid.co.za/legalaidsa/>

²⁷⁴ 2004 年に司法省の省令で設置された機関 <https://justicedeproximite.sn/>

東部・南部アフリカでは、主に EU や WB 等のドナーの支援により e 提出及び e 事件管理の取り組みが行われている。一方で、西部アフリカでは、訴訟記録の電子化に留まっているのが現状で、コートジボワールは USAID による支援が終了し、ニジェールは AFD のプロジェクトで ICT 化支援が実施される予定であるが、詳細は明らかではない。また、e-法廷の取り組みは、COVID-19 の対応としてケニア、ルワンダなどで開始されている。

このように、裁判の ICT 化の取組みは、東部アフリカで積極的に取り入れられており、西部アフリカが最も遅れている状況である。東部アフリカでも、特に、ケニア及びルワンダにおいて ICT 化の導入が進められており、司法 ICT 化支援を検討する候補になると考えられる。

13.2 JICA 支援素案リスト

第 12 章 調査総括 12.2 JICA の司法アクセス改善に向けた案件形成に関する提案に記載の支援素案の詳細を記載した。支援内容、カウンターパート、受益者等については、現時点での想定である。

13.2.1 ケニア

【パラリーガル】

K-1	AJS の機能強化支援
ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティの司法へのアクセスポイントとして、チーフやパラリーガルなどの AJS の法律扶助機関・調停機関がある。 ・そのほか、ケニアでは Huduma Desk (47 州をカバーする行政サービスデスク。全国 52 か所) があり、e-government サービスが普及している。 https://www.ecitizen.go.ke/
支援内容	<p>トレーニング教材のコンテンツ作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課題に特化したマテリアル：GBV、子供の扶養・看護、刑事手続、土地紛争などの分野別の研修を法律扶助機関や調停機関に Refresher 研修として提供する。 ・ターゲット別のマテリアル：Court Users' Committee 向け（現在は 12 州のみ）に法律扶助法（Legal Aid Act）を教える。チーフなどの AJS Committee 向けに法律やガゼットのトレーニング。弁護士・パラリーガル・行政オフィサーなどの法律の基礎知識を有する者向けに追加研修など。 ・トレーニングの内容は法律の改正、公民教育、法律扶助法（Legal Aid Act）・憲法、家族法（特に結婚に関する法律は複雑で、ケニアでは 5 種類の結婚のパターンがある）・子供の監護、文書作成、自己表現など。
カウンターパート	司法省・NLAS
受益者	法律扶助機関・調停機関・行政担当者
スキーム	技術協力プロジェクト、課題別研修、個別専門家派遣
日本の貢献（投入）	日本のロースクール、司法研修所、弁護士会の知見 日本の自治大学校 ²⁷⁵ の知見
留意点	Huduma Desk の行政担当者向けのリフレッシュャー研修なども検討すると良いが、Ministry of Devolution との連携が必要。

K-2	法教育の能力強化プラットフォーム
ニーズ	ケニアでは法教育提供機関に対するモニタリング・評価の仕組みが確立していない。また、法律扶助を担当する機関やパラリーガルに対してトレーニングを全国的に統一してオンラインで行っていない。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・オンラインでの法教育提供機関に対するモニタリング・評価の仕組み作り。 ・CLE がカリキュラムを規律する大学教育の法律扶助クリニックをオンラインで行うプラットフォーム作り（ケニア全国の大学に対して統一的な中央のプログラムを作る）。 ・パラリーガルクラスターの育成・パラリーガル向けプロボノサービスのプラットフォーム作り。CLE が行うことで、全国をカバーできる（UNDP の PLEAD だと 12 州に限定されていた）。
カウンターパート	法教育カウンシル（Council of Legal Education）：Legal Education Act (2012)に基づいて 2013 年に

²⁷⁵ <https://www.soumu.go.jp/jitidai/jitidaitowa.htm>

	創設された法律資格の認定機関 https://cle.or.ke/
受益者	大学・パラリーガル
スキーム	技術協力プロジェクト、課題別研修、個別専門家派遣
日本の貢献（投入）	日本のロースクール、司法研修所、弁護士会の知見
留意点	

【ICT化】

K-3	JusticeHub アプリの活用による法律扶助サービスの提供
ニーズ	現在、Nakuru 刑務所など一部の刑務所では、パラリーガルと連携し（Legal Resources Foundation）、パラリーガルが法律情報の提供や関係機関への照会を行っている。パラリーガルが相談を受け付けたもののうち、弁護士代理が必要となるケースについて弁護士ヘリファースするツールとしてアプリの活用が考えられる。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ JusticeHub アプリの現地化 ・ 情報提供ツールの拡充 ・ パラリーガル、警察・刑務所スタッフへのアプリトレーニング
カウンターパート	刑務所
受益者	パラリーガル、警察・刑務所スタッフ 刑事被疑者・被告人などの被収容者・その家族
スキーム	技術協力
日本の貢献（投入）	JusticeHub アプリ
留意点	

K-4	司法分野の ICT 化に向けた研修（ルワンダによる第三国研修）
ニーズ	・ ケニアでは司法プロセスにおける ICT 化の活用は始まっているが、既に e-case management が導入されている裁判所でも、ルワンダの ICEM 事例を学びたいという関心が示された。
支援内容	ルワンダの ICEM 事例についての研修
カウンターパート	ルワンダ司法省
受益者	ケニア司法関係機関（裁判所：Judiciary）
スキーム	課題別研修、第三国研修
日本の貢献（投入）	要検討
留意点	

【モバイルリーガルクリニック】

K-5	モバイルリーガルクリニック支援
ニーズ	・ ケニアでは UNDP の支援により Nakuru にコンテナ型のモバイルリーガルクリニックが設置され、法律扶助・法律相談や地方での法の啓発が実施されている。地方での活動を拡大するために、トラックの増加が求められている。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンテナ型トラックを供与し、クリニックを設立。ケニア北東部の牧畜民向け司法教育にもなり、司法過疎対策にもなる。 ・ モバイルリーガルクリニックの機能強化のための法教育・啓発活動の教材開発
カウンターパート	司法省・NLAS

受益者	法律扶助機関・一般市民
スキーム	無償資金協力、技術協力
日本の貢献（投入）	トラックのカスタマイズ、トラックの供与 法教育教材の開発・活用（日本司法書士連合会が作成した法教育の教材「相談のちから」「提案のちから」・福岡県司法書士会が作成した教材「解釈のちから」・法務省の小中高生向け教材・日本弁護士連合会のムービー・福井弁護士会や京都弁護士会の法教育素材など）
留意点	トラックの維持管理費、トラックの燃料費はカウンターパートが責任を持って予算化することを供与条件とする。

【OSC】

K-6	GBV の被害者保護に向けたマルチセクター型の One-stop Center
ニーズ	GBV の被害者支援が司法・保健・社会福祉などセクターに散らばっており、照会に手間がかかる。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・GBV の被害者の法的・心理社会的サポートを病院・警察・社会保障の関連当事者ととも一括して行うモデル（ワンストップセンターOSC）を作る。地方部の病院に設置する。 ・病院ベース OSC と警察所ベース VSU とパラリーガルを連携させ、司法の情報提供や弁護士とのリンクを作る ・同地域へのチーフに対して GBV 事例紹介や課題対応について、フィードバックを行い、トレーニングや Awareness Raising と併用する。
カウンターパート	法律扶助局（Ministry of Gender, Health／警察署） 実施機関：NGO
受益者	女性・少女を中心とする GBV の被害者
スキーム	技術協力プロジェクト、個別専門家派遣
日本の貢献（投入）	日本の女性支援 NGO
留意点	2022 年 2 月末に完成予定の AJS Policy との調整が必要

13.2.2 タンザニア

【パラリーガル】

T-1	パラリーガルの研修強化とモニタリング支援
ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・タンザニアでは Legal Aid Act 上、法律知識がある（所定のトレーニングを経た）が弁護士などの資格のない者をパラリーガルと総称している。全国に 4000 人程度。 ・全国統一のパラリーガル育成カリキュラムとトレーニングマニュアルは現在 MOCLA とロースクールで作成しているが、3 カ月のリフレッシュ研修でも策定及び実行のリソースが現在不足している。 ・コミュニティパラリーガルは全地方にいるが、パラリーガルの質をモニタリングする仕組みが必要である。 ・パイロットプログラムで人権教育などが行われた国家パラリーガル（公務員、多くは警察や刑務所のオフィサーで、パラリーガルと名乗る法定条件(Legal Aid Act)を満たしている者）も質とともに数も増やす必要がある。ダルエスサラームではトレーニングが実施されているが、地方では実施がなかったため、数が少ない。

支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・パラリーガルトレーニング内容の拡充 ・認定パラリーガルのモニタリング・評価の仕組み作り (パラリーガルの登録更新時にリフレッシュ研修を行うなど) ・国家パラリーガル(多くは警察や刑務所のオフィサー)の能力強化
カウンターパート	司法憲法省(MOCLA) ロースクール
受益者	パラリーガル育成機関(大学・NGO)、パラリーガル
スキーム	技術協力プロジェクト、課題別研修、個別専門家派遣
日本の貢献(投入)	要確認
留意点	

【ICT化】

T-2	司法プロセスと司法情報アクセスのICT化支援
ニーズ	・裁判所が e-case management system を導入しているが、拡充が必要。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ルワンダの e-case flow management の仕組みを学ぶ研修 ・ポータルサイトへの司法情報の導入(市民の情報アクセス) ・事件申請当事者の事件フォローアップ機能を追加
カウンターパート	司法機関(Judiciary)、司法憲法省(MOCLA)
受益者	司法機関(Judiciary)、司法憲法省(MOCLA)、弁護士
スキーム	技術協力プロジェクト、課題別研修、個別専門家派遣
日本の貢献(投入)	要検討
留意点	

T-3	法教育・継続教育のe-learning支援
ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・資格取得後の司法関係者向けの継続研修の拡充が必要。 ・タンザニアではタンザニア・ロースクールが現在唯一の司法教育専門機関(ザンジバルロースクールは設立して間もない)で、全国的に法教育をオンライン化できると地方部の学生も受講が可能になる。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・資格取得後の司法関係者向けの継続研修の拡充、オンライン化 ・法教育カリキュラムのオンライン化
カウンターパート	司法憲法省(MOCLA)、Law School of Tanzania
受益者	法学部生(学士課程)、ロースクール生(修士課程)、資格取得済みの司法関係者
スキーム	技術協力プロジェクト、課題別研修、個別専門家派遣
日本の貢献(投入)	日本のロースクールのオンライン教育の知見、弁護士会の刑事弁護士S名簿登録(裁判員裁判制度・公判前整理手続きの研修を受けた者)制度の知見
留意点	

T-4	Lawyers' Bank プラットフォーム
ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・"Lawyers' bank"は法務省と司法・憲法省とのミーティングで出たアイデア²⁷⁶。 ・現在インフォーマル・ジャスティスの担い手は多くあるものの、情報が一元化されていない。人材登録ウェブサイトのイメージで、インフォーマル・ジャスティスの担い手に係る情報（どの地域であれば対応可能か、現在依頼を受け付けているか等）を可視化するもの。登録人材に対するプラットフォームの活用方法の研修や、能力強化研修なども行っていきたい。関係省庁共通認識のアイデアであるものの、まだ準備実行には移されていない。これから AG オフィスより関係省庁へ同バンク実現に向けて働きかけたいとのこと。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ Lawyers' Bank のリソース・トレーニング支援 ・ ICT 活用
カウンターパート	法務省（Attorney General's Office, Solicitors' Office）、司法省（MOCLA）
受益者	インフォーマル・ジャスティスの利用者
スキーム	技術協力
日本の貢献（投入）	弁護士会の刑事弁護士 S 名簿登録（裁判員裁判制度・公判前整理手続きの研修を受けた者）制度の知見
留意点	

T-5	オンブズマン制度（法律違反の Complaint）プラットフォームの ICT 活用（インフラ・リソース・トレーニング支援）
ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・現在 Complaint は法律違反の件すべてが対象となっており（2017 年の Legal Aid Act 以来、法律違反の Complaint は個人からも受け付けている）、オンライン化できればプロセスの遅延が緩和できる。 ・インフラが足りない。 ・インターネットを使えない人向けのサポートサービスがない。 ・AG オフィスの所員や一般市民のキャパシティビルディングが不十分
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・オンラインで Complaint を受け付ける仕組みを整える。 ・コンピューター・関連機器などの支援を行う。 ・インターネットを使えない人向けのサポートサービスを法律扶助機関・ロースクールと組んで作る。 ・キャパシティビルディング（AG Office 所員のトレーニング及び一般市民向け Awareness Raising）
カウンターパート	法務省（Attorney General's Office, Solicitors' Office）
受益者	一般市民
スキーム	技術協力
日本の貢献（投入）	全国市民オンブズマン連絡会議、情報公開市民センターの知見
留意点	

²⁷⁶ 2021/12/28 法務省面談

【モバイルリーガルクリニック】

T-6	モバイルリーガルクリニック支援
ニーズ・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・タンザニアでは、司法過疎対策として、法律扶助・法律相談や遠隔地での活動を拡大するためにトラックの供与などを通じたモバイルリーガルクリニックの支援をするのも有益である。バスターミナルのクリニックも一定の成果を得ており、これを主催するロースクールは拡大も見込んでいる。 ・遊牧民に対する司法過疎対策・司法教育の両点においてフォローできる仕組みは意義が大きい。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・コンテナ型トラックを供与し、クリニックを設立。 ・モバイルリーガルクリニックの機能強化のための法教育・啓発活動の教材開発 ・牧畜民向けの司法教育も行う。
カウンターパート	司法省、NGO
受益者	法律扶助機関・一般市民
スキーム	無償資金協力、技術協力
日本の貢献（投入）	トラックのカスタマイズ、トラックの供与 法教育教材の開発・活用（日本司法書士連合会が作成した法教育の教材「相談のちから」「提案のちから」・福岡県司法書士会が作成した教材「解釈のちから」・法務省の小中高生向け教材・日本弁護士連合会のムービー・福井弁護士会や京都弁護士会の法教育素材など）
留意点	トラックの維持管理費、トラックの燃料費はカウンターパートが責任を持って予算化することを供与条件とする。

【OSC】

T-7	Integrated Justice Center (IJC) の支援
ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・Integrated Justice Center (IJC) という課題別ワンストップセンターの建物が High court のイニシアチブで、7 か所に設置されている。Dar es Salam に 2 か所の他 Dodoma, Morogoro, Mara, Kigoma, Arusha にある。2020 年から始動。IMF、MOCLA の支援。 ・弁護士会やパラリーガルセンターなどと協力し、Aid Centre offices, Gender Violence Desk, Family/Matrimonial Complain Desk, National prosecution and Private Advocate offices を設置。 ・しかしまだ人員配置が不十分であり、課題に応じたトレーニングも不十分。
支援内容	・これらのデスクの強化。トレーニング、人員配置、相談方法の多様化（オンライン活用など）。
カウンターパート	司法機関 (Judiciary)
受益者	要検討
スキーム	草の根技協もしくは個別専門家派遣
日本の貢献（投入）	日本の女性支援 NGO の知見
留意点	

13.2.3 ルワンダ

【パラリーガル】

R-1	調停人のトレーニング及びトレーニングへの ICT 活用
ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ調停である Abunzi とは別に裁判調停の制度が整備され、Certified Mediator (Abahouza) が調停人を務めている。彼らの能力強化が必要である (Abahouza は Abunzi と異なり Judiciary 傘下にある)。 ・現在はルワンダ大学が Abahouza に対する研修・単位提供などを行っている。
支援内容	調停人である Certified Mediator (Abahouza) のトレーニングマテリアル作り。
カウンターパート	ルワンダ大学法学部・司法省
受益者	調停人・調停の利用者
スキーム	技術協力プロジェクト、個別専門家派遣
日本の貢献 (投入)	調停の研修教材
留意点	

【ICT 化】

R-2	仲裁及び仲裁のトレーニングへの ICT 活用
ニーズ	現在仲裁は物理的に行われている。そのオンライン化及びトレーニングの強化を行えると良い。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・仲裁のオンライン化 ・仲裁トレーニングのオンライン化
カウンターパート	キガリ国際仲裁センター (Kigali International Arbitration Center)
受益者	弁護士、パラリーガル
スキーム	技術協力
日本の貢献 (投入)	日本商事仲裁協会 ²⁷⁷ の知見、JusticeHub アプリの知見
留意点	

R-3	JusticeHub アプリの拡充による法律扶助サービスの提供
ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・現在 JusticeHub は弁護士と被疑者・被告人のマッチングに使われているが、接見は物理的に行っている。また、被疑者・被告人は 2020 年 3 月以降家族との面会が許されていない。 ・JusticeHub のトレーニングを受けた法曹は多いが、一般市民向けの法教育は不十分。オンライン化もされていない。 ・現在 JusticeHub は刑事事件に限定されているが、実務に携わる弁護士からは民事事件への展開のニーズが挙がっている。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・民事事件へのマッチング・事件管理システムの応用 ・被疑者・被告人と家族の面会サービス (Online family visit) ・一般市民向けの人権の教育など司法教育にも活用 (E-learning の Certificate 作り)。 ・地域展開：他国でのトレーニング
カウンターパート	司法省、刑務所
受益者	刑事被疑者・被告人などの被收容者・その家族、警察・刑務所スタッフ

²⁷⁷ <https://www.jcaa.or.jp/>

スキーム	技術協力、課題別・第三国研修
日本の貢献（投入）	JusticeHub アプリ
留意点	

R-4	JusticeHub アプリの活用によるプロボノ実施モニタリング
ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士資格を更新するためにプロボノに従事する必要があるが、弁護士がプロボノに従事したかどうか把握する仕組みがない。 ・弁護士のプロボノに従事したかどうか把握する仕組みをオンライン化できると良い
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・アプリを通じたプロボノ（法律扶助）実施 ・プロボノ実施済みの弁護士の管理
カウンターパート	司法省・法律扶助局
受益者	弁護士
スキーム	技術協力
日本の貢献（投入）	JusticeHub アプリ
留意点	

【モバイルリーガルクリニック】

R-5	モバイルリーガルクリニック支援
ニーズ・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ルワンダでは NGO が司法キャラバンなどを行い、法律扶助・法律相談や遠隔地での法の啓発が実施されている。遠隔地での活動を拡大するために、トラックが求められている。法の啓発に関するコンテンツ支援（紙芝居）なども求められている。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・コンテナ型トラックを供与し、クリニックを設立。ケニア北東部の牧畜民向け司法教育にもなり、司法過疎対策にもなる。 ・モバイルリーガルクリニックの機能強化のための法教育・啓発活動の教材開発
カウンターパート	司法省、NGO
受益者	法律扶助機関・一般市民
スキーム	無償資金協力・技術協力
日本の貢献（投入）	<p>トラックのカスタマイズ、トラックの供与</p> <p>法教育教材の開発・活用（日本司法書士連合会が作成した法教育の教材「相談のちから」「提案のちから」・福岡県司法書士会が作成した教材「解釈のちから」・法務省の小中高生向け教材・日本弁護士連合会のムービー・福井弁護士会や京都弁護士会の法教育素材など）</p>
留意点	トラックの維持管理費、トラックの燃料費はカウンターパートが責任を持って予算化することを供与条件とする。

【OSC】

R-6	既存 OSC (Isange Center) の機能強化
ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・GBV の被害者支援を目的として地域の病院にワンストップセンター（Isange Center）が設置され、警察や RIB と協働して通報・照会、カウンセリングや治療等が行われている。 ・トールフリー番号もある。 ・一般市民向けの Sensitization は未だ不十分。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・病院ベース OSC と弁護士とのリンクを作り、司法の情報提供を拡充させる。

	・トレーニングや一般市民向けの Sensitization を拡充する。地域的な拡大も。
カウンターパート	警察・RIB (Rwanda Investigation Bureau)
受益者	女性・少女を中心とする GBV の被害者
スキーム	草の根技協もしくは個別専門家派遣
日本の貢献（投入）	日本の女性支援 NGO
留意点	

13.2.4 ザンビア

【パラリーガル】

Z-1	地方裁判所とチーフの連携強化
ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティの司法へのアクセスポイントは、成文法を根拠法とする地方裁判所と、慣習法を根拠法とするチーフ、また司法情報共有や調停を行うパラリーガルである。 ・ザンビアでは各チーフダムに地方裁判所が設置されているが、裁判官が慣習法を十分理解していない、チーフが裁判官を十分信用していない等、連携がうまく出来ていないという課題がある。 ・各アクターの能力強化と連携体制を強化することで、コミュニティレベルでの司法アクセス向上に繋がる。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地方裁判官、チーフ、パラリーガルへのトレーニング ・各アクターの連携の仕組みを導入する
カウンターパート	司法機関 (Judiciary) 実施機関 (NGO : Law and Development Association) パイロットプロジェクト実施機関でもある
受益者	コミュニティ（特に慣習法では不利な立場にある女性、少女）
スキーム	技術協力
日本の貢献（投入）	要確認
留意点	2011-15年にデンマーク (DIHR) が南部で同様のプロジェクトを実施し、その成果が確認されたため、他の地域での展開が期待されている。JICA 側の関心があれば、共同でプロジェクトを実施したいとの意向がある。

Z-2	パラリーガルの研修強化とモニタリング支援
ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・全国統一のパラリーガル育成カリキュラムとトレーニングマニュアルが作成されている。ただし、現在トレーナーに対する教育手法 (Teaching Methodology) の研修が不足している。 ・新法律扶助法により、法律扶助局 (LAB) にパラリーガルを登録し監督する役割が求められる。そのため、パラリーガルの質をモニタリングする仕組みが必要である。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・パラリーガルトレーニング内容の拡充 ・認定パラリーガルのモニタリング・評価の仕組み作り (パラリーガルの登録更新にリフレッシュ研修を行うなど)
カウンターパート	法律扶助局 (LAB) (TEVETA との連携による)
受益者	パラリーガル育成機関 (大学・NGO)、パラリーガル
スキーム	技術協力
日本の貢献（投入）	要確認

留意点	カリキュラムは、EU/GIZ が支援し NGO を含む関連機関の協議を踏まえて作成された。
-----	---

【ICT 化】

Z-3	GBV コールセンターの知見共有、関係機関との連携強化
ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2003 年から継続している GBV、子供支援コールセンターでは、問合せ内容の変化に対応した支援ノウハウが蓄積されている。 ・ ザンビアでは GBV の被害者に対するカウンセリング等の支援が複数機関で行われている。 ・ GBV 支援に取り組む機関とカウンセリング等のノウハウを共有することにより関係機関の能力強化に繋がる。 ・ 照会先の関係機関とのフォローアップは一部行われているが仕組みとして確立されている訳ではない。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ GBV に関する Q&A の関連機関への共有 ・ 関連機関のキャパシティビルディング ・ 関連機関との連携を強化し、Q&A の更新を行う ・ 照会後のフォローアップやフィードバックの仕組みの追加
カウンターパート	Lifeline Helpline Zambia
受益者	警察 VSU、学校、チーフ、NGO (最終的には、GBV 被害者、子供に裨益する)
スキーム	他国に展開する場合は、課題別研修や第三国研修 ザンビア国内の場合は、短期専門家派遣
日本の貢献 (投入)	法テラスの知見、タイ (メコン地域諸国) 人身取引対策のためのメコン地域ネットワーク強化プロジェクト (JICA) の知見など
留意点	

Z-4	JusticeHub アプリの活用による法律扶助サービスの提供
ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警察、刑務所、治安判事裁判所にパラリーガルが配置され、法律情報の提供や関係機関への照会を行っている。パラリーガルが相談を受け付けたもののうち、弁護士代理が必要となるケースについて弁護士ヘリファアーするツールとしてアプリの活用が考えられる。 ・ 新法律扶助法が執行されると、警察・刑務所において法律扶助への権利が通知される必要があるが、スタッフの知識が十分でない。警察・刑務所スタッフが法律関連情報にアクセスする手段としてアプリの活用が有益である。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ JusticeHub アプリの現地化 ・ 情報提供ツールの拡充 ・ パラリーガル、警察・刑務所スタッフへのアプリトレーニング
カウンターパート	法律扶助局 (LAB)、警察署 (ZPS)、刑務所 (ZCS)
受益者	パラリーガル、警察・刑務所スタッフ (最終的には、被疑者、拘留者、被告者に裨益する)
スキーム	技術協力
日本の貢献 (投入)	JusticeHub アプリ
留意点	

Z-5	JusticeHub アプリの活用によるプロボノ実施モニタリング
ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士資格を更新するためには、年間最低1案件はプロボノに従事する必要がある。 ・しかし、弁護士がプロボノに従事したかどうか把握する仕組みがない（現在は自己申請制）。 ・もう一つの更新要件である CPD トレーニングと合わせて管理できる仕組みが求められている。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・アプリを通じたプロボノ（法律扶助）実施 ・プロボノ実施済みの弁護士の管理 ・CPD トレーニングの受講の管理
カウンターパート	法律扶助局（LAB）、法律協会（LAZ）
受益者	弁護士
スキーム	技術協力
日本の貢献（投入）	JusticeHub アプリ
留意点	

Z-6	司法プロセスと司法情報アクセスの ICT 化支援プロジェクト
ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・刑事司法機関がスタンドアロンの e-case management system を導入しているが、今後機関を跨ぐ e-case flow management system にしていくという構想がある。 ・E-governance の取り組みの一環として国家レベルのポータルサイトが整備され、行政手続きに係る情報提供や申請手続き・支払い等が出来るようになっている。司法分野でも市民からのアクセスポイントを作りたいというニーズがある。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ルワンダの e-case flow management の仕組み（IECMS）を学ぶ研修 ・各機関のシステムを連携させる技術的支援（API 連結） ・e-case flow management の運用方法の研修 ・ポータルサイトへの司法情報の導入（市民の情報アクセス） ・事件申請当事者の事件フォローアップ機能を追加
カウンターパート	司法省（MOJ）、機関間連携（CCCI）、Smart Zambia Institute
受益者	刑事司法関係機関（裁判所：Judiciary、法律扶助局：LAB、国家検察局：NPA、警察署、刑務所）
スキーム	技術協力
日本の貢献（投入）	システム連携技術支援
留意点	

【OSC】

Z-7	GBV の被害者保護のための OSC と司法連携による機能強化
ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・GBV の被害者支援を目的として病院にワンストップセンター（OSC）が設置され、カウンセリングや治療、関連機関への照会が行われている（USAID の支援）。 ・警察所には被害者サポートユニット（VSU）が設立され、カウンセリングと関係機関への照会を行っている。現時点ではパラリーガルとの接点は限定的。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・病院ベース OSC と警察所ベース VSU とパラリーガルを連携させ、司法の情報提供や弁護士とのリンクを作る。 ・GBV 事例紹介や課題対応について、同地域へのチーフに対するフィードバックを行い、そ

	の後のトレーニングや Awareness Raising に繋げる
カウンターパート	法律扶助局 (Ministry of Gender, Health/警察署) 実施機関: NGO (NLACW、LRF)
受益者	女性・少女を中心とする GBV の被害者
スキーム	草の根技協 (女性・子供支援の NGO 例えばジョイセフなど) もしくは専門家派遣
日本の貢献 (投入)	NGO の知見など
留意点	病院ベースの OSC、村レベルの展開については、現在 UNDP (スウェーデンとアイルランド) が支援を行っているため、棲み分けが必要である。

13.2.5 マラウイ

【パラリーガル】

M-1	コミュニティパラリーガルの展開支援
ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の地域ではコミュニティパラリーガル (Village Mediator) の育成が行われており、コミュニティにおける紛争解決のファーストコンタクトとして重要な役割を果たしている。 ・現時点では、支援地域に限られており、またリフレッシュ研修が十分に行われていない。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティパラリーガルモデルの地方展開 ・トレーナー研修、リフレッシュ研修 (Q&A 作成)
カウンターパート	法律扶助局、PASI (実施機関)
受益者	コミュニティ
スキーム	技術協力
日本の貢献 (投入)	調停の研修教材
留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・EU/UNDP との地域的な棲み分けを行う ・JICA としては、不足しているリフレッシュ研修の提供での協力が有用であると思われる

M-2	調停トレーニングコースの導入
ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・政府公認の研修機関がパラリーガル研修コース (16 週間) を提供しているが、調停トレーニングは含まれていない。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・パラリーガルや村長に対する調停スキルの研修マテリアル (JICA と PASI のマテリアルの統合も一案と思われる) ・トレーナー育成
カウンターパート	Staff Development Institute (SDI)
受益者	パラリーガル
スキーム	短期専門家
日本の貢献 (投入)	調停の研修教材
留意点	過去にドナーの支援で、TA や村長に対する 1 年間のコースが提供されていたが、コース費用や交通費等の支援がなくなると継続できなかった。予算をどう確保するかは課題。

M-3	パラリーガルの活用促進・拡大を目指した各国の知見共有
ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・マラウイでは、業務範囲を限定したうえでパラリーガルでも代理弁護を認めたいという議論がある。 ・地域ワークショップ参加者から、アフリカ諸国（タンザニア、ザンビア）のパラリーガルの業務範囲について学びたいという希望が出された。 ・パラリーガルの活用について他国事例を踏まえて議論するワークショップの開催は一定の効果があると考えられる。
支援内容	パラリーガルの業務範囲とその効果について各国事例を紹介する研修
カウンターパート	各国司法省
受益者	司法関係機関（司法省、MOJ、裁判所：Judiciary、法律扶助局：LAB、法律協会：LAZ）
スキーム	課題別研修、第三国研修
日本の貢献（投入）	要検討
留意点	

【ICT化】

M-4	JusticeHub アプリの活用による法律扶助サービスの提供
ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・UNDP の支援を受け、22 県の警察、刑務所、治安判事裁判所にパラリーガルが配置され、法律情報の提供や関係機関への照会を行っている。パラリーガルが相談を受け付けたものうち、弁護士代理が必要となる弁護士ヘリファアーするツールとしてアプリの活用が考えられる。
支援内容	JusticeHub の現地化とパラリーガルへのアプリ活用トレーニング
カウンターパート	法律扶助局（LAB）
受益者	被疑者、拘留者、被告人
スキーム	技術協力
日本の貢献（投入）	JusticeHub アプリ
留意点	

M-5	司法分野の ICT 化に向けた研修（ルワンダによる第三国研修）
ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・マラウイでは司法プロセスにおける ICT 化の活用が遅れている。既に e-case management が導入されている裁判所でも有効に活用されていないという課題がある。地域ワークショップにて、ルワンダの IECMS 事例を学びたいという高い関心が示された。
支援内容	ルワンダの ICEM 事例についての研修
カウンターパート	ルワンダ司法省
受益者	マラウイ司法関係機関（裁判所：Judiciary、法律扶助局：LAB、国家検察局：DPP）
スキーム	課題別研修、第三国研修
日本の貢献（投入）	要検討
留意点	

【モバイルリーガルクリニック】

M-6	モバイルリーガルクリニック支援
ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・法律扶助局（LAB）は、地方事務所に駐在する弁護士の移動手段がないために、遠隔地での法律扶助ニーズに対応できていないという課題がある。

	<ul style="list-style-type: none"> ・オンブズマンがモバイルリーガルクリニックにより、遠隔地域での市民教育と問題の特定・解決を行っている。EU/UNDP のドナー支援を受けているが、予算の関係で活動は四半期に一度のみ。 ・またコミュニティボランティアを活用した市民教育なども行っている。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・車両の供与により、遠隔地域での市民教育、コミュニティボランティア育成、司法関係機関（警察や裁判所）への啓発を行う。 ・モバイルリーガルクリニックの機能強化のための法教育・啓発活動の教材開発
カウンターパート	<ul style="list-style-type: none"> ・法律扶助局 ・オンブズマン（司法アクセス関連では、警察署や裁判所の不当な対応や手続き遅延などの問題を取扱う） ・市民教育については、National Institute of Civic Education とも連携（法律扶助局、法律協会などとも MOU を結び協力している）
受益者	司法関連機関・一般市民
スキーム	無償資金協力、技術協力
日本の貢献（投入）	トラックのカスタマイズ、トラックの供与 法教育教材の開発・活用（日本司法書士連合会が作成した法教育の教材「相談のちから」「提案のちから」・福岡県司法書士会が作成した教材「解釈のちから」・法務省の小中高生向け教材・日本弁護士連合会のムービー・福井弁護士会や京都弁護士会の法教育素材など）
留意点	トラックの維持管理費、トラックの燃料費はカウンターパートが責任を持って予算化することを供与条件とする。

【OSC】

M-7	GBV の被害者保護のための OSC と司法連携による機能強化
ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・GBV の被害者支援を目的として県病院にワンストップセンター（OSC）が設置され、児童保護員、社会福祉員、医師・看護師、警察官によるカウンセリングや治療、通報等が行われている。また、NGO との連携によりパラリーガルとの連携が図られている。 ・警察所には被害者サポートユニット（VSU）が設立され、カウンセリングと関係機関への照会を行っている。現時点ではパラリーガルとの接点は限定的。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・病院ベース OSC と警察所ベース VSU とパラリーガルの連携を強化し、司法の情報提供や弁護士とのリンクを作る ・GBV 事例紹介や課題対応について、同地域へのチーフに対するフィードバックを行い、トレーニングや Awareness Raising に繋げる
カウンターパート	法律扶助局（Ministry of Gender, Health／警察署との連携が必要） 実施機関は NGO（WOLREC、CHREAA）
受益者	女性・少女を中心とする GBV の被害者
スキーム	草の根技協（女性・子供支援の NGO 例えばジョイセフなど）もしくは専門家派遣
日本の貢献（投入）	NGO の知見など
留意点	病院ベースの OSC については、過去に UNICEF から支援を受けている。

13.2.6 コートジボワール

【パラリーガル】

C-1	パラリーガルの制度化・能力強化支援
ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・コートジボワールでは、司法クリニックが正式に司法省傘下の組織となった場合、司法クリニックのスタッフをパラリーガルとして認定する仕組みが必要になると想定される。 ・マラウイの ACE-AJ などが有する豊富なネットワークや情報から、パラリーガルの制度や能力強化の事例を学び、それらを参考にすることは意義がある。
支援内容	他国のパラリーガルの制度の紹介、パラリーガルの研修教材の共有、研修の実施支援
カウンターパート	African Center of Excellence for Access to Justice (ACE-AJ)
受益者	司法省 DACP、司法クリニックのスタッフ
スキーム	課題別研修、第三国研修
日本の貢献（投入）	要検討
留意点	司法クリニックが司法省傘下の公的な組織になる時期を確認する。

【ICT化】

C-2	司法分野の ICT 化に向けた研修（ルワンダによる第三国研修）
ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ワークショップにて、ルワンダの IECMS 事例を学びたいという高い関心が示された。 ・コートジボワールでは、e-filing、e-case management のシステムが全国で導入されておらず、裁判所に足を運ばなければ、各種情報にアクセスできない状況である。e-filing、e-case management を導入することで、裁判所までの移動時間及びコストを削減でき、裁判の迅速化促進にも役立つ。また、情報の透明性を確保でき、汚職防止にも貢献することが期待される。 ・RBJ が運営する JusticeHub の仕組み、活用事例を学び、自国での展開を検討する。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ルワンダの IECMS 事例についての研修 ・RBJ が運営する JusticeHub の機能把握、活用事例の視察 ・(帰国後：Country level) 各国において、帰国研修員フォローアップ協力で、システム導入の小規模パイロットプロジェクトを支援する。
カウンターパート	ルワンダ司法省、RBJ
実施機関	ルワンダ司法省、RBJ
受益者	各国司法関係機関、NGO
スキーム	課題別研修、第三国研修
日本の貢献（投入）	<ul style="list-style-type: none"> ・第三国研修：ルワンダへの研修員の派遣費用、ルワンダでの研修費用 ・システム開発支援
留意点	<p>システム維持管理費は司法省が責任を持って確保する。</p> <p>ICT 機材の整備・維持管理は司法省が責任を持って実施する。</p>

C-3	コールセンター普及支援
ニーズ	コートジボワール司法省が運営するコールセンターについて、他の仏語圏アフリカ諸国より、コートジボワールの経験を学び、自国で展開したいとの関心が示されている。また、コールセンターが作成している Q&A を参考にしたいと、仏語圏アフリカだけではなく英語圏アフリカの法律扶助事務局やパラリーガル養成機関からも関心が寄せられている。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仏語圏アフリカ諸国から研修員を受け入れ、コールセンターの設置準備、オペレーター育成、Q&A の更新、受電内容の分析などコールセンターの設置から運営に関する一連の業務及び経験を技術移転する。 ・ コールセンターの Q&A を英訳する支援を実施し、仏語圏だけではなく、英語圏の関連機関に共有する。
カウンターパート	コートジボワール司法省民事・刑事局 (DACP)
実施機関	コートジボワール司法省民事・刑事局 (DACP)
受益者	コールセンター：仏語圏アフリカ諸国の司法省関係者 Q&A 英訳版：英語圏アフリカの法律扶助事務局、パラリーガル養成機関
スキーム	第三国研修
日本の貢献（投入）	第三国研修の実施・運営の財政的・技術的支援 コールセンターの導入費用 Q&A 翻訳費用
留意点	トールフリー番号の取得は容易ではないため、Facebook や WhatsApp などの無料のコミュニケーションツールを組み合わせた柔軟な運営を検討する。また、持続性を確保するため、コールセンターの機材の維持管理費やオペレーターの人件費は、司法省が責任を持って負担することを前提に支援を実施する。その他、Q&A の著作権、共有範囲については、あらかじめ規定を設ける。

【モバイルリーガルクリニック】

C-4	モバイルリーガルクリニック支援
ニーズ	・ コートジボワールでは、司法クリニックにより、トラックを改造したモバイルリーガルクリニックにより、遠隔地での法の啓発や法律相談が実施されている。しかし、トラックは全ての司法クリニックに配置されておらず、遠隔地での活動を拡大するために、トラックの増加が求められている。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ モバイルリーガルクリニック用のトラックが配置されていない司法クリニックに対し、モバイルリーガルクリニックの実施用にカスタマイズしたトラックを供与する。 ・ モバイルリーガルクリニックの機能強化のための法教育・啓発活動の教材開発
カウンターパート	司法省民事・刑事局 (DACP)
実施機関	調達代理機関 (JICS 等)
受益者	司法クリニックをはじめとする法律扶助機関、一般市民
スキーム	無償資金協力、技術協力
日本の貢献（投入）	トラックのカスタマイズ、トラックの供与 法教育教材の開発・活用（日本司法書士連合会が作成した法教育の教材「相談のちから」「提案のちから」・福岡県司法書士会が作成した教材「解釈のちから」・法務省の小中高生向け教材・日本弁護士連合会のムービー・福井弁護士会や京都弁護士会の法教育素材など）

留意点	トラックの維持管理費、トラックの燃料費は司法省が責任を持って予算化することを供与条件とする。
-----	--

【OSC】

C-5	GBV の被害者保護のためのプラットフォーム機能の強化と拡大
ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・ GBV における関連機関の連携・協力のプラットフォームの設置が一部の地域に留まっているが、同プラットフォームのニーズは全国に存在する。 ・ 医療や心理ケアを含めたプラットフォームの設置拡大を支援し、GBV 被害者保護を強化することは有益である。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ GBV プラットフォームの設置地域を拡大する。 ・ GBV プラットフォーム関係者の能力強化研修を実施する。 ・ 既存の GBV プラットフォームに、医療や心理ケアを含めたより包括的なプラットフォームを形成する。
カウンターパート	司法省民事刑事局 (DACP)、内務・治安省、女性・家族・子供省、保健省 (GBV 被害者支援プラットフォーム)
受益者	女性・少女を中心とする GBV の被害者
スキーム	技術協力、草の根技協 (女性・子供支援の NGO 例えばジョイセフなど)
日本の貢献 (投入)	女性支援や GBV 被害者支援に取り組む NGO
留意点	関係機関が多岐に渡るため、各カウンターパートの役割を明確にする必要がある。

13.2.7 ニジェール

【ICT 化】

N-1	司法分野の ICT 化に向けた研修 (ルワンダによる第三国研修)
ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域ワークショップにて、ルワンダの IECMS 事例を学びたいという高い関心が示された。 ・ ニジェールでは、e-filing、e-case management のシステムが全国で導入されておらず、裁判所に足を運ばなければ、各種情報にアクセスできない状況である。e-filing、e-case management を導入することで、裁判所までの移動時間及びコストを削減でき、裁判の迅速化促進にも役立つ。また、情報の透明性を確保でき、汚職防止にも貢献することが期待される。 ・ RBJ が運営する JusticeHub の仕組み、活用事例を学び、自国での展開を検討する。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ ルワンダの IECMS 事例についての研修 ・ RBJ が運営する JusticeHub の機能把握、活用事例の視察 ・ (帰国後：Country level) 各国において、帰国研修員フォローアップ協力で、システム導入の小規模パイロットプロジェクトを支援する。
カウンターパート	ルワンダ司法省、RBJ
実施機関	ルワンダ司法省、RBJ
受益者	司法省、裁判所、NGO
スキーム	課題別研修、第三国研修
日本の貢献 (投入)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第三国研修：ルワンダへの研修員の派遣費用、ルワンダでの研修費用 ・ システム開発支援
留意点	システム維持管理費は司法省が責任を持って確保する。

	ICT 機材の整備・維持管理は司法省が責任を持って実施する。
--	--------------------------------

N-2	コールセンター普及支援（コートジボワールによる第三国研修）
ニーズ	ニジェールでは、司法分野に関するコールセンターは設置されていないが、コートジボワールの事例に学び、自国への導入を検討する機会を設けることは有益である。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・仏語圏アフリカ諸国から研修員を受け入れ、コールセンターの設置準備、オペレーター育成、Q&A の更新、受電内容の分析などコールセンターの設置から運営に関する一連の業務及び経験を技術移転する。 ・コールセンターの Q&A を英訳する支援を実施し、仏語圏だけではなく、英語圏の関連機関に共有する。
カウンターパート	コートジボワール司法省民事・刑事局（DACP）
実施機関	コートジボワール司法省民事・刑事局（DACP）
受益者	コールセンター：仏語圏アフリカ諸国の司法省関係者 Q&A 英訳版：英語圏アフリカの法律扶助事務局、パラリーガル養成機関
スキーム	第三国研修
日本の貢献（投入）	第三国研修の実施・運営の財政的・技術的支援 コールセンターの導入費用 Q&A 翻訳費用
留意点	トールフリー番号の取得は容易ではないため、Facebook や WhatsApp などの無料のコミュニケーションツールを組み合わせた柔軟な運営を検討する。また、持続性を確保するため、コールセンターの機材の維持管理費やオペレーターの人件費は、司法省が責任を持って負担することを前提に支援を実施する。その他、Q&A の著作権、共有範囲については、あらかじめ規定を設ける。

【モバイルリーガルクリニック】

N-3	モバイルリーガルクリニック支援
ニーズ	・ニジェールは、国土が広大で人口密度が低く、また移動が多い遊牧民や牧畜民も存在する。モバイルリーガルクリニックを導入することで、司法過疎地や遊牧民・牧畜民への法の啓発、法律相談の実施を効果的・効率的に促進できる。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・モバイルリーガルクリニック用のトラックが配置されていない司法クリニックに対し、モバイルリーガルクリニックの実施用にカスタマイズしたトラックを供与する。 ・モバイルリーガルクリニックの機能強化のための法教育・啓発活動の教材開発
カウンターパート	国家司法支援・法律扶助事務局（ANAJJ）
実施機関	調達代理機関（JICS 等）
受益者	ANAJJ をはじめとする法律扶助機関、一般市民
スキーム	無償資金協力、技術協力
日本の貢献（投入）	トラックのカスタマイズ、トラックの供与 法教育教材の開発・活用（日本司法書士連合会が作成した法教育の教材「相談のちから」「提案のちから」・福岡県司法書士会が作成した教材「解釈のちから」・法務省の小中高生向け教材・日本弁護士連合会のムービー・福井弁護士会や京都弁護士会の法教育素材など）

留意点	トラックの維持管理費、トラックの燃料費は司法省が責任を持って予算化することを供与条件とする。
-----	--

13.2.8 セネガル

【ICT化】

S-1	司法分野の ICT 化に向けた研修（ルワンダによる第三国研修）
ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ワークショップにて、ルワンダの IECMS 事例を学びたいという高い関心が示された。 ・セネガルでは、e-filing、e-case management のシステムが全国で導入されておらず、裁判所に足を運ばなければ、各種情報にアクセスできない状況である。e-filing、e-case management を導入することで、裁判所までの移動時間及びコストを削減でき、裁判の迅速化促進にも役立つ。また、情報の透明性を確保でき、汚職防止にも貢献することが期待される。 ・RBJ が運営する JusticeHub の仕組み、活用事例を学び、自国での展開を検討する。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ルワンダの IECMS 事例についての研修 ・RBJ が運営する JusticeHub の機能把握、活用事例の視察 ・（帰国後：Country level）各国において、帰国研修員フォローアップ協力で、システム導入の小規模パイロットプロジェクトを支援する。
カウンターパート	ルワンダ司法省、RBJ
実施機関	ルワンダ司法省、RBJ
受益者	司法省、裁判所、NGO
スキーム	課題別研修、第三国研修
日本の貢献（投入）	<ul style="list-style-type: none"> ・第三国研修：ルワンダへの研修員の派遣費用、ルワンダでの研修費用 ・システム開発支援
留意点	<p>システム維持管理費は司法省が責任を持って確保する。</p> <p>ICT 機材の整備・維持管理は司法省が責任を持って実施する。</p>

S-2	コールセンター普及支援（コートジボワールによる第三国研修）
ニーズ	セネガルでは、司法分野に関するコールセンターは設置されていないが、コートジボワールの事例に学び、自国への導入を検討する機会を設けることは有益である。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・仏語圏アフリカ諸国から研修員を受け入れ、コールセンターの設置準備、オペレーターの育成、Q&A の更新、受電内容の分析などコールセンターの設置から運営に関する一連の業務及び経験を技術移転する。 ・コールセンターの Q&A を英訳する支援を実施し、仏語圏だけではなく、英語圏の関連機関に共有する。
カウンターパート	コートジボワール司法省民事・刑事局（DACP）
実施機関	コートジボワール司法省民事・刑事局（DACP）
受益者	<p>コールセンター：仏語圏アフリカ諸国の司法省関係者</p> <p>Q&A 英訳版：英語圏アフリカの法律扶助事務局、バラリーガル養成機関</p>
スキーム	第三国研修
日本の貢献（投入）	<p>第三国研修の実施・運営の財政的・技術的支援</p> <p>コールセンターの導入費用</p>

	Q&A 翻訳費用
留意点	トールフリー番号の取得は容易ではないため、Facebook や WhatsApp などの無料のコミュニケーションツールを組み合わせた柔軟な運営を検討する。また、持続性を確保するため、コールセンターの機材の維持管理費やオペレーターの人件費は、司法省が責任を持って負担することを前提に支援を実施する。その他、Q&A の著作権、共有範囲については、あらかじめ規定を設ける。

【モバイルリーガルクリニック】

S-3	モバイルリーガルクリニック支援
ニーズ	・セネガルでは、司法ハウスにモバイルリーガルクリニックを供与することで、司法ハウスの活動範囲を拡大することが可能である。
支援内容	・モバイルリーガルクリニック用のトラックが配置されていない司法クリニックに対し、モバイルリーガルクリニックの実施用にカスタマイズしたトラックを供与する。 ・モバイルリーガルクリニックの機能強化のための法教育・啓発活動の教材開発
カウンターパート	司法アクセス促進とコミュニティジャスティス局 (DJPPAD)
実施機関	調達代理機関 (JICS 等)
受益者	司法ハウスをはじめとする法律扶助機関、一般市民
スキーム	無償資金協力、技術協力
日本の貢献 (投入)	トラックのカスタマイズ、トラックの供与 法教育教材の開発・活用 (日本司法書士連合会が作成した法教育の教材「相談のちから」「提案のちから」・福岡県司法書士会が作成した教材「解釈のちから」・法務省の小中高生向け教材・日本弁護士連合会のムービー・福井弁護士会や京都弁護士会の法教育素材など)
留意点	トラックの維持管理費、トラックの燃料費は司法省が責任を持って予算化することを供与条件とする。

13.2.9 地域レベル

【パラリーガル】(東部アフリカ)

A-1	AJS の法律扶助機関・パラリーガルのプラットフォーム構築
ニーズ	・アフリカ諸国 (東アフリカ) では各国で AJS・コミュニティパラリーガルの取り組みが行われているが、他国の事例を参照し適用・応用する仕組みがない。 ・AJS の法律扶助機関・コミュニティパラリーガルのベストプラクティスやトレーニングマテリアルを集約したプラットフォームを構築することで、地域でのコミュニティパラリーガルの効果向上を図る。
支援内容	・各国の情報収集の支援 ・AJS の法律扶助機関・コミュニティパラリーガルベストプラクティスの E-Library 化 ・トレーニングマテリアルの取り纏め
カウンターパート	East African Legal Aid Network Conference East African and Horn of Africa Paralegal Network 東アフリカ・アフリカの角地域がメンバー国。各国司法省・NGO がメンバー。
受益者	AJS 法律扶助サービス提供者・コミュニティパラリーガル
スキーム	技術協力プロジェクト、第三国研修

日本の貢献（投入）	情報収集員派遣 E-library システム導入 調停の研修教材
留意点	2020 年より活動を開始した新しいイニシアチブ。 現在 SADC Legal Aid Network と連携を考えているが、African Center of Excellence for Access to Justice (ACE-AJ) との連携の方が分野としては近い。

【パラリーガル】（東・南・西部アフリカ）

A-2	コミュニティパラリーガルに関するプラットフォーム構築
ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・アフリカ諸国では各国でコミュニティパラリーガルの取り組みが行われているが、他国の事例を参照し適用・応用する仕組みがない。 ・コミュニティパラリーガルのベストプラクティスやトレーニングマテリアルを集約したプラットフォームを構築することで、地域でのコミュニティパラリーガルの効果向上を図る。 ・西アフリカ仏語圏では、パラリーガルが東南部アフリカほど定着していないが、徐々にパラリーガルの制度化が進められている。 ・African Center of Excellence for Access to Justice (ACE-AJ) が有するパラリーガルのネットワークや研修教材は、西アフリカ仏語圏におけるパラリーガルの制度化や人材育成に効果的に活用可能である。他方、同センターと仏語圏との連携を強化するためには、研修教材の仏語翻訳や会議での英仏通訳の確保が求められる。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティパラリーガルベストプラクティスの E-Library 化 ・トレーニングマテリアルの取り纏め及び仏語化
カウンターパート	African Center of Excellence for Access to Justice (ACE-AJ) 南、東、西アフリカ諸国のパラリーガル支援 NGO をメンバーに持つ。
受益者	コミュニティパラリーガルを活用する法律扶助サービス提供者
スキーム	技術協力プロジェクト、第三国研修
日本の貢献（投入）	E-library システム導入 調停の研修教材 研修教材の仏語翻訳 会議での英仏通訳
留意点	2017 年設立の新しい組織。

【ICT 化】（東・南・西部アフリカ）

A-3	司法分野の ICT 化に向けた研修
ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・東・南部アフリカ各国で電子事件管理システム (e-case management system) が導入されつつあるが、十分に活用されていない場合も多く、地域ワークショップにてルワンダの IECMS 事例を学びたいという高い関心が示された。 ・西部アフリカ各国では、e-filing、e-case management のシステムが全国で導入されておらず、裁判所に足を運ばなければ、各種情報にアクセスできない状況である。e-filing、e-case management を導入することで、裁判所までの移動時間及びコストを削減でき、裁判の迅速化促進にも役立つ。また、情報の透明性を確保でき、汚職防止にも貢献することが期待される。 ・RBJ が運営する JusticeHub の仕組み、活用事例を学び、自国での展開を検討する。

支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ルワンダの IECMS 事例についての研修 ・RBJ が運営する JusticeHub の機能把握、活用事例の視察 ・(帰国後：Country level) 各国において、帰国研修員フォローアップ協力で、システム導入の小規模パイロットプロジェクトを支援する。
カウンターパート	ルワンダ司法省、RBJ
実施機関	ルワンダ司法省、RBJ
受益者	各国司法関係機関、NGO
スキーム	課題別研修、第三国研修
日本の貢献（投入）	<ul style="list-style-type: none"> ・第三国研修：ルワンダへの研修員の派遣費用、ルワンダでの研修費用 ・システム開発支援
留意点	<p>システム維持管理費は司法省が責任を持って実施する。</p> <p>ICT 機材の整備・維持管理は司法省が責任を持って実施する。</p>

【その他】（西部アフリカ）

A-4	法律相談・法律扶助促進地域ネットワーク構築支援
ニーズ	アフリカ諸国では、司法アクセスを阻害する課題は類似しているが、各国での司法アクセス改善の取り組みは多様である。定期的な意見交換の場を設け、各国の取り組みを協議し、それらをアーカイブし、自国での取り組みに役立てることは、司法アクセスの改善に有益である。また、司法アクセスの改善に果たす NGO の役割は大きく、司法省と NGO のパートナーシップの構築も重要である。しかし、定期会合を行うための会議費用、会議のロジスティック、グッドプラクティスのアーカイブ化、ネットワーク形成のための技術的・資金的支援、が必要である。
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・年に2-3回のウェブ会議 ・年に1回の対面会議と現地視察（グッドプラクティス）の実施支援 ・グッドプラクティスのアーカイブ ・ネットワーク構築支援
カウンターパート	各国司法省司法アクセス担当局
実施機関	ネットワーク拠点国（コートジボワール司法省）
受益者	各国司法省司法アクセス担当者、NGO
スキーム	技術協力プロジェクト、個別専門家派遣
日本の貢献（投入）	会議費用の支援、グッドプラクティスのアーカイブ、ネットワーク構築のための後方支援
留意点	拠点となるコートジボワールに事務的作業を担う担当者を配置する。